

【公開版】

提出年月日	令和2年7月17日 R21
日本原燃株式会社	

M O X 燃料加工施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

目 次

1 章 基準適合性

1. 全般事項

1. 1 重大事故等対策における要求事項

1. 1. 1 重大事故等の発生を防止するための手順等

1. 1. 2 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

1. 2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の 衝突その他テロリズムへの対応

2. 特有事項

2. 1 重大事故等対策における要求事項

2. 1. 1 臨界事故に対処するための手順等

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対 処するための手順等

2. 1. 3 その他の事故に対処するための手順等

2. 1. 4 共通事項

2. 1. 5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制する ための手順等

2. 1. 6 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給 手順等

2. 1. 7 電源の確保に関する手順等

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等

2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

2. 1. 10 通信連絡に関する手順等

2. 2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の 衝突その他のテロリズムへの対応

2 章 補足説明資料

1. 全般事項

重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

【要求事項】

加工施設において、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第 22 条第 1 項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。

なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。

【要求事項の解釈】

要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。

なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故等の発生の防止及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、事業許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて手順等が適切に整備されなければならない。

また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものでなく、要求事項に照らして十分な保安水準

が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合若しくは大規模損壊が発生した場合における重大事故等対処設備に係る事項，復旧作業に係る事項，支援に係る事項及び手順書の整備，教育，訓練の実施及び体制の整備を考慮し，当該事故等に対処するために必要な手順書の整備，教育，訓練の実施及び体制の整備等運用面での対策を行う。

MOX燃料加工施設は，各処理が独立し，異常が発生したとしても事象の範囲は当該処理単位に限定される。また，取り扱う核燃料物質は，化学的に安定な酸化物であり，焼結処理，焙焼処理及び一部の分析作業を除いて，化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスはなく，さらにMOXの崩壊熱がMOX燃料加工施設に与える影響は小さい。

MOX燃料加工施設では，平常運転時においては従事者への作業安全を考慮し，燃料加工建屋，工程室，グローブボックスの順に気圧を低くすることで，放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とし，施設内の状態監視を実施しているが，

上述したMOX燃料加工施設の特徴を考慮すると、外部電源の喪失又は全交流電源の喪失が発生したとしても、全工程が停止し、核燃料物質は静置され安定な状態となるため、MOX燃料加工施設の外部への放射性物質の放出には至らない。

このため、大きな事故に進展するおそれのある事象が発生した際は、必要に応じて全工程停止及び全送排風機を停止し、地下階においてグローブボックス等内にMOX粉末を静置させることで、核燃料物質を安定な状態に導くことができる。

「第 15 条 設計基準事故の拡大の防止」において、露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有している 8 基のグローブボックスのうち 1 基のグローブボックスにおいて単独で火災が発生、グローブボックス内のMOX粉末が飛散し、火災の駆動力で外部に放射性物質が放出される事象を設計基準事故として選定した。

「第 22 条 重大事故等の拡大の防止等」において、特定されたMOX燃料加工施設における重大事故は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失であり、露出したMOX粉末を取り扱い、重大事故の発生を仮定するグローブボックスで火災が発生し、設計基準として機能を期待する感知・消火機能が、外的事象の「地震」又は内的事象の「動的機器の多重故障」で喪失することにより火災が継続し、核燃料物質が火災により発生する気流によって気相中へ移行し、放射性物質が環境へ放出されることである。

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失への対処として、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の第二十二

条及び第二十九条に規定される要求を満足する重大事故等の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

設計基準対象施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能，グローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合には，重大事故等の発生防止対策として，核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態を維持し，火災の発生を未然に防止するため，気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機，工程室排風機，グローブボックス排風機，送風機及び室素循環ファン並びに燃料加工建屋の非管理区域の換気・空調を行う設備（以下「全送排風機」という。）の停止，全工程停止及び火災源を有するグローブボックス内機器の動力電源を選択的に遮断する。

また，安全系監視制御盤において，設計基準対象施設の消火機能の一部であるグローブボックス排風機の多重故障による消火機能の機能喪失を確認した場合には，連動して停止する設計としている工程室排風機も含めて設備が停止していることを確認するとともに，外部への放射性物質の放出を防止するという観点で，上述の対策に加えて，発生防止対策として，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断するため，地上1階の中央監視室で，グローブボックス排風機排気閉止ダンパ及び工程室排風機排気閉止ダンパを遠隔閉止する。

上記の対策は，火災の確認ができない場合においても，核燃料物質を静置させ，火災の影響を受けるMOX粉末の対象を限定すること及び新たな火災の発生を防止することを目

的として実施するものであり、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めに直接寄与するものではないが、発生防止対策として位置づけ、手順等の詳細は、「1. 1. 1 重大事故等の発生を防止するための手順等」にて示す。

上記の発生防止対策と並行し、火災状況確認用温度計の指示値が60℃を超える場合は、当該グローブボックスで火災が発生していると判断し、拡大防止対策として、外部への放射性物質の放出を可能な限り防止するため、速やかにグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを手動閉止し、火災の発生が確認されたグローブボックスに対して、中央監視室近傍から、遠隔手動操作により、消火剤を放出することで火災を消火する。

重大事故発生時において、中央監視室の安全系監視制御盤や監視制御盤による操作等が可能な場合は、中央監視室の盤において、火災状況確認用温度計の指示値を火災状況確認用温度表示装置により確認するとともに、中央監視室の安全系監視制御盤等から遠隔消火装置の遠隔操作による起動、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔操作による閉止を行う。

重大事故等の発生を防止するための手順について、「1. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」、「2. 1. 5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」、「2. 1. 6 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等」、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」、「2. 1. 8 監視測定等に関する

る手順等」，「2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」及び「2. 1. 10 通信連絡に関する手順等」にて示す。

重大事故等対処設備に係る切替えの容易性，アクセスルート確保，復旧作業としての予備品の確保及び支援に関する事項については，「2. 1. 4 共通事項」にて示す。

「2. 2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」については，「2. 1. 1 臨界事故に対処するための手順等」から「2. 1. 10 通信連絡に関する手順等」に示した重大事故等の対応手順を基に，大規模な損壊が発生した様々な状況においても，事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し，大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。

なお，重大事故等への対処に係る体制の整備に当たっては，MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから，効果的な重大事故等対策を実施し得るようするため，非常時対策組織を一体化し，重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

また，重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づくMOX燃料加工施設保安規定等において規定する。

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については，「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の

発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「事業許可基準規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」及び「重大事故等対策の手順の概要」，「重大事故等対策における操作の成立性」を含めて手順等を適切に整備する。

また，重大事故等対処に必要な手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備の詳細については，「1. 1. 2 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」にて示す。

「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」，「重大事故等対策の手順の概要」及び「重大事故等対策における操作の成立性」については，「2. 1. 1 臨界事故に対処するための手順等」から「2. 1. 10 通信連絡に関する手順等」にて示す。

なお，「2. 1. 1 臨界事故に対処するための手順等」については，設計上定める条件より厳しい条件においても臨界事故の発生が想定されないことから，臨界事故に対処するための手順等は不要である。また，「2. 1. 3 その他の事故に対処するための手順等」については，MOX燃料加工施設において，その他の事故に該当する事象はないことから，手順等は不要である。

1. 1 重大事故等対策における要求事項

1. 1. 1 重大事故等の発生を防止するための手順等

【要求事項】

加工事業者において、重大事故等の発生を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 加工施設における「重大事故等の発生を防止するために必要な手段等」とは、核燃料物質の種類、取扱量、形態等の特徴を考慮して、重大事故等の発生を防止するための対策として、実行可能なもので有効な効果が期待できるものをいい、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

(1) 臨界事故の発生を防止するための対策

- ・未臨界維持に関する管理手順の一層の強化対策
- ・核燃料物質を溶液で取り扱う場合には、臨界事故を予防する観点で中性子吸収材をあらかじめ投入するための対策
- ・核燃料物質を収納した設備・機器に水が浸入することを可能な限り防止する対策
- ・核燃料物質の想定外の移動を物理的に防止する対策等

(2) 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策

- ・核燃料物質を、可能な限り、苛酷な火災、浸水、衝

撃等の条件下でも健全性が確保された輸送容器（外容器付）により貯蔵する対策

- ・大規模な自然災害が発生したときに，速やかに工程を停止（六ふっ化ウラン（ UF_6 ）シリンダの加熱の停止や焼結炉の水素供給の停止等）する対策
- ・設備・機器から核燃料物質が漏えい・飛散したときに，速やかに漏えい箇所を閉止する対策
- ・漏えいした核燃料物質を回収する対策 等

（3）その他の事故の発生を防止するための対策

2 また，上記の対策の内容に応じて，重大事故等対処に必要な資機材の整備，手順書の整備，訓練の実施，体制の整備を行う。なお，重大事故等対処に必要な設備又は資機材の検討に当たっては，対策が確実に機能し，対策に必要な容量，保管場所，自然災害等に対する健全性の確保，重大事故等時の作業環境やアクセスルート等について適切に考慮すること。

3 重大事故等時における現場の作業環境について，放射線業務従事者の作業安全を確保できるものであること（ UF_6 を取り扱う施設については， UF_6 の漏えいに伴う作業環境（建物内外）への化学的影響を含む）。

（1）重大事故等の発生を防止するための手順

MOX燃料加工施設における重大事故等の発生を防止するため，事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できる手順を整備する。

手順書には，活動に必要な現場の作業環境の測定

データ等の情報を明確にし，これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。

臨界事故については，「22条：重大事故等の拡大の防止等 3. 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」において，設計上定める条件より厳しい条件においても臨界事故の発生が想定されないことから手順等は不要である。

また，MOX燃料加工施設において，その他の事故に該当する事象はないため，手順等は不要である。

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策については，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で，設計基準対象施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能，グローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合は，発生防止対策に着手する。

発生防止対策としては，グローブボックス内火災の影響を受けた放射性物質が，大気中に放出されることを防止し，核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態を維持するために，速やかに全送排風機の停止後，全工程を停止し，グローブボックス内機器の動力電源を選択的に遮断する。

なお，グローブボックス排風機の多重故障による消火機能の機能喪失を確認した場合は，連動して停止する設計としている工程室排風機も含めて設備が

停止していることを確認するとともに、外部への放射性物質の放出を防止する観点で、上記の対策に加えて、発生防止対策として、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断するため、グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを手動閉止する。

上記の対策は、火災の確認ができない場合においても、核燃料物質を静置させ、火災の影響を受けるMOX粉末の対象を限定すること及び新たな火災の発生を防止することを目的として実施するものであり、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めに直接寄与するものではないが、発生防止対策として位置づける。

また、全送排風機の停止のうち、以下に示す場合のグローブボックス排風機の停止については、拡大防止対策として位置づける。詳細な手順については「2.1.2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」に示す。

- ・ 窒素循環ファンが停止した状態又は窒素循環ラインが破断した状態で、火災の感知・消火機能が喪失し、グローブボックス排風機を停止する場合。
- ・ 全交流電源喪失等で火災の感知消火機能が喪失した状態で、グローブボックス排風機の停止を確認する際に、グローブボックス排風機の運転が継続しており、グローブボックス排風機を停

止する場合。

- ① 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生し、設計基準対象施設として機能を期待する火災の感知・消火機能が喪失した場合には、重大事故等の発生を防止するため、以下の対策を実施する。

a. 全送排風機の停止

グローブボックス内火災の影響を受けた放射性物質が、グローブボックス排気系の排気経路から環境中に放出されることを未然に防止することを目的として、核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態に移行するため、全送排風機の停止操作を行う。

b. 全工程停止

核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態に移行するため、全送排風機の停止操作を実施後、加工施設を安全の確保ができる状態に移行するため、全工程を停止する。

c. 電源の遮断

全工程の停止操作を実施後、火災源を有するグローブボックス内の設備等から火災の発生を防止するため、当該機器の動力電源を選択的に遮断する。

② 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための手順

a. 手順着手の判断基準

設計基準対象施設として機能を期待する感知・消火機能の機能喪失を確認した場合に重大事故等の発生防止対策に着手する。MOX燃料加工施設の当直長（MOX燃料加工施設対策班長）は、統括当直長（実施責任者）の代行として、発生防止対策への着手を判断する。

【監視機能喪失】

- ・安全系監視制御盤の監視機能喪失
- ・グローブボックス火災安全系警報盤の監視機能喪失
- ・ガス消火装置監視制御盤の監視機能喪失

【全交流電源喪失】

- ・母線電圧低（安全系監視制御盤による警報発報）

【消火機能喪失】

- ・グローブボックス排風機の多重故障（安全系監視制御盤による警報発報）
- ・グローブボックス消火装置の多重故障（ガス消火装置監視制御盤による警報発報）

【感知機能喪失（消火機能喪失）】

- ・グローブボックス温度監視装置の多重故障（GB火災安全系警報盤による警報発報）

b. 操作手順

燃料加工建屋外へ核燃料物質等の漏えいを防止するための手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.1.1-1 図，タイムチャートを第 1.1.1-2 図に示す。

- (a) MOX 燃料加工施設の当直長（MOX 燃料加工施設対策班長）は，手順着手の判断基準に基づき，MOX 燃料加工施設対策班の班員（以下「対策班員」という。）に，全送排風機停止，全工程停止及び火災源を有するグローブボックス内機器の動力電源の遮断操作を指示する。
- (b) 対策班員は，全送排風機の停止操作を実施する。
- (c) 対策班員は，全工程の停止操作を実施する。
- (d) 対策班員は，火災源を有するグローブボックス内機器の動力電源の遮断操作を実施する。
- (e) MOX 燃料加工施設の当直長（MOX 燃料加工施設対策班長）は，（b）から（d）の操作完了を確認した場合，重大事故の発生防止対策終了の判断を行う。

これらの手順は，MOX 燃料加工施設 重大事故等発生時対応手順書（以下「重大事故等発生時対応手順書」という。）に定める。

③ 操作の成立性

燃料加工建屋外への核燃料物質の漏えいを防止するための操作は，MOX 燃料加工施設の当直長（MOX 燃料加工施設対策班長）1 人及びMOX 燃料加工施

設対策班の班員 4 人の合計 5 人にて作業を実施した場合、事象発生から 15 分で実施可能である。

重大事故の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

なお、火災による閉じ込める機能の喪失の拡大を防止するための手順については「2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」にて示す。

(2) 資機材の整備，手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

① 資機材の整備

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策（全送排風機の停止，全工程停止及び動力電源の一部遮断）において、その操作に必要な機器はないが、対策班員の防護具及び可搬型照明等を資機材として整備する。

また、資機材は対策に当たる対策班員の人数分の個数を確保し、予備として同数を確保する。

資機材の保管場所については、燃料加工建屋内に保管し、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。

また、資機材については、定期的に点検等を行い、常に使用可能な状態に整備することで健全性を確保する。

資機材を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。

大規模な地震が発生した場合には、設定したアクセスルートの通行が阻害される場合等を考慮して、必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。

② 手順書の整備

(1)で示した重大事故等の発生を防止するための手順について事象の種類及び事象の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように判断基準を明確に定め、重大事故等発生時対応手順書として整備する。

重大事故等発生時対応手順書は、事象の進展状況に応じて構成を明確化し、発生防止対策から拡大防止対策へ的確に移行できるように、移行基準を明確にする。

重大事故の重大事故等に対処するための手順書の整備に係る文書体系、手順書の種類等の詳細は、「1.1.2 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備(3) 手順書の整備」に示す。

③ 訓練の実施

重大事故等の発生を防止するための対策を実施する要員に対し、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。

また、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等発生防止対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等発生防止対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

重大事故等に対処するための訓練に係る教育訓練の計画及び実施の基本方針等の詳細は「1.1.2 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備（4）教育及び訓練の実施」に示す。

④ 体制の整備

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生し、設計基準対象施設として機能を期待する火災の感知・消火機能が喪失した場合には、MOX燃料加工施設の当直長（MOX燃料加工施設対策班長）は、統括当直長（実施責任者）の代行として、発生防止対策の着手を判断する。

MOX燃料加工施設の当直長は、重大事故等対処への着手を統括当直長（実施責任者）に通信連絡設備を用いて報告する。全交流電源喪失等により通信設備が

機能喪失した場合は、建屋外から可搬型衛星電話等を用いて統括当直長へ報告することとし、可搬型衛星電話等が使用できない場合は、MOX燃料加工施設の対策要員が再処理施設の中央制御室に移動し、統括当直長（実施責任者）に直接報告する。

統括当直長（実施責任者）は、再処理施設の中央制御室にて、MOX燃料加工施設の当直長からの通信連絡によりMOX燃料加工施設の状態を把握し、判断基準に基づき重大事故等体制に移行する。

重大事故等に対処するための体制の整備に当たっては、MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を構築するため、非常時対策組織を一体化し、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

重大事故等に対処するための体制の整備における方針、各組織の役割及び要員配置の詳細は「1. 1. 2 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備（5）体制の整備」に示す。

（3） 重大事故等発生防止対処時の作業環境の確保

重大事故等時における現場の作業環境について、放射線業務従事者の作業安全を考慮するため、温度、湿度、線量等の作業環境を踏まえ、放射線防護具の他、

熱中症対策として，クールベスト等を整備する。

1. 1. 1. 1 概要

(1) 基本方針

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合若しくは大規模損壊が発生した場合における重大事故等対処設備に係る事項，復旧作業に係る事項，支援に係る事項及び手順書の整備，教育，訓練の実施及び体制の整備を考慮し，当該事故等に対処するために必要な手順書の整備，教育，訓練の実施及び体制の整備等運用面での対策を行う。

重大事故等対策については，重大事故等対策のための手順を整備し，重大事故等の対応を実施する。

大規模損壊については，重大事故等の対応手順を基に，大規模な損壊が発生した様々な状況においても，事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し，大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。

また，重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づくMOX燃料加工施設保安規定

等において規定する。

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「事業許可基準規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」及び「重大事故等対策の手順の概要」、「重大事故等対策における操作の成立性」を含めて手順等を適切に整備する。

(2) 重大事故等の発生を防止するための手順

MOX燃料加工施設における重大事故等の発生を防止するため、事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できる手順を整備する。

発生防止対策としては、グローブボックス内火災の影響を受けた放射性物質が、大気中に放出されることを防止し、核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態を維持するために、速やかに全送排風機の停止、全工程停止及び燃料加工建屋の常用電源について電源の遮断を行う。

手順書には、活動に必要な現場の作業環境の測定データ等の情報を明確にし、これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。

臨界事故については、「重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」において、設計上定める条件より厳しい条件においても臨界事故の発生が想定されないことから手順等は不要である。

また、MOX燃料加工施設において、その他の事故に該当する事象はないため、手順等は不要である。

① 資機材の整備，手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

a. 資機材の整備

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策（全送排風機の停止，全工程停

止及び常用電源系統の遮断)において、その操作に必要なとなる機器はないが、対策班員の防護具及び可搬型照明等を資機材として整備する。

また、資機材は対策に当たる対策班員の人数分の個数を確保し、予備として同数を確保する。

資機材の保管場所については、燃料加工建屋内に保管し、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。また、資機材については、定期的に点検等を行い、常に使用可能な状態に整備することで健全性を確保する。

資機材を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。

大規模な地震が発生した場合においては、設定したアクセスルートの通行が阻害される場合等を考慮して、必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。

b. 手順書の整備

重大事故等の発生を防止するための手順について、事象の種類及び事象の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように判断基準を明確に定め、重大事故等発生時対応手順書として整備する。

重大事故等発生時対応手順書は、事象の進展状況

に応じて構成を明確化し、発生防止対策から拡大防止対策への的確に移行できるよう、移行基準を明確にする。

c. 訓練の実施

重大事故等の発生を防止するための対策を実施する要員に対し、事象の種類及び事象の進展に応じた的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。

また、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等発生防止対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等発生防止対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

d. 体制の整備

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生し、設計基準対象施設として機能を期待する火災の感知・消火機能が喪失した場合には、MOX燃料加工施設の当直長は、統括当直長（実施責任者）の代行として、発生防止対策の着手を判断する。また、統括当直長（実施責任者）は、再処理施設の中央制御室にて、MOX燃料加工施設の当直長からの通信連絡によりMOX燃料加工施設の状態を把握し、判断基準に基づき重大事故等体制に移

行する。

重大事故等に対処するための体制の整備に当たっては、MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を構築するため、非常時対策組織を一体化し、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

② 重大事故等発生防止対処時の作業環境の確保

重大事故等時における現場の作業環境について、放射線業務従事者の作業安全を考慮するため、温度、湿度、線量等の作業環境を踏まえ、必要な防護具、資機材等を整備する。

1. 1. 1. 2 核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え，重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合若しくは大規模損壊が発生した場合における重大事故等対処設備に係る事項，復旧作業に係る事項，支援に係る事項及び手順書の整備，教育，訓練の実施及び体制の整備を考慮し，当該事故等に対処するために必要な手順書の整備，教育，訓練の実施及び体制の整備等運用面での対策を行う。

MOX燃料加工施設は，各処理が独立し，異常が発生したとしても事象の範囲は当該処理単位に限定される。また，取り扱う核燃料物質は，化学的に安定な酸化物であり，焼結処理，焙焼処理及び一部の分析作業を除いて，化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスはなく，さらにMOXの崩壊熱がMOX燃料加工施設に与える影響は小さい。

MOX燃料加工施設では，平常運転時においては従事者への作業安全を考慮し，燃料加工建屋，工程室，グローブボックスの順に気圧を低くすることで，放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とし，施設内の状態監視を実施しているが，

上述したMOX燃料加工施設の特徴を考慮すると、外部電源の喪失又は全交流電源の喪失が発生したとしても、全工程が停止し、核燃料物質は静置され安定な状態となるため、MOX燃料加工施設の外部への放射性物質の放出には至らない。

このため、大きな事故に進展するおそれのある事象が発生した際は、必要に応じて全工程停止及び全送排風機を停止し、地下階においてグローブボックス等内にMOX粉末を静置させることで、核燃料物質を安定な状態に導くことができる。

「設計基準事故の拡大の防止」において、露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有している8基のグローブボックスのうち1基のグローブボックスにおいて単独で火災が発生、グローブボックス内のMOX粉末が飛散し、火災の駆動力で外部に放射性物質が放出される事象を設計基準事故として選定した。

「重大事故等の拡大の防止等」において、特定されたMOX燃料加工施設における重大事故は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失であり、露出したMOX粉末を取り扱い、重大事故の発生を仮定するグローブボックスで火災が発生し、設計基準として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が、外的事象の「地震」又は内的事象の「動的機器の多重故障」で喪失することにより火災が継続し、核燃料物質が火災により発生する気流によって気相中へ移行し、放射性物質が環境へ放出されることである。

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失への対処として、加

工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の第二十二
条及び第二十九条に規定される要求を満足する重大事故等
の拡大を防止するために必要な措置を講ずる。

設計基準対象施設として機能を期待するグローブボック
ス温度監視装置の感知機能，グローブボックス消火装置の消
火機能の喪失を確認した場合には，重大事故等の発生防止対
策として，核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態
を維持し，火災の発生を未然に防止するため，気体廃棄物の
廃棄設備の建屋排風機，工程室排風機，グローブボックス排
風機，送風機及び窒素循環ファン並びに燃料加工建屋の非管
理区域の換気・空調を行う設備（以下「全送排風機」という。）
の停止，全工程停止及び火災源を有するグローブボックス内
機器の動力電源を選択的に遮断する。

また，安全系監視制御盤において，設計基準対象施設の消
火機能の一部であるグローブボックス排風機の多重故障に
よる消火機能の機能喪失を確認した場合には，連動して停止
する設計としている工程室排風機も含めて設備が停止して
いることを確認するとともに，外部への放射性物質の放出を
防止するという観点で，上述の対策に加えて，発生防止対策
として，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流
路を遮断するため，地上 1 階の中央監視室で，グローブボッ
クス排風機排気閉止ダンパ及び工程室排風機排気閉止ダン
パを遠隔閉止する。

上記の対策は，火災の確認ができない場合においても，核
燃料物質を静置させ，火災の影響を受けるMOX粉末の対象

を限定すること及び新たな火災の発生を防止することを目的として実施するものであり、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めに直接寄与するものではないが、発生防止対策として位置づけ、手順等の詳細は、「重大事故等の発生を防止するための手順等」にて示す。

上記の発生防止対策と並行し、火災状況確認用温度計の指示値が 60℃を超える場合は、当該グローブボックスで火災が発生していると判断し、拡大防止対策として、外部への放射性物質の放出を可能な限り防止するため、速やかにグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを手動閉止し、火災の発生が確認されたグローブボックスに対して、中央監視室近傍から、遠隔手動操作により、消火剤を放出することで火災を消火する。

重大事故発生時において、中央監視室の安全系監視制御盤や監視制御盤による操作等が可能な場合は、中央監視室の盤において、火災状況確認用温度計の指示値を火災状況確認用温度表示装置により確認するとともに、中央監視室の安全系監視制御盤等から遠隔消火装置の遠隔操作による起動、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔操作による閉止を行う。

重大事故等の発生を防止するための手順について、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」、「重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等」、「電源の確保に関する手順等」、「監視測定等に関する手順等」、

「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」及び「通信連絡に関する手順等」にて示す。

重大事故等対処設備に係る切替えの容易性、アクセスルート確保、復旧作業としての予備品の確保及び支援に関する事項については、「共通事項」にて示す。

「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」については、「臨界事故に対処するための手順等」から「通信連絡に関する手順等」に示した重大事故等の対応手順を基に、大規模な損壊が発生した様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。

なお、重大事故等への対処に係る体制の整備に当たっては、MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから、効果的な重大事故等対策を実施し得るようにするため、非常時対策組織を一体化し、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づくMOX燃料加工施設保安規定等において規定する。

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な

技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「事業許可基準規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」及び「重大事故等対策の手順の概要」，「重大事故等対策における操作の成立性」を含めて手順等を適切に整備する。

また，重大事故等対処に必要な手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備の詳細については，「手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」にて示す。

「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」，「重大事故等対策の手順の概要」及び「重大事故等対策における操作の成立性」については，「臨界事故に対処するための手順等」から「通信連絡に関する手順等」にて示す。

なお，「臨界事故に対処するための手順等」については，設計上定める条件より厳しい条件においても臨界事故の発生が想定されないことから，臨界事故に対処するための手順等は不要である。また，「その他の事故に対処するための手順等」については，MOX燃料加工施設において，その他の事故に該当する事象はないことから，手順等は不要である。

1. 1. 1. 2. 1 重大事故等の発生を防止するための手順等

(1) 重大事故等の発生を防止するための手順

MOX燃料加工施設における重大事故等の発生を防止するため、事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できる手順を整備する。

手順書には、活動に必要な現場の作業環境の測定データ等の情報を明確にし、これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。

臨界事故については、「22条：重大事故等の拡大の防止等 3. 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」において、設計上定める条件より厳しい条件においても臨界事故の発生が想定されないことから手順等は不要である。

また、MOX燃料加工施設において、その他の事故に該当する事象はないため、手順等は不要である。

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策については、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で、設計基準対象施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能、グローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合は、発生防止対策に着手する。

発生防止対策としては、グローブボックス内火災の影響を受けた放射性物質が、大気中に放出される

ことを防止し、核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態を維持するために、速やかに全工程を停止し、グローブボックス内機器の動力電源を選択的に遮断する。

なお、グローブボックス排風機の多重故障による消火機能の機能喪失を確認した場合は、連動して停止する設計としている工程室排風機も含めて設備が停止していることを確認するとともに、外部への放射性物質の放出を防止する観点で、上記の対策に加えて、発生防止対策として、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断するため、グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを手動閉止する。

上記の対策は、火災の確認ができない場合においても、核燃料物質を静置させ、火災の影響を受けるMOX粉末の対象を限定すること及び新たな火災の発生を防止することを目的として実施するものであり、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めに直接寄与するものではないが、発生防止対策として位置づける。

また、全送排風機の停止のうち、以下に示すグローブボックス排風機の停止の場合は、拡大防止対策として位置づける。詳細な手順については「2.1.2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」に示す。

- ・ 窒素循環ファンが停止した状態又は窒素循環ラ

インが破断した状態で、火災の感知・消火機能が喪失し、グローブボックス排風機を停止する場合。

- ・全交流電源喪失等で火災の感知消火機能が喪失した状態で、グローブボックス排風機の停止を確認する際に、グローブボックス排風機の運転が継続しており、グローブボックス排風機を停止する場合。

① 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生し、設計基準対象施設として機能を期待する火災の感知・消火機能が喪失した場合には、重大事故等の発生を防止するため、以下の対策を実施する。

a. 全工程停止

核燃料物質をグローブボックス内に静置した状態に移行するため、全工程を停止する。

b. 電源の遮断

全工程の停止操作を実施後、火災源を有するグローブボックス内の設備等から火災の発生を防止するため、当該機器の動力電源を選択的に遮断する。

② 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止

止するための手順

a. 手順着手の判断基準

設計基準対象施設として機能を期待する感知・消火機能の機能喪失を確認した場合に重大事故等の発生防止対策に着手する。MOX燃料加工施設の当直長（MOX燃料加工施設対策班長）は、統括当直長（実施責任者）の代行として、発生防止対策への着手を判断する。

【監視機能喪失】

- ・安全系監視制御盤の監視機能喪失
- ・グローブボックス火災安全系警報盤の監視機能喪失
- ・ガス消火装置監視制御盤の監視機能喪失

【全交流電源喪失】

- ・母線電圧低（安全系監視制御盤による警報発報）

【消火機能喪失】

- ・グローブボックス排風機の多重故障（安全系監視制御盤による警報発報）
- ・グローブボックス消火装置の多重故障（ガス消火装置監視制御盤による警報発報）

【感知機能喪失（消火機能喪失）】

- ・グローブボックス温度監視装置の多重故障（GB火災安全系警報盤による警報発報）

b. 操作手順

燃料加工建屋外へ核燃料物質等の漏えいを防止

するための手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.1.1-1 図, タイムチャートを第 1.1.1-2 図に示す。

- (a) MOX 燃料加工施設の当直長 (MOX 燃料加工施設対策班長) は, 手順着手の判断基準に基づき, MOX 燃料加工施設対策班の班員 (以下「対策班員」という。) に, 全工程停止及び火災源を有するグローブボックス内機器の動力電源の遮断操作を指示する。
- (b) 対策班員は, 全工程の停止操作を実施する。
- (c) 対策班員は, 火災源を有するグローブボックス内機器の動力電源の遮断操作を実施する。
- (d) MOX 燃料加工施設の当直長 (MOX 燃料加工施設対策班長) は, (b) 及び (c) の操作完了を確認した場合, 重大事故の発生防止対策終了の判断を行う。

これらの手順は, MOX 燃料加工施設 重大事故等発生時対応手順書 (以下「重大事故等発生時対応手順書」という。) に定める。

③ 操作の成立性

燃料加工建屋外への核燃料物質の漏えいを防止するための操作は, MOX 燃料加工施設の当直長 (MOX 燃料加工施設対策班長) 1 人及び MOX 燃料加工施設対策班の班員 4 人の合計 5 人にて作業を実施した場合, 事象発生から 15 分で実施可能である。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

なお、火災による閉じ込める機能の喪失の拡大を防止するための手順については「2.1.2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」にて示す。

(2) 資機材の整備，手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

① 資機材の整備

核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策（全工程停止及び動力電源の一部遮断）において、その操作に必要な機器はないが、対策班員の防護具及び可搬型照明等を資機材として整備する。

また、資機材は対策に当たる対策班員の人数分の個数を確保し、予備として同数を確保する。

資機材の保管場所については、燃料加工建屋内に保管し、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。また、資機材については、定期的に点検等を行い、常に使用可能な状態に整備することで健全性を確保す

る。

資機材を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。

大規模な地震が発生した場合においては、設定したアクセスルートの通行が阻害される場合等を考慮して、必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。

② 手順書の整備

(1)で示した重大事故等の発生を防止するための手順について事象の種類及び事象の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように判断基準を明確に定め、重大事故等発生時対応手順書として整備する。

重大事故等発生時対応手順書は、事象の進展状況に応じた構成を明確化し、発生防止対策から拡大防止対策へ的確に移行できるように、移行基準を明確にする。

重大事故の重大事故等に対処するための手順書の整備に係る文書体系、手順書の種類等の詳細は、「手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備(3)手順書の整備」に示す。

③ 訓練の実施

重大事故等の発生を防止するための対策を実施する要員に対し、事象の種類及び事象の進展に応じた的確

確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。

また、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等発生防止対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等発生防止対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

重大事故等に対処するための訓練に係る教育訓練の計画及び実施の基本方針等の詳細は「手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備(4)教育及び訓練の実施」に示す。

④ 体制の整備

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生し、設計基準対象施設として機能を期待する火災の感知・消火機能が喪失した場合には、MOX燃料加工施設の当直長(MOX燃料加工施設対策班長)は、発生防止対策の着手を判断する。

MOX燃料加工施設の当直長は、重大事故等対処への着手を統括当直長(実施責任者)に通信連絡設備を用いて報告する。全交流電源喪失等により通信設備が機能喪失した場合は、建屋外から可搬型衛星電話等を用いて統括当直長へ報告することとし、可搬型衛星電話等が使用できない場合は、MOX燃料加工施設の対

策要員が再処理施設の中央制御室に移動し、統括当直長（実施責任者）に直接報告する。

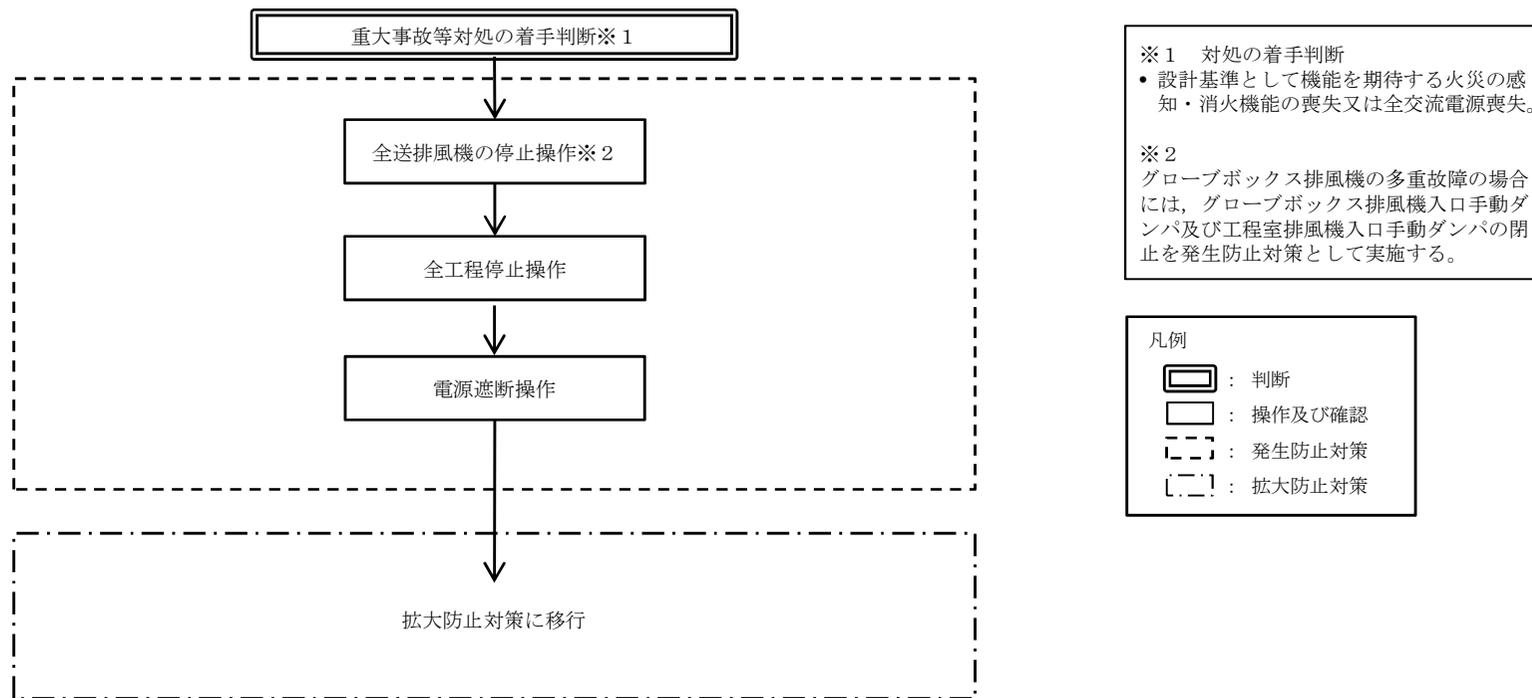
統括当直長（実施責任者）は、再処理施設の中央制御室にて、MOX燃料加工施設の当直長からの通信連絡によりMOX燃料加工施設の状態を把握し、判断基準に基づき重大事故等体制に移行する。

重大事故等に対処するための体制の整備に当たっては、MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を構築するため、非常時対策組織を一体化し、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

重大事故等に対処するための体制の整備における方針、各組織の役割及び要員配置の詳細は「手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備（5）体制の整備」に示す。

（3） 重大事故等発生防止対処時の作業環境の確保

重大事故等時における現場の作業環境について、放射線業務従事者の作業安全を考慮するため、温度、湿度、線量等の作業環境を踏まえ、放射線防護具の他、熱中症対策として、クールベスト等を整備する。



第1.1.1-1図 「核燃料物質を閉じ込める機能の喪失の発生防止」の対策の手順の概要

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (時間:分)	経過時間 (時間:分)												備考							
					0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00								
発生防止	-	-	対策活動の指揮, 対策作業の進捗管理	MOX燃料加工施設対策班長	1	0:05	■																	
	1	核燃料物質等の閉じ込め	全工程停止操作, 全送排風機停止操作	MOX燃料加工施設対策班	2	0:05	■																	
	2		電源遮断操作	MOX燃料加工施設対策班	2	0:05	■																	

第1.1.1-2図 閉じ込める機能の喪失の発生を防止するための対策作業と所要時間

1. 1. 2 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

【要求事項】

加工事業者において，重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう，あらかじめ手順書を整備し，訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか，又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 手順書の整備は，以下によること。
 - a) 加工事業者において，全ての交流電源の喪失，安全機能を有する施設の機器の多重故障及び計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生すること等を想定し，限られた時間の中において施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため，必要となる情報の種類，その入手の方法及び判断基準を整理し，まとめる方針であること。
 - b) 加工事業者において，重大事故等の発生を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にする方針であること。
 - c) 加工事業者において，財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。
 - d) 加工事業者において，事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための，運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める方針であること。なお，手順書が，事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は，それらの構成が明確化され，

かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する方針であること。

e) 加工事業者において、重大事故等対策の実施の判断材料として必要なパラメータを手順書に明記する方針であること。また、重大事故等対策実施時に監視、評価すべき項目等を手順書に整理する方針であること。

f) 加工事業者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応(例えば大津波警報発令時の加工施設の各工程の停止操作)等ができる手順を整備する方針であること。

重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、必要な体制を整備する。

(1) MOX燃料加工施設の重大事故の特徴

露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいては、火災の発生防止対策として、グローブボックス内を窒素雰囲気とする、潤滑油を機器に収納する、着火源を排除する等の設計を講じているが、技術的想定を超え、発生防止対策が機能喪失し、何等かの理由により火災が発生し、同時に設計基準対象施設である感知・消火設備が機能喪失し、火災が継続することにより、火災により発生する気流によってグローブボックス内の気相中に移行するMOX粉末量が設計基準事故よりも増加する。

設計基準対象施設の感知機能、消火機能の喪失状態に

については、発生する要因によって、いくつかのケースが想定されるが、MOX燃料加工施設における重大事故等は火災による閉じ込める機能の喪失のみであることから、対処の方法は限られるとともに、火災の発生が確認された場合は速やかに消火する必要があるため、時間余裕は少なく、直ちに対策に着手する。

(2) 平常運転時の監視から対策の開始までの流れ

平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れを第1.1.2-1図に示す。

自然災害については、前兆事象を確認した時点で手順書に基づき対応を実施する。自然災害における対策の開始までの流れを第1.1.2-2図及び第1.1.2-3図に示す。

また、監視及び判断に用いる平常時の運転監視パラメータを第1.1.2-1表に示す。

① 平常運転時の監視

平常運転時の監視は、中央監視室の安全系監視制御盤及び監視制御盤にて圧力、温度等のパラメータが適切な範囲内であること、機器の起動状態及び受電状態を定期的に確認し、記録する。

また、平常時の運転監視パラメータは再処理施設の中央制御室に伝送される。

② 異常の検知

a. 異常の検知は、中央監視室での状態監視及び巡視点検結果から、警報発報、運転状態の変動、動的機

器の故障，静的機器の損傷等の異常の発生により行う。異常を検知した場合は警報対応手順書に従い，回復操作により安全機能が異常状態から回復できない場合は，全工程を停止する。

露出した状態でMOX粉末を取り扱い，火災源となる潤滑油を保有するグローブボックスにおける火災警報の発報又は現場確認により火災を確認した場合は，設計基準対象施設により自動で消火し，消火完了後に全工程を停止する。

それ以外の箇所で火災の発生が確認された場合は，固定式消火設備又は消火器を用いた消火を実施し，消火完了後に全工程を停止する。

b. 地震時においては，揺れが収まったことを確認してから，速やかに監視制御盤等にて警報発報を確認する。

c. 火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，設備の運転状態の監視を強化するとともに，事前の対応作業として，手順書に基づき，全工程停止の措置の判断，送排風機の停止の措置の判断，動力電源停止の措置の判断及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

③ 重大事故等の判断

異常の検知において，全交流電源喪失により，安全系監視制御盤等において，監視機能の喪失，母線電圧

低の発報（全交流電源喪失）を確認した場合は、設計基準対象施設の感知・消火機能が喪失した状態になることから、MOX燃料加工施設の当直長（MOX燃料加工施設対策班長）は、統括当直長（実施責任者）の代行として、重大事故等対処への着手を判断する。

MOX燃料加工施設の当直長は、重大事故等対処への着手を統括当直長（実施責任者）に通信連絡設備を用いて報告する。また、全交流電源喪失等によりMOX燃料加工施設の設計基準対象施設の通信連絡設備が機能喪失した場合は、建屋外から、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて再処理施設の制御建屋への連絡を試みるが、再処理施設の制御建屋において通信連絡設備が機能喪失しており、連絡ができない場合は、MOX燃料加工施設の対策要員が再処理施設の中央制御室に移動し、統括当直長（実施責任者）に直接報告する。

統括当直長（実施責任者）は、再処理施設の中央制御室にて、MOX燃料加工施設の当直長からの通信連絡又は対策要員からの報告によりMOX燃料加工施設の状態を把握し、判断基準に基づき重大事故等対策を実施する体制に移行する。

④ 重大事故等対処（発生防止対策）

重大事故等対処への着手判断を受け、火災の影響を受けるMOX粉末の対象を限定すること等により、外部への放出に至ることを防止することを目的とし、発

生防止対策として、全送排風機の停止、全工程の停止及び火災源を有する機器の動力電源の遮断の状態確認（又は、停止等の操作）を行う。

発生防止対策の詳細は、「1. 1. 1 重大事故等の発生を防止するための手順等」にて示す。

⑤ 重大事故等対処（拡大防止対策）

重大事故等対処への着手判断を受け、拡大防止対策として、火災の発生を確認するため、中央監視室において、重大事故の発生を仮定するグローブボックスの火災源に設置された火災状況確認用温度計の指示値を、可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより確認する。

上記と並行して、拡大防止対策として、外部への放射性物質の放出を可能な限り防止するため、中央監視室から移動し、地下1階の排風機室において、グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを手動閉止する。

火災状況確認用温度計の指示値が60℃を超える場合は、拡大防止対策として、火災の発生が確認されたグローブボックスに対して、中央監視室近傍から、遠隔手動操作により、地下3階廊下に設置された遠隔消火装置を起動させ、消火剤（ハロゲン化物消火剤）を放出する。

重大事故対処に必要なパラメータについては、中央監視室で確認するとともに、再処理施設の中央制御

室及び緊急時対策所に伝送し，監視及び記録する。

(3) 手順書の整備

重大事故等対策時において，事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。

「1.1.1 重大事故等の発生を防止するための手順等」で整備する発生防止対策の手順については，拡大防止対策と一連の流れで対処を可能とするため同一の手順書として整備する。

重大事故等への対処に係る文書体系図を第1.1.2-4図に示す。

- ① 全ての交流電源の喪失，安全機能を有する施設の機器の多重故障及び計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生すること等を想定し，限られた時間の中で，MOX燃料加工施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため，必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を明確にし，対策を実施する判断材料として必要なパラメータを明記した重大事故等発生時対応手順書を整備する。

MOX燃料加工施設では，施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象又は自然現象発生後の施設周辺の状態については，公共機関からの情報及び気象観測設備からの情報，作業員による目視等により得られる情報により把握することが可能であり，MOX燃料加工施設として屋外監視カメラの設置は不要で

あるが，再処理事業所として一体となって事象に対処する場合には，再処理施設の屋外監視カメラから得られた情報について，ページング装置及び所内携帯電話等の所内通信連絡設備により情報共有する。また，火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策に着手するための判断材料として必要なパラメータを明確にした手順書を整備する。

- ② 重大事故の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，重大事故等発生時対応手順書を整備する。

全交流電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に要する時間を考慮の上，明確な手順着手の判断材料として必要なパラメータを重大事故等発生時対応手順書に整備する。

- ③ 重大事故等への対処において，放射性物質を燃料加工建屋内に可能な限り閉じ込めるための手順書を整備する。ただし，一連の重大事故等対策の完了後，閉じ込める機能の回復作業として，排気を実施するための手順書を整備する。

また，重大事故等への対処を実施するに当たり，作業に従事する要員の過度な放射線被ばくを防止するため，放射線被ばく管理に係る対応について重大事故

等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等発生時の被ばく線量管理は、個人線量計による被ばく線量管理及び管理区域での作業時間管理によって行う。1作業あたりの被ばく線量が10mSv以下とすることを目安に計画線量を設定し、作業者の被ばく線量を可能な限り低減できるようにする。また、1作業あたりの被ばく線量が10mSv以下での作業が困難な場合は、緊急作業における線量限度である100mSv又は250mSvを超えないよう管理する。その場合においても、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるよう、段階的に計画線量を設定する。

監視制御盤等により安全機能の喪失を判断するための情報を把握した時点を開始点として、安全機能の喪失の判断に10分間を要するものと想定する。そのため、重大事故等の対策に必要な要員の評価等においては、重大事故等への対処のうち判断に基づき実施する操作及び作業は、安全機能の喪失を判断するための情報の把握から10分後以降に開始するものとする。

- ④ 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長は、あらかじめ方針を示す。

重大事故等時の対処においては、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた重大事故等発生時対応手順書を整備し、判断材料として必要なパラメータを明記する。重大事故等対策時において

は、統括当直長(実施責任者)は躊躇せず判断できるように、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき、判断材料として必要なパラメータを明記した重大事故等発生時対応手順書を整備する。

重大事故等対策時の非常時対策組織の活動において、重大事故等対処を実施する際に、再処理事業部長(非常時対策組織本部長)は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。

- ⑤ 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成を明確化し、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する。

重大事故等発生時において、再処理施設と共通の手順で対処を実施する作業については、再処理施設の重大事故等発生時対応手順書を使用する。また、再処理施設と設備を共用する場合は、対処の内容、体制、数量を考慮しても、両施設が重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、対処の優先順位、判断材料として必要なパラメータ等を再処理施設の重大事故等発生時対応手順書に定める。

各手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。

a. 運転手順書

MOX燃料加工施設の平常運転（操作項目，パラメータ等の確認項目，操作上の注意事項等）を記載した手順書

b. 警報対応手順書

中央監視室，制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に，警報発生原因の除去あるいは設備を安全な状態に維持するために必要な対応を警報ごとに記載した手順書

c. 重大事故等発生時対応手順書

複数の設備の故障等による異常又は重大事故に至るおそれがある場合に必要な対応を重大事故事象ごとに記載した手順書で，以下のとおりとする。

- ・ 重大事故への進展を防止するための発生防止手順書
- ・ 重大事故に至る可能性がある場合，事故の拡大を防止するための手順書（放射性物質の放出を防止するための手順書を含む）

警報対応手順書で対応中に機器の多重故障が発生し，安全機能の回復ができない場合には，安全機能の喪失と判断し，全工程を停止する。

さらに，重大事故等発生時対応手順書で対応中に発生防止及び拡大防止（影響緩和含む）への措置がすべて機能しない場合，大規模損壊発生時対応手順書へ移行する。

大気及び海洋への放射性物質の拡散の抑制，中央監視室，モニタリング設備，緊急時対策所並びに通信連絡設備に関する手順書を整備する。

重大事故等発生時対応手順書は，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行できるように，移行基準を明確にする。

重大事故等発生時の対策のうち，要員に余裕があった場合のみに実施できるもの，特定の状況下においてのみ有効に機能するもの，対処に要する手順が多いこと等により，対処に要する時間が重大事故等対処設備を用いた対処よりも長いものは，自主対策として位置づける。

自主対策については，重大事故等の対処に悪影響を与えない範囲で実施することをこれらの手順書に明記する。

- ⑥ MOX燃料加工施設において，重大事故等対策実施の判断材料として必要なパラメータを整理し，重大事故等発生時対応手順書に明記する。また，重大事故等対策実施時に監視，評価すべき項目等を，重大事故等発生時対応手順書に明記する。

重大事故等の対処のために把握することが必要なパラメータは，中央監視室におけるMOX燃料加工施設の感知・消火機能の状態を確認するための運転監視パラメータのうち，MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータをあらかじめ選定し，

運転手順書及び重大事故等発生時対応手順書に明記する。

有効性評価等にて整理した有効な情報は、実施組織要員である当直（運転員）が監視すべきパラメータの選定，状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし，重大事故等発生時対応手順書に明記する。

また，有効性評価等にて整理した有効な情報は，支援組織が支援するための参考情報とし，重大事故等発生時支援実施手順書に整理する。

- ⑦ 前兆事象として把握ができるか，重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して，設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し，前兆事象を確認した時点で，必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

対処により重大事故等に至ることを防止できる自然現象については，施設周辺の状況に加えて，気象庁発表の警報等を踏まえた進展を予測し，施設の安全機能の維持及び事故の防止措置を講ずるため，必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

大津波警報が発表された場合に，MOX燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行させるため，原則として各工程の停止操作を実施するための手順書を整備する。

台風が通過が想定される場合に、屋外設備の暴風雨対策及び巡視点検を強化するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

竜巻の発生が予想される場合に、車両の退避又は固縛の実施、クレーン作業の中止等、設計竜巻から防護する施設を防護するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合に、事前の対応作業として、全工程停止、送排風機の停止、動力電源停止及び除灰作業を実施するための手順書を整備する。

設計基準を上回る規模の積雪が予想される場合に、降雪の状況に応じて除雪作業を実施するための手順書を整備する。

その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応ができる手順書を整備する。

【補足説明資料 1. 1. 2 - 1, - 2, - 3】

【解釈】

2 訓練は、以下によること。

- a) 加工事業者において、重大事故等対策は幅広い加工施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできるものとする方針であること。
- b) 加工事業者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの向上に資する教育を行うとともに、下記3 a) に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。
- c) 加工事業者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、加工施設及び予備品等について熟知する方針であること。
- d) 加工事業者において、放射性物質や化学物質等による影響、夜間及び悪天候下等を想定した事故時対応訓練を行う方針であること。
- e) 加工事業者において、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う方針であること。

(4) 教育及び訓練の実施

重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じて

的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。

また、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下の基本方針に基づき教育訓練の計画を定め、実施する。

- ・重大事故等対策を実施する要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。
- ・重大事故等対策を実施する要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を計画的に繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。
- ・重大事故等対策を実施する要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上実施する。
- ・重大事故等対策における中央監視室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外

の作業や操作については、「2. 1. 1 臨界事故に対処するための手順」から「2. 1. 10 通信連絡に関する手順」の「重大事故等対策における操作の成立性」に必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。

- ・教育及び訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、体制、教育及び訓練計画への反映を行い、力量を含む対応能力の向上を図る。

重大事故等対策を実施する要員に対して、重大事故等時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等対策を実施する要員を必要人数配置する。

重大事故等対策を実施する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。

計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）のプロセスを適切に実施し、PDCAサイクルを回すことで、必要に応じて手順書の改善、体制の改善等の継続的な重大事故等対策の改善を図る。

- ① 重大事故等対策は、MOX燃料加工施設の状況に

応じた幅広い対策が必要であることを踏まえ、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、重大事故等発生時のMOX燃料加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する。

重大事故等対策時にMOX燃料加工施設の状況を早期に安全の確保ができる状態に導くための的確な状況把握、確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識について、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた、教育及び訓練を計画的に実施する。

- ② 重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に重大事故等対策に係る知識ベースの理解向上に資する教育を行う。また、重大事故等対策に関する基本的な知識、施設のプロセスの原理、安全設計及び対処方法について、教育により習得した知識の維持及び向上を図るとともに、日常的な施設の操作により、習得した操作に関する技能についても維持及び向上を図る。

現場作業に当たる重大事故等対策を実施する要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割分担及び責任者などを定め、連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては、要員の役割に応じて、重大事故等対策時のMOX燃料加工施設の状況把握、的確な対応操作の選択、確実な指揮命

令の伝達の一連の非常時対策組織の機能，非常時対策組織における支援組織の位置づけ，実施組織と支援組織の連携を含む非常時対策組織の構成及び手順書の構成に関する机上教育を実施するとともに，重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて，重大事故等対策に係る訓練を実施する。

重大事故等対策時のMOX燃料加工施設の状態把握，的確な対応操作の選択等，実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための訓練等を計画的に実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては，要員の役割に応じて，知識の向上と手順書の実効性を確認するため，模擬訓練を実施する。また，重大事故等対策時の対応力を養成するため，手順に従った対応中において判断に用いる監視計器の故障や作動すべき機器の不作動等，多岐にわたる機器の故障を模擬し，関連パラメータによる事象判断能力，代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図る。

重大事故等対策を実施する要員に対しては，要員の役割に応じて，MOX燃料加工施設の安全機能の回復のための対応操作を習得することを目的に，手順や資機材の取扱い方法の習得を図るための訓練を，訓練ごとに頻度を定めて実施する。訓練では，訓練ごとの訓練対象者全員が実際の設備又は訓練設備を操作して訓練を実施する。

- ③ 重大事故等対策時において復旧を迅速に実施するために、平常時から保守点検活動を社員自らが行って、部品交換等の実務経験を積むこと等により、MOX燃料加工施設、予備品等について熟知する。

当直（運転員）は、平常運転時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期点検及び運転に必要な操作を自らが行う。

現場における設備の点検においては、マニュアルに基づき、隔離の確認、外観目視点検、試運転等の重要な作業ステップをホールドポイントとし立会確認を行うとともに、工事要領書の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を社員自らが行う。さらに、重大事故等対策時からの設備復旧に係わる要員は、要員の役割に応じて、研修施設等にてポンプ及び空気圧縮機の分解点検及び部品交換並びに補修材による応急措置の実習を協力会社とともに実施することにより技能及び知識の向上を図る。

重大事故等対策については、重大事故等対策を実施する要員が、要員の役割に応じて、可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設及び接続、放出される放射性物質の濃度の測定、線量の測定、アクセスルートの確保及びその他の重大事故等対策の資機材を用いた訓練を行う。

重大事故等対策を実施する要員のうち自衛消防組織の消火班の要員は、初期消火活動を実施するための

消防訓練を定期的を実施する。

M O X 燃料加工施設並びに再処理施設の各要員の教育及び訓練は，連携して行うことで必要な知識の向上及び技能の習得を図る。

統括当直長は，重大事故等発生時及び大規模損壊時の各事象発生時に的確に判断することが求められるため，総合的に教育及び訓練を実施する。

④ 重大事故等対処施設のうち，取扱いに資格を有する設備については，有資格者により取扱いを可能とし，教育及び訓練を実施することで技能の維持及び向上を図る。

⑤ 重大事故等対策を実施する要員は，重大事故等対策及び重大事故等発生後の復旧を迅速に実施するため，高線量，化学物質等による影響を想定した訓練及び放射線防護具等を使用する訓練並びに夜間の視界不良及び悪天候下の厳しい環境条件を想定した事故時対応訓練を行う。

また，あらかじめ定めた連絡体制に基づき，夜間又は休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策を行う要員を非常招集できるように，アクセスルート等を検討するとともに，非常時対策組織要員の対象者に対して計画的に通報連絡訓練を実施する。

⑥ 重大事故等対策を実施する要員は，重大事故等対策時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため，

設備及び事故時用の資機材等に関する情報及び手順書並びにマニュアルが即時に利用できるように、平常時から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。

それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、資機材等に関する情報及び手順書の管理を実施する。

【補足説明資料 1. 1. 2 - 4】

【解釈】

- 3 体制の整備は、以下によること。
- a) 加工事業者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する方針であること。
 - b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。
 - c) 実施組織は、加工施設内の各工程で同時に又は連鎖して重大事故等が発生した場合においても対応できる方針であること。
 - d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織等を設ける方針であること。
 - e) 加工事業者において、重大事故等対策の実施が必要な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練を実施することにより円滑な要員招集を可能とする方針であること。
 - f) 加工事業者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。

- g) 加工事業者において、指揮命令系統を明確化する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。
- h) 加工事業者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。
- i) 支援組織は、加工施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。
- j) 加工事業者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。

(5) 体制の整備

重大事故時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。

- ① 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者などを定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長、燃料製造事業部

長を副本部長とする非常時対策組織を設置して対処する。

重大事故等への対処に係る体制の整備に当たっては、MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから、効果的な重大事故等対策を実施し得るようになるため、非常時対策組織を一体化し、重大事故等対策を実施する実施組織、支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

非常時対策組織は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の各工程で同時に重大事故等が発生した場合においても対応できるようにする。

再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

燃料製造事業部長は、非常時対策本部の副本部長として本部長の補佐、本部長への意見具申及び対策活動への助言を行うとともに、MOX燃料加工施設の状態把握等の統括管理を行う。

非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。

非常時対策組織は、本部長、副本部長（燃料製造事

業部長及び再処理副事業部長），再処理工場長，MOX燃料加工施設及び再処理施設の核燃料取扱主任者，連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する非常時対策組織本部，重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織（以下技術支援組織及び運営支援組織の両者をあわせて「支援組織」という。）で構成する。

非常時対策組織において，指揮命令は非常時対策組織本部の本部長を最上位に置き，階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方，下位から上位へは，実施事項等が報告される。

MOX燃料加工施設と再処理施設の同時発災の場合においては，非常時対策組織本部の副本部長として再処理副事業部長及び再処理施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え，非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。非常時対策組織の構成を第1.1.2-2表，非常時対策組織の体制図を第1.1.2-5図に示す。

平常運転時の体制下での運転，日常保守点検活動の実施経験が非常時対策組織での事故対応，復旧活動に活かすことができ，組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように，専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。

火災発生時の消火活動は、非常時対策組織とは別組織の自衛消防組織（第1.1.2-6図参照）のうち、消火班及び消火専門隊が実施する。

- ② 非常時対策組織本部は、本部長，副本部長，再処理工場長，核燃料取扱主任者，連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し，緊急時対策所を活動拠点として，施設状況の把握等の活動を統括管理し，非常時対策組織の活動を統括管理する。

重大事故等対策時には支援組織要員を再処理施設の中央制御室へ派遣し，MOX燃料加工施設や再処理施設の状況を非常時対策組織本部及び支援組織に報告する。また，支援組織の対応状況についても支援組織の各班長より適宜報告されることから，常に綿密な情報の共有がなされる。

あらかじめ定めた手順にしたがって実施組織が行う重大事故等対策については，統括当直長（実施責任者）の判断により自律的に実施し，非常時対策組織本部及び支援組織に実施の報告が上がってくることになる。

核燃料取扱主任者は，重大事故等対策時の非常時対策組織において，その職務に支障をきたすことがないように，独立性を確保する。MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者は，MOX燃料加工施設の重大事故等対策に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者が保安の監督を誠実に行うことができるように、非常時対策組織要員は、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（MOX燃料加工施設の状況、対策の状況）を行う。MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者は得られた情報に基づき、MOX燃料加工施設の重大事故等対策に関し保安上必要な場合は、非常時対策組織要員への指示並びに非常時対策組織本部の本部長へ意見具申及び対策活動への助言を行う。

非常時対策組織の機能を担う要員の規模は、対応する事故の様相及び事故の進展や収束の状況により異なるが、それぞれの状況に応じて十分な対応が可能な組織とする。

- ③ 実施組織は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。

a. 実施組織

実施組織は、統括当直長を実施責任者とする。実施責任者（統括当直長）は、重大事故等対策の指揮を執る。

実施組織は、建屋対策班、建屋外対応班、通信班、放射線対応班、要員管理班及び情報管理班で構成する。

実施責任者（統括当直長）は、実施組織の建屋対策

班の各班長，通信班長，放射線対応班長，要員管理班長，情報管理班長を任命し，重大事故等対策の指揮を執るとともに，対策活動の実施状況に応じ，支援組織に支援を要請する。また，実施責任者（統括当直長）又はあらかじめ指名された者は，実施組織の連絡責任者として，事象発生時における対外連絡を行う。

実施組織のうち，MOX燃料加工施設対策班は，中央監視室を活動拠点とする。また，消火及びダンパ閉による閉じ込めが完了し，再処理施設の中央制御室に監視パラメータの伝送が可能となった場合は，活動拠点を再処理施設の制御建屋に移し，制御建屋が使用できなくなる場合には緊急時対策所に活動拠点を移す。

(a) 実施組織の各班の役割

- i. 建屋対策班は，制御建屋対策班，前処理建屋対策班，分離建屋対策班，精製建屋対策班，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班，ガラス固化建屋対策班，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班及びMOX燃料加工施設対策班で構成する。
- ii. 建屋対策班は，各対策実施の時間余裕の算出，可搬型計器の設置を含む各建屋における対策活動の実施及び各建屋の対策の作業進捗管理並びに各建屋周辺の線量率確認及び可搬型設備の起動確認等を行う。また，MOX燃料加工施設対策

班は，全送排風機の停止，遠隔消火装置の手動起動および各ダンパの閉止等を行う。

iii．建屋外対応班は，屋外のアクセスルートの確保，貯水槽から各建屋近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行うとともに，工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動を行う。MOX燃料加工施設対策班のうち2名は，MOX燃料給油班として，事象発生直後の対応が完了した後に，建屋外対応班長の指揮下に入り，MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う。

iv．通信班は，再処理施設の中央制御室において，所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じて，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用）の準備，確保及び設置を行う。また，通信班は，通信連絡設備設置完了後は要員管理班へ合流する。

v．放射線対応班は，可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の設置，重大事故等の対策に係る放射線並びに放射能の状況把握，管理区域退域者の身体サーベイ，モニタリングポスト等への代替電源給電実施組織要員の被ばく管理，再処理施設の中央制

御室及び中央監視室への汚染の持込み防止措置等を行う。

MOX燃料加工施設の放射線対応班は、放射線対応班長の指揮下に入り、燃料加工建屋周辺モニタリング、敷地内の風向及び風速の測定、捕集した排気試料の放射性物質の濃度測定を行う。また、MOX燃料加工施設の放射線対応班は、非常時対策組織が設置されるまでは、MOX燃料加工施設の当直長の指揮下に入り活動を行う。

また、実施組織要員又は自衛消防組織の消火班員若しくは消火専門隊員に負傷者が発生した場合は、負傷者の汚染検査（除染等を含む）を行い、その結果とともに、負傷者を支援組織の放射線管理班へ引き渡す。

vi. 要員管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において、再処理施設の中央制御室内の要員把握を行うとともに、建屋対策班の依頼に基づき、中央制御室内の対策班員の中から各建屋の対策作業の要員の割り当て等を行う。

対策作業に先立ち実施する現場環境確認のため、実施責任者（統括当直長）の指示に基づき、対策班員の中から現場環境確認要員を確保する。

また、実施組織要員又は自衛消防組織の消火班員若しくは消火専門隊員に負傷者が発生した場合、人命保護を目的に速やかに負傷者の救護を行い、

汚染検査のため、実施組織の放射線対応班へ引き渡す。

- vii. 情報管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において時系列管理表の作成，作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理，作業時間の管理，各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約を行う。

MOX燃料加工施設の情報管理班長は、MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設対策班長とともに再処理施設の制御建屋に移動し、中央安全監視室においてMOX燃料加工施設の作業進捗の管理等を行う。また、全交流電源喪失等により通信連絡設備が機能喪失した場合は、可搬型の通信連絡設備の設置が完了されるまでの期間において、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて、燃料加工建屋との連絡を行う。

(b) 建屋対策班の要員毎の役割

- i. 地震を要因とする全交流電源喪失による安全機能の喪失の場合

MOX燃料加工施設対策班長は、再処理施設の制御建屋の中央安全監視室において、MOX燃料加工施設対策班員に対策を指示し、MOX燃料加工施設における状況確認及び活動状況の把握を行い、実施責任者（統括当直長）へ活動結果の報告を

行う。

MOX燃料加工施設の現場管理者は、対策作業開始後、MOX燃料加工建屋の作業状況を、通信連絡設備を用いてMOX燃料加工施設対策班長へ伝達するとともに、対策の作業進捗管理を行う。また、MOX燃料加工施設対策班の現場管理者は、対策班員にMOX燃料加工施設対策班長からの指示を伝達するとともに、MOX燃料加工施設内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。MOX燃料加工施設対策班長が再処理施設の制御建屋へ移動中は、MOX燃料加工施設の現場管理者が指揮を代行する。

MOX燃料加工施設の対策班員は、MOX燃料加工施設対策班長又はMOX燃料加工施設現場管理者の指揮の下、燃料加工建屋における重大事故等への対策を実施する。

また、再処理施設の建屋対策班長は、対策作業に先立ち実施する現場環境確認のため、実施責任者(統括当直長)の指示に基づき要員管理班が割り当てた要員に対して現場環境確認(屋内のアクセスルートの確認)、可搬型通話装置の設置及び圧縮空気手動供給ユニットの弁操作を指示する。

再処理施設の建屋対策班の現場管理者は、初動対応として、担当建屋近傍において、各建屋周辺の線量率確認、可搬型発電機、可搬型排風機及び

可搬型空気圧縮機の起動確認を行う。

地震を要因とする溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する。

しかしながら、現場環境確認時の建屋対策班の対策班員の防護装備については、現場環境が悪化している可能性も考慮し、溢水を考慮した装備とする。現場環境確認により施設状況を把握した後の建屋対策班の対策班員の防護装備については、手順書に定めた判断基準に基づき適切な防護装備を選定し、建屋対策班長と放射線対応班長が協議の上、実施責任者（統括当直長）が判断し、放射線防護装備を決定する。

再処理施設の建屋対策班の現場管理者は、対策班員が実施した現場環境確認の結果を通信連絡設備を用いて建屋対策班長に報告し、建屋対策班長は、その結果に基づいて対策作業に使用するアクセスルートを決めるとともに、手順書に基づいた対策作業の実施を建屋対策班に指示する。

再処理施設の建屋対策班は、要員管理班に対して対策作業に必要な作業員の確保を依頼し、割り当てられた対策班員により対策作業を行う。

再処理施設の建屋対策班の現場管理者は、対策作業開始後、担当建屋の作業状況を、通信連絡設

備を用いて建屋対策班長へ伝達するとともに、担当建屋の対策の作業進捗管理を行う。また、建屋対策班の現場管理者は、対策班員に建屋対策班長からの指示を伝達するとともに、建屋内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。対策班員に係る汚染管理として、各建屋入口にて対策班員同士による相互での身体サーベイを実施するとともに、必要に応じ簡易な除染又は養生により、管理区域外への汚染拡大防止を図る。また、現場作業時は、携行したサーベイメータにより線量率を把握する。

建屋対策班長は、再処理施設制御建屋内の中央安全監視室において、現場管理者からの担当建屋内の状況や作業進捗状況の報告に基づき、建屋内での作業状況の把握及び実施責任者（統括当直長）への作業進捗状況の報告を行う。

MOX燃料加工施設と再処理施設との同時発災において、両施設の重大事故等の対策に係る指揮は実施責任者（統括当直長）が行い、両施設の事故状況に関わる情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制を整備する。

再処理施設のみに重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設対策班長は、手順書に基づきMOX燃料加工施設の全工程を停止する操作を開始し、MOX燃料加工施設を安全の確保ができる

状態に移行させることとする。

実施組織の構成を第1.1.2-3表に示す。

- ④ 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける。

非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織の本部長の指示に基づき再処理施設の中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。

また、MOX燃料加工施設及び再処理施設のそれぞれの必要要員を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。

a. 技術支援組織

技術支援組織は、施設ユニット班、設備応急班及び放射線管理班で構成する。

- (a) 施設ユニット班は、運転部長又は代行者を班長とし、実施組織が行う重大事故等の対応の進捗を確認するとともに、事象進展の制限時間等に関する施設状況を詳細に把握し、重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言、実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配を行う。また、設備応急班が行う応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集及び応急復旧対策の実施支

援を行う。

- (b) 設備応急班は、再処理施設の保全技術部長又は代行者を班長とし、施設ユニット班の収集した情報又は現場確認結果に基づき、設備の機能喪失の原因及び破損状況を把握し、応急復旧対策を検討及び実施する。
- (c) 放射線管理班は、再処理施設の放射線管理部長又は代行者を班長とし、再処理事業所内外の放射線並びに放射能の状況把握、影響範囲の評価、非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理、緊急時対策建屋への汚染の持込み防止措置等を行う。

支援組織の放射線管理班は、実施組織要員又は自衛消防組織の消火班若しくは消火専門隊に負傷者が発生した場合、実施組織の放射線対応班により実施された汚染検査（除染等を含む）の結果（汚染の有無等）を受領し、2次搬送先（外部医療機関）へ汚染の有無等の情報を伝達する。また、非常時対策組織本部要員又は支援組織要員に負傷者が発生した場合は、負傷者の汚染検査（除染等を含む）を行い、2次搬送先（外部医療機関）へ汚染の有無等の情報を伝達する。

b. 運営支援組織

運営支援組織は、総括班、総務班、広報班及び防災班で構成する。

- (a) 総括班は、再処理施設の技術部長又は代行者を班長とし、発生事象に関し、支援組織の各班が収集した情報を集約、整理するとともに社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営を行う。
- (b) 総務班は、再処理計画部長又は代行者を班長とし、事業所内通話制限、事業所内警備、避難誘導、点呼、安否確認取りまとめ、負傷の程度に応じた負傷者の応急処置、外部からの資機材の調達、輸送、食料、水及び寝具の配布管理を行う。
- (c) 広報班は、報道部長又は代行者を班長とし、総括班が集約した情報等を基に、報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報を収集し、報道機関及び地域住民に対する対応を行う。
- (d) 防災班は、防災管理部長又は代行者を班長とし、可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布、公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応並びに緊急時対策所の設備操作を行う。

支援組織の構成を第1.1.2-4表に示す。

- ⑤ 再処理事業部長（原子力防災管理者）は、警戒事象（その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象）においては警戒事態を、特定事象が発生した場合には第1

次緊急時態勢を，原災法第 15 条第 1 項に該当する事象が発生した場合には第 2 次緊急時態勢を発令し，非常時対策組織要員の非常招集及び通報連絡を行い，非常時対策組織を設置する。その中に再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とする非常時対策組織本部，実施組織及び支援組織を設置し，重大事故等対策を実施する。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において，重大事故等が発生した場合でも，速やかに対策を行えるよう，再処理事業所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。

非常時対策組織（全体体制）が構築されるまでの間，宿直している非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）の指揮の下，非常時対策組織本部要員（宿直者及び電話待機者），支援組織要員（当直員及び宿直者）及び実施組織要員（当直員及び宿直者）による初動体制を確保し，迅速な対応を図る。

重大事故等が発生した場合に迅速に対応するため，M O X 燃料加工施設及び再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織（初動体制）の要員として，統括管理及び全体指揮を行う非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1 人，社内外関係各所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者 2 人，電話待機する再処理施設の核燃料取扱主任者 1 人，電話待機する M O X 燃料加工施設の核燃料

取扱主任者 1 人，支援組織要員 12 人，実施組織要員 185 人の合計 202 人を確保する。非常時対策組織（初動体制）の体制図を第 1. 1. 2 - 6 図に示す。

非常時対策組織（初動体制）の非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1 人，社内外関係各所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者 2 人，重大事故等への対処に係る情報の把握及び社内外関係各所への通報連絡に係る役割を持つ支援組織要員 4 人，防災班 8 人，建屋外対応班員 2 人，制御建屋対策班の対策班員 10 人は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における宿直及び当直とする。

宿直者の構成を第 1. 1. 2 - 5 表に示す。

非常時対策組織本部及び支援組織の当直員及び宿直者は，大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け，緊急時対策所に移動し，非常時対策組織の初動体制を立ち上げ，施設状態の把握及び社内外関係各所への通報連絡を行う。

実施組織の宿直者は，大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け，再処理施設の中央制御室へ移動し，重大事故等対策を実施する。

重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため，MOX 燃料加工施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について，MOX 燃料加工施設対策班長 1 人，MOX 燃料加工施設情報管理班長 1 人，

MOX燃料加工施設現場管理者 1 人，放射線対応班 2 人，建屋対策班員 16 人の合計 21 人で対応を行う。

再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について，実施責任者（統括当直長）1 人，建屋対策班長 7 人，現場管理者 6 人，要員管理班 3 人，情報管理班 3 人，通信班長 1 人，放射線対応班 15 人，建屋外対応班 20 人，再処理施設の各建屋内対策班員 105 人の合計 161 人で対応を行う。また，予備要員として，再処理施設に 3 人を確保する。MOX燃料加工施設と再処理施設が同時に発災した場合には，それぞれの施設の実施組織要員 182 人で重大事故対応を行う。MOX燃料加工施設は，夜間及び休日を問わず 21 人が駐在し，再処理施設では，夜間及び休日を問わず，予備要員を含め 164 人が駐在する。両施設を合わせた実施組織の必要要員数は，182 人でこれに予備要員 3 人を加えた 185 人が夜間及び休日を問わず駐在する。

重大事故等への対処に係る要員配置を記載したタイムチャートを，再処理施設との同時発災について第 1. 1. 2 - 7 図に，MOX燃料加工施設の単独発災について第 1. 1. 2 - 8 図に示す。

非常時対策組織（全体体制）については，事象発生後 24 時間を目途に緊急時対策所にて支援活動等ができる体制を整備する。

再処理事業所内にて重大事故等に対処している要

員以外の非常時対策組織本部員及び支援組織要員については、緊急連絡網等により非常招集連絡を受けて参集拠点に参集する体制とする。

また、地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、再処理事業所周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震の発生により、再処理事業所内にて重大事故等に対処している要員以外の非常時対策組織本部要員及び支援組織要員が参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点は、緊急時対策所まで徒歩で約3時間30分の距離にあり、社員寮及び社宅がある六ヶ所村尾駈地区に設ける。六ヶ所村尾駈地区から緊急時対策所までのルートを図1.1.2-9に示す。

実施組織の要員については、緊急連絡網等を活用して事象発生後24時間以内に交替要員を確保する。

地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、事象発生時以降に勤務予定の当直（運転員）は再処理事業所周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点には、災害時にも使用可能な通信連絡設備を整備し、これを用いてMOX燃料加工施設の情報を入手し、必要に応じて交替要員をMOX燃料加工施設へ派遣する体制を整備する。

平常運転時は、病原性の高い新型インフルエンザや

同様に危険性を有する新感染症等の発生に備えた体制管理を行う。重大事故等の対策を行う要員を確保できなくなるおそれがある場合には、交替要員を呼び出すことにより要員を確保する。

重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、統括当直長(実施責任者)の判断のもと、M O X燃料加工施設の当直長(M O X燃料加工施設対策班長)は運転手順書に基づきM O X燃料加工施設の各工程を停止する操作を開始し、M O X燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行させることとする。

火災に対する消火活動については、敷地内に駐在する自衛消防組織の消火班に属する消火専門隊が実施する体制を整備する。また、火災が発生した場合は、消火班員が必要に応じて消火活動の支援を行う体制を整備する。

M O X燃料加工施設において重大事故等が発生するおそれがある場合又は発生した場合、M O X燃料加工施設の重大事故等対策の実施に影響を与える可能性を考慮し、隣接施設の状況を共有する体制を整備する。

なお、再処理施設の中央制御室のカメラ表示装置にて、航空機落下による火災及び森林火災の発生を確認した場合は、実施責任者(統括当直長)の指示に基づき、実施組織の建屋外対応班による消火活動を実施する。

⑥ M O X 燃料加工施設において重大事故等が単独で発生した場合は，重大事故等の対策に係る指揮は実施責任者（統括当直長）が行い，M O X 燃料加工施設の要員で重大事故等対策が実施できる体制とする。また，M O X 燃料加工施設と再処理施設で対処が共通な対応については，再処理施設の要員が対策作業に加わる体制を整備する。

a . M O X 燃料加工施設対策班の各要員の役割

M O X 燃料加工施設対策班長は，再処理施設の制御建屋の中央安全監視室において，M O X 燃料加工施設対策班員に対策を指示し，M O X 燃料加工施設における状況確認及び活動状況の把握を行い，実施責任者（統括当直長）へ活動結果の報告を行う。

M O X 燃料加工施設の情報管理班長は，M O X 燃料加工施設において重大事故等が発生した場合，M O X 燃料加工施設対策班長とともに再処理施設の制御建屋に移動し，中央安全監視室においてM O X 燃料加工施設の作業進捗の管理等を行う。

M O X 燃料加工施設の現場管理者は，対策作業開始後，M O X 燃料加工建屋の作業状況を通信連絡設備を用いてM O X 燃料加工施設対策班長へ伝達するとともに，対策の作業進捗管理を行う。また，M O X 燃料加工施設対策班の現場管理者は，対策班員にM O X 燃料加工施設対策班長からの指示を伝達するとともに，M O X 燃料加工施設内の状況や作業

進捗状況等の情報収集を行う。

MOX燃料加工施設対策班員は、MOX燃料加工施設対策班長又はMOX燃料加工施設現場管理者の指揮の下、燃料加工建屋における重大事故等への対策を実施する。

MOX燃料加工施設の放射線対応班員は、燃料加工建屋周辺のモニタリング及び風向・風速の測定を行う。

b. 再処理施設の要員の役割

MOX燃料加工施設において重大事故等が単独で発生した場合、以下の再処理施設の実施組織要員が対策作業に加わる。

情報管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理、作業時間の管理、燃料加工建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約を行う。

通信班長及び再処理施設の建屋対策班員は、再処理施設の中央制御室において、所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じて、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用可搬型情報表示装置及び可搬型情報収集装置）の準備、確保及び設置を行う。

建屋外対応班は、建屋外対応班長の指揮の下、屋

外のアクセスルートの確保，貯水槽からMOX燃料加工施設近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行うとともに，工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動を行う。

放射線対応班長及び放射線対応班員は，緊急時環境モニタリング，放射線監視盤の状態確認及び監視を行う。

c. MOX燃料加工施設が単独発災した場合の重大事故等に対処するための体制

MOX燃料加工施設において単独発災した場合の重大事故等に対処するための体制については，実施責任者（統括当直長）1人，MOX燃料加工施設対策班長1人，MOX燃料加工施設情報管理班長1人，情報管理班員3人，MOX燃料加工施設現場管理者1人，放射線対応班長1人，放射線対応班員14人，MOX燃料加工施設の放射線対応班員2人，建屋外対応班長1人，建屋外対応班員9人，燃料加工建屋対策班員16人，通信班長1人，再処理施設の建屋対策班員11人の合計62人で対応を行い，また，建屋放水を行う場合は，上記の要員に再処理施設の建屋外対応班員13名を加えて合計75人で対応する。

- ⑦ 再処理事業所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能は，③，④項に示すとおり明確に

するとともに、責任者としてそれぞれ班長を配置する。

- ⑧ 重大事故等対策の判断については、非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。また、非常時対策組織の支援組織及び実施組織の各班長並びに実施責任者（統括当直長）についても、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。

非常時対策組織本部の本部長は、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。

非常時対策組織本部の本部長が欠けた場合は、副原子力防災管理者が、あらかじめ定めた順位に従い代行する。

非常時対策組織の実施組織及び支援組織の各班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。

実施責任者（統括当直長）が欠けた場合は、統括当直長代理が代務に当たることをあらかじめ定める。

- ⑨ 非常時対策組織要員が実効的に活動するための施

設及び設備等を整備する。

重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係各所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。

実施組織は、再処理事業所内の通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を整備する。

支援組織は、再処理事業所内外と通信連絡を行い、関係各所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所を整備する。

また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるように可搬型照明を整備する。

これらは、重大事故等対策時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによってMOX燃料加工施設及び再処理施設の状態を確認し、必要な社内外関係機関へ通報連絡を行う。また重大事故等対処のため、夜間においても速やかに現場へ移動する。

- ⑩ 支援組織は、M O X 燃料加工施設及び再処理施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、全社対策本部、国、関係地方公共団体等の社内外関係機関への通報連絡が実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。
- ⑪ 重大事故等発生時に、社外からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。外部からの支援計画を定めるために、あらかじめ支援を受けることができるようにプラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者との重大事故等発生時の支援活動に係る覚書又は協定等の締結を行う。

非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）は、M O X 燃料加工施設及び再処理施設において、警戒事象が発生した場合には警戒態勢を、特定事象が発生した場合には第 1 次緊急時態勢を、原災法第 15 条第 1 項に該当する事象が発生した場合には第 2 次緊急時態勢を発令するとともに社長へ直ちにその旨を報告する。

報告を受けた社長は、警戒事象が発生した場合には全社における警戒態勢を、特定事象が発生した場合には全社における第 1 次緊急時態勢を、原災法第 15 条第 1 項に該当する事象が発生した場合には全社における第 2 次緊急時態勢を発令し、全社対策本部の要員を非常招集する。

社長は、全社における警戒態勢、第1次緊急時態勢又は第2次緊急時態勢を発令した場合、速やかに事務建屋に全社対策本部を設置し、全社対策本部の本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副社長及び社長が指名する役員がその職務を代行する。

全社対策本部は、非常時対策組織が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。

全社対策本部は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置を行うとともに、プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者等関係機関と連携して技術的な支援が受けられる体制を整備する。

全社対策本部の本部長は、全社対策本部の各班等を指揮し、非常時対策組織の行う応急措置の支援を行うとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。また、原子力規制庁緊急時対応センターの対応要員を指名し、指名された対応要員は、原子力規制庁緊急時対応センターに対して各施設の状況、支援の状況を説明するとともに、質問対応等を行う。

全社対策本部の事務局は、全社対策本部の運営、非常時対策組織との情報連絡及び社外との情報連絡の総括を行う。社外からの問合せ対応にあたり、各施設の情報（回答）は燃料製造事業部の連絡員を通じて非常時対策組織より入手する。

全社対策本部の事務局は、非常時対策組織が実施す

る応急措置状況を把握し、全社対策本部の本部長に報告するとともに、必要に応じ全社対策本部の本部長の活動方針に基づき、関係各設備の応急措置に対し、指導又は助言を行う。

全社対策本部の電力対応班は、プラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者への協力要請並びにそれらの受入れ対応、支援拠点の運営を行う。

全社対策本部の放射線情報収集班は、非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線影響範囲の推定および評価結果を把握し、全社対策本部の本部長に報告する。

全社対策本部の放射線情報収集班は、非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線防護上の措置について必要に応じ支援を行う。

全社対策本部の総務班は、全社対策本部の本部長が必要と認めた場合に、当社従業員等の安否の状況を確認し、全社対策本部の本部長へ報告する。

全社対策本部の総務班は、非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する避難誘導状況を把握し、必要に応じ非常時対策組織の支援組織の総務班と協力して再処理事業所以外の人員に係る避難誘導活動を行う。

全社対策本部の総務班は、負傷者発生に伴い、非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する緊急時救護活動状況を把握し、必要に応じ指導または助言を行

う。

全社対策本部の総務班は、非常時対策組織の支援組織の総務班から社外の医療機関への搬送及び治療の手配の依頼を受けた場合は、関係機関へ依頼する。

全社対策本部の広報班は、記者会見、当社施設見学者の避難誘導及びオフサイトセンター広報班等との連携を行う。

全社対策本部の東京班は、国、電気事業連合会及び報道機関対応を行う。

全社対策本部の青森班は、青森県及び報道機関対応を行う。

全社対策本部の構成を第1.1.2-10図に示す。

- ⑫ 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、全社対策本部が中心となり、プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等への対応や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。

また、重大事故等対策時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平常時か

ら必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。

- ⑬ 全社対策本部は、MOX燃料加工施設及び再処理施設において重大事故等が発生した際に、当社施設の六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設及び廃棄物埋設施設で同時期に事象が発生した場合においても、⑪項及び⑫項に記載した対応を行う。

1. 1. 2. 1 概要

(1) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，必要な体制を整備する。

① 手順書の整備

重大事故等対策時において，事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。

a. 全ての交流電源の喪失，安全機能を有する施設の機器の多重故障及び計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生した状態において，限られた時間の中で，MOX燃料加工施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため，必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を明確にし，重大事故等発生時対応手順書を整備する。

また，選定した直接監視するパラメータが計器の故障等により計測できない場合は，可搬型計器を現場に設置し，定期的にパラメータ確認を行うことを重大事故等発生時対応手順書に明記する。

MOX燃料加工施設では，施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象又は自然現象発生後の施設周辺の状態については，公共機関からの情報及び気象観測設備からの情報，作業員による目視等により得られる情報により把握することが可能であり，MOX

燃料加工施設として屋外監視カメラの設置は不要であるが，再処理事業所として一体となって事象に対処する場合には，再処理施設の屋外監視カメラから得られた情報について，ページング装置及び所内携帯電話等の所内通信連絡設備により情報共有する。また，火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策に着手するための判断材料を明確にした手順書を整備する。

- b. 重大事故の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，以下のとおり重大事故等発生時対応手順書を整備する。

全交流電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に要する時間を考慮の上，明確な手順着手の判断基準を重大事故等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等への対処において，放射性物質を燃料加工建屋内に可能な限り閉じ込めるための手順書を整備する。ただし，一連の重大事故等対策の完了後，閉じ込める機能の回復作業として，排気を実施するための手順書を整備する。

財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長は、あらかじめ方針を示す。

重大事故等時の対処においては、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた重大事故等発生時対応手順書を整備し、判断材料として必要なパラメータを明記する。重大事故等対策時においては、統括当直長（実施責任者）が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき、判断基準を定めた重大事故等発生時対応手順書を整備する。

重大事故等対策時の非常時対策組織の活動において、重大事故等対処を実施する際に、再処理事業部長（非常時対策組織本部長）は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。

- c. 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成を明確化し、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する。

各手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。

運転手順書は、MOX燃料加工施設の平常運転時の操作項目、パラメータ等の確認項目、操作上の注意事項等を定める。

警報対応手順書は、中央監視室、制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいは設備を安全な状態に維持するために必要な対応を警報ごと定める。

重大事故等発生時対応手順書は、複数の設備の故障等による異常又は重大事故に至るおそれがある場合に必要な対応を重大事故事象ごとに記載する。

重大事故等発生時対応手順書では、重大事故への進展を防止するための発生防止手順書及び重大事故に至る可能性がある場合、事故の拡大を防止するための手順書(放射性物質の放出を防止するための手順書を含む)を定める。

平常運転時は、運転手順書に基づき対応し、警報が発生した場合は、警報対応手順書に移行する。警報対応手順書で対応中に機器の多重故障が発生し、安全機能の回復ができない場合には、安全機能の喪失と判断し、全工程を停止する。

さらに、重大事故等発生時対応手順書で対応中に発生防止及び拡大防止(影響緩和含む)への措置がすべて機能しない場合、大規模損壊発生時対応手順書へ移行する。

大気及び海洋への放射性物質の拡散の抑制，中央監視室，モニタリング設備，緊急時対策所並びに通信連絡設備に関する手順書を整備する。

重大事故等発生時対応手順書は，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行できるように，移行基準を明確にする。

- d. 重大事故等対策実施の判断基準として確認するパラメータを整理し，重大事故等発生時対応手順書に明記する。また，重大事故等対策実施時に監視，評価すべき項目等を，重大事故等発生時対応手順書に明記する。

重大事故等の対処のために把握することが必要なパラメータは，中央監視室におけるMOX燃料加工施設の感知・消火機能の状態を確認するための運転監視パラメータのうち，MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータをあらかじめ選定し，運転手順書及び重大事故等発生時対応手順書に明記する。

有効性評価等にて整理した有効な情報は，実施組織要員である当直（運転員）が監視すべきパラメータの選定，状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし，重大事故等発生時対応手順書に明記する。

また、有効性評価等にて整理した有効な情報は、支援組織が支援するための参考情報とし、重大事故等発生時支援実施手順書に整理する。

- e. 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

対処により重大事故等に至ることを防止できる自然現象については、施設周辺の状況に加えて、気象庁発表の警報等を踏まえた進展を予測し、施設の安全機能の維持及び事故の防止措置を講ずるため、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

大津波警報が発表された場合に、MOX燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行させるため、原則として各工程の停止操作を実施するための手順書を整備する。

台風の通過が想定される場合に、屋外設備の暴風雨対策及び巡視点検を強化するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

竜巻の発生が予想される場合に、車両の退避又は固縛の実施、クレーン作業の中止等、設計竜巻から防護する施設を防護するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合に，事前の対応作業として，全工程停止，送排風機の停止，動力電源停止及び除灰作業を実施するための手順書を整備する。

設計基準を上回る規模の積雪が予想される場合に，降雪の状況に応じて除雪作業を実施するための手順書を整備する。

その他の前兆事象を伴う事象については，気象情報の収集，巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応ができる手順書を整備する。

② 教育及び訓練の実施

重大事故等対策を実施する要員に対し，重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため，教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保については，平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。

また，事故時対応の知識及び技能について，重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより，重大事故等対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は，以下の基本方針に基づき教育訓練の計画を定め，実施する。

重大事故等対策における中央監視室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、「臨界事故に対処するための手順」から「通信連絡に関する手順」に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。

重大事故等対策を実施する要員に対して、重大事故等時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等対策を実施する要員を必要人数配置する。

重大事故等対策を実施する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。

- a. 重大事故等対策は、MOX燃料加工施設の状況に応じた幅広い対策が必要であることを踏まえ、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、重大事故等発生時のMOX燃料加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する。
- b. 重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に重大事故等対策に係る知識ベースの理解向上に資する教育を行う。

現場作業に当たる重大事故等対策を実施する要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割分担及び責任者などを定め、連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては、要員の役割に応じて、重大事故等対策時のMOX燃料加工施設の状況把握、的確な対応操作の選択、確実な指揮命令の伝達の一連の非常時対策組織の機能、非常時対策組織における支援組織の位置づけ、実施組織と支援組織の連携を含む非常時対策組織の構成及び手順書の構成に関する机上教育を実施するとともに、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、重大事故等対策に係る訓練を実施する。

重大事故等対策時のMOX燃料加工施設の状況把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための訓練等を計画的に実施する。

- c. 重大事故等対策時において復旧を迅速に実施するために、平常時から保守点検活動を社員自らが行って、部品交換等の実務経験を積むこと等により、MOX燃料加工施設、予備品等について熟知する。
- d. 重大事故等対策を実施する要員は、重大事故等対策及び重大事故等発生後の復旧を迅速に実施するため、高線量、化学物質等による影響を想定した訓練

及び放射線防護具等を使用する訓練並びに夜間の視界不良及び悪天候下の厳しい環境条件を想定した事故時対応訓練を行う。

- e. 重大事故等対策を実施する要員は，重大事故等対策時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため，設備及び事故時用の資機材等に関する情報及び手順書並びにマニュアルが即時に利用できるように，平常時から保守点検活動等を通じて準備し，それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。

③ 体制の整備

重大事故時において重大事故等に対応するための体制として，以下の方針に基づき整備する。

- a. 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者などを定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため，再処理事業部長（原子力防災管理者）は，事象に応じて非常事態を発令し，非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い，再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部

長，燃料製造事業部長を副本部長とする非常時対策組織を設置して対処する。

非常時対策組織は，MOX燃料加工施設及び再処理施設の各工程で同時に重大事故等が発生した場合においても対応できるようにする。

再処理事業部長（原子力防災管理者）は，非常時対策組織本部の本部長として，非常時対策組織の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

燃料製造事業部長は，非常時対策本部の副本部長として本部長の補佐，本部長への意見具申及び対策活動への助言を行うとともに，MOX燃料加工施設の状態把握等の統括管理を行う。

非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに，指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，副原子力防災管理者がその職務を代行する。

非常時対策組織は，本部長，副本部長（燃料製造事業部長及び再処理副事業部長），再処理工場長，MOX燃料加工施設及び再処理施設の核燃料取扱主任者，連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する非常時対策組織本部，重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行う技術支

援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織で構成する。

MOX燃料加工施設と再処理施設の同時発災の場合においては，非常時対策組織本部の副本部長として再処理副事業部長及び再処理施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え，非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。

平常運転時の体制下での運転，日常保守点検活動の実施経験が非常時対策組織での事故対応，復旧活動に活かすことができ，組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように，専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。

- b. 非常時対策組織本部は，本部長，副本部長，再処理工場長，核燃料取扱主任者，連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し，緊急時対策所を活動拠点として，施設状況の把握等の活動を統括管理し，非常時対策組織の活動を統括管理する。

核燃料取扱主任者は，重大事故等対策時の非常時対策組織において，その職務に支障をきたすことがないように，独立性を確保する。MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者は，MOX燃料加工施設の重大事故等対策に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者が保安の監督を誠実に行うことができるように、非常時対策組織要員は、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（MOX燃料加工施設の状況、対策の状況）を行う。

MOX燃料加工施設の重大事故等対策に関し保安上必要な場合、得られた情報に基づき、非常時対策組織要員への指示並びに非常時対策組織本部の本部長へ意見具申及び対策活動への助言を行う。

非常時対策組織の機能を担う要員の規模は、対応する事故の様相及び事故の進展や収束の状況により異なるが、それぞれの状況に応じて十分な対応が可能な組織とする。

- c. 実施組織は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。

実施組織は、統括当直長を実施責任者とする。実施責任者（統括当直長）は、重大事故等対策の指揮を執る。

実施組織は、建屋対策班（各対策実施の時間余裕の算出、可搬型計器の設置を含む各建屋における対策活動の実施、各建屋の対策の作業進捗管理並びに各建屋周辺の線量率確認、可搬型設備の起動確認

等），建屋外対応班（屋外のアクセスルート確保，貯水槽から各建屋近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給，工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動等），通信班（所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じた可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用）の準備，確保及び設置），放射線対応班（可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の設置，重大事故等の対策に係る放射線及び放射能の状況把握，管理区域退域者の身体サーベイ，実施組織要員の被ばく管理，制御室への汚染の持込み防止措置等），要員管理班（中央制御室内の中央安全監視室にて，中央制御室内の要員把握，建屋対策班の依頼に基づく各建屋の対策作業の要員の割り当て等）及び情報管理班（中央制御室内の中央安全監視室にて，時系列管理表の作成，作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理，作業時間の管理，各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約）で構成する。

実施責任者（統括当直長）は，実施組織の建屋対策班の各班長，通信班長，放射線対応班長，要員管理班長，情報管理班長を任命し，重大事故等対策の指

揮を執るとともに、対策活動の実施状況に応じ、支援組織に支援を要請する。

また、実施責任者（統括当直長）又はあらかじめ指名された者は、実施組織の連絡責任者として、事象発生時における対外連絡を行う。

- d. 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける。

非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織の本部長の指示に基づき再処理施設の中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。

また、MOX燃料加工施設及び再処理施設のそれぞれの必要要員を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。

技術支援組織は、施設ユニット班（実施組織が行う重大事故等の対応の進捗を確認、事象進展の制限時間等に関する施設状況の把握、重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言、実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配等）、設備応急班（施設ユニット班の収集した情報又は現場確認結果に基づく設備の機能喪失の原因及び破損状況を把握、応急復旧対策を検討及び実施等）及び放射線管

理班（再処理事業所内外の放射線及び放射能の状況把握，影響範囲の評価，非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理，緊急時対策建屋への汚染の持込み防止措置等）で構成する。

運営支援組織は，総括班（支援組織の各班が収集した発生事象に関する情報の集約，各班の情報の整理並びに社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営），総務班（事業所内通話制限，事業所内警備，避難誘導，点呼，安否確認取りまとめ，負傷の程度に応じた負傷者の応急処置，外部からの資機材調達及び輸送並びに食料，水及び寝具の配布管理），広報班（総括班が集約した情報等を基に，報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報を収集，報道機関及び地域住民に対する対応）及び防災班（可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布，公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応並びに緊急時対策所の設備操作）で構成する。

- e. 再処理事業部長（原子力防災管理者）は，警戒事象（その時点では，公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが，原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象）においては警戒事態を，特定事象が発生した場合には第

1次緊急時態勢を，原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2次緊急時態勢を発令し，非常時対策組織要員の非常招集及び通報連絡を行い，非常時対策組織を設置する。その中に再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とする非常時対策組織本部，実施組織及び支援組織を設置し，重大事故等対策を実施する。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において，重大事故等が発生した場合でも，速やかに対策を行えるよう，再処理事業所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。

非常時対策組織（全体体制）が構築されるまでの間，宿直している非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）の指揮の下，非常時対策組織本部要員（宿直者及び電話待機者），支援組織要員（当直員及び宿直者）及び実施組織要員（当直員及び宿直者）による初動体制を確保し，迅速な対応を図る。

重大事故等が発生した場合に迅速に対応するため，MOX燃料加工施設及び再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織（初動体制）の要員として，統括管理及び全体指揮を行う非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1人，社内外関係各所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人，電話待機する再処理施設の核

燃料取扱主任者 1 人，電話待機する M O X 燃料加工施設の核燃料取扱主任者 1 人，支援組織要員 12 人，実施組織要員 185 人の合計 202 人を確保する。

非常時対策組織（初動体制）の非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1 人，社内外関係各所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者 2 人，重大事故等への対処に係る情報の把握及び社内外関係各所への通報連絡に係る役割を持つ支援組織要員 4 人，防災班 8 人，建屋外対応班員 2 人，制御建屋対策班の対策班員 10 人は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における宿直及び当直とする。

非常時対策組織本部及び支援組織の当直員及び宿直者は，大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け，緊急時対策所に移動し，非常時対策組織の初動体制を立ち上げ，施設状態の把握及び社内外関係各所への通報連絡を行う。

実施組織の宿直者は，大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け，再処理施設の中央制御室へ移動し，重大事故等対策を実施する。

重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため，M O X 燃料加工施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について，M O X 燃料加工

施設対策班長 1 人，M O X 燃料加工施設情報管理班長 1 人，M O X 燃料加工施設現場管理者 1 人，放射線対応班 2 人，建屋対策班員 16 人の合計 21 人で対応を行う。

再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について，実施責任者（統括当直長）1 人，建屋対策班長 7 人，現場管理者 6 人，要員管理班 3 人，情報管理班 3 人，通信班長 1 人，放射線対応班 15 人，建屋外対応班 20 人，再処理施設の各建屋内対策班員 105 人の合計 161 人で対応を行う。また，予備要員として，再処理施設に 3 人を確保する。M O X 燃料加工施設と再処理施設が同時に発災した場合には，それぞれの施設の実施組織要員 182 人で重大事故対応を行う。M O X 燃料加工施設は，夜間及び休日を問わず 21 人が駐在し，再処理施設では，夜間及び休日を問わず，予備要員を含め 164 人が駐在する。両施設を合わせた実施組織の必要要員数は，182 人でこれに予備要員 3 人を加えた 185 人が夜間及び休日を問わず駐在する。

非常時対策組織（全体体制）については，事象発生後 24 時間を目途に緊急時対策所にて支援活動等ができる体制を整備する。

再処理事業所内にて重大事故等に対処している要員以外の非常時対策組織本部員及び支援組織要員に

については、緊急連絡網等により非常招集連絡を受けて参集拠点に参集する体制とする。

また、地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、再処理事業所周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震の発生により、再処理事業所内にて重大事故等に対処している要員以外の非常時対策組織本部要員及び支援組織要員が参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点は、緊急時対策所まで徒歩で約3時間30分の距離にあり、社員寮及び社宅がある六ヶ所村尾駈地区に設ける。

実施組織の要員については、緊急連絡網等を活用して事象発生後24時間以内に交替要員を確保する。

地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、事象発生時以降に勤務予定の当直（運転員）は再処理事業所周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点には、災害時にも使用可能な通信連絡設備を整備し、これを用いてMOX燃料加工施設の情報入手し、必要に応じて交替要員をMOX燃料加工施設へ派遣する体制を整備する。

平常運転時は、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性を有する新感染症等の発生に備えた

体制管理を行う。重大事故等の対策を行う要員を確保できなくなるおそれがある場合には、交替要員を呼び出すことにより要員を確保する。

重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、統括当直長(実施責任者)の判断のもと、MOX燃料加工施設の当直長は運転手順書に基づきMOX燃料加工施設の各工程を停止する操作を開始し、MOX燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行する。

また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)を含めて必要な重大事故等の対策を行う要員を非常招集できるように、アクセスルート等を検討するとともに、非常時対策組織要員の対象者に対して計画的に通報連絡訓練を実施する。

- f. MOX燃料加工施設において重大事故等が単独で発生した場合において、重大事故等の対策に係る指揮は実施責任者(統括当直長)が行い、MOX燃料加工施設の要員で重大事故等対策が実施できる体制とする。また、MOX燃料加工施設と再処理施設で対処が共通な対応については、再処理施設の要員が対策作業に加わる体制を整備する。

MOX燃料加工施設対策班長は、再処理施設の制御建屋の中央安全監視室において、MOX燃料加工施設

対策班員に対策を指示し、M O X燃料加工施設における状況確認及び活動状況の把握を行い、実施責任者（統括当直長）へ活動結果の報告を行う。

M O X燃料加工施設の情報管理班長は、M O X燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、M O X燃料加工施設対策班長とともに再処理施設の制御建屋に移動し、中央安全監視室においてM O X燃料加工施設の作業進捗の管理等を行う。

M O X燃料加工施設の現場管理者は、対策作業開始後、M O X燃料加工建屋の作業状況を通信連絡設備を用いてM O X燃料加工施設対策班長へ伝達するとともに、対策の作業進捗管理を行う。また、M O X燃料加工施設対策班の現場管理者は、対策班員にM O X燃料加工施設対策班長からの指示を伝達するとともに、M O X燃料加工施設内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。

M O X燃料加工施設対策班員は、M O X燃料加工施設対策班長又はM O X燃料加工施設現場管理者の指揮の下、燃料加工建屋における重大事故等への対策を実施する。

M O X燃料加工施設の放射線対応班員は、燃料加工建屋周辺のモニタリング及び風向・風速の測定を行う。

M O X燃料加工施設において重大事故等が単独で発生した場合、以下の再処理施設の実施組織要員が対策作業に加わる。

情報管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において時系列管理表の作成，作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理，作業時間の管理，燃料加工建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約を行う。

通信班長及び再処理施設の建屋対策班員は、再処理施設の中央制御室において、所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じて、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）の準備，確保及び設置を行う。

建屋外対応班は、建屋外対応班長の指揮の下、屋外のアクセスルートの確保，貯水槽からMOX燃料加工施設近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行うとともに、工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動を行う。

放射線対応班長及び放射線対応班員は、緊急時環境モニタリング，放射線監視盤の状態確認及び監視を行う。

MOX燃料加工施設において単独発災した場合の重大事故等に対処するための体制については、実施責任者（統括当直長）1人，MOX燃料加工施設対策班長1人，MOX燃料加工施設情報管理班長1人，情報管理班3人，MOX燃料加工施設現場管理

者 1 人，放射線対応班長 1 人，放射線対応班 14 人，MOX 燃料加工施設の放射線対応班員 2 人，建屋外対応班長 1 人，建屋外対応班員 9 人，燃料加工建屋対策班員 16 人，通信班長 1 人，再処理施設の建屋対策作業 11 人の合計 62 人で対応を行う。また，建屋放水を行う場合は，上記の要員に再処理施設の建屋外対応班員 13 名を加えて合計 75 人で対応する。

g. 再処理事業所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能は，c. 及び d. 項に示すとおり明確にするとともに，責任者としてそれぞれ班長を配置する。

h. 重大事故等対策の判断については，非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに，指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え，代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。また，非常時対策組織の支援組織及び実施組織の各班長並びに実施責任者（統括当直長）についても，代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。

i. 非常時対策組織要員が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。

重大事故等が発生した場合において，実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために，関係各所との連携を図り，迅速な対応により事故対応

を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。

実施組織は、再処理事業所内の通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を整備する。

支援組織は、再処理事業所内外と通信連絡を行い、関係各所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所を整備する。

また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるように可搬型照明を整備する。

- j. 支援組織は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、全社対策本部、国、関係地方公共団体等の社内外関係機関への通報連絡が実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。
- k. 重大事故等発生時に、社外からの支援を受けられるように支援体制を整備する。外部からの支援計画を定めるために、あらかじめ支援を受ける

ことができるようにプラントメーカー，協力会社，燃料供給会社及び他の原子力事業者との重大事故等発生時の支援活動に係る覚書又は協定等の締結を行う。

非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）は，MOX燃料加工施設及び再処理施設において，警戒事象が発生した場合には警戒態勢を，特定事象が発生した場合には第1次緊急時態勢を，原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2次緊急時態勢を発令するとともに社長へ直ちにその旨を報告する。

報告を受けた社長は，警戒事象が発生した場合には全社における警戒態勢を，特定事象が発生した場合には全社における第1次緊急時態勢を，原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には全社における第2次緊急時態勢を発令し，全社対策本部の要員を非常招集する。

社長は，全社における警戒態勢，第1次緊急時態勢又は第2次緊急時態勢を発令した場合，速やかに事務建屋に全社対策本部を設置し，全社対策本部の本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合，あらかじめ定めた順位に従い，副社長及び社長が指名する役員がその職務を代行する。

全社対策本部は、非常時対策組織が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。

全社対策本部は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置を行うとともに、プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者等関係機関と連携して技術的な支援が受けられる体制を整備する。

全社対策本部の本部長は、全社対策本部の各班等を指揮し、非常時対策組織の行う応急措置の支援を行うとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。また、原子力規制庁緊急時対応センターの対応要員を指名し、指名された対応要員は、原子力規制庁緊急時対応センターに対して各施設の状況、支援の状況を説明するとともに、質問対応等を行う。

全社対策本部は、事務局（全社対策本部の運営、非常時対策組織との情報連絡、社外からの問合せ対応を含む社外との情報連絡の総括、非常時対策組織が実施する応急措置状況の把握、全社対策本部の本部長への報告及び全社対策本部の本部長の活動方針に基づく関係各設備の応急措置に対する指導又は助言）、電力対応班（プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者等関係機関への協力要請並びにそれらの受入れ対応、原子力事業所災害対策支援拠点の運営）、放射線情報収集班（非常

時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線影響範囲の推定及び評価結果の把握並びに全社対策本部の本部長への報告及び非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線防護上の措置について必要に応じた支援），総務班（当社従業員等の安否の状況の確認，非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する避難誘導状況の把握並びに必要に応じた非常時対策組織の支援組織の総務班と協力して行う再処理事業部以外の人員に係る避難誘導活動，負傷者発生に伴い非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する緊急時救護活動状況の把握及び必要に応じた指導又は助言，非常時対策組織の支援組織の総務班から社外の医療機関への搬送，治療の手配の依頼を受けた場合の関係機関への依頼），広報班（記者会見，当社施設見学者の避難誘導及びオフサイトセンター広報班等との連携），東京班（国，電気事業連合会及び報道機関対応）及び青森班（青森県及び報道機関対応）で構成する。

- ⑫ 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて，全社対策本部が中心となり，プラントメーカー，協力会社，燃料供給会社及び他の原子力事業者を含めた社内外の関係各所と連携し，適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等への対応や作業が長期間にわたる場合に備えて，機能喪失した設備の部品取替による復旧

手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。

また、重大事故等対策時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平常時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。

1. 1. 2. 2 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

(1) MOX燃料加工施設の重大事故の特徴

露出した状態でMOX粉末を取り扱い，火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいては，火災の発生防止対策として，グローブボックス内を窒素雰囲気とする，潤滑油を機器に収納する，着火源を排除する等の設計を講じているが，技術的想定を超え，発生防止対策が機能喪失し，何等かの理由により火災が発生し，同時に設計基準対象施設である感知・消火設備が機能喪失し，火災が継続することにより，火災により発生する気流によってグローブボックス内の気相中に移行するMOX粉末量が設計基準事故よりも増加する。

設計基準対象施設の感知機能，消火機能の喪失状態については，発生する要因によって，いくつかのケースが想定されるが，MOX燃料加工施設における重大事故等は火災による閉じ込める機能の喪失のみであることから，対処の方法は限られるとともに，火災の発生が確認された場合は速やかに消火する必要があるため，時間余裕は少なく，直ちに対策に着手する。

(2) 平常運転時の監視から対策の開始までの流れ

平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れを第1. 1. 2 - 1図に示す。

自然災害については，前兆事象を確認した時点で手順書に基づき対応を実施する。自然災害における対策の開始までの流れを第1. 1. 2 - 2図及び第1. 1.

2 - 3 図に示す。

また、監視及び判断に用いる平常時の運転監視パラメータを第 1. 1. 2 - 1 表に示す。

① 平常運転時の監視

平常運転時の監視は、中央監視室の安全監視制御盤及び監視制御盤にて圧力、温度等のパラメータが適切な範囲内であること、機器の起動状態及び受電状態を定期的に確認し、記録する。

また、平常時の運転監視パラメータは再処理施設の中央制御室に伝送される。

② 異常の検知

a. 異常の検知は、中央監視室での状態監視及び巡視点検結果から、警報発報、運転状態の変動、動的機器の故障、静的機器の損傷等の異常の発生により行う。異常を検知した場合は警報対応手順書に従い、回復操作により安全機能が異常状態から回復ができない場合は、全工程を停止する。

露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有するグローブボックスにおける火災警報の発報又は現場確認により火災を確認した場合は、設計基準対象施設により自動で消火し、消火完了後に全工程を停止する。

それ以外の箇所では火災の発生が確認された場合は、固定式消火設備又は消火器を用いた消火を実施し、消火完了後に全工程を停止する。

- b. 地震時においては、揺れが収まったことを確認してから、速やかに監視制御盤等にて警報発報を確認する。
- c. 火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、設備の運転状態の監視を強化するとともに、事前の対応作業として、手順書に基づき、工程停止の措置の判断、排風機の停止の措置の判断、動力電源停止の措置の判断及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③ 重大事故等の判断

異常の検知において、全交流電源喪失により、安全系監視制御盤等において、監視機能の喪失、母線電圧低の発報（全交流電源喪失）を確認した場合は、設計基準対象施設の感知・消火機能が喪失した状態になることから、MOX燃料加工施設の当直長（MOX燃料加工施設対策班長）は、統括当直長（実施責任者）の代行として、重大事故等対処への着手を判断する。

MOX燃料加工施設の当直長は、重大事故等対処への着手を統括当直長（実施責任者）に通信連絡設備を用いて報告する。全交流電源喪失等によりMOX燃料加工施設の設計基準対象施設の通信連絡設備が機能喪失した場合は、建屋外から、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて再処理施設の制御建屋への連絡を試みるが、再処理施設の制御建屋において通信連絡設備が機

能喪失しており，連絡ができない場合は，建MOX燃料加工施設の対策要員が再処理施設の中央制御室に移動し，統括当直長（実施責任者）に直接報告する。

統括当直長（実施責任者）は，再処理施設の中央制御室にて，MOX燃料加工施設の当直長からの通信連絡又は対策要員からの報告によりMOX燃料加工施設の状態を把握し，判断基準に基づき重大事故等対策を実施する体制に移行する。

④ 重大事故等対処（発生防止対策）

重大事故等対処への着手判断を受け，火災の影響を受けるMOX粉末の対象を限定すること等により，外部への放出に至ることを防止することを目的とし，発生防止対策として，全送排風機の停止，全工程の停止及び火災源を有する機器の動力電源の遮断の状態確認（又は停止等の操作）を行う。

⑤ 重大事故等対処（拡大防止対策）

重大事故等対処への着手判断を受け，拡大防止対策として，火災の発生を確認するため，中央監視室において，重大事故の発生を仮定するグローブボックスの火災源に設置された火災状況確認用温度計の指示値を，可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより確認する。

上記と並行して，拡大防止対策として，外部への放射性物質の放出を可能な限り防止するため，中央監視室から移動し，地下1階の排風機室において，グロー

グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを手動閉止する。

火災状況確認用温度計の指示値が 60℃を超える場合は、拡大防止対策として、火災の発生が確認されたグローブボックスに対して、中央監視室近傍から、遠隔手動操作により、地下3階廊下に設置された遠隔消火装置を起動させ、消火剤（ハロゲン化物消火剤）を放出する。

重大事故対処に必要なパラメータについては、中央監視室で確認するとともに、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する。

(3) 手順書の整備

重大事故等対策時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。

発生防止対策の手順については、拡大防止対策と一連の流れで対処を可能とするため同一の手順書として整備する。

重大事故等への対処に係る文書体系図を第1.1.2-4図に示す。

- ① 全ての交流電源の喪失、安全機能を有する施設の機器の多重故障及び計測器類の多重故障が、単独で、同時に又は連鎖して発生すること等を想定し、限られた時間の中で、MOX燃料加工施設の状態の把握及び重

大事故等対策の適切な判断を行うため、必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を明確にし、対策を実施する判断材料として必要なパラメータを明記した重大事故等発生時対応手順書を整備する。

MOX燃料加工施設では、施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象又は自然現象発生後の施設周辺の状況については、公共機関からの情報及び気象観測設備からの情報、作業員による目視等により得られる情報により把握することが可能であり、MOX燃料加工施設として屋外監視カメラの設置は不要であるが、再処理事業所として一体となって事象に対処する場合には、再処理施設の屋外監視カメラから得られた情報について、ページング装置及び所内携帯電話等の所内通信連絡設備により情報共有する。また、火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策に着手するための判断材料として必要なパラメータを明確にした手順書を整備する。

- ② 重大事故の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし、限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう、重大事故等発生時対応手順書を整備する。

全交流電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、明確な

手順着手の判断材料として必要なパラメータを重大事故等発生時対応手順書に整備する。

- ③ 重大事故等への対処において、放射性物質を燃料加工建屋内に可能な限り閉じ込めるための手順書を整備する。ただし、一連の重大事故等対策の完了後、閉じ込める機能の回復作業として、排気を実施するための手順書を整備する。

また、重大事故等への対処を実施するに当たり、作業に従事する要員の過度な放射線被ばくを防止するため、放射線被ばく管理に係る対応について重大事故等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等発生時の被ばく線量管理は、個人線量計による被ばく線量管理及び管理区域での作業時間管理によって行う。1作業あたりの被ばく線量が10mSv以下とすることを目安に計画線量を設定し、作業者の被ばく線量を可能な限り低減できるようにする。また、1作業あたりの被ばく線量が10mSv以下での作業が困難な場合は、緊急作業における線量限度である100mSv又は250mSvを超えないよう管理する。その場合においても、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるよう、段階的に計画線量を設定する。

監視制御盤等により安全機能の喪失を判断するための情報を把握した時点を開始点として、安全機能の喪失の判断に10分間を要するものと想定する。そのため、重大事故等の対策に必要な要員の評価等において

は、重大事故等への対処のうち判断に基づき実施する操作及び作業は、安全機能の喪失を判断するための情報の把握から10分後以降に開始するものとする。

- ④ 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長は、あらかじめ方針を示す。

重大事故等時の対処においては、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた重大事故等発生時対応手順書を整備し、判断材料として必要なパラメータを明記する。重大事故等対策時においては、統括当直長（実施責任者）は躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき、判断材料として必要なパラメータを明記した重大事故等発生時対応手順書を整備する。

重大事故等対策時の非常時対策組織の活動において、重大事故等対処を実施する際に、再処理事業部長（非常時対策組織本部長）は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。

- ⑤ 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成を明確化し、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する。

重大事故等発生時において、再処理施設と共通の手

順で対処を実施する作業については、再処理施設の重大事故等発生時対応手順書を使用する。及び設備を共用する場合は、対処の内容、体制、数量を考慮しても、両施設が重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、対処の優先順位、判断材料として必要なパラメータ等を再処理施設の重大事故等発生時対応手順書に定める。

各手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。

a. 運転手順書

MOX燃料加工施設の平常運転（操作項目、パラメータ等の確認項目、操作上の注意事項等）を記載した手順書

b. 警報対応手順書

中央監視室、制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいは設備を安全な状態に維持するために必要な対応を警報ごとに記載した手順書

c. 重大事故等発生時対応手順書

複数の設備の故障等による異常又は重大事故に至るおそれがある場合に必要な対応を重大事故事象ごとに記載した手順書で、以下のとおりとする。

- ・ 重大事故への進展を防止するための発生防止手順書

- ・重大事故に至る可能性がある場合，事故の拡大を防止するための手順書（放射性物質の放出を防止するための手順書を含む）

警報対応手順書で対応中に機器の多重故障が発生し，安全機能の回復ができない場合には，安全機能の喪失と判断し，全工程を停止する。

さらに，重大事故等発生時対応手順書で対応中に発生防止及び拡大防止（影響緩和含む）への措置がすべて機能しない場合，大規模損壊発生時対応手順書へ移行する。

大気及び海洋への放射性物質の拡散の抑制，中央監視室，モニタリング設備，緊急時対策所並びに通信連絡設備に関する手順書を整備する。

重大事故等発生時対応手順書は，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行できるように，移行基準を明確にする。

重大事故等発生時の対策のうち，要員に余裕があった場合のみに実施できるもの，特定の状況下においてのみ有効に機能するもの，対処に要する手順が多いこと等により，対処に要する時間が重大事故等対処設備を用いた対処よりも長いものは，自主対策として位置づける。

自主対策については，重大事故等の対処に悪影響を与えない範囲で実施することをこれらの手順書に明記する。

- ⑥ M O X 燃料加工施設において、重大事故等対策実施の判断材料として必要なパラメータを整理し、重大事故等発生時対応手順書に明記する。また、重大事故等対策実施時に監視、評価すべき項目等を、重大事故等発生時対応手順書に明記する。

重大事故等の対処のために把握することが必要なパラメータは、中央監視室におけるM O X 燃料加工施設の感知・消火機能の状態を確認するための運転監視パラメータのうち、M O X 燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータをあらかじめ選定し、運転手順書及び重大事故等発生時対応手順書に明記する。

有効性評価等にて整理した有効な情報は、実施組織要員である当直（運転員）が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、重大事故等発生時対応手順書に明記する。

また、有効性評価等にて整理した有効な情報は、支援組織が支援するための参考情報とし、重大事故等発生時支援実施手順書に整理する。

- ⑦ 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

対処により重大事故等に至ることを防止できる自然現象については、施設周辺の状況に加えて、気象庁発表の警報等を踏まえた進展を予測し、施設の安全機能の維持及び事故の防止措置を講ずるため、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

大津波警報が発表された場合に、MOX燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行させるため、原則として各工程の停止操作を実施するための手順書を整備する。

台風の通過が想定される場合に、屋外設備の暴風雨対策及び巡視点検を強化するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

竜巻の発生が予想される場合に、車両の退避又は固縛の実施、クレーン作業の中止等、設計竜巻から防護する施設を防護するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合に、事前の対応作業として、全工程停止、送排風機の停止、動力電源停止及び除灰作業を実施するための手順書を整備する。

設計基準を上回る規模の積雪が予想される場合に、降雪の状況に応じて除雪作業を実施するための手順書を整備する。

その他の前兆事象を伴う事象については、気象情

報の収集，巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応ができる手順書を整備する。

(4) 教育及び訓練の実施

重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。

また、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下の基本方針に基づき教育訓練の計画を定め、実施する。

- ・重大事故等対策を実施する要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。
- ・重大事故等対策を実施する要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を計画的に繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。
- ・重大事故等対策を実施する要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断され

る教育及び訓練については、年2回以上実施する。

- ・重大事故等対策における中央監視室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、「臨界事故に対処するための手順」から「通信連絡に関する手順」に示す「重大事故等対策における操作の成立性」に必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。

- ・教育及び訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、体制、教育及び訓練計画への反映を行い、力量を含む対応能力の向上を図る。

重大事故等対策を実施する要員に対して、重大事故等時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等対策を実施する要員を必要人数配置する。

重大事故等対策を実施する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。

計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）のプロセスを適切に実施し、PDCAサイクルを回すことで、必要に応じて手順書の改善、体制の改善等の

継続的な重大事故等対策の改善を図る。

- ① 重大事故等対策は、M O X燃料加工施設の状態に応じた幅広い対策が必要であることを踏まえ、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、重大事故等発生時のM O X燃料加工施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する。

重大事故等対策時にM O X燃料加工施設の状態を早期に安全の確保ができる状態に導くための的確な状況把握、確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識について、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた、教育及び訓練を計画的に実施する。

- ② 重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に重大事故等対策に係る知識ベースの理解向上に資する教育を行う。また、重大事故等対策に関する基本的な知識、施設のプロセスの原理、安全設計及び対処方法について、教育により習得した知識の維持及び向上を図るとともに、日常的な施設の操作により、習得した操作に関する技能についても維持及び向上を図る。

現場作業に当たる重大事故等対策を実施する要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割分担及び責任者などを定め、連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては、要員の

役割に応じて、重大事故等対策時のMOX燃料加工施設の状況把握，的確な対応操作の選択，確実な指揮命令の伝達の一連の非常時対策組織の機能，非常時対策組織における支援組織の位置づけ，実施組織と支援組織の連携を含む非常時対策組織の構成及び手順書の構成に関する机上教育を実施するとともに，重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて，重大事故等対策に係る訓練を実施する。

重大事故等対策時のMOX燃料加工施設の状況把握，的確な対応操作の選択等，実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための訓練等を計画的に実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては，要員の役割に応じて，知識の向上と手順書の実効性を確認するため，模擬訓練を実施する。また，重大事故等対策時の対応力を養成するため，手順に従った対応中において判断に用いる監視計器の故障や作動すべき機器の不作動等，多岐にわたる機器の故障を模擬し，関連パラメータによる事象判断能力，代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図る。

重大事故等対策を実施する要員に対しては，要員の役割に応じて，MOX燃料加工施設の安全機能の回復のための対応操作を習得することを目的に，手順や資機材の取扱い方法の習得を図るための訓練を，訓練ごとに頻度を定めて実施する。訓練では，訓練ごとの訓

練対象者全員が実際の設備又は訓練設備を操作して訓練を実施する。

- ③ 重大事故等対策時において復旧を迅速に実施するために、平常時から保守点検活動を社員自らが行って、部品交換等の実務経験を積むこと等により、MOX燃料加工施設、予備品等について熟知する。

当直（運転員）は、平常運転時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期点検及び運転に必要な操作を自らが行う。

現場における設備の点検においては、マニュアルに基づき、隔離の確認、外観目視点検、試運転等の重要な作業ステップをホールドポイントとし立会確認を行うとともに、工事要領書の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を社員自らが行う。さらに、重大事故等対策時からの設備復旧に係わる要員は、要員の役割に応じて、研修施設等にてポンプ及び空気圧縮機の分解点検及び部品交換並びに補修材による応急措置の実習を協力会社とともに実施することにより技能及び知識の向上を図る。

重大事故等対策については、重大事故等対策を実施する要員が、要員の役割に応じて、可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設及び接続、放出される放射性物質の濃度の測定、線量の測定、アクセスルートの確保及びその他の重大事故等対策の資機材を用いた訓練を行う。

重大事故等対策を実施する要員のうち自衛消防組織の消火班の要員は，初期消火活動を実施するための消防訓練を定期的実施する。

M O X 燃料加工施設並びに再処理施設の各要員の教育及び訓練は，連携して行うことで必要な知識の向上及び技能の習得を図る。

統括当直長は，重大事故等発生時及び大規模損壊時の各事象発生時に的確に判断することが求められるため，総合的に教育及び訓練を実施する。

- ④ 重大事故等対処施設のうち，取扱いに資格を有する設備については，有資格者により取扱いを可能とし，教育及び訓練を実施することで技能の維持及び向上を図る。
- ⑤ 重大事故等対策を実施する要員は，重大事故等対策及び重大事故等発生後の復旧を迅速に実施するため，高線量，化学物質等による影響を想定した訓練及び放射線防護具等を使用する訓練並びに夜間の視界不良及び悪天候下の厳しい環境条件を想定した事故時対応訓練を行う。

また，あらかじめ定めた連絡体制に基づき，夜間又は休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策を行う要員を非常招集できるように，アクセスルート等を検討するとともに，非常時対策組織要員の対象者に対して計画的に通報連絡訓練を実施する。

⑥ 重大事故等対策を実施する要員は、重大事故等対策時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため、設備及び事故時用の資機材等に関する情報及び手順書並びにマニュアルが即時に利用できるように、平常時から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。

それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、資機材等に関する情報及び手順書の管理を実施する。

(5) 体制の整備

重大事故時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。

- ① 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者などを定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長、燃料製造事業部長を副本部長とする非常時対策組織を設置して対処する。

重大事故等への対処に係る体制の整備に当たっては、MOX燃料加工施設と再処理施設は同じ敷地内にあることから、効果的な重大事故等対策を実施し得るようになるため、非常時対策組織を一体化し、重大事故等対策を実施する実施組織、支援組織の役割及び責任者を再処理事業所として明確に定める。

非常時対策組織は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の各工程で同時に重大事故等が発生した場合においても対応できるようにする。

再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

燃料製造事業部長は、非常時対策本部の副本部長として本部長の補佐、本部長への意見具申及び対策活動への助言を行うとともに、MOX燃料加工施設の状態把握等の統括管理を行う。

非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。

非常時対策組織は、本部長、副本部長（燃料製造事業部長及び再処理副事業部長）、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する非常時対策組織本部、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織（以下技術支援組織及び運営支援組織の両者をあわせて「支援組織」という。）で構成する。

非常時対策組織において、指揮命令は非常時対策組織本部の本部長を最上位に置き、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、

実施事項等が報告される。

MOX燃料加工施設と再処理施設の同時発災の場合においては、非常時対策組織本部の副本部長として再処理副事業部長及び再処理施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え、非常時対策組織本部の副本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。非常時対策組織の構成を第1.1.2-2表、非常時対策組織の体制図を第1.1.2-5, 6図に示す。

平常運転時の体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が非常時対策組織での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。

火災発生時の消火活動は、非常時対策組織とは別組織の自衛消防組織(第1.1.2-6図参照)のうち、消火班及び消火専門隊が実施する。

- ② 非常時対策組織本部は、副本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し、緊急時対策所を活動拠点として、施設状況の把握等の活動を統括管理し、非常時対策組織の活動を統括管理する。

重大事故等対策時には支援組織要員を再処理施設の中央制御室へ派遣し、MOX燃料加工施設や再処理施設の状況を非常時対策組織本部及び支援組織に報告する。また、支援組織の対応状況についても支援組

織の各班長より適宜報告されることから、常に綿密な情報の共有がなされる。

あらかじめ定めた手順にしたがって実施組織が行う重大事故等対策については、統括当直長（実施責任者）の判断により自律的に実施し、非常時対策組織本部及び支援組織に実施の報告が上がってくることになる。

核燃料取扱主任者は、重大事故等対策時の非常時対策組織において、その職務に支障をきたすことがないように、独立性を確保する。MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者は、MOX燃料加工施設の重大事故等対策に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者が保安の監督を誠実に行うことができるように、非常時対策組織要員は、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（MOX燃料加工施設の状況、対策の状況）を行う。MOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者は得られた情報に基づき、MOX燃料加工施設の重大事故等対策に関し保安上必要な場合は、非常時対策組織要員への指示並びに非常時対策組織本部の本部長へ意見具申及び対策活動への助言を行う。

非常時対策組織の機能を担う要員の規模は、対応する事故の様相及び事故の進展や収束の状況により異

なるが、それぞれの状況に応じて十分な対応が可能な組織とする。

- ③ 実施組織は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。

a. 実施組織

実施組織は、統括当直長を実施責任者とする。実施責任者（統括当直長）は、重大事故等対策の指揮を執る。

実施組織は、建屋対策班、建屋外対応班、通信班、放射線対応班、要員管理班及び情報管理班で構成する。

実施責任者（統括当直長）は、実施組織の建屋対策班の各班長、通信班長、放射線対応班長、要員管理班長、情報管理班長を任命し、重大事故等対策の指揮を執るとともに、対策活動の実施状況に応じ、支援組織に支援を要請する。また、実施責任者（統括当直長）又はあらかじめ指名された者は、実施組織の連絡責任者として、事象発生時における対外連絡を行う。

実施組織のうち、MOX燃料加工施設対策班は、中央監視室を活動拠点とする。また、消火及びダンパ閉による閉じ込めが完了し、再処理施設の中央制御室に監視パラメータの伝送が可能となった場合は、活動拠点を再処理施設の制御建屋に移し、制御

建屋が使用できなくなる場合には緊急時対策所に活動拠点を移す。

(a) 実施組織の各班の役割

- i. 建屋対策班は、制御建屋対策班、前処理建屋対策班、分離建屋対策班、精製建屋対策班、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班、ガラス固化建屋対策班、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班及びMOX燃料加工施設対策班で構成する。
- ii. 建屋対策班は、各対策実施の時間余裕の算出、可搬型計器の設置を含む各建屋における対策活動の実施及び各建屋の対策の作業進捗管理並びに各建屋周辺の線量率確認及び可搬型設備の起動確認等を行う。また、MOX燃料加工施設対策班は、全送排風機の停止、遠隔消火装置の手動起動および各ダンパの閉止等を行う。
- iii. 建屋外対応班は、屋外のアクセスルートの確保、貯水槽から各建屋近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行うとともに、工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動を行う。MOX燃料加工施設対策班のうち2名は、MOX燃料給油班として、事象発生直後の対応が完了した後に、建屋外対応班長の指揮下に入り、MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う。

iv. 通信班は，再処理施設の中央制御室において，所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じて，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用）の準備，確保及び設置を行う。また，通信班は，通信連絡設備設置完了後は要員管理班へ合流する。

v. 放射線対応班は，可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の設置，重大事故等の対策に係る放射線並びに放射能の状況把握，管理区域退域者の身体サーベイ，モニタリングポスト等への代替電源給電実施組織要員の被ばく管理，再処理施設の中央制御室及び中央監視室への汚染の持込み防止措置等を行う。

MOX燃料加工施設の放射線対応班は，放射線対応班長の指揮下に入り，燃料加工建屋周辺モニタリング，敷地内の風向及び風速の測定，捕集した排気試料の放射性物質の濃度測定を行う。また，MOX燃料加工施設の放射線対応班は，非常時対策組織が設置されるまでは，MOX燃料加工施設の当直長の指揮下に入り活動を行う。

また，実施組織要員又は自衛消防組織の消火班員若しくは消火専門隊員に負傷者が発生した場合は，負傷者の汚染検査（除染等を含む）を行い，

その結果とともに、負傷者を支援組織の放射線管理班へ引き渡す。

- vi. 要員管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において、再処理施設の中央制御室内の要員把握を行うとともに、建屋対策班の依頼に基づき、中央制御室内の対策班員の中から各建屋の対策作業の要員の割り当て等を行う。

対策作業に先立ち実施する現場環境確認のため、実施責任者(統括当直長)の指示に基づき、対策班員の中から現場環境確認要員を確保する。

また、実施組織要員又は自衛消防組織の消火班員若しくは消火専門隊員に負傷者が発生した場合、人命保護を目的に速やかに負傷者の救護を行い、汚染検査のため、実施組織の放射線対応班へ引き渡す。

- vii. 情報管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理、作業時間の管理、各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約を行う。

MOX燃料加工施設の情報管理班長は、MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設対策班長とともに再処理施設の制御建屋に移動し、中央安全監視室においてMOX燃料加工施設の作業進捗の管理等を行

う。また、全交流電源喪失等により通信連絡設備が機能喪失した場合は、可搬型の通信連絡設備の設置が完了されるまでの期間において、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて、燃料加工建屋との連絡を行う。

(b) 建屋対策班の要員毎の役割

i. 地震を要因とする全交流電源喪失による安全機能の喪失の場合

MOX燃料加工施設対策班長は、再処理施設の制御建屋の中央安全監視室において、MOX燃料加工施設対策班員に対策を指示し、MOX燃料加工施設における状況確認及び活動状況の把握を行い、実施責任者（統括当直長）へ活動結果の報告を行う。

MOX燃料加工施設の現場管理者は、対策作業開始後、MOX燃料加工建屋の作業状況を、通信連絡設備を用いてMOX燃料加工施設対策班長へ伝達するとともに、対策の作業進捗管理を行う。また、MOX燃料加工施設対策班の現場管理者は、対策班員にMOX燃料加工施設対策班長からの指示を伝達するとともに、MOX燃料加工施設内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。MOX燃料加工施設対策班長が再処理施設の制御建屋へ移動中は、MOX燃料加工施設の現場管理者が指揮を代行する。

MOX燃料加工施設の対策班員は、MOX燃料加工施設対策班長又はMOX燃料加工施設現場管理者の指揮の下、燃料加工建屋における重大事故等への対策を実施する。

また、再処理施設の建屋対策班長は、対策作業に先立ち実施する現場環境確認のため、実施責任者(統括当直長)の指示に基づき要員管理班が割り当てた要員に対して現場環境確認(屋内のアクセスルートの確認)、可搬型通話装置の設置及び圧縮空気手動供給ユニットの弁操作を指示する。

再処理施設の建屋対策班の現場管理者は、初動対応として、担当建屋近傍において、各建屋周辺の線量率確認、可搬型発電機、可搬型排風機及び可搬型空気圧縮機の起動確認を行う。

地震を要因とする溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する。

しかしながら、現場環境確認時の建屋対策班の対策班員の防護装備については、現場環境が悪化している可能性も考慮し、溢水を考慮した装備とする。現場環境確認により施設状況を把握した後の建屋対策班の対策班員の防護装備については、手順書に定めた判断基準に基づき適切な防護装備を選定し、建屋対策班長と放射線対応班長が協議

の上、実施責任者（統括当直長）が判断し、放射線防護装備を決定する。

再処理施設の建屋対策班の現場管理者は、対策班員が実施した現場環境確認の結果を通信連絡設備を用いて建屋対策班長に報告し、建屋対策班長は、その結果に基づいて対策作業に使用するアクセスルートを決めるとともに、手順書に基づいた対策作業の実施を建屋対策班に指示する。

再処理施設の建屋対策班は、要員管理班に対して対策作業に必要な作業員の確保を依頼し、割り当てられた対策班員により対策作業を行う。

再処理施設の建屋対策班の現場管理者は、対策作業開始後、担当建屋の作業状況を通信連絡設備を用いて建屋対策班長へ伝達するとともに、担当建屋の対策の作業進捗管理を行う。また、建屋対策班の現場管理者は、対策班員に建屋対策班長からの指示を伝達するとともに、建屋内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。対策班員に係る汚染管理として、各建屋入口にて対策班員同士による相互での身体サーベイを実施するとともに、必要に応じ簡易な除染又は養生により、管理区域外への汚染拡大防止を図る。また、現場作業時は、携行したサーベイメータにより線量率を把握する。

建屋対策班長は、再処理施設制御建屋内の中央安全監視室において、現場管理者からの担当建屋

内の状況や作業進捗状況の報告に基づき、建屋内での作業状況の把握及び実施責任者（統括当直長）への作業進捗状況の報告を行う。

MOX燃料加工施設と再処理施設との同時発災において、両施設の重大事故等の対策に係る指揮は実施責任者（統括当直長）が行い、両施設の事故状況に関わる情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制を整備する。

再処理施設のみに重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設対策班長は、手順書に基づきMOX燃料加工施設の全工程を停止する操作を開始し、MOX燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行させることとする。

実施組織の構成を第1.1.2-3表に示す。

- ④ 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける。

非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織の本部長の指示に基づき再処理施設の中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。

また、MOX燃料加工施設及び再処理施設のそれぞれの必要要員を確保することにより、両施設の同時発

災時においても，重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。

a．技術支援組織

技術支援組織は，施設ユニット班，設備応急班及び放射線管理班で構成する。

- (a) 施設ユニット班は，運転部長又は代行者を班長とし，実施組織が行う重大事故等の対応の進捗を確認するとともに，事象進展の制限時間等に関する施設状況を詳細に把握し，重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言，実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配を行う。また，設備応急班が行う応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集及び応急復旧対策の実施支援を行う。
- (b) 設備応急班は，再処理施設の保全技術部長又は代行者を班長とし，施設ユニット班の収集した情報又は現場確認結果に基づき，設備の機能喪失の原因及び破損状況を把握し，応急復旧対策を検討及び実施する。
- (c) 放射線管理班は，再処理施設の放射線管理部長又は代行者を班長とし，再処理事業所内外の放射線並びに放射能の状況把握，影響範囲の評価，非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理，緊急時対策建屋への汚染の持込み防止措置等を行う。

支援組織の放射線管理班は、実施組織要員又は自衛消防組織の消火班若しくは消火専門隊に負傷者が発生した場合、実施組織の放射線対応班により実施された汚染検査（除染等を含む）の結果（汚染の有無等）を受領し、2次搬送先（外部医療機関）へ汚染の有無等の情報を伝達する。また、非常時対策組織本部要員又は支援組織要員に負傷者が発生した場合は、負傷者の汚染検査（除染等を含む）を行い、2次搬送先（外部医療機関）へ汚染の有無等の情報を伝達する。

b. 運営支援組織

運営支援組織は、総括班、総務班、広報班及び防災班で構成する。

- (a) 総括班は、再処理施設の技術部長又は代行者を班長とし、発生事象に関し、支援組織の各班が収集した情報を集約、整理するとともに社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営を行う。
- (b) 総務班は、再処理計画部長又は代行者を班長とし、事業所内通話制限、事業所内警備、避難誘導、点呼、安否確認取りまとめ、負傷の程度に応じた負傷者の応急処置、外部からの資機材の調達、輸送、食料、水及び寝具の配布管理を行う。
- (c) 広報班は、報道部長又は代行者を班長とし、総括班が集約した情報等を基に、報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報を収集し、報道機

関及び地域住民に対する対応を行う。

- (d) 防災班は、防災管理部長又は代行者を班長とし、可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布、公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応並びに緊急時対策所の設備操作を行う。

支援組織の構成を第1.1.2-4表に示す。

- ⑤ 再処理事業部長（原子力防災管理者）は、警戒事象（その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象）においては警戒事態を、特定事象が発生した場合には第1次緊急事態勢を、原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2次緊急事態勢を発令し、非常時対策組織要員の非常招集及び通報連絡を行い、非常時対策組織を設置する。その中に再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とする非常時対策組織本部、実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも、速やかに対策を行えるよう、再処理事業所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。

非常時対策組織（全体体制）が構築されるまでの間、

宿直している非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）の指揮の下，非常時対策組織本部要員（宿直者及び電話待機者），支援組織要員（当直員及び宿直者）及び実施組織要員（当直員及び宿直者）による初動体制を確保し，迅速な対応を図る。

重大事故等が発生した場合に迅速に対応するため，M O X 燃料加工施設及び再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織（初動体制）の要員として，統括管理及び全体指揮を行う非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1人，社内外関係各所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人，電話待機する再処理施設の核燃料取扱主任者1人，電話待機するM O X 燃料加工施設の核燃料取扱主任者1人，支援組織要員12人，実施組織要員185人の合計202人を確保する。

非常時対策組織（初動体制）の非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1人，社内外関係各所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人，重大事故等への対処に係る情報の把握及び社内外関係各所への通報連絡に係る役割を持つ支援組織要員4人，防災班8人，建屋外対応班員2人，制御建屋対策班の対策班員10人は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における宿直及び当直とする。

宿直者の構成を第1. 1. 2 - 5表に示す。

非常時対策組織本部及び支援組織の当直員及び宿

直者は、大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け、緊急時対策所に移動し、非常時対策組織の初動体制を立ち上げ、施設状態の把握及び社内外関係各所への通報連絡を行う。

実施組織の宿直者は、大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け、再処理施設の中央制御室へ移動し、重大事故等対策を実施する。

重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、MOX燃料加工施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について、MOX燃料加工施設対策班長1人、MOX燃料加工施設情報管理班長1人、MOX燃料加工施設現場管理者1人、放射線対応班2人、建屋対策班員16人の合計21人で対応を行う。

再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について、実施責任者（統括当直長）1人、建屋対策班長7人、現場管理者6人、要員管理班3人、情報管理班3人、通信班長1人、放射線対応班15人、建屋外対応班20人、再処理施設の各建屋内対策班員105人の合計161人で対応を行う。また、予備要員として、再処理施設に3人を確保する。MOX燃料加工施設と再処理施設が同時に発災した場合には、それぞれの施設の実施組織要員182人で重大事故対応を行う。MOX燃料加工施設は、夜間及び休日を問わず21人が駐在し、再処理施設では、夜間及び休日

を問わず，予備要員を含め 164 人が駐在する。両施設を合わせた実施組織の必要要員数は，182 人でこれに予備要員 3 人を加えた 185 人が夜間及び休日を問わず駐在する。

重大事故等への対処に係る要員配置を記載したタイムチャートを，再処理施設との同時発災について第 1. 1. 2 - 7 図に，MOX 燃料加工施設の単独発災について第 1. 1. 2 - 8 図に示す。

非常時対策組織（全体体制）については，事象発生後 24 時間を目途に緊急時対策所にて支援活動等ができる体制を整備する。

再処理事業所内にて重大事故等に対処している要員以外の非常時対策組織本部員及び支援組織要員については，緊急連絡網等により非常招集連絡を受けて参集拠点に参集する体制とする。

また，地震により通信障害が発生し，緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても，再処理事業所周辺地域（六ヶ所村）で震度 6 弱以上の地震の発生により，再処理事業所内にて重大事故等に対処している要員以外の非常時対策組織本部要員及び支援組織要員が参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点は，緊急時対策所まで徒歩で約 3 時間 30 分の距離にあり，社員寮及び社宅がある六ヶ所村尾駈地区に設ける。六ヶ所村尾駈地区から緊急時対策所までのルートを図 1. 1. 2 - 9 図に示す。

実施組織の要員については、緊急連絡網等を活用して事象発生後 24 時間以内に交替要員を確保する。

地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、事象発生時以降に勤務予定の当直（運転員）は再処理事業所周辺地域（六ヶ所村）で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点には、災害時にも使用可能な通信連絡設備を整備し、これを用いてMOX燃料加工施設の情報入手し、必要に応じて交替要員をMOX燃料加工施設へ派遣する体制を整備する。

平常運転時は、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性を有する新感染症等の発生に備えた体制管理を行う。重大事故等の対策を行う要員を確保できなくなるおそれがある場合には、交替要員を呼び出すことにより要員を確保する。

重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、統括当直長（実施責任者）の判断のもと、MOX燃料加工施設の当直長（MOX燃料加工施設対策班長）は運転手順書に基づきMOX燃料加工施設の各工程を停止する操作を開始し、MOX燃料加工施設を安全の確保ができる状態に移行させることとする。

火災に対する消火活動については、敷地内に駐在する自衛消防組織の消火班に属する消火専門隊が実施する体制を整備する。また、火災が発生した場合は、

消火班員が必要に応じて消火活動の支援を行う体制を整備する。

MOX燃料加工施設において重大事故等が発生するおそれがある場合又は発生した場合、MOX燃料加工施設の重大事故等対策の実施に影響を与える可能性を考慮し、隣接施設の状況を共有する体制を整備する。

なお、再処理施設の中央制御室のカメラ表示装置にて、航空機落下による火災及び森林火災の発生を確認した場合は、実施責任者（統括当直長）の指示に基づき、実施組織の建屋外対応班による消火活動を実施する。

- ⑥ MOX燃料加工施設において重大事故等が単独で発生した場合は、重大事故等の対策に係る指揮は実施責任者（統括当直長）が行い、MOX燃料加工施設の要員で重大事故等対策が実施できる体制とする。また、MOX燃料加工施設と再処理施設で対処が共通な対応については、再処理施設の要員が対策作業に加わる体制を整備する。

a. MOX燃料加工施設対策班の各要員の役割

MOX燃料加工施設対策班長は、再処理施設の制御建屋の中央安全監視室において、MOX燃料加工施設対策班員に対策を指示し、MOX燃料加工施設における状況確認及び活動状況の把握を行い、実施責任者（統括当直長）へ活動結果の報告を行う。

MOX燃料加工施設の情報管理班長は、MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設対策班長とともに再処理施設の制御建屋に移動し、中央安全監視室においてMOX燃料加工施設の作業進捗の管理等を行う。

MOX燃料加工施設の現場管理者は、対策作業開始後、MOX燃料加工建屋の作業状況を通信連絡設備を用いてMOX燃料加工施設対策班長へ伝達するとともに、対策の作業進捗管理を行う。また、MOX燃料加工施設対策班の現場管理者は、対策班員にMOX燃料加工施設対策班長からの指示を伝達するとともに、MOX燃料加工施設内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。

MOX燃料加工施設対策班員は、MOX燃料加工施設対策班長又はMOX燃料加工施設現場管理者の指揮の下、燃料加工建屋における重大事故等への対策を実施する。

MOX燃料加工施設の放射線対応班員は、燃料加工建屋周辺のモニタリング及び風向・風速の測定を行う。

b. 再処理施設の要員の役割

MOX燃料加工施設において重大事故等が単独で発生した場合、以下の再処理施設の実施組織要員が対策作業に加わる。

情報管理班は、再処理施設の中央制御室内の中央

安全監視室において時系列管理表の作成，作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理，作業時間の管理，燃料加工建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約を行う。

通信班長及び再処理施設の建屋対策班員は，再処理施設の中央制御室において，所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じて，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用可搬型情報表示装置及び可搬型情報収集装置）の準備，確保及び設置を行う。

建屋外対応班は，建屋外対応班長の指揮の下，屋外のアクセスルートの確保，貯水槽からMOX燃料加工施設近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対応設備への燃料補給を行うとともに，工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動を行う。

放射線対応班長及び放射線対応班員は，緊急時環境モニタリング，放射線監視盤の状態確認及び監視を行う。

c. MOX燃料加工施設が単独発災した場合の重大事故等に対処するための体制

MOX燃料加工施設において単独発災した場合の重大事故等に対処するための体制については，実施責任者（統括当直長）1人，MOX燃料加工施設

対策班長 1 人，MOX 燃料加工施設情報管理班長 1 人，情報管理班員 3 人，MOX 燃料加工施設現場管理者 1 人，放射線対応班長 1 人，放射線対応班員 14 人，MOX 燃料加工施設の放射線対応班員 2 人，建屋外対応班長 1 人，建屋外対応班員 9 人，燃料加工建屋対策班員 16 人，通信班長 1 人，再処理施設の建屋対策班員 11 人の合計 62 人で対応を行い，また，建屋放水を行う場合は，上記の要員に再処理施設の建屋外対応班員 13 名を加えて 75 人で対応する。

⑦ 再処理事業所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能は，③，④項に示すとおり明確にするとともに，責任者としてそれぞれ班長を配置する。

⑧ 重大事故等対策の判断については，非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに，指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え，代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。また，非常時対策組織の支援組織及び実施組織の各班長並びに実施責任者（統括当直長）についても，代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。

非常時対策組織本部の本部長は，非常時対策組織の統括管理を行い，責任を持って，原子力防災の活動方針の決定を行う。

非常時対策組織本部の本部長が欠けた場合は，副原

子力防災管理者が、あらかじめ定めた順位に従い代行する。

非常時対策組織の実施組織及び支援組織の各班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。

実施責任者（統括当直長）が欠けた場合は、統括当直長代理が代務に当たることをあらかじめ定める。

- ⑨ 非常時対策組織要員が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。

重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係各所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。

実施組織は、再処理事業所内の通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を整備する。

支援組織は、再処理事業所内外と通信連絡を行い、関係各所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システ

ムを含む。)を備えた緊急時対策所を整備する。

また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるように可搬型照明を整備する。

これらは、重大事故等対策時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによってMOX燃料加工施設及び再処理施設の状態を確認し、必要な社内外関係機関へ通報連絡を行う。また重大事故等対処のため、夜間においても速やかに現場へ移動する。

⑩ 支援組織は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、全社対策本部、国、関係地方公共団体等の社内外関係機関への通報連絡が実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。

⑪ 重大事故等発生時に、社外からの支援を受けられるように支援体制を整備する。外部からの支援計画を定めるために、あらかじめ支援を受けられるようにプラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者との重大事故等発生時の支援活動に係る覚書又は協定等の締結を行う。

非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）は、MOX燃料加工施設及び再処理施設において、警

戒事象が発生した場合には警戒態勢を，特定事象が発生した場合には第1次緊急時態勢を，原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2次緊急時態勢を発令するとともに社長へ直ちにその旨を報告する。

報告を受けた社長は，警戒事象が発生した場合には全社における警戒態勢を，特定事象が発生した場合には全社における第1次緊急時態勢を，原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には全社における第2次緊急時態勢を発令し，全社対策本部の要員を非常招集する。

社長は，全社における警戒態勢，第1次緊急時態勢又は第2次緊急時態勢を発令した場合，速やかに事務建屋に全社対策本部を設置し，全社対策本部の本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，副社長及び社長が指名する役員がその職務を代行する。

全社対策本部は，非常時対策組織が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。

全社対策本部は，原子力事業所災害対策支援拠点の設置を行うとともに，プラントメーカ，協力会社，燃料供給会社及び他の原子力事業者等関係機関と連携して技術的な支援が受けられる体制を整備する。

全社対策本部の本部長は，全社対策本部の各班等を指揮し，非常時対策組織の行う応急措置の支援を行う

とともに、必要に応じ全社活動方針を示す。また、原子力規制庁緊急時対応センターの対応要員を指名し、指名された対応要員は、原子力規制庁緊急時対応センターに対して各施設の状況、支援の状況を説明するとともに、質問対応等を行う。

全社対策本部の事務局は、全社対策本部の運営、非常時対策組織との情報連絡及び社外との情報連絡の総括を行う。社外からの問合せ対応にあたり、各施設の情報（回答）は燃料製造事業部の連絡員を通じて非常時対策組織より入手する。

全社対策本部の事務局は、非常時対策組織が実施する応急措置状況を把握し、全社対策本部の本部長に報告するとともに、必要に応じ全社対策本部の本部長の活動方針に基づき、関係各設備の応急措置に対し、指導又は助言を行う。

全社対策本部の電力対応班は、プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者への協力要請並びにそれらの受入れ対応、支援拠点の運営を行う。

全社対策本部の放射線情報収集班は、非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線影響範囲の推定および評価結果を把握し、全社対策本部の本部長に報告する。

全社対策本部の放射線情報収集班は、非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線防護

上の措置について必要に応じ支援を行う。

全社対策本部の総務班は、全社対策本部の本部長が必要と認めた場合に、当社従業員等の安否の状況を確認し、全社対策本部の本部長へ報告する。

全社対策本部の総務班は、非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する避難誘導状況を把握し、必要に応じ非常時対策組織の支援組織の総務班と協力して再処理事業所以外の人員に係る避難誘導活動を行う。

全社対策本部の総務班は、負傷者発生に伴い、非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する緊急時救護活動状況を把握し、必要に応じ指導または助言を行う。

全社対策本部の総務班は、非常時対策組織の支援組織の総務班から社外の医療機関への搬送及び治療の手配の依頼を受けた場合は、関係機関へ依頼する。

全社対策本部の広報班は、記者会見、当社施設見学者の避難誘導及びオフサイトセンター広報班等との連携を行う。

全社対策本部の東京班は、国、電気事業連合会及び報道機関対応を行う。

全社対策本部の青森班は、青森県及び報道機関対応を行う。

全社対策本部の構成を第1.1.2-10図に示す。

- ⑫ 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、全社対策本部が中心となり、プラント

メーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者を含めた社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等への対応や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。

また、重大事故等対策時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平常時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。

- ⑬ 全社対策本部は、MOX燃料加工施設及び再処理施設において重大事故等が発生した際に、当社施設の六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設及び廃棄物埋設施設で同時期に事象が発生した場合においても、⑪項及び⑫項に記載した対応を行う。

第1.1.2-1表 非常時対策組織の構成

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
MOX燃料加工施設	成形加工設備	グローブボックス	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。 ・重大事故に至るおそれのある火災源を有するグローブボックス内で発生する火災については回復操作を行わない。	重大事故に至るおそれのある火災源を有するグローブボックス内で発生する火災の場合は、グローブボックス消火装置の機能喪失及びグローブボックス温度監視装置の機能喪失を確認した場合は、安全機能の喪失と判断する。
		焼結炉		—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。
その他の附属施設	電源設備	非常用所内電源設備	—	・警報窓の点灯状態を確認する。 ・操作部の表示ランプにて、受電状態を確認する。	・機器の故障による電源喪失の場合 待機（予備）系統あれば、切り替え操作 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	火災防護設備	火災感知器	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合等は故障と判断する。	—	重大事故に至るおそれのある火災源を有するグローブボックス内で発生する火災の場合は、グローブボックス消火装置の機能喪失及びグローブボックス温度監視装置の機能喪失を確認した場合は、安全機能の喪失と判断する。
	消火設備	・起動状態（ポンプ）				

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
その他の附属施設	換気設備	送風機 ・ 起動状態	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・ 設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・ 回復できない場合は、運転を停止する。	—
		排風機 ・ 起動状態 ・ 流量				
放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ ・ 空間線量	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・ 設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・ 回復できない場合は、運転を停止する。	—
		排気モニタ ・ 放射能				
		モニタリングポスト ・ 空間線量				

第1.1.2-2表 非常時対策組織の構成

	名 称	職 位	主な役割	
本部	本部長	再処理事業部長	・非常時対策組織の統括、指揮	
	副本部長	再処理副事業部長, 燃料製造事業部長 他	・本部長補佐, 本部長代行 (燃料製造事業部長は、上記役割の他にMOX燃料加工施設の施設状態の把握等の統括管理も行う)	
	再処理工場長	再処理工場長	・施設状態の把握等の統括管理	
	核燃料取扱主任者	再処理施設核燃料取扱主任者, MOX燃料加工施設核燃料取扱主任者	・本部長補佐, 本部長への意見具申及び対策活動への助言	
	連絡責任者	技術部長	・社内外関係機関への通報連絡	
	支援組織の各班長	下記の支援組織の項目参照	第1.1.2-4表 参照	
実施組織	実施責任者	統括当直長	第1.1.2-3表 参照	
	建屋対策班	制御建屋対策班長		実施責任者(統括当直長)に任命された者
		前処理建屋対策班長		
		分離建屋対策班長		
		精製建屋対策班長		
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班長		
		ガラス固化建屋対策班長		
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班長		
	MOX燃料加工施設対策班長			
	建屋外対応班長	防災管理部員		
	通信班長	実施責任者(統括当直長)に任命された者		
	放射線対応班長			
	要員管理班長			
情報管理班長				
実施組織各班員	実施組織要員			
支援組織	施設ユニット班長	運転部長	第1.1.2-4表 参照	
	設備応急班長	保全技術部長		
	放射線管理班長	放射線管理部長		
	総括班長	技術部長		
	総務班長	再処理計画部長		
	広報班長	報道部長		
	防災班長	防災管理部長		
	支援組織各班員	支援組織要員		

第1.1.2-3表 実施組織の構成

班名		主な役割
実施責任者（統括当直長）		・ 対策活動の指揮
建屋対策班	制御建屋対策班	・ 現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認）
	前処理建屋対策班	・ 可搬型通話装置の設置
	分離建屋対策班	・ 圧縮空気手動供給ユニットの弁操作
	精製建屋対策班	・ 可搬型計器の設置
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班	・ 各建屋における対策活動の実施
	ガラス固化建屋対策班	・ 各建屋周辺の線量率確認
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班	・ 可搬型設備の起動確認
MOX燃料加工施設対策班		・ 各建屋の対策の作業進捗管理 ・ 各対策実施の時間余裕・作業開始目安時間の算出
建屋外対応班		・ 屋外のアクセスルートの確保 ・ 貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・ 可搬型重大事故等対処設備への燃料補給 ・ 工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・ 航空機墜落火災発生時の消火活動
通信班		・ 所内携帯電話の使用可否の確認 ・ 通信連絡設備の準備，確保及び設置
放射線対応班		・ 可搬型排気モニタリング設備の設置 ・ 可搬型環境モニタリング設備の設置 ・ 可搬型気象観測設備の設置 ・ 重大事故等の対策に係る放射線・放射能の状況把握 （可搬型排気モニタリング設備の試料測定，建屋周辺のモニタリング，可搬型風向風速計による観測，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備による監視・測定，放射能観測車（又は可搬型放射能観測設備）による最大濃度地点等の測定） ・ モニタリングポスト等への代替電源給電 ・ 管理区域退域者の身体サーベイ ・ 実施組織要員の被ばく管理（制御室への出入管理，線量管理） ・ 両制御室への汚染拡大防止措置（出入管理区域の設営，汚染検査）
要員管理班		・ 中央制御室内の要員把握 ・ 各建屋の対策作業の要員の割当て
情報管理班		・ 時系列管理表の作成，作業進捗管理表の作成 ・ 作業時間及び作業進捗の管理 ・ 各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約

第1.1.2-4表 支援組織の構成

班名	主な役割
施設ユニット班	<ul style="list-style-type: none"> ・実施組織が行う重大事故等の対応の進捗確認 ・重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言 ・実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配 ・応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集 ・応急復旧対策の実施支援
設備応急班	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の機能喪失の原因及び破損状況の把握 ・応急復旧対策の検討及び実施
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・MOX燃料加工施設内外の放射線・放射能の状況把握，影響範囲の評価 (排気筒からの放射性物質の放出量の評価，放射性物質の拡散評価，環境モニタリング試料の採取・測定（水中及び土壌中の放射性物資の測定含む）) ・非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理（緊急時対策建屋への出入管理，線量管理） ・緊急時対策建屋への汚染の持込み防止措置（汚染検査） ・モニタリングポスト等のバックグラウンド低減措置 ・負傷者発生時における二次搬送に係る放射線管理情報の伝達
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・発生事象に関する情報の集約及び情報の整理 ・社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内通話制限 ・事業所内警備 ・避難誘導 ・点呼，安否確認取りまとめ ・負傷者の応急処置 ・外部からの資機材調達及び輸送 ・食料，水及び寝具の配布管理
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報収集 ・報道機関等に対する対応
防災班	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布 ・公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応 ・緊急時対策所の設備操作

第1.1.2-5表 宿直者の構成

名 称		主な役割	平日昼間対応者	夜間及び休日代行者
本部長		・非常時対策組織の統括管理，全体指揮	・再処理事業部長	・宿直 (副原子力防災管理者)
連絡責任補助者		・社内外関係機関への通報連絡に係る連絡補助	・技術部員	・宿直
情報管理者 (総括班)		・重大事故等への対処に係る情報の把握 ・社内外関係機関への通報連絡	・技術部員	・宿直
情報連絡要員 (総括班)			・技術部員	・宿直
建屋外対応班	班長	・屋外のアクセスルートの確保 ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給 ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・航空機墜落火災発生時の消火活動	・防災管理部員	・宿直又は当直
	連絡要員		・防災管理部員	・宿直又は当直
制御建屋対策班 対策作業員		・制御室居住性確保	・当日の宿直に指定された者又は当直	・当日の宿直に指定された者又は当直

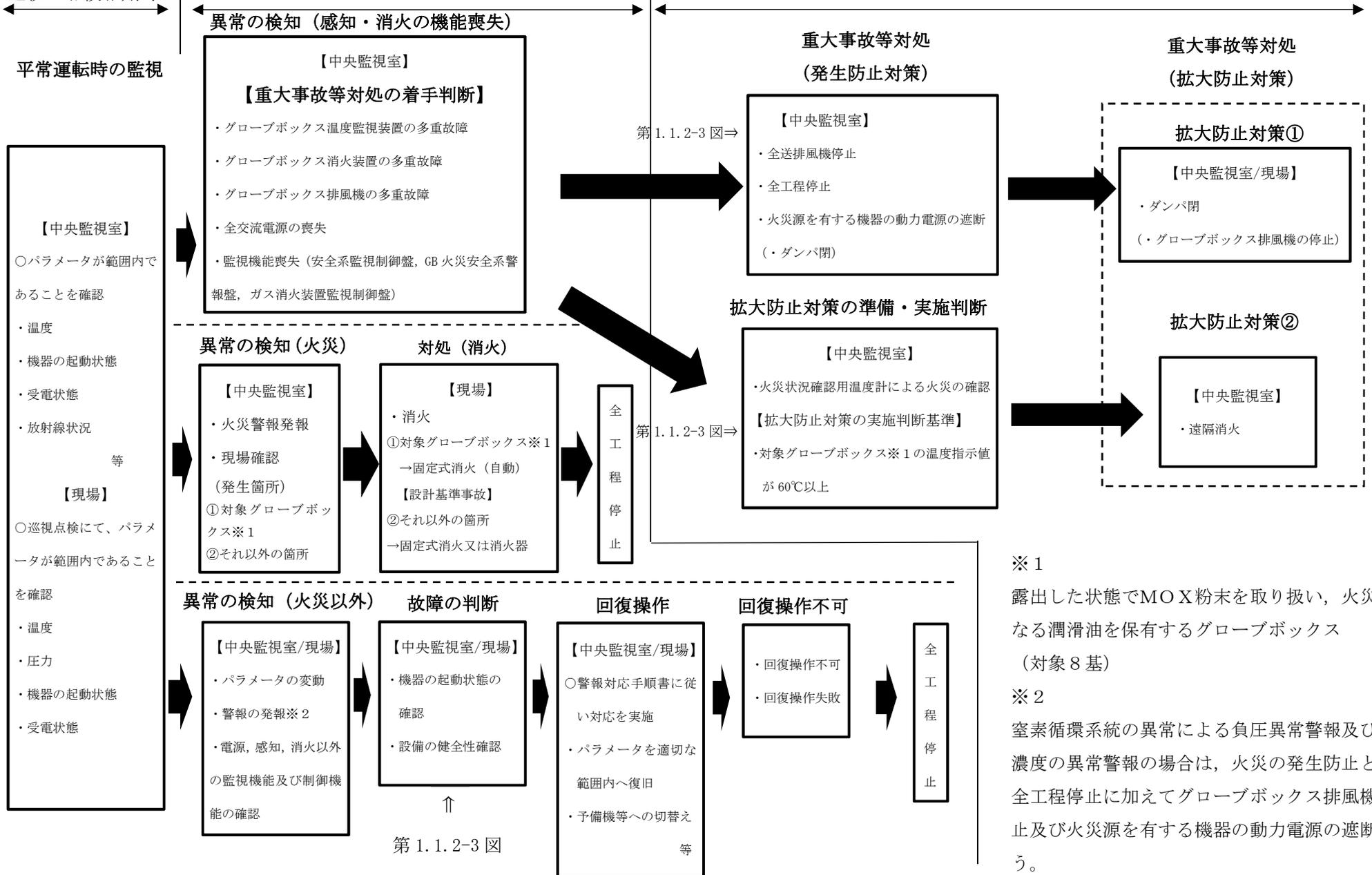
運転手順書

巡視・点検細則等

平常運転時の監視

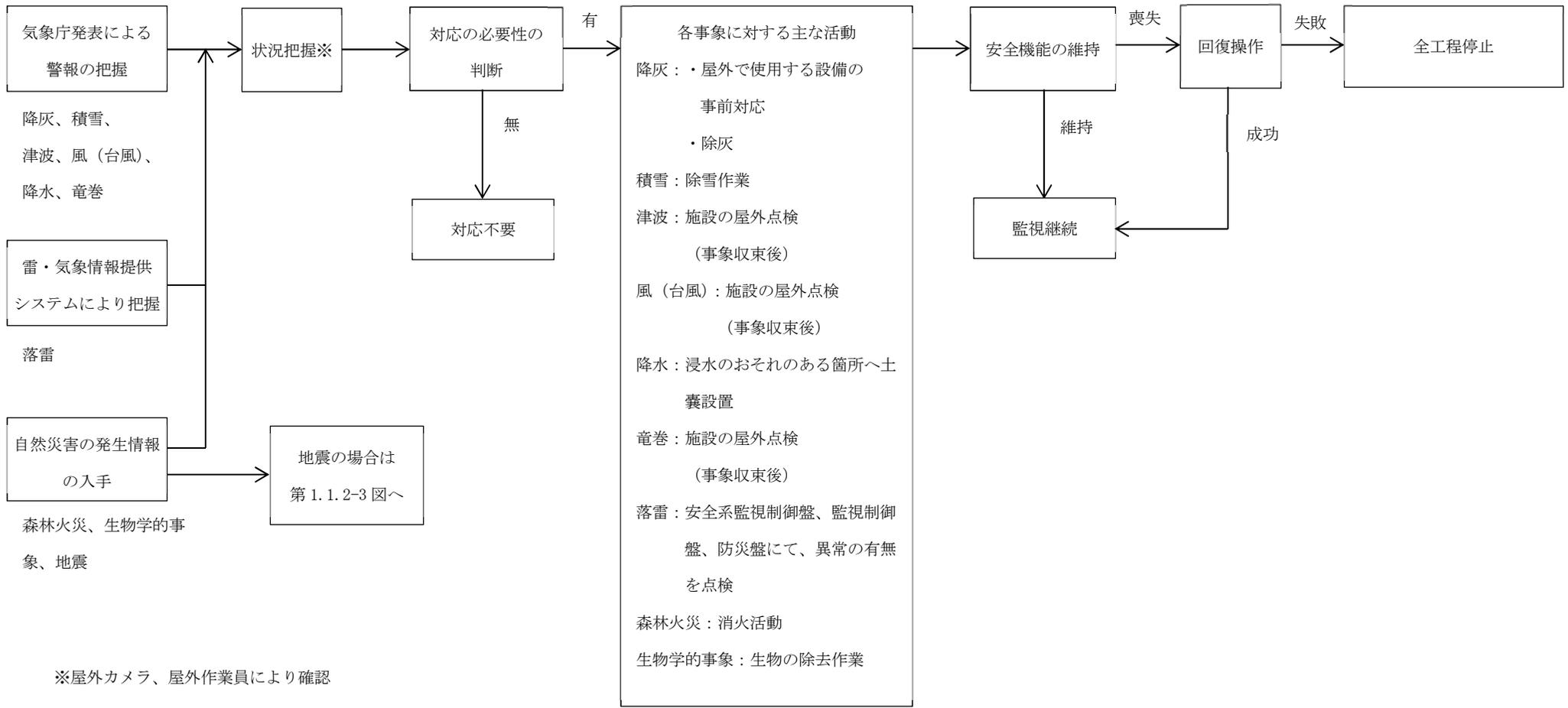
警報対応手順書, 異常・非常時対策要領 等

重大事故等発生時対応手順書

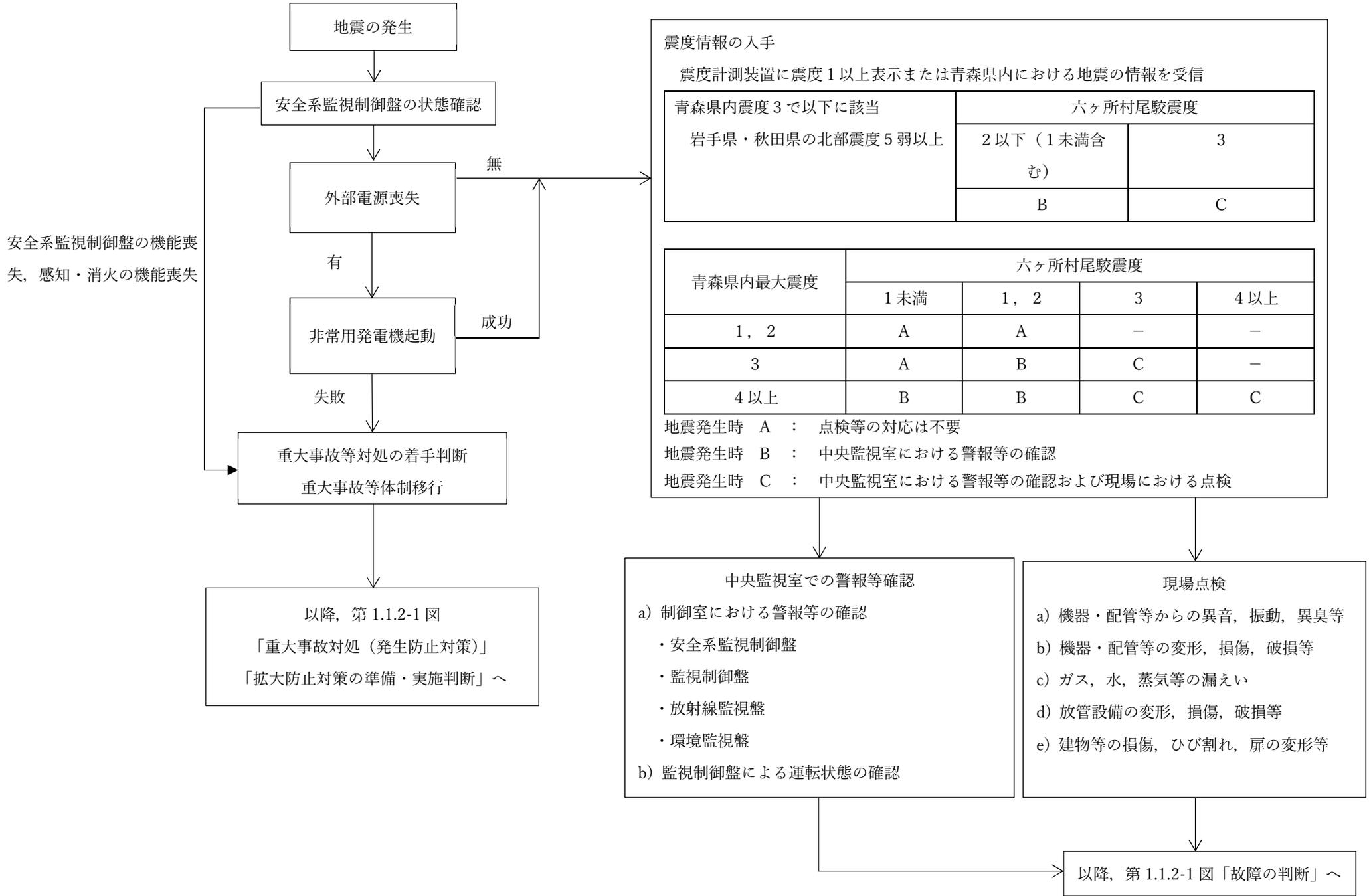


1.1.2-138

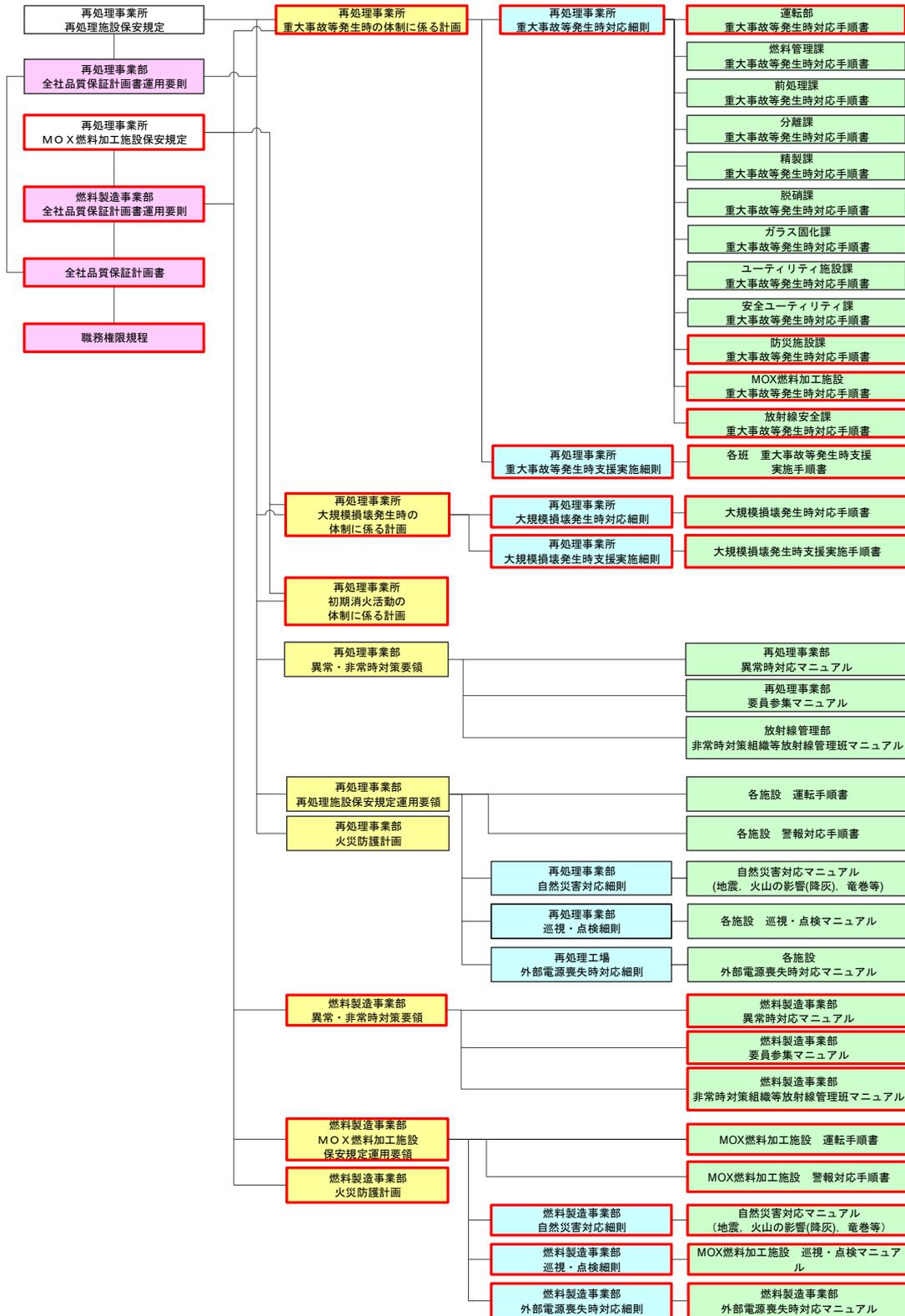
第1.1.2-1図 平常時運転時の監視から対策開始までの基本的な流れ



第1.1.2-2図 自然災害における対策の開始までの流れ



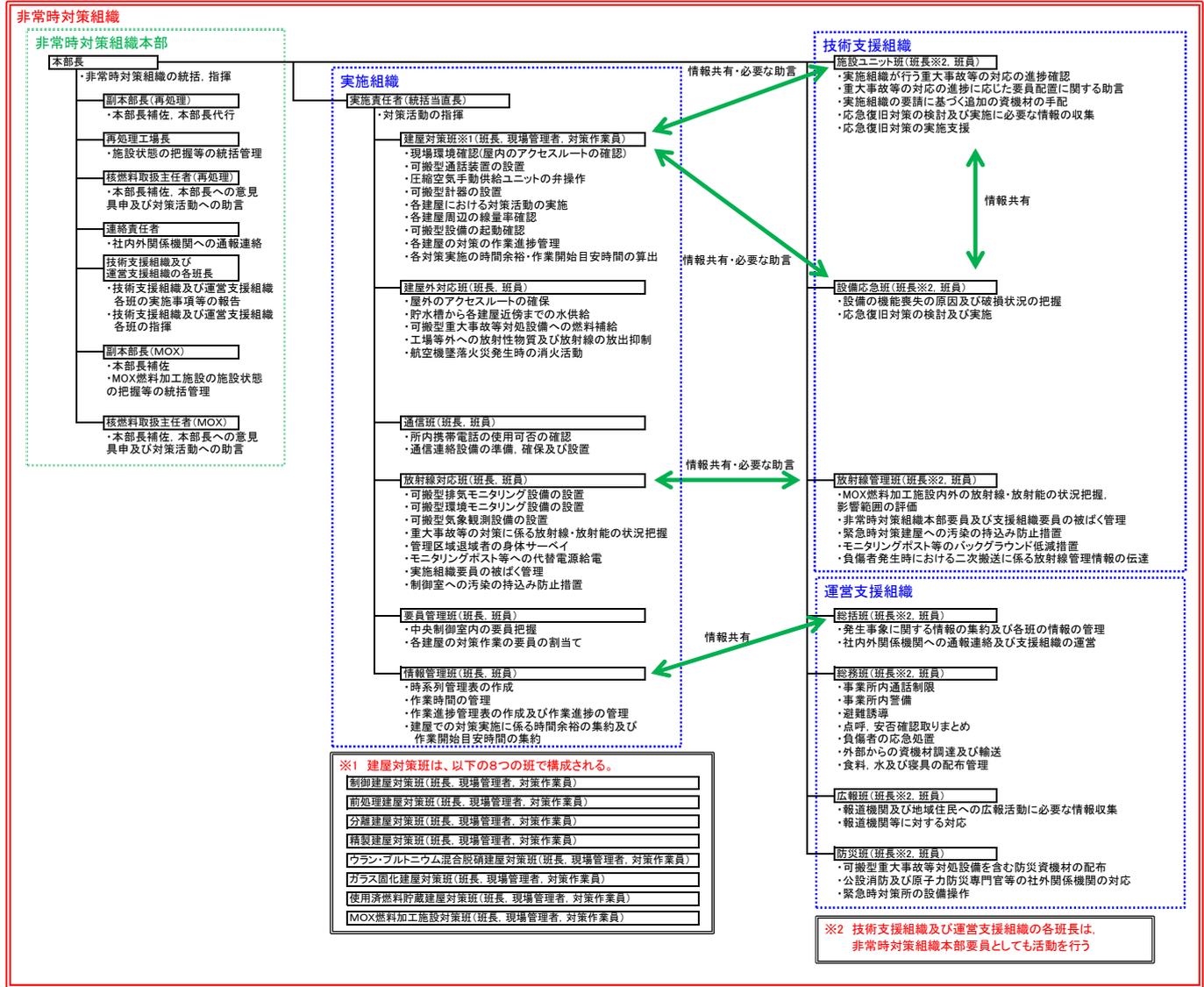
第1.1.2-3図 地震発生における対策の開始までの流れ



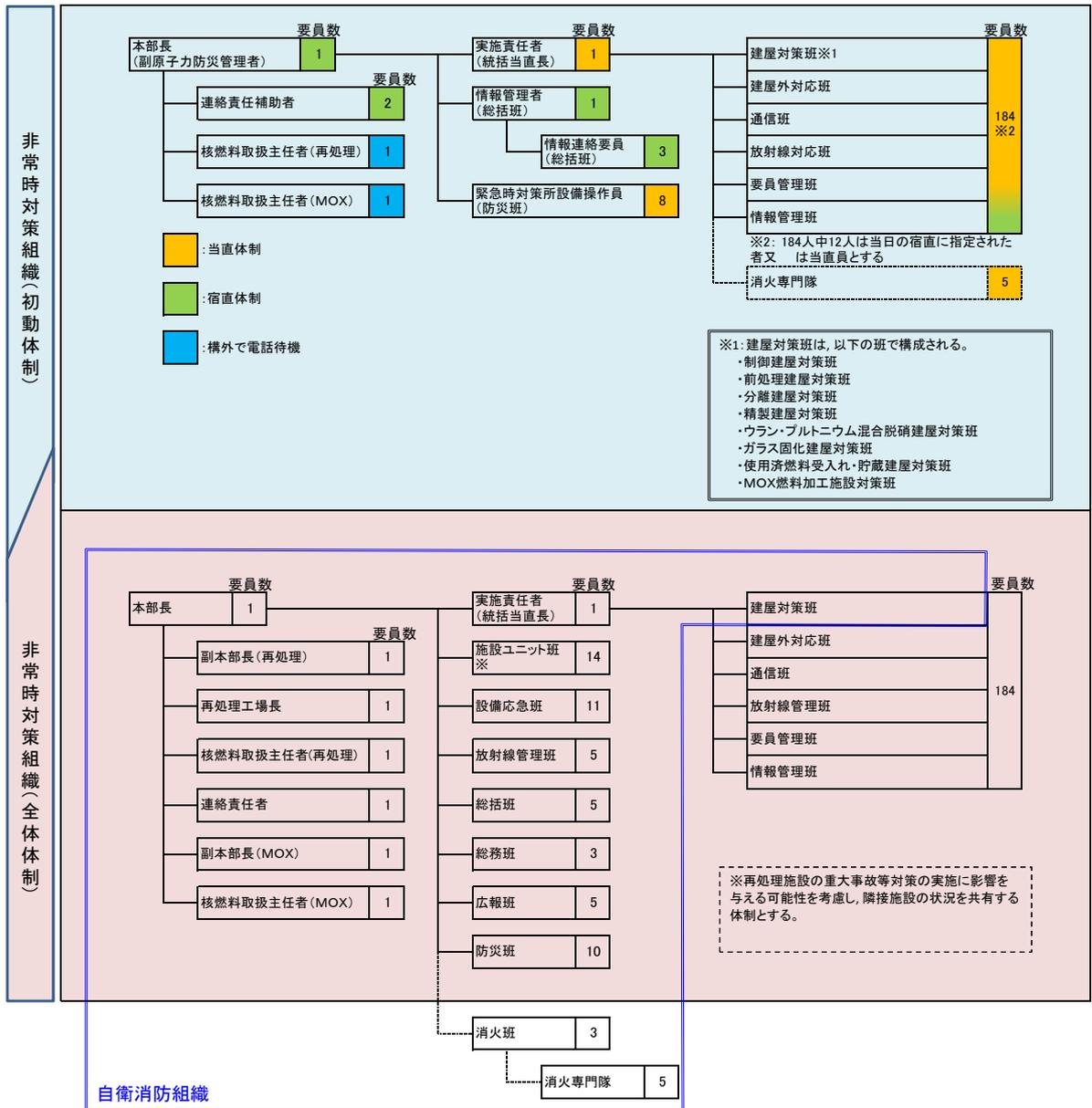
□ はMOX燃料加工施設で使用する手順書等を示す。

注) 体系図については、今後の運用を基に必要なに応じて見直す。

第1.1.2-4図 文書体系図



第1.1.2-5図 非常時対策組織の体制図



第1.1.2-6図 非常時対策組織の初動体制及び全体制の構成



第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置（地震起因における重畳時0時間から24時間）（1/7）



合計 182

※1: 他建屋での内部ループ通水開始に合わせ、自建屋内部ループ通水流量を調整する。

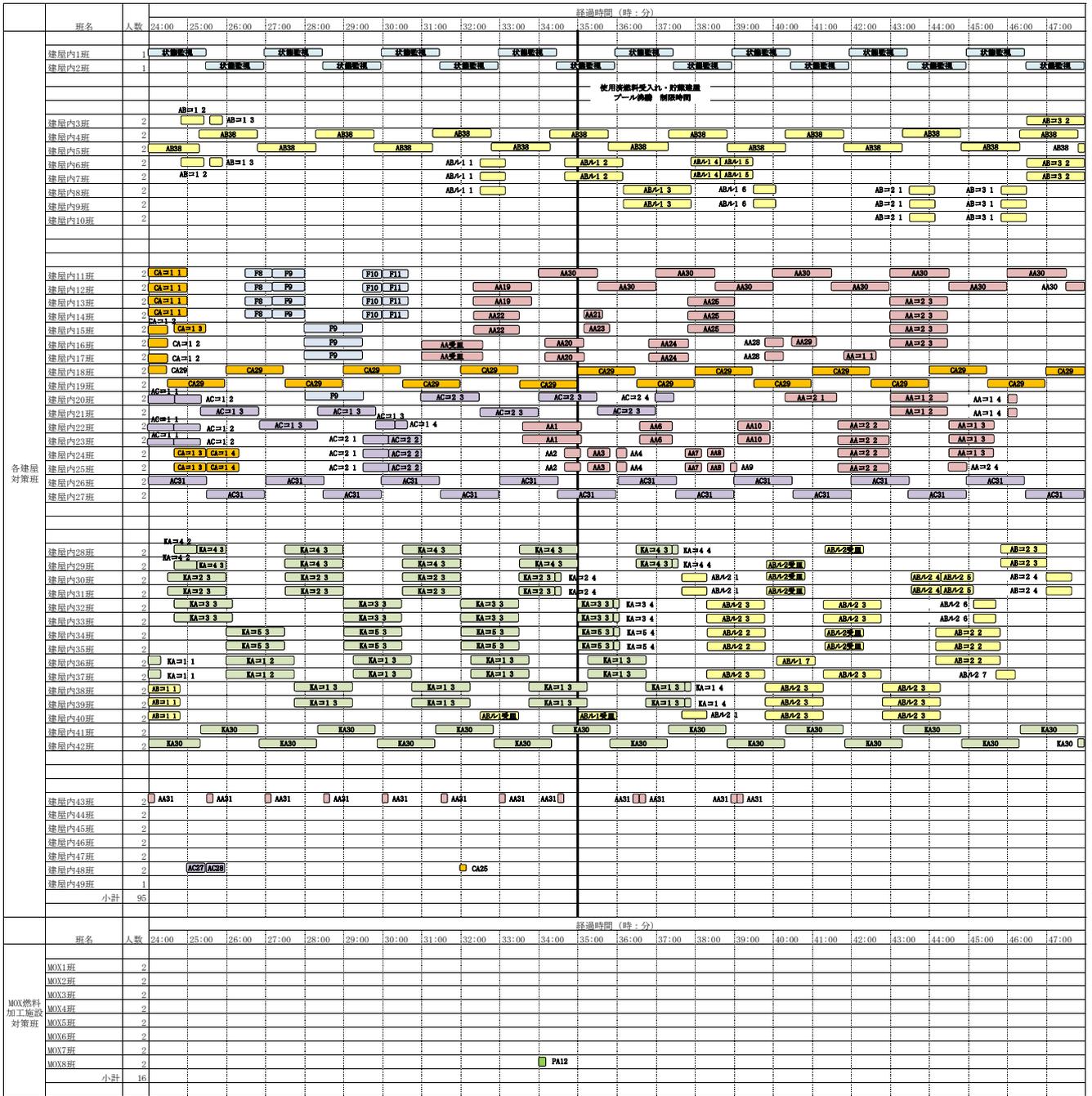
	必要要員			備考
	再処理	MOX	両施設	
実施責任者	1	-	1	
建屋対策班長	7	-	7	
現場管理者	6	-	6	
要員管理班	3	-	3	
情報管理班	3	-	3	
通信班長	1	-	1	
MOX燃料加工施設対策班長	-	1	1	
MOX燃料加工施設現場管理者	-	1	1	
MOX燃料加工施設情報管理班	-	1	1	
放射線対応班	15	2	17	
建屋外対応班	20	-	20	
建屋対策班 (制御室居住性確保)	10	-	10	
各建屋対策班	95	-	95	
MOX燃料加工施設対策班	-	16	16	燃料加工建屋の要員は火災が発生しなかった場合は対応が終了した場合は、他の建屋等の待機要員となる。
合計	161	21	182	

- ★: 中央制御室等における指揮命令機能項目
- 放射*: 放射線対応に係る作業項目
- 情報*: 情報把握に係る作業項目
- 外*: 建屋外における作業項目
- 燃料*: 燃料給油に係る作業項目
- 建屋*: 制御建屋における作業項目
- F*: 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における作業項目
- F貯*: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における作業項目
- 通*: 可搬型通信設備に係る作業項目
- AA*: 前処理建屋における作業項目
- AB*: 分離建屋における作業項目
- AC*: 精製建屋における作業項目
- CA*: ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における作業項目
- KA*: 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業項目
- PA*: MOX燃料加工施設における作業項目

第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置 (地震起因における重畳時0時間から24時間) (2/7)

班名		人数	経過時間 (時:分)																							
			24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
実施責任者	1		実施責任者																							
建屋対策班長	7		建屋対策班長																							
現場管理者	6		現場管理者																							
要員管理班	4		要員管理班																							
情報管理班	3		情報管理班																							
MOX燃料加工施設対策班長	1		MOX燃料加工施設対策班長																							
MOX燃料加工施設現場管理者	1		MOX燃料加工施設現場管理者																							
MOX燃料加工施設情報管理班長	1		MOX燃料加工施設情報管理班長																							
小計	24																									
班名		人数	経過時間 (時:分)																							
			24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
放射線 対応班	放射線対応班長	1	放射線対応班長																							
	放射1班	2	放射1班																							
	放射2班	2	放射2班																							
	放射3班 (F B)	1	放射3班 (F B)																							
	放射4班 (D A)	1	放射4班 (D A)																							
	放射5班 (A K)	2	放射5班 (A K)																							
	放射6班	2	放射6班																							
	放射7班	2	放射7班																							
	放射8班	1	放射8班																							
	放射9班	1	放射9班																							
MOX放射班	2	MOX放射班																								
小計	17																									
班名		人数	経過時間 (時:分)																							
			24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
建屋外 対応班	建屋外対応班長	1	建屋外対応班長																							
	建屋外対応班員	1	建屋外対応班員																							
	燃料給油1班	1	燃料給油1班																							
	燃料給油2班	1	燃料給油2班																							
	燃料給油3班	1	燃料給油3班																							
	建屋外1班	2	建屋外1班																							
	建屋外2班	2	建屋外2班																							
	建屋外3班	2	建屋外3班																							
	建屋外4班	2	建屋外4班																							
	建屋外5班	2	建屋外5班																							
建屋外6班	2	建屋外6班																								
建屋外7班	2	建屋外7班																								
建屋外8班	1	建屋外8班																								
合計	20																									
班名		人数	経過時間 (時:分)																							
			24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
建屋 対策班 制御班 (主任補佐)	制御室1班	2	制御室1班																							
	制御室2班	2	制御室2班																							
	制御室3班	2	制御室3班																							
	制御室4班	2	制御室4班																							
	制御室5班	2	制御室5班																							
小計	10																									

第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置 (地震起因における重畳時24時間から48時間) (3/7)



第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置 (地震起因における重畳時24時間から48時間) (4/7)

班名		人数	経過時間 (時:分)																							
実施責任者		1	実施責任者																							
建屋対策班長		7	建屋対策班長																							
現場管理者		6	現場管理者																							
要員管理者		4	要員管理者																							
情報管理者		3	情報管理者																							
MOX燃料加工施設対策班長		1	MOX燃料加工施設対策班長																							
MOX燃料加工施設現場管理者		1	MOX燃料加工施設現場管理者																							
MOX燃料加工施設情報管理者		1	MOX燃料加工施設情報管理者																							
小計		24																								
班名		人数	経過時間 (時:分)																							
放射線対応班		17	放射線対応班																							
放射線対応班長		1	放射線対応班長																							
放射1班		2	放射1班																							
放射2班		2	放射2班																							
放射3班 (FB)		1	放射3班 (FB)																							
放射4班 (DA)		1	放射4班 (DA)																							
放射5班 (AK)		2	放射5班 (AK)																							
放射6班		2	放射6班																							
放射7班		2	放射7班																							
放射8班		1	放射8班																							
放射9班		1	放射9班																							
MOX放射班		2	MOX放射班																							
小計		17																								
班名		人数	経過時間 (時:分)																							
建屋外対応班		20	建屋外対応班																							
建屋外対応班長		1	建屋外対応班長																							
建屋外対応班員		1	建屋外対応班員																							
燃料給油1班		1	燃料給油1班																							
燃料給油2班		1	燃料給油2班																							
燃料給油3班		1	燃料給油3班																							
建屋外1班		2	建屋外1班																							
建屋外2班		2	建屋外2班																							
建屋外3班		2	建屋外3班																							
建屋外4班		2	建屋外4班																							
建屋外5班		2	建屋外5班																							
建屋外6班		2	建屋外6班																							
建屋外7班		2	建屋外7班																							
建屋外8班		1	建屋外8班																							
合計		20																								
班名		人数	経過時間 (時:分)																							
建屋対策班 (制御室)		10	建屋対策班 (制御室)																							
制御室1班		2	制御室1班																							
制御室2班		2	制御室2班																							
制御室3班		2	制御室3班																							
制御室4班		2	制御室4班																							
制御室5班		2	制御室5班																							
小計		10																								

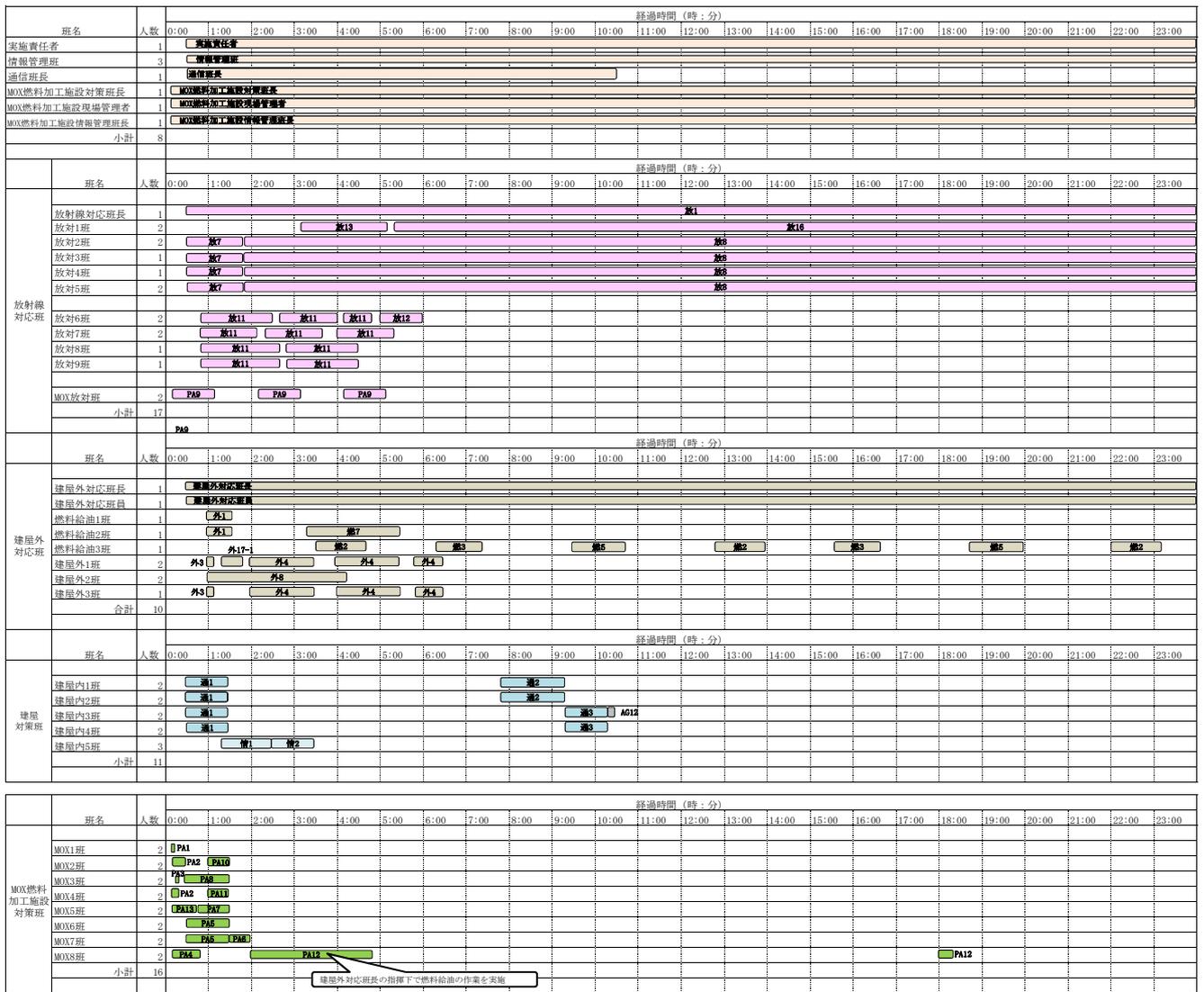
第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置 (地震起因における重畳時48時間から72時間) (5/7)

班名	人数	経過時間 (時:分)																							
		48:00	49:00	50:00	51:00	52:00	53:00	54:00	55:00	56:00	57:00	58:00	59:00	60:00	61:00	62:00	63:00	64:00	65:00	66:00	67:00	68:00	69:00	70:00	71:00
建屋内1班	1	状況監視																							
建屋内2班	1	状況監視																							
班名	人数	経過時間 (時:分)																							
建屋内3班	2	AB⇒3 2																							
建屋内4班	2	AB3R																							
建屋内5班	2	AB3R																							
建屋内6班	2	AB⇒3 2																							
建屋内7班	2	AB⇒3 2																							
建屋内8班	2	AB⇒3 2																							
建屋内9班	2	AB⇒3 2																							
建屋内10班	2	AB⇒3 2																							
班名	人数	経過時間 (時:分)																							
建屋内11班	2	AA30																							
建屋内12班	2	AA30																							
建屋内13班	2	AA30																							
建屋内14班	2	AA30																							
建屋内15班	2	AA30																							
建屋内16班	2	AA30																							
建屋内17班	2	AA30																							
建屋内18班	2	CA29																							
建屋内19班	2	CA29																							
建屋内20班	2	CA29																							
建屋内21班	2	CA29																							
建屋内22班	2	CA29																							
建屋内23班	2	CA29																							
建屋内24班	2	CA29																							
建屋内25班	2	CA29																							
建屋内26班	2	AC31																							
建屋内27班	2	AC31																							
班名	人数	経過時間 (時:分)																							
建屋内28班	2	EA30																							
建屋内29班	2	EA30																							
建屋内30班	2	EA30																							
建屋内31班	2	EA30																							
建屋内32班	2	EA30																							
建屋内33班	2	AB編1 1																							
建屋内34班	2	AB編1 1																							
建屋内35班	2	AB編1 1																							
建屋内36班	2	AD編1 1																							
建屋内37班	2	AD編1 1																							
建屋内38班	2	AD編1 1																							
建屋内39班	2	AB編1 2																							
建屋内40班	2	AB編1 2																							
建屋内41班	2	EA30																							
建屋内42班	2	EA30																							
班名	人数	経過時間 (時:分)																							
建屋内43班	2																								
建屋内44班	2																								
建屋内45班	2																								
建屋内46班	2																								
建屋内47班	2																								
建屋内48班	2																								
建屋内49班	1																								
小計	95																								
班名	人数	経過時間 (時:分)																							
MOX1班	2																								
MOX2班	2																								
MOX3班	2																								
MOX4班	2																								
MOX5班	2																								
MOX6班	2																								
MOX7班	2																								
MOX8班	2	PA12																							
小計	16																								
合計		182																							

第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置（地震起因における重畳時48時間から72時間）（6/7）

対策	作業番号	作業内容		作業班	要員数	
-	-	大規模地震による火災の発生			-	-
-	PA1	火災の確認	可搬型グローブボックス温度表示端末、可搬型火災状況監視端末及び火災状況確認用カメラによる火災の確認	MOX1 班	2	
拡大防止対策	PA2	放射性物質の閉じ込め	グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの現場手動閉止（可搬型流量計の設置、測定を含む。）	MOX2 班 MOX4 班	4	
	PA3	火災の消火	遠隔消火装置の遠隔手動起動	MOX3 班	2	
放射線管理	PA4	管理区域への入退状況の確認， 退域者の支援		MOX8 班	2	
	PA9	建屋周辺モニタリング 風向・風速測定		MOX 放対班	2	
電源	PA5	可搬型発電機の準備		MOX6 班 MOX7 班	4	
	PA6	可搬型発電機の起動		MOX7 班	2	
通信	PA7	通信連絡設備の設置 (燃料加工建屋)	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)の運搬， 設置	MOX5 班	2	
	PA8	通信連絡設備の設置 (制御建屋)	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)の運搬， 設置	MOX3 班	2	
伝送	PA10	可搬型情報収集装置の運搬， 設置(燃料加工建屋)		MOX2 班	2	
	PA11	可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の運搬， 設置(制御建屋)		MOX4 班	2	
燃料給油	PA12	燃料の給油	軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給 軽油用タンクローリの移動	MOX8 班	2	

第1.1.2-7図 重大事故等対策に係る要員配置（7/7）



	必要要員			備考
	再処理	MOX	再施設	
実施責任者	1	-	1	
情報管理班	3	-	3	
通信班長	1	-	1	
MOX燃料加工施設対策班長	-	1	1	
MOX燃料加工施設現場管理者	-	1	1	
MOX燃料加工施設情報管理班長	-	1	1	
建屋対策班	11	-	11	
放射線対応班	15	2	17	
建屋外対応班	10	-	10	
MOX燃料加工施設対策班	-	16	16	
合計	41	21	62	

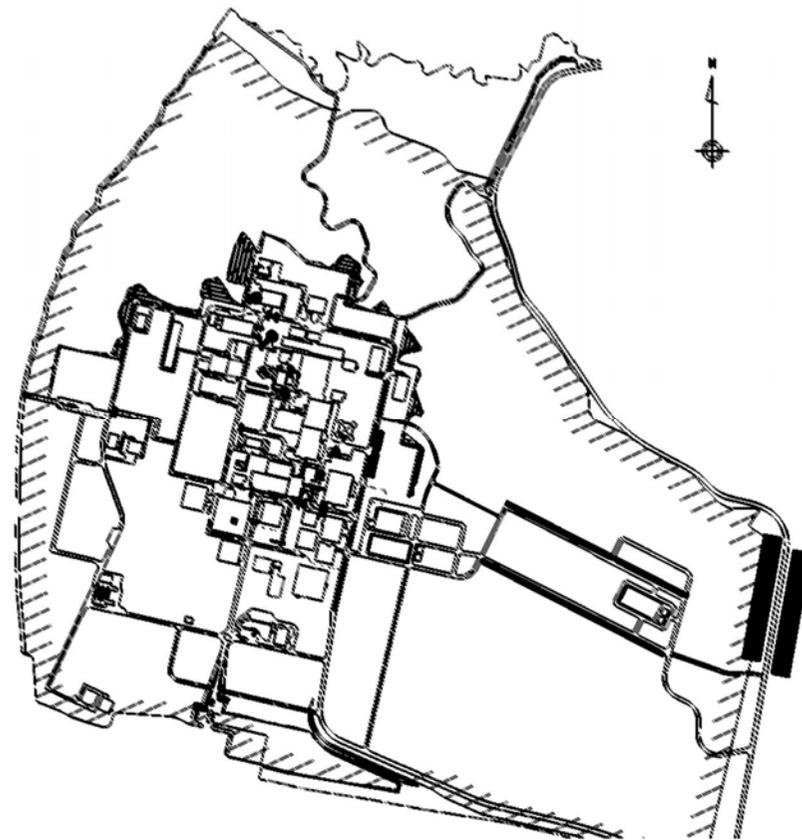
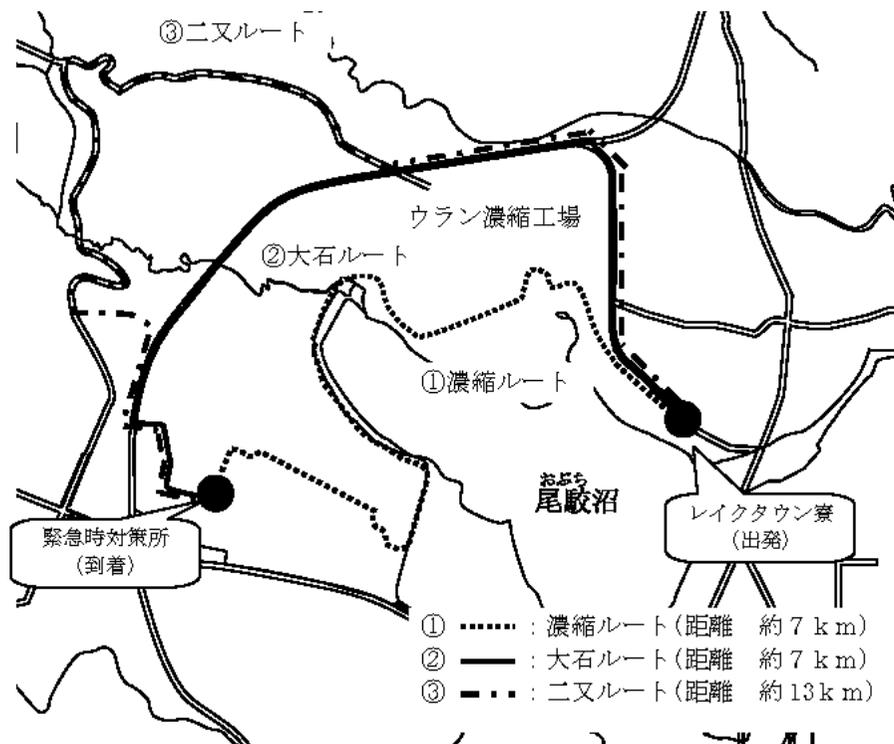
第1.1.2-8図 MOX燃料加工施設単独発災時の重大事故等対策に係る要員配置 (1 / 3)

対策	作業番号	作業内容		作業班	要員数	
-	-	大規模地震による火災の発生			-	-
-	PA1	火災の確認	可搬型グローブボックス温度表示端末、可搬型火災状況監視端末及び火災状況確認用カメラによる火災の確認	MOX1 班	2	
-	PA13	統括当直長（実施責任者）へのMOX燃料加工施設の状況報告、体制移行の連絡。		MOX5 班	2	
拡大防止対策	PA2	放射性物質の閉じ込め	グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの現場手動閉止（可搬型流量計の設置、測定を含む。）	MOX2 班 MOX4 班	4	
	PA3	火災の消火	遠隔消火装置の遠隔手動起動	MOX3 班	2	
放射線管理	PA4	管理区域への入退状況の確認、退域者の支援		MOX8 班	2	
	PA9	建屋周辺モニタリング 風向・風速測定		MOX 放対班	2	
電源	PA5	可搬型発電機の準備		MOX6 班 MOX7 班	4	
	PA6	可搬型発電機の起動		MOX7 班	2	
通信	PA7	通信連絡設備の設置（燃料加工建屋）	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の運搬、設置	MOX5 班	2	
	PA8	通信連絡設備の設置（制御建屋）	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の運搬、設置	MOX3 班	2	
伝送	PA10	可搬型情報収集装置の運搬、設置（燃料加工建屋）		MOX2 班	2	
	PA11	可搬型情報収集装置及び可搬型情報表示装置の運搬、設置（制御建屋）		MOX4 班	2	
燃料給油	PA12	燃料の給油	軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給 軽油用タンクローリの移動	MOX8 班	2	

第1.1.2-8図 MOX燃料加工施設単独発災時の重大事故等対策に係る要員配置（2／3）

	作業番号	作業内容	作業班	要員数
放射線 対応班	放 1	放射線対応班の指揮 監視盤の状態確認及び監視	放射線対応班長	1
	放 7	出入管理区画設営（再処理施設の中央制御室用）	放対 2 班 放対 3 班 放対 4 班 放対 5 班	6
	放 8	出入管理区画運営（再処理施設の中央制御室用）	放対 2 班 放対 3 班 放対 4 班 放対 5 班	6
	放 11	可搬型環境モニタリング設備及びデータ伝送装置設置	放対 6 班 放対 7 班 放対 8 班 放対 9 班	6
	放 12	可搬型環境モニタリング設備及びデータ伝送装置設置（緊急時対策所用）	放対 6 班	2
	放 13	可搬型気象観測設備及びデータ伝送装置の設置	放対 1 班	2
	放 16	緊急時環境モニタリング	放対 1 班	2
建屋外 対応班	外 1	・ 第 1 貯水槽から各建屋までのアクセスルートの確認	燃料給油 1 班 燃料給油 2 班	2
	外 3	・ ホイールローダの確認	建屋外 1 班 建屋外 3 班	3
	外 4	・ アクセスルートの整備（ガレキ撤去）	建屋外 1 班 建屋外 3 班	3
	外 8	・ 燃料補給用ドラム缶の設置	建屋外 2 班	2
	外 17-1	・ 第 1 貯水槽可搬型計器、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機設置	建屋外 1 班	2
	燃 2	・ 軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（排気監視測定設備用 1 台、環境監視測定設備用 1 台及び制御建屋用 1 台）	燃料給油 3 班	1
	燃 3	・ 軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（環境監視測定設備用 3 台）	燃料給油 3 班	1
	燃 5	・ 軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（気象監視測定設備用 1 台、環境監視測定設備用 5 台、及び情報把握計装設備可搬型発電機 2 台）	燃料給油 3 班	1
燃 7	・ 軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（排気監視測定設備用 1 台、気象監視測定設備用 1 台、緊急時対策所用 1 台、環境監視測定設備用 9 台及び情報把握計装設備可搬型発電機 2 台）	燃料給油 2 班	1	
建屋 対策班	通 1	・ 可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバの敷設	建屋内 1 班 建屋内 2 班 建屋内 3 班 建屋内 4 班	8
	通 2	・ 電源ケーブルの敷設	建屋内 1 班 建屋内 2 班	4
	通 3	・ 屋内機器と可搬型発電機の接続	建屋内 3 班 建屋内 4 班	4
	AG12	・ 可搬型発電機の起動	建屋内 3 班	2
	情 1	・ 情報表示装置及び情報収集装置の保管庫から設置場所までの運搬	建屋内 5 班	3
	情 2	・ 情報表示装置及び情報収集装置設置（中央制御室）	建屋内 5 班	3

第1.1.2-8図 MOX燃料加工施設単独発災時の重大事故等対策に係る要員配置（3 / 3）



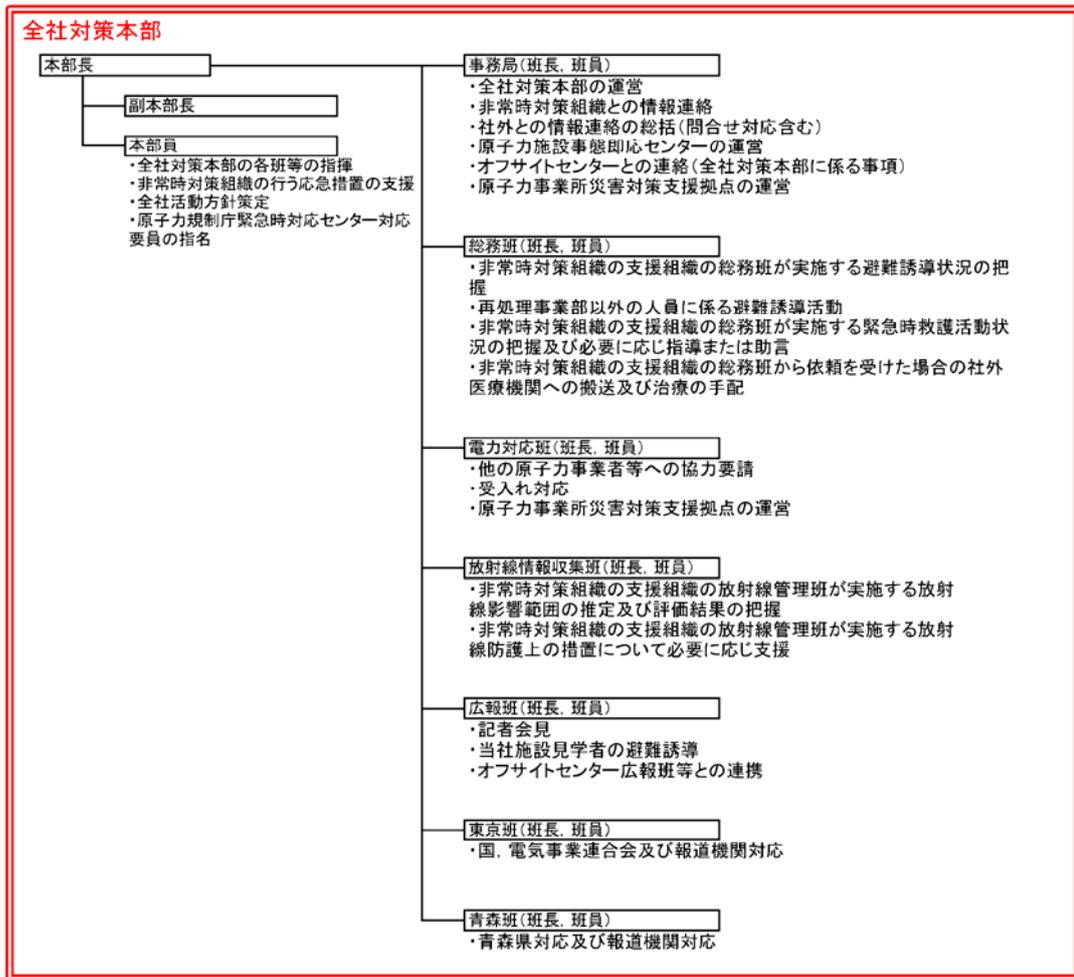
六ヶ所村尾駈地区からのルート

- ・六ヶ所村尾駈地区から緊急時対策所までのルートは3つの異なるルートがある。

再処理施設構内緊急時対策所へのルート

- ・上記を踏まえ、右図のようなルートを選定することが可能であるが、図示したルート以外にも安全を確認できれば他のルートでも通行できる。
- ・再処理事務所から緊急時対策所までのルートにおいて、危険物及び薬品に係る通行の阻害要因はない。

第1.1.2-9図 六ヶ所村尾駈地区から緊急時対策所までのルート



第1.1.2-10図 全社対策本部の体制図

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に
対処するための手順等

目 次

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等

2. 1. 2. 1 概要

2. 1. 2. 1. 1 火災による閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策

2. 1. 2. 1. 2 自主対策設備

2. 1. 2. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等

2. 1. 2. 2. 1 対応手段と設備の選定

2. 1. 2. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方

2. 1. 2. 2. 1. 2 対応手段と設備の選定の結果

2. 1. 2. 2. 2 重大事故等時の手順

2. 1. 2. 2. 2. 1 火災による閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手順

2. 1. 2. 2. 2. 2 その他の手順項目について考慮する手順

2. 1. 2. 1 概要

2. 1. 2. 1. 1 火災による閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策

(1) 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための手順

露出したMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を有するグローブボックス（以下「重大事故の発生を仮定するグローブボックス」という。）（第2. 1. 2-3表）において、設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災による核燃料物質の飛散又は漏えいを防止するため、手順に基づき対策を実施する。

本手順では、最も作業時間を要する可搬型グローブボックス温度表示端末及び中央監視室近傍に設置する弁を操作する場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から10分で完了可能である。なお、最も作業時間が短い場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から4分で完了可能である。

(2) 燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックスで火災が発生した場合は、核燃料物質の燃料加工建屋外への放出経路を閉止するため、手順に基づき対策を実施する。

本手順では、排風機室からダンパの手動閉止操作を実施した場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から10分で完了可能である。なお、中央監視室からダンパの遠隔閉止操作を実施した場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から1分で完了可能である。

(3) 核燃料物質の沈降状況を確認するための手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収を実施する前に、工程室内に漏えいした核燃料物質の沈降状況を確認するため、手順に基づき対策を実施する。

本手順では、状況に応じた体制を構築する。また、火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止の完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

(4) 核燃料物質を回収するための手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び核燃料物質の燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策の完了後、工程室内に漏えいしたMOX粉末が沈降し、工程室内の雰囲気安定した状態であると確認した場合は、グローブボックス内及び工程

室内に飛散又は漏えいした核燃料物質を回収するため、手順に基づき対策を実施する。

本手順では、状況に応じた体制を構築する。また、火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止の完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

(5) 閉じ込める機能を回復するための手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収を実施する前に、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室の作業環境を確保するため、手順に基づき対策を実施する。

本手順では、排風機室から可搬型排風機付フィルタユニットの起動を実施し、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（6名）の合計10名体制にて、対処開始の指示から3時間30分で完了可能である。

2. 1. 2. 1. 2 自主対策設備

設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合の対処の自主対策設備^{※1}及び手順等を以下のとおり整備する。

※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備

(1) 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を自動的に消火するための設備及び手順

① 設備

重大事故の発生を仮定するグローブボックスにおいて、核燃料物質の飛散又は漏えいを防止するため、火災を感知した場合に、電源不要で自動的に消火剤を放出することにより消火する設備がある。

本設備は、火災の状況によって自動起動されない可能性があることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。

② 手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックスにおいて、火災が発生した場合は、火災の熱により、センサーチューブ内に充填されているガスが抜けることで弁が開放し、自動的に消火剤が放出され消火される。

本手順では、操作を必要としない。

また、本手順は、要員を必要とせず、重大事故等対処設備と系統が異なるため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

(2) 核燃料物質の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認するための設備及び手順

① 設備

重大事故の発生を仮定するグローブボックスにおいて、火災を判断する場合に、中央監視室から重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の状況をカメラにより確認する設備がある。

本設備は、工程室内の状況により、視認性を確保できない可能性があることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。

② 手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックスにおいて、火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末のグローブボックス内の温度指示値に基づき火災を判断する場合に、中央監視室からグローブボックス内の状況をカメラにより確認する手順を整備する。

また、本対策は、重大事故等対処設備を用いた対処に係る要員及び時間を考慮して、本対策を実施するための要員及び時間を確保可能な

場合に着手することとしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

(3) 核燃料物質を回収する前に確認するための設備及び手順

① 設備

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への核燃料物質の放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収を実施する前に、火災によりグローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の状況を可搬型のカメラにより確認する設備がある。

本設備は、グローブボックス内及び工程室内の状況により、視認性を確保できない可能性があることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。

② 手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への核燃料物質の放出経路の閉止完了後、核燃料物質を回収する前に、火災によりグローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の状況を確認する手順を整備する。

また、本対策は、重大事故等対処設備を用いた対処に係る要員及び作業間を考慮して、本対策を実施するための要員及び作業時間を確保可能な場合に着手することとしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

(4) グローブボックス排気設備の排気機能の回復するための設備及び手順

① 設備

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収を実施する前に、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室の作業環境を確保する設備がある。

本設備は、基準地震動の1.2倍の地震力を考慮しても機能を維持できる設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、外的事象を起因とした場合に用いる重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、外的事象を起因とした場合の対策においては、自主対策設備と位置付ける。

② 手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収を実施する前に、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室の作業環境を確保するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により、グローブボックス排風機を起動する手順を整備する。

また、本対策は、重大事故等対処設備を用いた対処に係る要員及び作業時間を考慮して、本対策を実施するための要員及び作業時間を確保可能な場合に着手することとしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (1/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等	
方針目的	<p>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生した場合に、火災の感知及び消火を行い、<u>燃料加工建屋外への核燃料物質の放出経路を閉止</u>することで、火災による影響の拡大を防止するための手順を整備する。また、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めの完了後に、グローブボックス排気系を回復し、グローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質を回収するための手順を整備する。</p>
対応手段等	<p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策</p> <p>核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火</p> <p>【火災の消火の着手判断】 <u>設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合、手順に着手する。</u></p> <p>【火災状況確認のための準備】 火災状況確認用温度表示装置の健全性を確認し、火災状況確認用温度表示装置が使用できない場合は、燃料加工建屋に保管している可搬型グローブボックス温度表示端末の健全性を確認し、中央監視室にある火災状況確認用温度計に接続する。</p> <p>【火災の消火の実施判断】 <u>火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末により、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度を確認し、指示値が 60℃以上であり、火災が発生していると判断した場合は、直ちに火災の消火を判断する。</u></p> <p>【火災の消火の実施】 <u>中央監視室に設置する遠隔消火装置の盤の手動操作により、火災と判断したグローブボックスへ消火剤（ハロゲン化物）を放出する。なお、中央監視室に設置する遠隔消火装置の盤が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する遠隔消火装置の弁の手動操作により、火災と判断したグローブボックスへ消火剤（ハロゲン化物）を放出する。</u></p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (2/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等			
対応手段等	核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策	核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火	<p>【火災の消火の成否判断】</p> <p>火災状況確認用温度表示装置又は中央監視室の可搬型グローブボックス温度表示端末により、火災が発生したグローブボックス内の温度が 60℃未満であり、安定していることを確認し、グローブボックス内の火災が消火されていると判断する。</p>
			<p>【グローブボックス内の火災源近傍温度の状態監視】</p> <p>火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末により、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度状況を監視する。</p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (3/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等	
対応手段等	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">核燃料物質の燃料加工建屋内への閉じ込め</p> <p>【燃料加工建屋外への放出経路の閉止の着手判断】 <u>設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合、手順に着手する。</u></p> <p>【燃料加工建屋外への放出経路の閉止の確認】 中央監視室に設置するダンパの遠隔閉止をするための盤の健全性の確認を実施する。盤が使用できない場合は、直ちに、地下1階の排風機室へ移動する。</p> <p>【燃料加工建屋外への放出経路の閉止の実施判断】 火災の発生を確認した場合は、直ちに、<u>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔閉止操作又はグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの閉止の実施を判断する。</u></p> <p>【燃料加工建屋外への放出経路の閉止の実施】 <u>中央監視室から遠隔閉止操作によるグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの閉止、又は排風機室から現場手動操作により、グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの閉止を実施し、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の排気経路を遮断する。</u></p> <p>【燃料加工建屋外への放出経路の閉止の準備】 燃料加工建屋に保管している可搬型ダンパ出口風速計の健全性を確認し、<u>グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクトに接続する。</u></p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (4/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等			
対応手段等	核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策	燃料加工建屋外への放出経路の閉止	<p>【燃料加工建屋外への放出経路の閉止の成否判断】</p> <p>排風機室の可搬型ダンパ出口風速計により、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内に気流が発生していないことを確認し、燃料加工建屋外への放出経路が閉止されていると判断する。</p>
			<p>【グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内の風速の監視】</p> <p>排風機室の可搬型ダンパ出口風速計により、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内の風速を監視する。</p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (5/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等	
対応手段等	<p style="text-align: center;">核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策</p> <p style="text-align: center;">核燃料物質の沈降状況の確認</p> <p>【核燃料物質の沈降状況の確認の着手判断】 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収及び閉じ込める機能の回復を実施する前に、手順に着手する。</p> <p>【核燃料物質の沈降状況の確認の準備】 燃料加工建屋に保管している可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの健全性及び地下3階の状況を確認し、可搬型ダストサンプラを工程室内に設置する。</p> <p>【核燃料物質の沈降状況の確認の実施判断】 準備が整い次第、測定の開始を判断する。</p> <p>【核燃料物質の沈降状況の確認の実施】 可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中の放射性物質を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより濃度を測定する。</p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (6/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等			
対応手段等	核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策	核燃料物質の回収	<p>【核燃料物質の回収の着手判断】 <u>核燃料物質の沈降を確認した場合、手順に着手する。</u></p> <p>【核燃料物質の回収のための準備】 <u>核燃料物質の回収で使用する資機材の確認、運搬、設置及び可搬型工程室監視カメラの健全性を確認する。また、可搬型工程室監視カメラにより、グローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の状況を確認する。</u></p> <p>【核燃料物質の回収の実施判断】 準備が整い次第、グローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の回収の実施を判断する。</p> <p>【核燃料物質の回収の実施】 グローブボックス及び工程室に飛散又は漏えいした核燃料物質の気相中への舞い上がりに注意し、ウエス等の資機材による回収により核燃料物質を回収する。</p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (7/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等	
対応手段等	<p style="text-align: center;">核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策</p> <p style="text-align: center;">閉じ込める機能の回復</p> <p>【閉じ込める機能の回復の着手判断】 核燃料物質の沈降の確認後、核燃料物質の回収を実施する前に、手順に着手する。</p> <p>【閉じ込める機能の回復の経路構築】 燃料加工建屋に保管している可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトの健全性を確認し、排風機室のグローブボックス排気設備のダクトに接続する。また、グローブボックス排気設備の現場確認を実施する。</p> <p>【閉じ込める機能の回復の実施判断】 準備が整い次第、可搬型排風機付フィルタユニットを起動を判断する。</p> <p>【閉じ込める機能の回復の実施】 可搬型排風機付フィルタユニットを起動する。</p> <p>【閉じ込める機能の回復の成否判断】 工程室内に気流が発生したことを確認し、グローブボックス排気設備の排気機能の回復を判断する。</p> <p>【大気中への放射性物質の放出の状態監視】 排風機室から可搬型排気モニタリング設備可搬型ダストモニタにより、可搬型ダクトから排気をサンプリングし、大気中へ放出される放射性物質濃度を監視する。</p>

第2. 1. 2. 1表 重大事故等対処における手順の概要 (8/8)

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等		
配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>また、再処理施設の中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	電源確保	<p>全交流電源喪失時には、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、可搬型排風機付フィルタユニットに給電する。</p>
	燃料給油	<p>配慮すべき事項は、第2. 1. 7-1表「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>
	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>
	施設の 状態把握 MOX燃料加工	<p>大気中への放射性物質の放出の状態監視等に係る監視測定に関する手順については、「2. 1. 8 監視測定等に関する手順等」にて整備する。</p>
	可搬型計測器 又は監視の留意事項	<p><u>重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内の風速の監視並びにMOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータ</u> (以下「重要監視パラメータ」という。)に関する手順については、「2. 1. 9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>

第2. 1. 2. 2表 重大事故等対策における操作の成立性

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等	核燃料物質の飛散 又は漏えいの原因 となる火災の消火	実施責任者等 の要員	4人	10分以内	—※1
		建屋対策班 の要員	4人		
	<u>燃料加工建屋外へ の放出経路の閉止</u>	実施責任者等 の要員	4人	10分以内	—※1
		建屋対策班 の要員	4人		
	<u>核燃料物質の沈降 状況の確認</u>	実施責任者等 の要員	4人	—※2	—※2
		建屋対策班 の要員	状況に応じ た体制構築		
	核燃料物質の回収	実施責任者等 の要員	4人	—※2	—※2
建屋対策班 の要員		状況に応じ た体制構築			
閉じ込める機能の 回復	実施責任者等 の要員	4人	3時間30分※2	—※2	
	建屋対策班 の要員	6人			

※1：速やかに対処を実施する。

※2：核燃料物質の沈降状況の確認、閉じ込める機能の回復及び核燃料物質の回収は、火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後に、工程室内にグローブボックスから漏えいしたMOX粉末が沈降し、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認した場合に実施する。なお、火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

2. 1. 2. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等

2. 1. 2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等

【要求事項】

MOX燃料加工事業者において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な以下の手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等
- 二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な手順等

【解釈】

- 1 「核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等」とは、例えば、飛散又は漏えいの原因が火災であれば消火設備の配備及び建物内に飛散又は漏えいした核燃料物質を回収する手段の配備等の、核燃料物質等の建物内への飛散又は漏えい防止するための手順等及び核燃料物質を回収するための手順等をいう。
- 2 「核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な手順等」とは、例えば、換気設備の代替の高性能エアフィルタ付き局所排気設備の配備等の核燃料物質等を閉じ込める機能が喪失した建物及び換気設備の機能回復のための手順等をいう。
- 3 上記の1、2の手段等には、対策を実施するために必要となる電源及び施設の状態を監視するための手順等を含む。

MOX燃料加工施設における重大事故等の発生及び拡大を防止するため、設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失し、火災が発生している場合又は火災が発生し、設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合に、重大事故等への対処を実施できる手順を整備する。

発生防止対策については、「1. 1. 1 重大事故等の発生を防止するための手順等」において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、重大事故が発生した場合に、MOX燃料加工施設の全送排風機の停止、全工程の停止及び動力電源の遮断を実施するための手順等を整備する。

拡大防止対策については、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対して、「核燃料物質の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための措置」、「燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための措置」及び「核燃料物質の放出による影響を緩和するための措置」を実施する対処設備を整備する。

この他、「核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための措置」及び「燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための措置」の対策完了後に使用する、「核燃料物質の沈降状況を確認するための措置」、「核燃料物質を回収するための措置」及び「閉じ込める機能を回復するための措置」を実施するために必要となる対処設備を整備する。なお、「核燃料物質を回収するための措置」については、ウエス等の資機材を使用して核燃料物質の回収を実施する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

2. 1. 2. 2. 1 対応手段と設備の選定

2. 1. 2. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方

火災による核燃料物質の飛散又は漏えいを防止するために、発生した火災を確認し消火する必要がある。

このため、設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス内の火災の感知機能又は消火機能に係る設備が機能喪失した場合は、火災を確認及び消火し、核燃料物質の燃料加工建屋外への放出経路を閉止する必要があるため、対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

また、火災によりグローブボックス内及び工程室内へ飛散又は漏えいした核燃料物質を回収し、閉じ込める機能を回復する必要がある。これらの対処を行うために、フォールトツリー分析上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第2. 1. 2-1図）。

さらに、重大事故等対処設備のほか、柔軟な事故時対応を行うための対応手段及び自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第二十九条及び技術基準規則三十二条」（以下「基準規則」という。）の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

【補足説明資料2. 1. 2-1】

2. 1. 2. 2. 1. 2 対応手段と設備の選定の結果

火災による閉じ込める機能の喪失への対応として、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災に対応するために、重大事故等対応設備を選定する。また、「核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を自動的に消火するための設備」、「核燃料物質の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認するための設備」、「核燃料物質を回収する前に確認するための設備」及び「グローブボックス排気設備の排気機能の回復するための設備」については、全てのプラント状況において使用することは困難であるが、重大事故発生時に機能を維持していた場合は、有効な設備であることから、自主対策設備として選定する。

審査基準，技術基準，基準規則からの要求により選定した対応手段と，その対応に使用する重大事故等対応設備及び自主対策設備を以下に示す。

また，対応に使用する重大事故等対応施設及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第2. 1. 2-4表に整理する。

(1) 火災による閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手段及び設備

① 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火

設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合は，核燃料物質の飛散又は漏えいを防止するため，中央監視室又は中央監視室近傍に設置する遠隔消火装置の手動操作により消火するための手段がある。

本対応で使用する設備（第2. 1. 2-5表）は以下のとおり。

- ・遠隔消火装置

- ・予備混合装置グローブボックス
- ・均一化混合装置グローブボックス
- ・造粒装置グローブボックス
- ・回収粉末処理・混合装置グローブボックス
- ・添加剤混合装置Aグローブボックス
- ・プレス装置A（プレス部）グローブボックス
- ・添加剤混合装置Bグローブボックス
- ・プレス装置B（プレス部）グローブボックス
- ・可搬型グローブボックス温度表示端末
- ・火災状況確認用温度計
- ・火災状況確認用温度表示装置
- ・グローブボックス局所消火装置
- ・火災状況確認用カメラ
- ・可搬型火災状況監視端末

② 燃料加工建屋外への放出経路の閉止

重大事故の発生を仮定するグローブボックスで火災が発生した場合は、核燃料物質の燃料加工建屋外への放出経路を閉止するため、排風機室からの現場手動操作又は中央監視室に設置する盤の手動操作により、排気経路上に設置するダンパを閉止することで、燃料加工建屋外への放射性物質の放出を防止する手段がある。

本対応で使用する設備（第2. 1. 2－5表）は以下のとおり。

- ・ダンパ・ダクト・高性能エアフィルタ（重大事故の発生を仮定するグローブボックスにおいて設置する範囲）
- ・グローブボックス排風機入口手動ダンパ

- ・ 工程室排風機入口手動ダンパ
- ・ グローブボックス排気閉止ダンパ
- ・ 工程室排気閉止ダンパ
- ・ 予備混合装置グローブボックス
- ・ 均一化混合装置グローブボックス
- ・ 造粒装置グローブボックス
- ・ 回収粉末処理・混合装置グローブボックス
- ・ 添加剤混合装置Aグローブボックス
- ・ プレス装置A（プレス部）グローブボックス
- ・ 添加剤混合装置Bグローブボックス
- ・ プレス装置B（プレス部）グローブボックス
- ・ 可搬型ダンパ出口風速計

③ 核燃料物質の沈降状況を確認

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質を回収する前に、工程室内に漏えいした核燃料物質の沈降状況を確認するための手段がある。

本対応で使用する設備（第2. 1. 2-5表）は以下のとおり。

- ・ 可搬型ダストサンプラ
- ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ

④ 核燃料物質の回収

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、グローブボックス内及び工

程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質をウエス等の資機材により回収するための手段がある。

本対応で使用する設備（第2. 1. 2-5表）は以下のとおり。

- ・ 可搬型工程室監視カメラ

⑤ 閉じ込める機能の回復

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための完了後、核燃料物質を回収する前に、作業環境を改善するため、グローブボックス排気設備の排気機能を回復するための手段がある。

本対応で使用する設備（第2. 1. 2-5表）は以下のとおり。

- ・ ダンパ・ダクト・高性能エアフィルタ
- ・ グローブボックス排風機
- ・ 排気筒
- ・ 可搬型排風機付フィルタユニット
- ・ 可搬型フィルタユニット
- ・ 可搬型ダクト
- ・ 予備混合装置グローブボックス
- ・ 均一化混合装置グローブボックス
- ・ 造粒装置グローブボックス
- ・ 回収粉末処理・混合装置グローブボックス
- ・ 添加剤混合装置Aグローブボックス
- ・ プレス装置A（プレス部）グローブボックス
- ・ 添加剤混合装置Bグローブボックス
- ・ プレス装置B（プレス部）グローブボックス

- ・可搬型ダストサンプラ
- ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ
- ・受電開閉設備（第 32 条 電源設備）
- ・受電変圧器（第 32 条 電源設備）
- ・第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線
（第 32 条 電源設備）
- ・第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線
（第 32 条 電源設備）
- ・MOX 燃料加工建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
（第 32 条 電源設備）
- ・MOX 燃料加工建屋の 6.9 k V 常用母線
（第 32 条 電源設備）
- ・MOX 燃料加工建屋の 6.9 k V 非常用母線
（第 32 条 電源設備）
- ・MOX 燃料加工建屋の 460 V 非常用母線
（第 32 条 電源設備）
- ・可搬型発電機（第 32 条 電源設備）
- ・可搬型電源ケーブル（第 32 条 電源設備）
- ・可搬型分電盤（第 32 条 電源設備）
- ・第 1 軽油貯槽（第 32 条 電源設備）
- ・第 2 軽油貯槽（第 32 条 電源設備）
- ・軽油用タンクローリ（第 32 条 電源設備）
- ・排気モニタ（第 33 条 監視測定設備）
- ・可搬型排気モニタリング設備可搬型ダストモニタ
（第 33 条 監視測定設備）

- ・アルファ線用放射能測定装置（第 33 条 監視測定設備）
- ・ベータ線用放射能測定装置（第 33 条 監視測定設備）
- ・可搬型放出管理分析設備可搬型放射能測定装置
（第 33 条 監視測定設備）

⑥ 重大事故等対処設備と自主対策設備

核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために使用する設備のうち、遠隔消火装置、予備混合装置グローブボックス、均一化混合装置グローブボックス、造粒装置グローブボックス、回収粉末処理・混合装置グローブボックス、添加剤混合装置Aグローブボックス、プレス装置A（プレス部）グローブボックス、添加剤混合装置Bグローブボックス、プレス装置B（プレス部）グローブボックス、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度表示装置を常設重大事故等対処設備と位置付ける。

また、可搬型グローブボックス温度表示端末を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

燃料加工建屋外への放出経路を閉止するために使用する設備のうち、ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ、予備混合装置グローブボックス、均一化混合装置グローブボックス、造粒装置グローブボックス、回収粉末処理・混合装置グローブボックス、添加剤混合装置Aグローブボックス、プレス装置A（プレス部）グローブボックス、添加剤混合装置Bグローブボックス及びプレス装置B（プレス部）グローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

また、可搬型ダンパ出口風速計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

核燃料物質の沈降状況の確認で使用する設備として、可搬型ダストサンプラを可搬型重大事故等対処設備として配備する。

閉じ込める機能を回復するために使用する設備のうち、ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ、予備混合装置グローブボックス、均一化混合装置グローブボックス、造粒装置グローブボックス、回収粉末処理・混合装置グローブボックス、添加剤混合装置Aグローブボックス、プレス装置A（プレス部）グローブボックス、添加剤混合装置Bグローブボックス、プレス装置B（プレス部）グローブボックス、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽、アルファ線用放射能測定装置及びベータ線用放射能測定装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

また、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット、可搬型ダクト、可搬型発電機、可搬型電源ケーブル、可搬型分電盤、軽油用タンクローリ、可搬型排気モニタリング設備可搬型ダストモニタ及び可搬型放出管理分析設備可搬型放射能測定装置を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求されるすべての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、火災が発生した場合に、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火することができ、燃料加工建屋外への放出経路を閉止し、グローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質を回収するとともに、閉じ込める機能を回復することができる。

核燃料物質の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために使用する設備のうち、グローブボックス局所消火装置は、火災の状況によって自動起動されない可能性があることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。また、火災状況確認用カメラ及び可搬型火災状況監視端末は、基準地震動の1.2倍の地震力を考慮しても機能を維持できる設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。

核燃料物質を回収する前に使用する設備として、可搬型工程室監視カメラは、工程室内の状況により、視認性を確保できない可能性があることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故時対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。

【補足説明資料2. 1. 2-2】

(2) 電源

「閉じ込める機能の回復」で使用する可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型排気モニタリング設備可搬型ダストモニタに、電源を供給する手段及び可搬型発電機へ燃料を供給する手段がある。

電源の供給に使用する設備は以下のとおり。

a. 閉じ込める機能を回復するために使用する設備

代替電源設備

- ・可搬型発電機（第 32 条 電源設備）
- ・可搬型分電盤（第 32 条 電源設備）
- ・可搬型電源ケーブル（第 32 条 電源設備）

補機駆動用燃料補給設備

- ・第 1 軽油貯槽（第 32 条 電源設備）
- ・第 2 軽油貯槽（第 32 条 電源設備）
- ・軽油用タンクローリ（第 32 条 電源設備）

(3) 手順等

上記「核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための手順」，「燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための手順」，「核燃料物質の沈降状況の確認のための手順」，「核燃料物質を回収のための手順」及び「閉じ込める機能を回復するための手順」等により，選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は，重大事故時における対策作業員による一連の対応として，「MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第 2. 1. 2－4 表）

2. 1. 2. 2. 2 重大事故等時の手順

2. 1. 2. 2. 2. 1 火災による閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手順

(1) 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火

設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合は、火災による核燃料物質の飛散又は漏えいを防止するため、火災の消火のための手順に基づき、火災を確認し、遠隔消火装置を起動させ、火災と判断したグローブボックスへ消火剤（ハロゲン化物）を放出し、消火を実施する。

① 手順着手の判断基準（第2. 1. 2. 6表）

設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合。

② 操作手順

核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための概要は、以下のとおり。手順の概要を第2. 1. 2-2図（1/4）、系統概要図を第2. 1. 2-3図、第2. 1. 2-4図及びタイムチャートを第2. 1. 2-10図、第2. 1. 2-11図に示す。

a. MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度の確認を指示する。

- b. MOX燃料加工施設対策班の班員は、火災状況確認用温度表示装置の健全性を確認する。火災状況確認用温度表示装置が使用できない場合は、燃料加工建屋に保管している可搬型グローブボックス温度表示端末の健全性を確認し、中央監視室にある火災状況確認用温度計に接続する。
- c. MOX燃料加工施設対策班の班員は、火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末により、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度を確認し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。また、必要に応じて、火災状況確認用カメラと可搬型火災状況監視端末を接続し、中央監視室からグローブボックスの状況を確認し、火災の判断に使用する。
- d. MOX燃料加工施設対策班長は、火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末の指示値が60℃以上であり、火災が発生していると判断した場合は、直ちにMOX燃料加工施設対策班の班員に火災の消火を指示する。
- e. MOX燃料加工施設対策班の班員は、中央監視室に設置する遠隔消火装置の盤の手動操作により、地下3階の廊下に設置された遠隔消火装置を起動させ、火災と判断したグローブボックスへ消火剤（ハロゲン化物）を放出し、MOX燃料加工施設現場管理者に報告する。なお、中央監視室に設置する遠隔消火装置の盤が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する遠隔消火装置の弁の手動操作により、地下3階の廊下に設置された遠隔消火装置を起動させ、火災と判断したグローブボックスへ消火剤（ハロゲン化物）を放出し、MOX燃料加工施設現場管理者に報告する。

- f. MOX燃料加工施設対策班の班員は、火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末により、火災が発生したグローブボックス内の温度を確認し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。
- g. MOX燃料加工施設対策班長は、火災状況確認用温度表示装置又は可搬型グローブボックス温度表示端末の指示値が60℃未満であり、グローブボックス内の温度が安定していることを確認し、火災が消火されていると判断する。また、必要に応じて、火災状況確認用カメラ及び可搬型火災状況監視端末により、中央監視室からグローブボックスの状況を確認し、火災の消火の判断に使用する。
- h. MOX燃料加工施設対策班長は、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員に、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度状況の継続監視を指示する。
- i. MOX燃料加工施設対策班長は、火災が消火されていることを実施責任者に報告する。

③ 操作の成立性

核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために使用する設備を用いた火災の消火の操作は、最も作業時間を要する可搬型グローブボックス温度表示端末及び中央監視室近傍に設置する遠隔消火装置の弁の手動操作を実施した場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から10分で完了可能である。なお、最

も作業時間が短い火災状況確認用温度表示装置及び中央監視室に設置する遠隔消火装置の盤の手動操作を実施した場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から4分で完了可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、中央監視室と現場との連絡手段を確保する。

【補足説明資料2. 1. 2-3】

(2) 燃料加工建屋外への放出経路の閉止

重大事故の発生を仮定するグローブボックスで火災が発生した場合は、燃料加工建屋外への放出経路を閉止するため、燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための手順に基づき、グローブボックス及び工程室排気経路上に設置するダンパを閉止することで、燃料加工建屋外への放出経路の閉止を実施する。

① 手順着手の判断基準（第2. 1. 2. 6表）

設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合。

② 操作手順

燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための概要は、以下のとおり。手順の概要を第2. 1. 2-2図（2/4）、系統概要図を第2. 1. 2-6図、第2. 1. 2-6図及びタイムチャートを第2. 1. 2-10図、第2. 1. 2-11図に示す。

- a. MOX燃料加工施設対策班長は、手順着手の判断基準に基づき、中央監視室に設置する盤から、ダンパの遠隔操作をするための盤の健全性の確認を指示する。
- b. MOX燃料加工施設対策班の班員は、中央監視室に設置する盤の健全性を確認する。盤が使用できない場合は、地下1階の排風機室での手動操作となるため、直ちに、移動する。
- c. MOX燃料加工施設対策班長は、火災の発生を確認した場合は、直ちに、中央監視室からグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔操作又はグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの手動操作による排気経路の遮断を指示する。
- c. MOX燃料加工施設対策班の班員は、中央監視室又は排風機室から全送排風機の停止を確認し、中央監視室からグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔操作又は排風機室からグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機

入口手動ダンパの手動操作を実施し、排気経路を遮断する。また、MOX燃料加工施設対策班長に操作完了を報告する。

- d. MOX燃料加工施設対策班長は、可搬型ダンパ出口風速計による排気経路の風速の測定を指示する。
- e. MOX燃料加工施設対策班の班員は、燃料加工建屋に保管している可搬型ダンパ出口風速計の健全性を確認し、排風機室のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクトに接続する。
- f. MOX燃料加工施設対策班の班員は、排風機室の可搬型ダンパ出口風速計により、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内に気流が発生していないことを確認し、MOX燃料加工施設対策班長へ報告する。
- g. MOX燃料加工施設対策班長は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内に気流が発生していないことを確認し、燃料加工建屋外への放出経路が閉止されていると判断する。
- h. MOX燃料加工施設対策班長は、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員に、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備のダクト内の風速の監視を指示する。
- i. MOX燃料加工施設対策班長は、燃料加工建屋外への放出経路が遮断されていることを実施責任者に報告する。

③ 操作の成立性

燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための操作は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの手動閉止操作を実施した場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班

長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から10分で完了可能である。なお、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔閉止操作を実施した場合は、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計8名体制にて、対処開始の指示から1分で完了可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSvを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、中央監視室と現場との連絡手段を確保する。

【補足説明資料2. 1. 2-3】

(3) 核燃料物質の沈降状況を確認するための手順

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収及び閉じ込める機能の回復を実施する前に、工程室内に漏えいした核燃料物質の沈降状況の確認を実施する。

① 手順着手の判断基準（第2. 1. 2. 6表）

重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後，核燃料物質の回収及び閉じ込める機能の回復を実施する前。

② 操作手順

燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための概要は，以下のとおり。タイムチャートを第2. 1. 2-10図，第2. 1. 2-11図に示す。

- a. 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，MOX燃料加工施設対策班長，MOX燃料加工施設情報管理班長，MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員に，工程室内の気相中の放射性物質濃度の測定を指示する。
- b. MOX燃料加工施設対策班の班員は，燃料加工建屋に保管している可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの健全性及び地下3階の状況を確認し，可搬型ダストサンプラを工程室内に設置する。また，可搬型ダストサンプラにより，工程室内の気相中の放射性物質を捕集し，アルファ・ベータ線用サーベイメータにより濃度を測定し，MOX燃料加工施設対策班長に報告する。
- c. MOX燃料加工施設対策班長は，測定結果に基づき，気相中の放射性物質濃度が十分に低減され，濃度変動がないことを確認した場合は，グローブボックスから工程室内に漏えいしたMOX粉末が沈降し，工程室内の雰囲気安定した状態であると判断する。

d. MOX燃料加工施設対策班長は、核燃料物質の沈降を実施責任者に報告する。

③ 操作の成立性

核燃料物質の沈降状況を確認する操作は、状況に応じた体制を構築する。また、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めの完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSvを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料2. 1. 2-3】

(4) 核燃料物質の回収のための手順

工程室内に漏えいしたMOX粉末が沈降し、工程室内の雰囲気安定した状態であると確認した場合は、グローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質をウエス等の資機材により回収する。

① 手順着手の判断基準（第2. 1. 2. 6表）

核燃料物質の沈降を確認した場合。

② 操作手順

核燃料物質の回収の概要は、以下のとおり。手順の概要を第2.

1. 2-2図 (3/4) 及びタイムチャートを第2. 1. 2-10図, 第2. 1. 2-11図に示す。

- a. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員に核燃料物質の回収を指示する。
- b. MOX燃料加工施設対策班の班員は、核燃料物質の回収に使用するウエス等の資機材の確認、運搬、設置及び可搬型工程室監視カメラの健全性を確認する。また、可搬型工程室監視カメラにより、グローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の状況を確認し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。
- c. MOX燃料加工施設対策班長は、ウエス等の資機材の準備完了並びにグローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の状況を確認し、MOX燃料加工施設対策班の班員にグローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の回収を指示する。
- d. MOX燃料加工施設対策班の班員は、グローブボックス及び工程室に飛散又は漏えいした核燃料物質の気相中への舞い上がりに注意し、ウエス等の資機材による回収により核燃料物質を回収する。なお、核燃料物質の回収は、目視で確認できる程度の飛散又は漏えいしたMOX粉末の回収であり、除染作業については、MOX燃料加工施設の復旧として対応する。

③ 操作の成立性

核燃料物質を回収する操作は、状況に応じた体制を構築する。また、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めの完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSvを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料2. 1. 2-3】

【補足説明資料2. 1. 2-4】

(5) 閉じ込める機能の回復のための手順

核燃料物質の沈降状況を確認するための対策の完了後、核燃料物質の回収を実施する前に、核燃料物質の回収時の作業環境を確保するため、閉じ込める機能の回復の手順に基づき、グローブボックス排気設備の排気機能の回復を実施する。

① 手順着手の判断基準（第2. 1. 2. 6表）

核燃料物質の沈降の確認後、核燃料物質の回収を実施する前。

② 操作手順

閉じ込める機能の回復のための概要は、以下のとおり。手順の概要を第2. 1. 2-2図(4/4)、系統概要図を第2. 1. 2-7図及びタイムチャートを第2. 1. 2-10図に示す。

- a. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員にグローブボックスは機設備の排気機能の回復を指示する。
- b. MOX燃料加工施設対策班の班員は、燃料加工建屋に保管している可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトの健全性を確認する。また、排風機室のグローブボックス排気設備のダクトに接続し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。
- c. MOX燃料加工施設対策班長は、MOX燃料加工施設対策班の班員にグローブボックス排気経路の現場確認を指示する。
- d. MOX燃料加工施設対策班の班員は、グローブボックス排気経路の現場確認を実施し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。
- e. MOX燃料加工施設対策班長は、核燃料物質の回収時の作業環境を確保するため、MOX燃料加工施設対策班の班員に可搬型排風機付フィルタユニットの起動を指示する。
- f. MOX燃料加工施設対策班の班員は、排風機室から可搬型排風機付フィルタユニットを起動する。また、工程室内に気流が発生したことを確認し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。

g. MOX燃料加工施設対策班長は、工程室内に気流が発生したことを確認し、グローブボックス排気設備の排気機能の回復を判断する。

h. MOX燃料加工施設対策班長は、グローブボックス排気設備の排気機能の回復を実施責任者に報告する。

③ 操作の成立性

閉じ込める機能を回復する操作は、排風機室から可搬型排風機付フィルタユニットの起動を実施し、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（6名）の合計10名体制にて、対処開始の指示から3時間30分で完了可能である。なお、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めの完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSvを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料2. 1. 2-3】

(6) グローブボックス排気設備の排気機能の回復するための手順

核燃料物質の沈降状況を確認するための対策の完了後，核燃料物質の回収を実施する前に，核燃料物質の回収時の作業環境を確保するため，閉じ込める機能の回復の手順に基づき，グローブボックス排気設備の排気機能の回復を実施する。

① 手順着手の判断基準（第2. 1. 2. 6表）

核燃料物質の沈降の確認後，核燃料物質の回収を実施する前。

② 操作手順

グローブボックス排気設備の排気機能の回復のための概要は，以下のとおり。系統概要図を第2. 1. 2-8図及びタイムチャートを第2. 1. 2-11図に示す。

- a. 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，MOX燃料加工施設対策班長，MOX燃料加工施設情報管理班長，MOX燃料加工施設現場管理者及びMOX燃料加工施設対策班の班員に，グローブボックス排気設備の排気機能の回復を指示する。
- b. MOX燃料加工施設対策班の班員は，グローブボックス排気設備の現場確認を実施し，MOX燃料加工施設対策班長に報告する。
- c. MOX燃料加工施設対策班長は，核燃料物質の回収時の作業環境を確保するため，MOX燃料加工施設対策班の班員にグローブボックス排風機の起動を指示する。
- d. MOX燃料加工施設対策班の班員は，排風機室から現場手動操作により，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ，又はグローブボックス排気入口手動ダンパ及び工程室排気

入口手動ダンパを開放し、中央監視室から遠隔手動操作により、グローブボックス排風機を起動する。また、工程室内に気流が発生したことを確認し、MOX燃料加工施設対策班長に報告する。

e. MOX燃料加工施設対策班長は、工程室内に気流が発生したことを確認し、グローブボックス排気設備の排気機能の回復を判断する。

f. MOX燃料加工施設対策班長は、グローブボックス排気設備の排気機能の回復を実施責任者に報告する。

③ 操作の成立性

グローブボックス排気設備の排気機能の回復する操作は、排風機室から可搬型排風機付フィルタユニットの起動を実施し、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設現場管理者、MOX燃料加工施設情報管理班長及びMOX燃料加工施設対策班（4名）の合計10名体制にて、対処開始の指示から1時間で完了可能である。また、火災の消火及び核燃料物質の閉じ込めの完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSvを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料2. 1. 2-4】

2. 1. 2. 2. 2. 2 その他の手順項目について考慮する手順

可搬型排風機付フィルタユニット等で使用する可搬型発電機等については、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

放射性物質の放出の状態監視等に係る監視測定に関する手順については、「2. 1. 8 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

第2. 1. 2-3表 重大事故の発生を仮定するグローブボックス

事象	室名称	グローブボックス名称
火災による閉じ込め る機能の喪失	粉末調整第2室	予備混合装置グローブボックス
	粉末調整第5室	均一化混合装置グローブボックス
		造粒装置グローブボックス
	粉末調整第7室	回収粉末処理・混合装置グローブボックス
	ペレット加工第1室	添加剤混合装置Aグローブボックス
		プレス装置A（プレス部）グローブボックス
		添加剤混合装置Bグローブボックス
		プレス装置B（プレス部）グローブボックス

第2. 1. 2-4表 機能喪失を想定する安全機能を有する施設と整備する
対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/3)

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対応手段	対処設備		手順書
核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部電源 ・ 非常用所内電源設備 ・ グローブボックス温度監視装置 ・ グローブボックス消火装置 ・ グローブボックス排風機 	核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔消火装置 ・ 予備混合装置グローブボックス ・ 均一化混合装置グローブボックス ・ 造粒装置グローブボックス ・ 回収粉末処理・混合装置グローブボックス ・ 添加剤混合装置Aグローブボックス ・ プレス装置A(プレス部)グローブボックス ・ 添加剤混合装置Bグローブボックス ・ プレス装置B(プレス部)グローブボックス ・ 火災状況確認用温度計 ・ 可搬型グローブボックス温度表示端末 ・ 火災状況確認用温度表示装置 	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書
			<ul style="list-style-type: none"> ・ グローブボックス局所消火装置 ・ 火災状況確認用カメラ ・ 可搬型火災状況監視端末 	自主対策設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部電源 ・ 非常用所内電源設備 ・ グローブボックス温度監視装置 ・ グローブボックス消火装置 ・ グローブボックス排風機 	燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンパ・ダクト・高性能エアフィルタ ・ グローブボックス排風機入口手動ダンパ ・ 工程室排風機入口手動ダンパ ・ グローブボックス排気閉止ダンパ ・ 工程室排気閉止ダンパ ・ 予備混合装置グローブボックス ・ 均一化混合装置グローブボックス ・ 造粒装置グローブボックス ・ 回収粉末処理・混合装置グローブボックス ・ 添加剤混合装置Aグローブボックス ・ プレス装置A(プレス部)グローブボックス ・ 添加剤混合装置Bグローブボックス ・ プレス装置B(プレス部)グローブボックス ・ 可搬型ダンパ出口風速計 	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書

第2. 1. 2-4表 機能喪失を想定する安全機能を有する施設と整備する
対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/3)

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対応手段	対処設備		手順書
核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部電源 ・ 非常用所内電源設備 ・ グローブボックス温度監視装置 ・ グローブボックス消火装置 	核燃料物質を回収する前の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可搬型ダストサンプラ</u> ・ <u>アルファ・ベータ線用サーベイメータ</u> 	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書
		核燃料物質の回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型工程室監視カメラ 	自主対策設備	

第2. 1. 2-4表 機能喪失を想定する安全機能を有する施設と整備する
対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/3)

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対応手段	対処設備		手順書
核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外部電源</u> ・ <u>非常用所内電源設備</u> ・ <u>グローブボックス温度監視装置</u> ・ <u>グローブボックス消火装置</u> ・ <u>グローブボックス排風機</u> 	グローブボックス排気設備の排気機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ダンパ・ダクト・高性能エアフィルタ</u> ・ <u>グローブボックス給気フィルタ</u> ・ <u>予備混合装置グローブボックス</u> ・ <u>均一化混合装置グローブボックス</u> ・ <u>造粒装置グローブボックス</u> ・ <u>回収粉末処理・混合装置グローブボックス</u> ・ <u>添加剤混合装置Aグローブボックス</u> ・ <u>プレス装置A(プレス部)グローブボックス</u> ・ <u>添加剤混合装置Bグローブボックス</u> ・ <u>プレス装置B(プレス部)グローブボックス</u> ・ <u>受電開閉設備</u> ・ <u>受電変圧器</u> ・ <u>第2ユーティリティ建屋の6.9kV</u> <u>運転予備用主母線</u> ・ <u>第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線</u> ・ <u>MOX燃料加工施設の6.9kV運転予備用母線</u> ・ <u>MOX燃料加工施設の6.9kV常用母線</u> ・ <u>MOX燃料加工施設の6.9kV非常用母線</u> ・ <u>MOX燃料加工施設の460V非常用母線</u> ・ <u>アルファ線用放射能測定装置</u> ・ <u>ベータ線用放射能測定装置</u> 	重大事故等 対処設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書</u>
			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>グローブボックス排風機</u> 	自主対策設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>MOX燃料加工施設重大事故等発生時対応手順書</u>

第2. 1. 2-5表 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の対処において
使用する設備 (1/6)

設備		拡大防止対策		
		核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火		
設備名称	構成する機器	重大事故等対処設備	自主対策設備	
閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	代替消火装置	遠隔消火装置 (中央監視室近傍)	○※1, 3	×
		遠隔消火装置 (中央監視室)	○※2	×
		予備混合装置グローブボックス	○	×
		均一化混合装置グローブボックス	○	×
		造粒装置グローブボックス	○	×
		回収粉末処理・混合装置グローブボックス	○	×
		添加剤混合装置Aグローブボックス	○	×
		プレス装置A(プレス部)グローブボックス	○	×
		添加剤混合装置Bグローブボックス	○	×
		プレス装置B(プレス部)グローブボックス	○	×
	二	グローブボックス局所消火装置	×	○
	代替火災感知備	火災状況確認用温度計	○	×
		火災状況確認用温度表示装置	○※2	×
		可搬型グローブボックス温度表示端末	○※1, 3	×
	二	火災状況確認用カメラ	×	○
		可搬型火災状況監視端末	×	○

※1：外的事象を起因とした場合

※2：内的事象のうち、全交流電源喪失以外を起因とした場合

※3：内的事象のうち、全交流電源喪失を起因とした場合

第2. 1. 2-5表 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の対処において
使用する設備 (2/6)

設備		拡大防止対策	
		燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策	
設備名称	構成する機器	重大事故等対処設備	自主対策設備
閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ (重大事故の発生を仮定するグローブボックスにおいて設置する範囲)	○	×
	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	○※1, 3	×
	工程室排風機入口手動ダンパ	○※1, 3	×
	グローブボックス排気閉止ダンパ	○※2	×
	工程室排気閉止ダンパ	○※2	×
	予備混合装置グローブボックス	○	×
	均一化混合装置グローブボックス	○	×
	造粒装置グローブボックス	○	×
	回収粉末処理混合グローブボックス	○	×
	添加剤混合装置A回収粉末グローブボックス	○	×
	プレス装置Aグローブボックス	○	×
	添加剤混合装置Bグローブボックス	○	×
	プレス装置B(プレス部)グローブボックス	○	×
	可搬型ダンパ出口風速計	○	×

※1 : 外的事象を起因とした場合

※2 : 内的事象のうち、全交流電源喪失以外を起因とした場合

※3 : 内的事象のうち、全交流電源喪失を起因とした場合

第2. 1. 2-5表 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の対処において
使用する設備 (3/6)

設備		拡大防止対策		
		核燃料物質の沈降状況の確認		
設備名称		構成する機器	重大事故等対処設備	自主対策設備
閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	工程室放射線計測設備	可搬型ダストサンプラ	○	×
		アルファ・ベータ線用サーベイメータ	○	×

第2. 1. 2-5表 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の対処において
使用する設備 (4/6)

設備		拡大防止対策		
		核燃料物質の回収		
設備名称		構成する機器	重大事故等対処設備	自主対策設備
閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	—	<u>可搬型工程室監視カメラ</u>	<u>×</u>	<u>○</u>

第2. 1. 2-5表 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の対処において
使用する設備 (5/6)

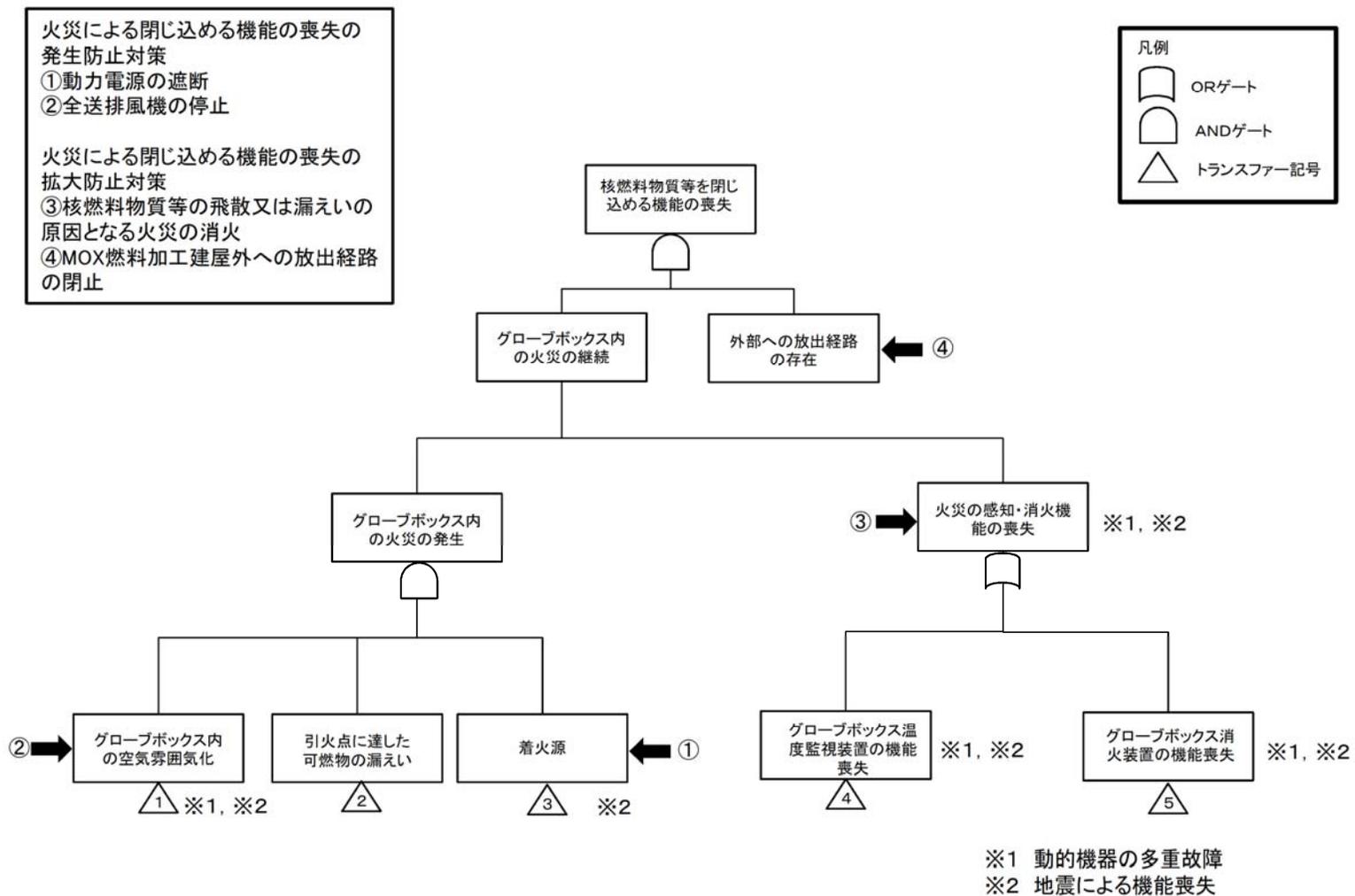
設備		拡大防止対策		
		閉じ込める機能の回復		
設備名称	構成する機器	重大事故等対処設備	自主対策設備	
閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ	○	×	
	グローブボックス排風機	×	○	
	排気筒	×	○	
	可搬型排風機付フィルタユニット	○	×	
	可搬型フィルタユニット	○	×	
	可搬型ダクト	○	×	
	代替 グローブ ボックス 排気系	予備混合装置グローブボックス	○	×
	均一化混合装置グローブボックス	○	×	
	造粒装置グローブボックス	○	×	
	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	○	×	
	添加剤混合装置Aグローブボックス	○	×	
	プレス装置A(プレス部)グローブボックス	○	×	
	添加剤混合装置Bグローブボックス	○	×	
	プレス装置B(プレス部)グローブボックス	○	×	

第2. 1. 2-5表 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の対処において
使用する設備 (6/6)

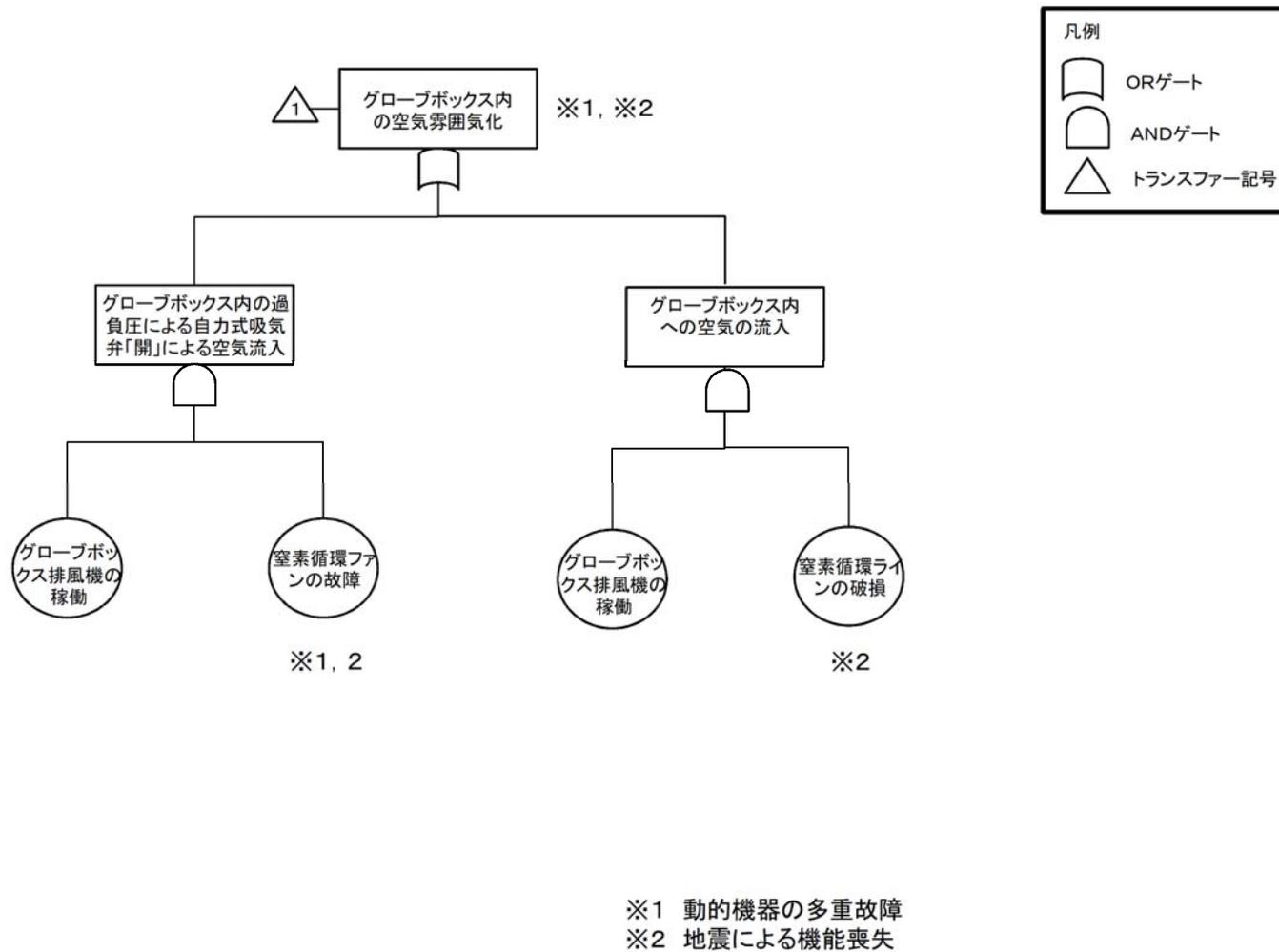
設備		拡大防止対策		
		閉じ込める機能の回復		
設備名称	構成する機器	重大事故等対処設備	自主対策設備	
閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	受電開閉設備	受電開閉設備	×	○
		受電変圧器	×	○
	高圧母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV 運転予備用主母線	×	○
		第2ユーティリティ建屋の6.9kV 常用主母線	×	○
		MOX燃料加工施設6.9kV 運転予備用主母線	×	○
		MOX燃料加工施設6.9kV 常用主母線	×	○
		MOX燃料加工施設の6.9kV 非常用母線	×	○
	低圧母線	MOX燃料加工施設の460V 非常用母線	×	○
	代替電源設備	可搬型発電機	○	×
		可搬型電源ケーブル	○	×
		可搬型分電盤	○	×
	補機駆動用燃料補給設備	第1軽油貯槽	○	×
		第2軽油貯槽	○	×
		軽油用タンクローリ	○	×
	排気モニタリング設備	排気モニタ	×	○
	代替モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	○	×
	代替試料分析関係設備	可搬型放出管理分析設備 可搬型放射能測定装置	○	×

第2. 1. 2-6表 各対策での判断基準

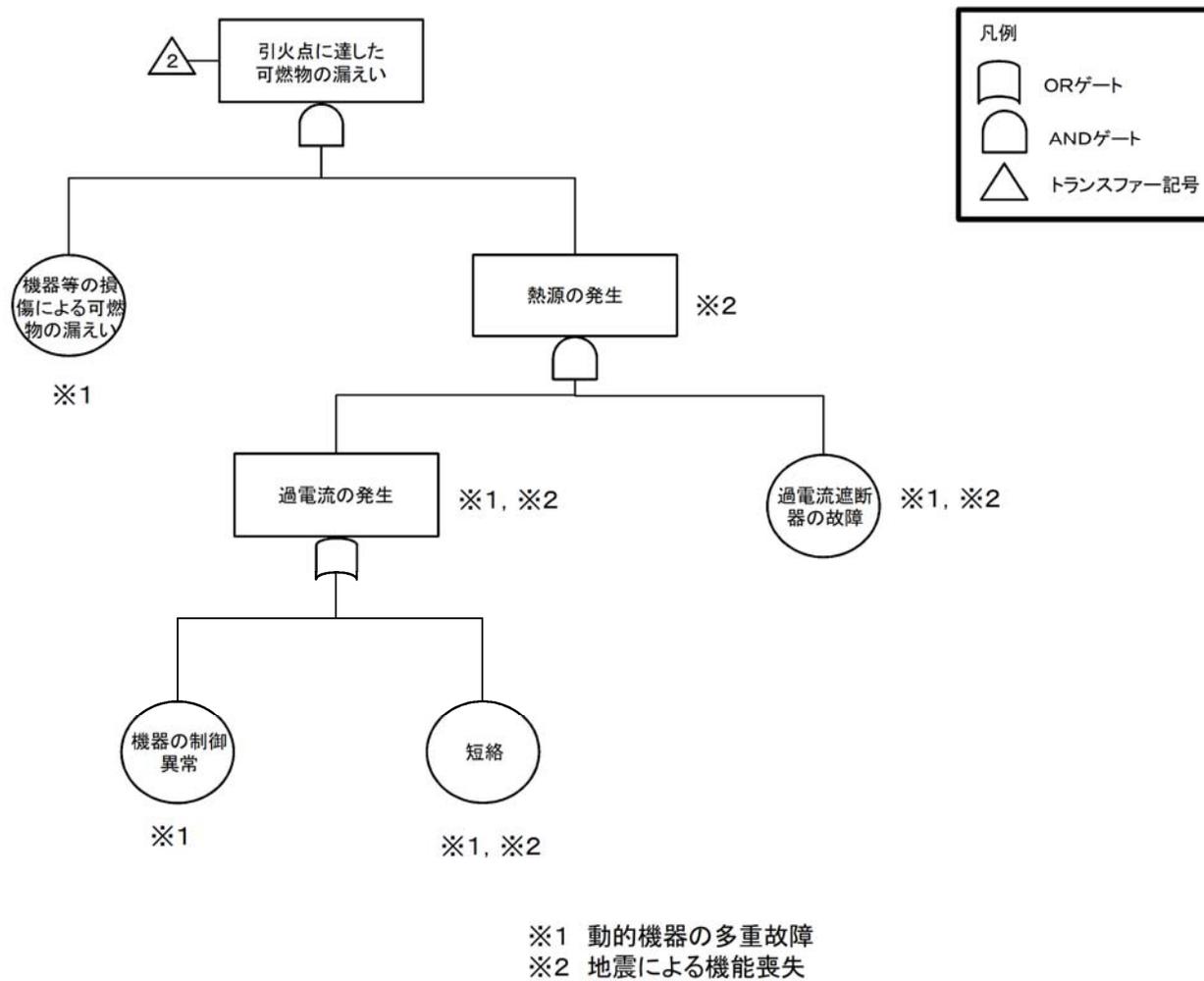
分類	手順	手順着手判断	実施判断の基準	対策の成功判断に用いるパラメータ	有効性評価に用いるパラメータ	備考
核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手順	(1) 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火	設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合。	重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の温度を確認し、指示値が60℃以上であり、火災が発生していると判断した場合。	火災源近傍温度 グローブボックス内の温度が60℃未満であり、安定していることを確認した場合。	火災近傍温度	-
	(2) 燃料加工建屋外への放出経路の閉止	設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合。	直ちに実施。	ダンパ出口風速 グローブボックス排気系及び工程室排気系に気流が発生していない場合。	ダンパ出口風速	-
	(3) 核燃料物質の沈降状況の確認	重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後、核燃料物質の回収及び閉じ込める機能の回復を実施する前。	準備が整い次第。	-	-	-
	(4) 核燃料物質の回収	核燃料物質の沈降を確認した場合。	準備が整い次第。	-	-	-
	(5) 閉じ込める機能の回復	核燃料物質の沈降の確認後、核燃料物質の回収を実施する前。	準備が整い次第。	気流 工程室内に気流が発生したことを確認した場合。	-	-
	(6) グローブボックス排気設備の排気機能の回復	核燃料物質の沈降の確認後、核燃料物質の回収を実施する前。	準備が整い次第。	気流 工程室内に気流が発生したことを確認した場合。	-	-



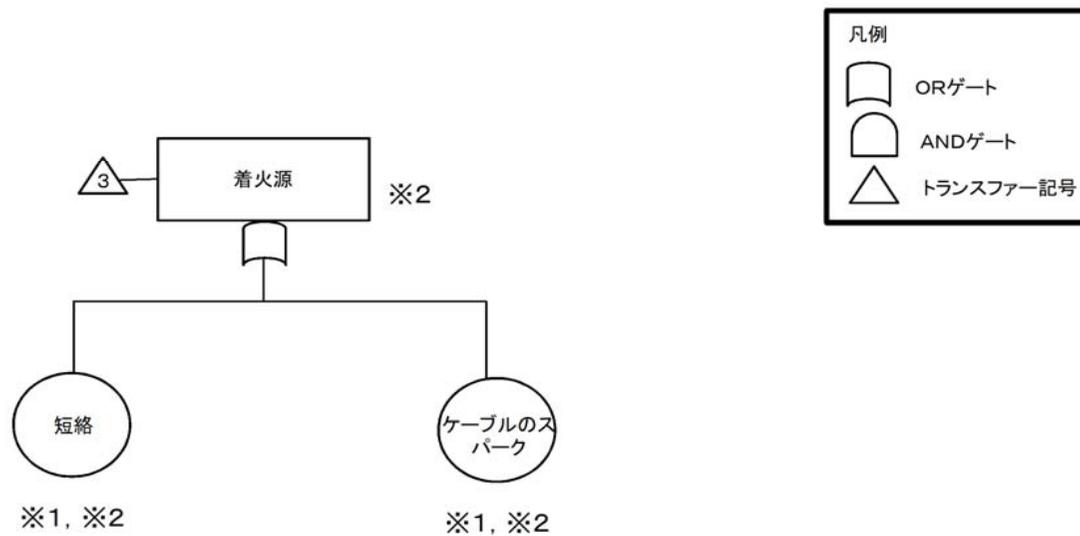
第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (1/7)



第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (2/7)

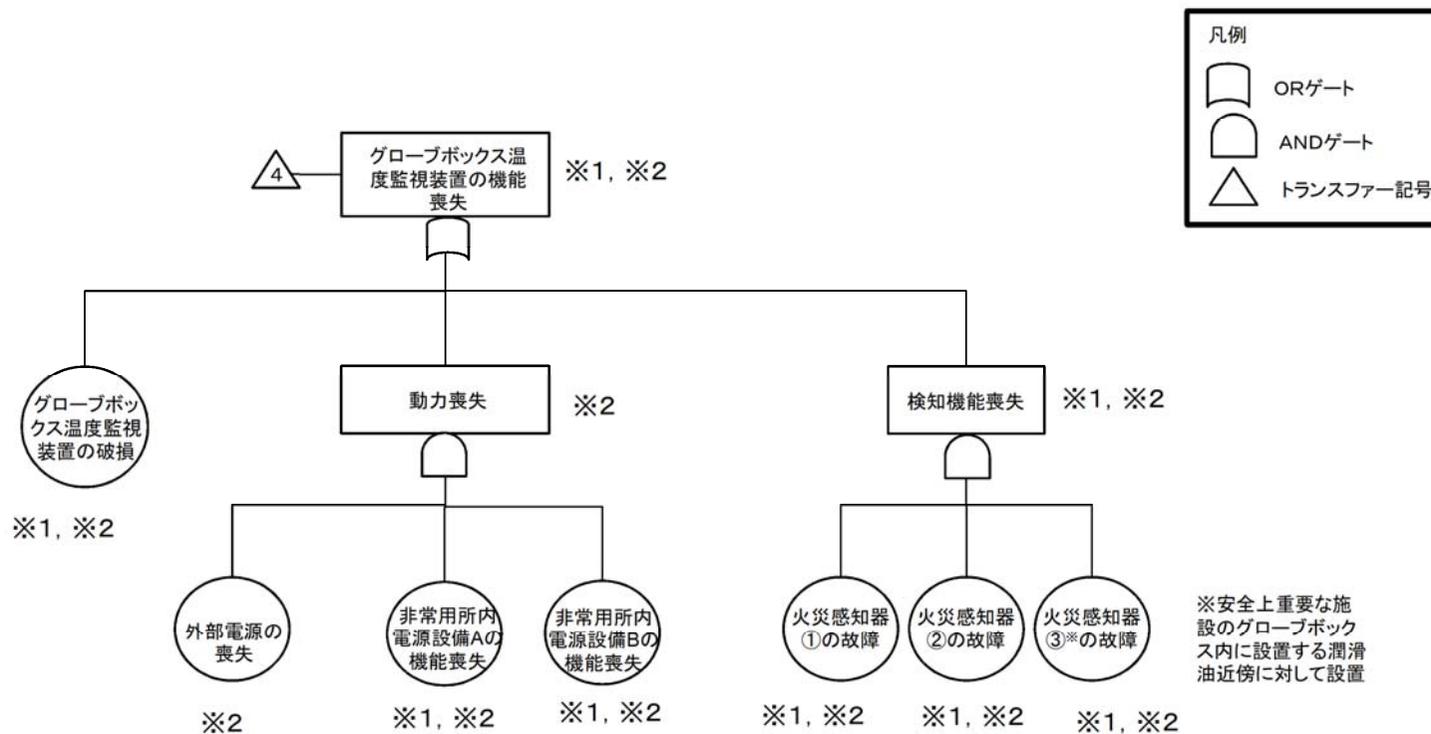


第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (3/7)



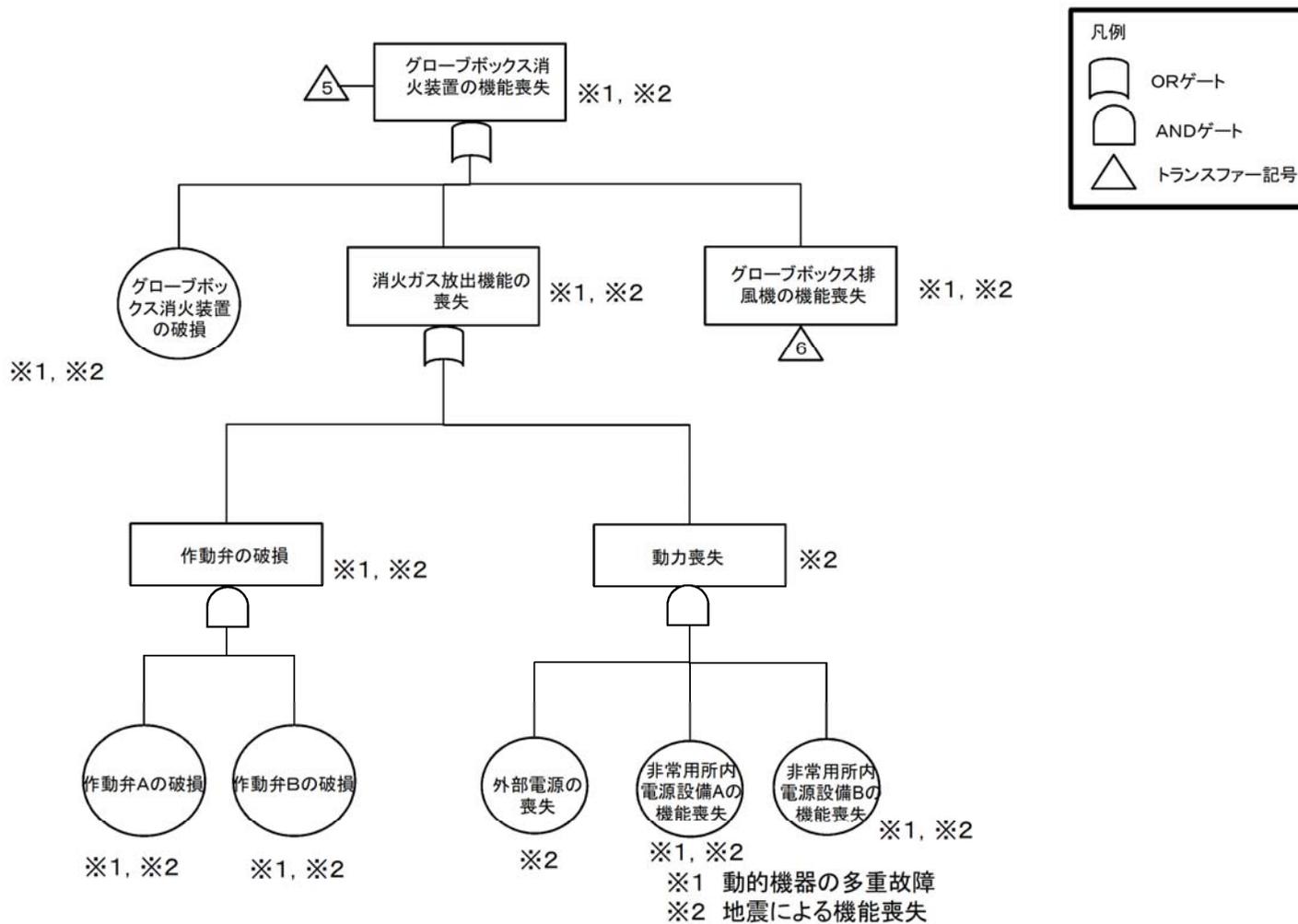
※1 動的機器の多重故障
※2 地震による機能喪失

第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (4/7)

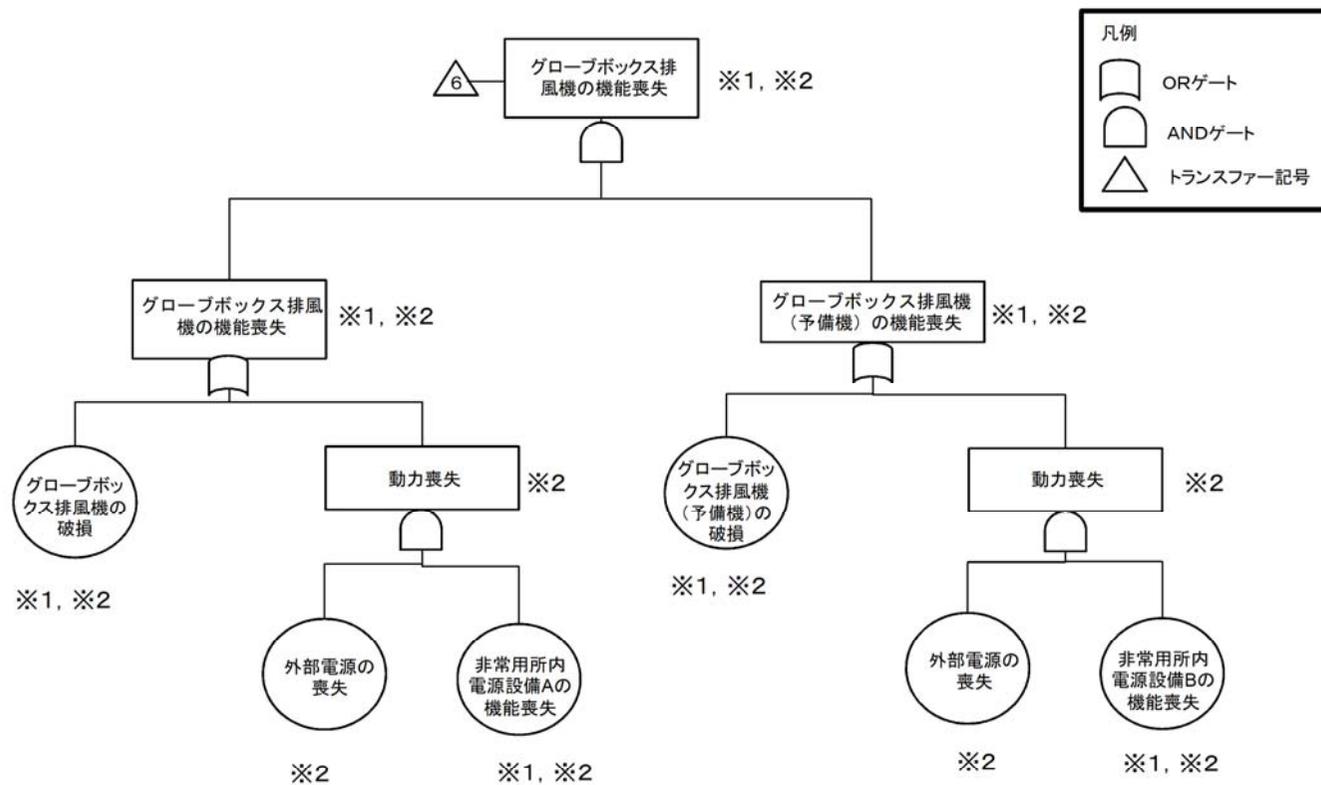


※1 動的機器の多重故障
 ※2 地震による機能喪失

第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (5/7)

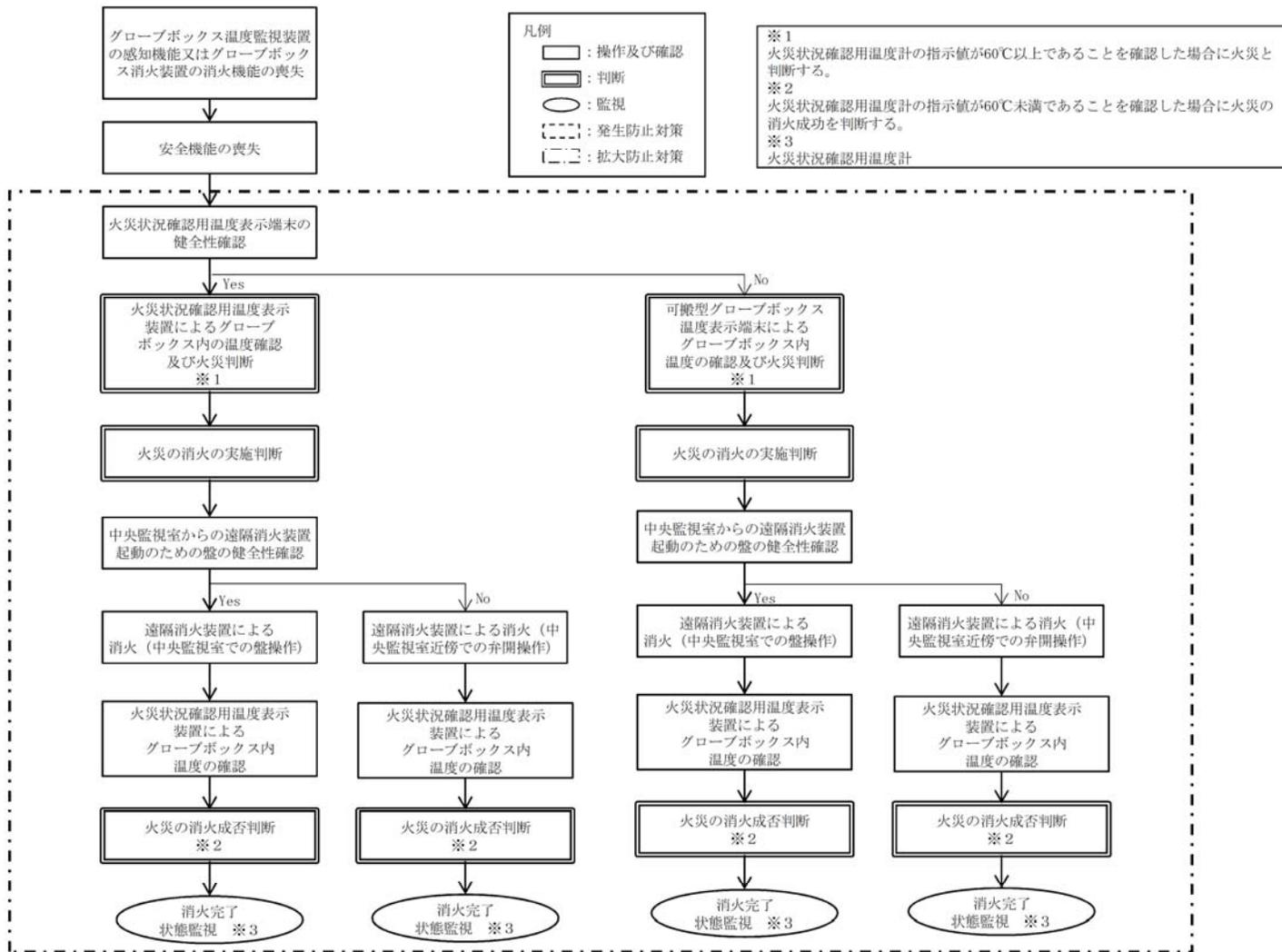


第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (6/7)



※1 動的機器の多重故障
 ※2 地震による機能喪失

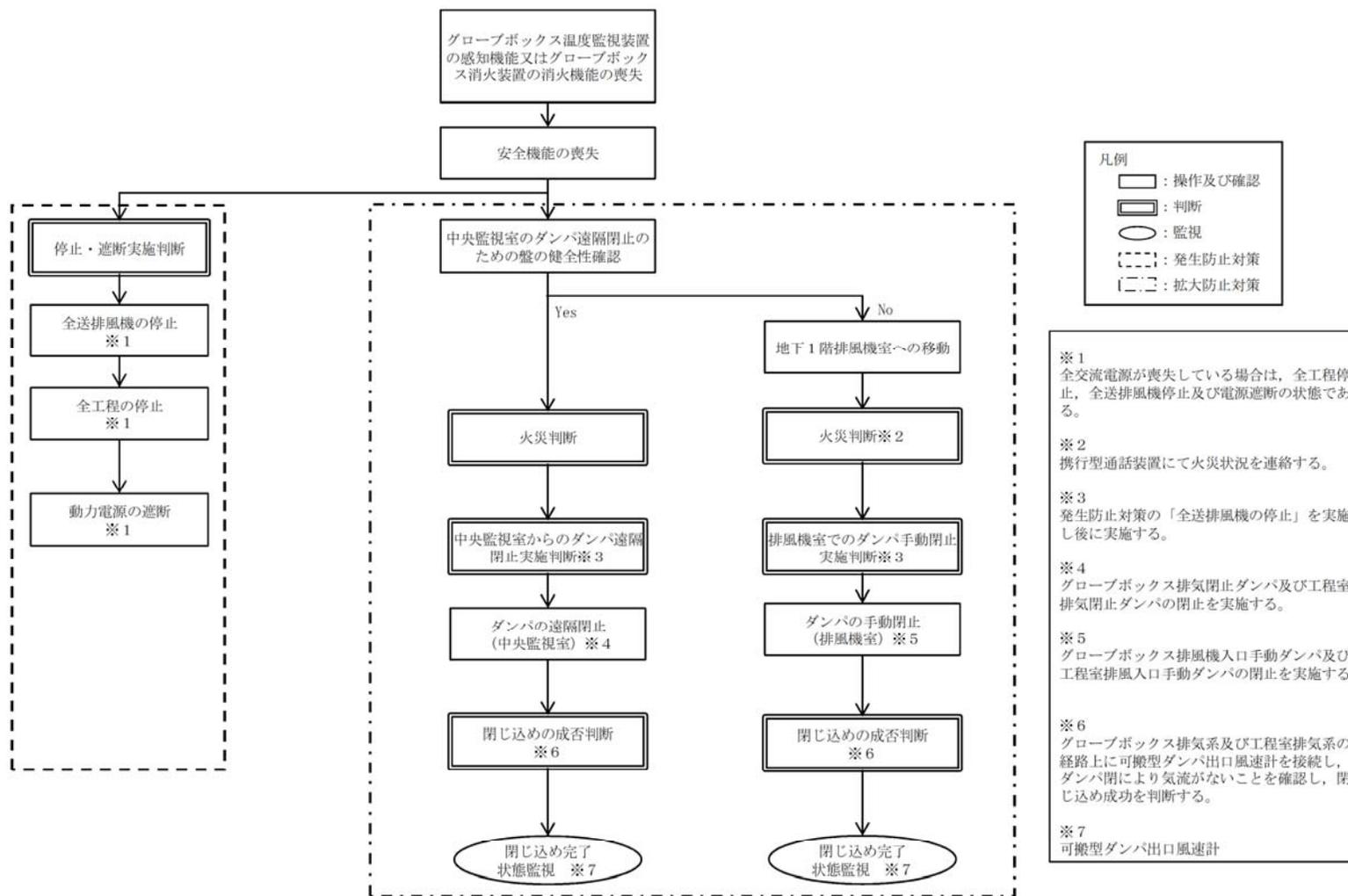
第2. 1. 2-1図 火災による閉じ込める機能の喪失のフォールトツリー分析 (7/7)



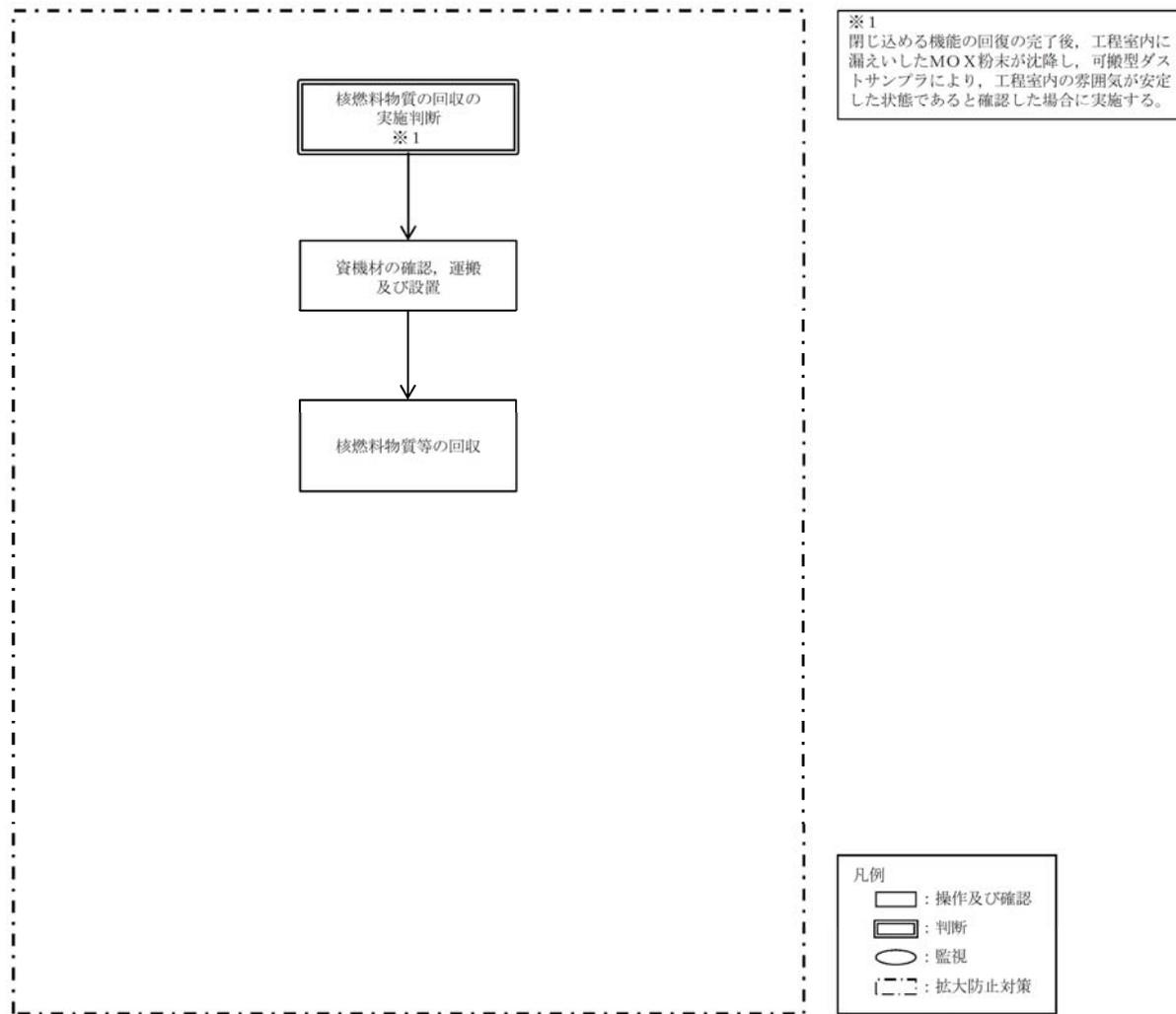
凡例
 □ : 操作及び確認
 ▭ : 判断
 ○ : 監視
 □ (虚線) : 発生防止対策
 □ (点線) : 拡大防止対策

※1 火災状況確認用温度計の指示値が60℃以上であることを確認した場合に火災と判断する。
 ※2 火災状況確認用温度計の指示値が60℃未満であることを確認した場合に火災の消火成功を判断する。
 ※3 火災状況確認用温度計

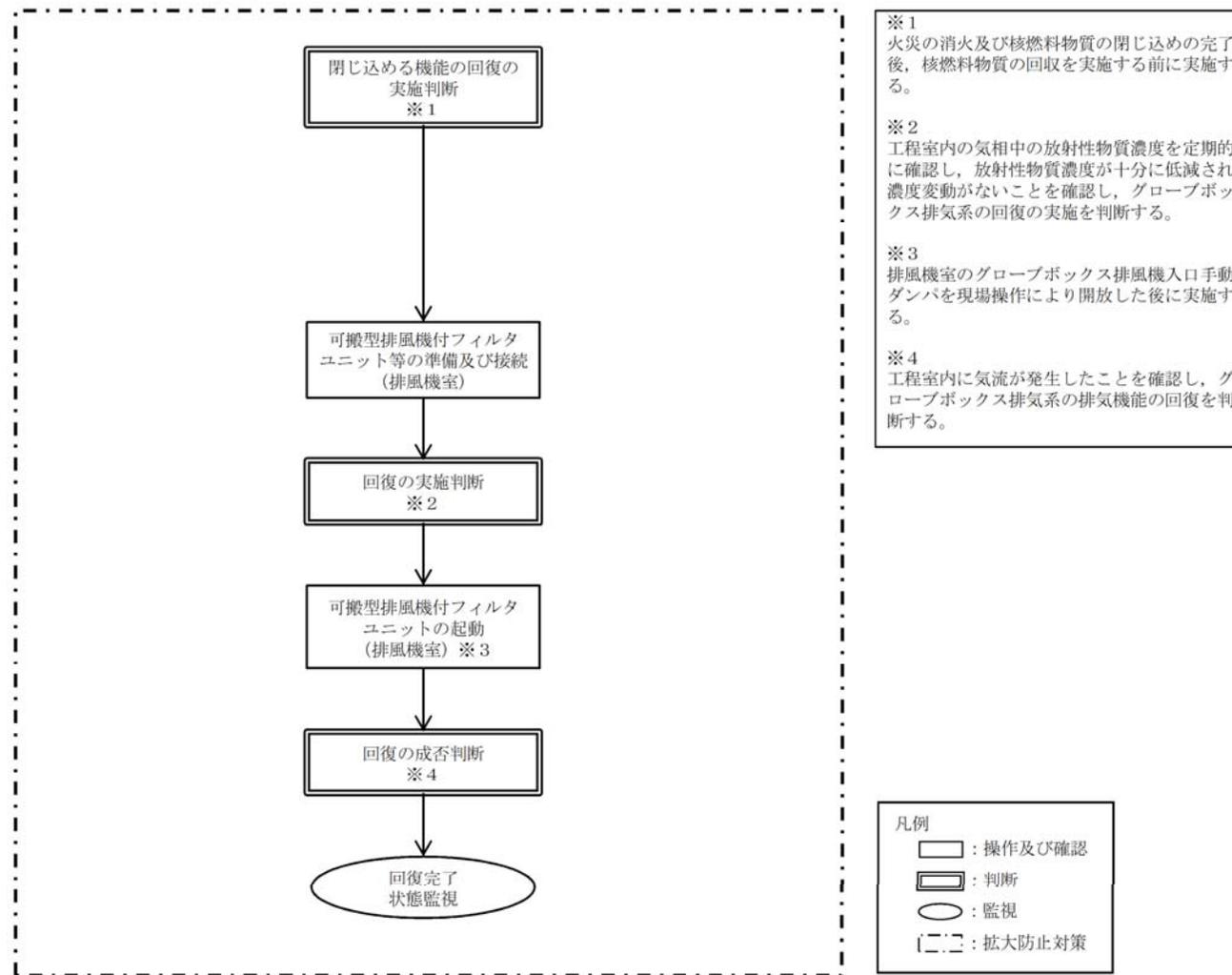
第2. 1. 2-2図 「火災による閉じ込める機能の喪失」の対策の手順の概要 (1/4)
 火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止 (外的事象を起因とした場合)



第2. 1. 2-2図 「火災による閉じ込める機能の喪失」の対策の手順の概要 (2/4)
 火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止 (内的事象のうち全交流電源喪失以外を起因とした場合)

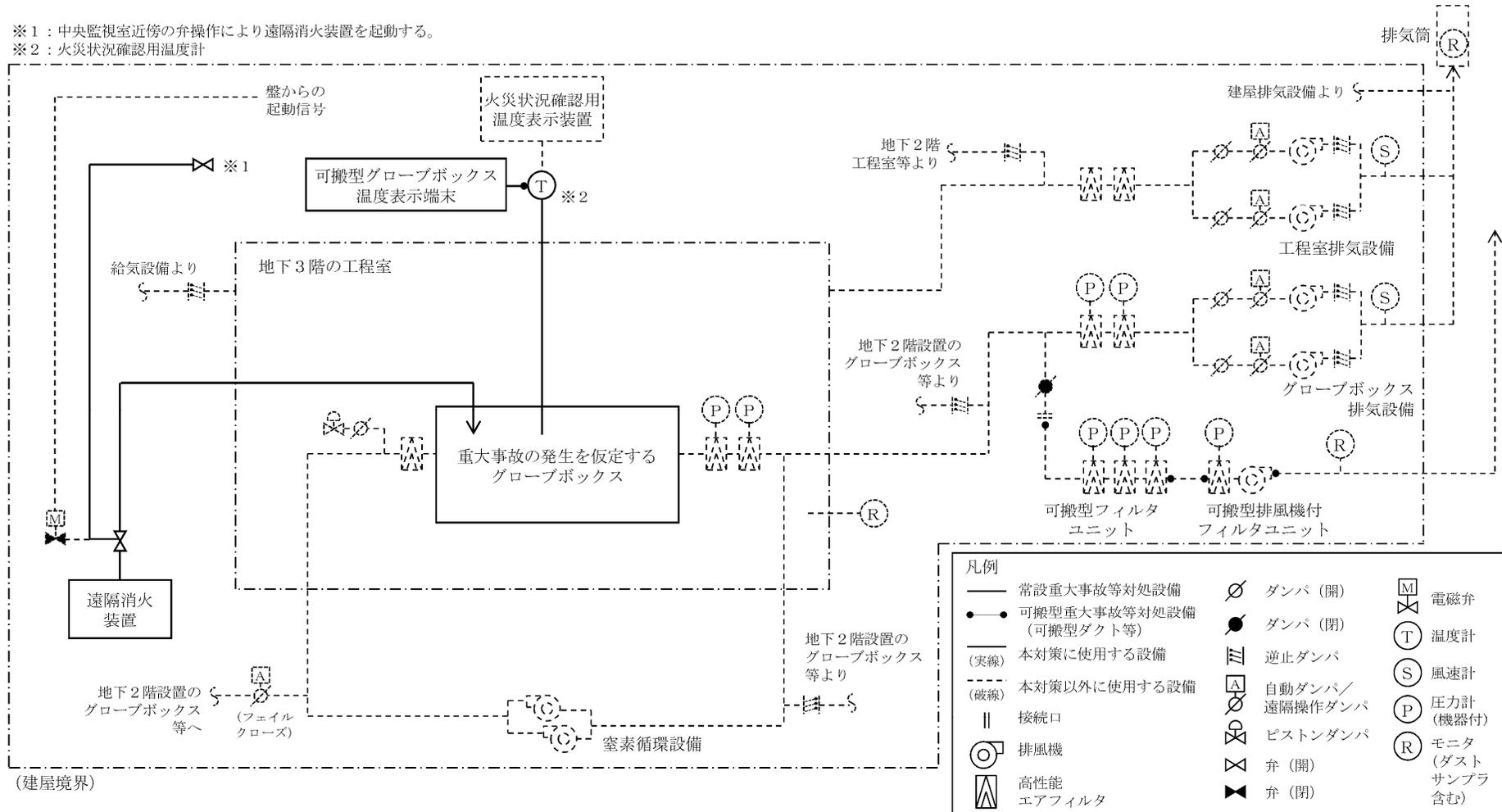


第2. 1. 2-2図 「火災による閉じ込める機能の喪失」の対策の手順の概要（3/4）
火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止（内的事象のうち全交流電源喪失を起因とした場合）



第2. 1. 2-2図 「火災による閉じ込める機能の喪失」の対策の手順の概要（4/4）
閉じ込める機能の回復（外的事象及び内的事象を起因とした場合）

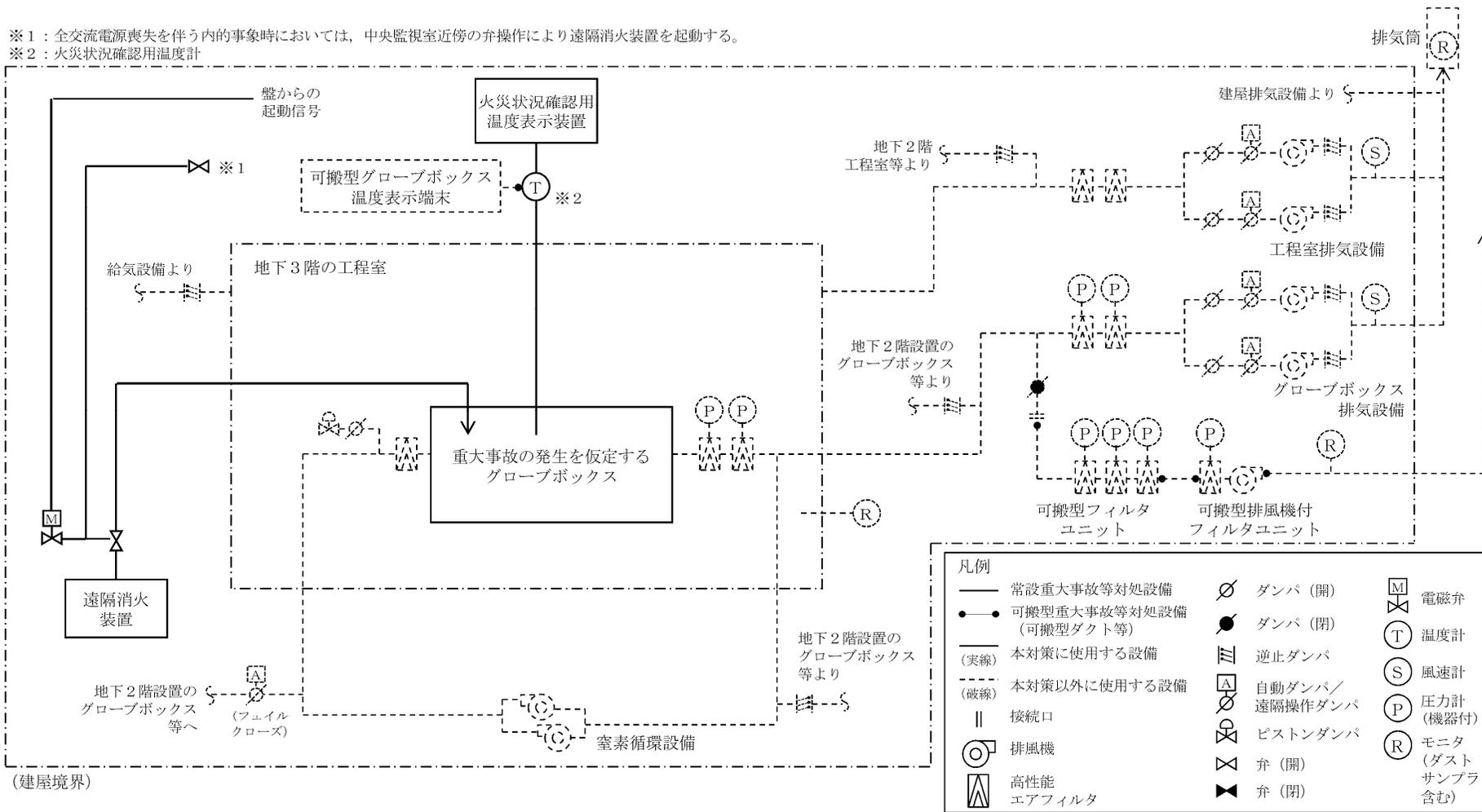
※1：中央監視室近傍の弁操作により遠隔消火装置を起動する。
 ※2：火災状況確認用温度計



2.1.2-67

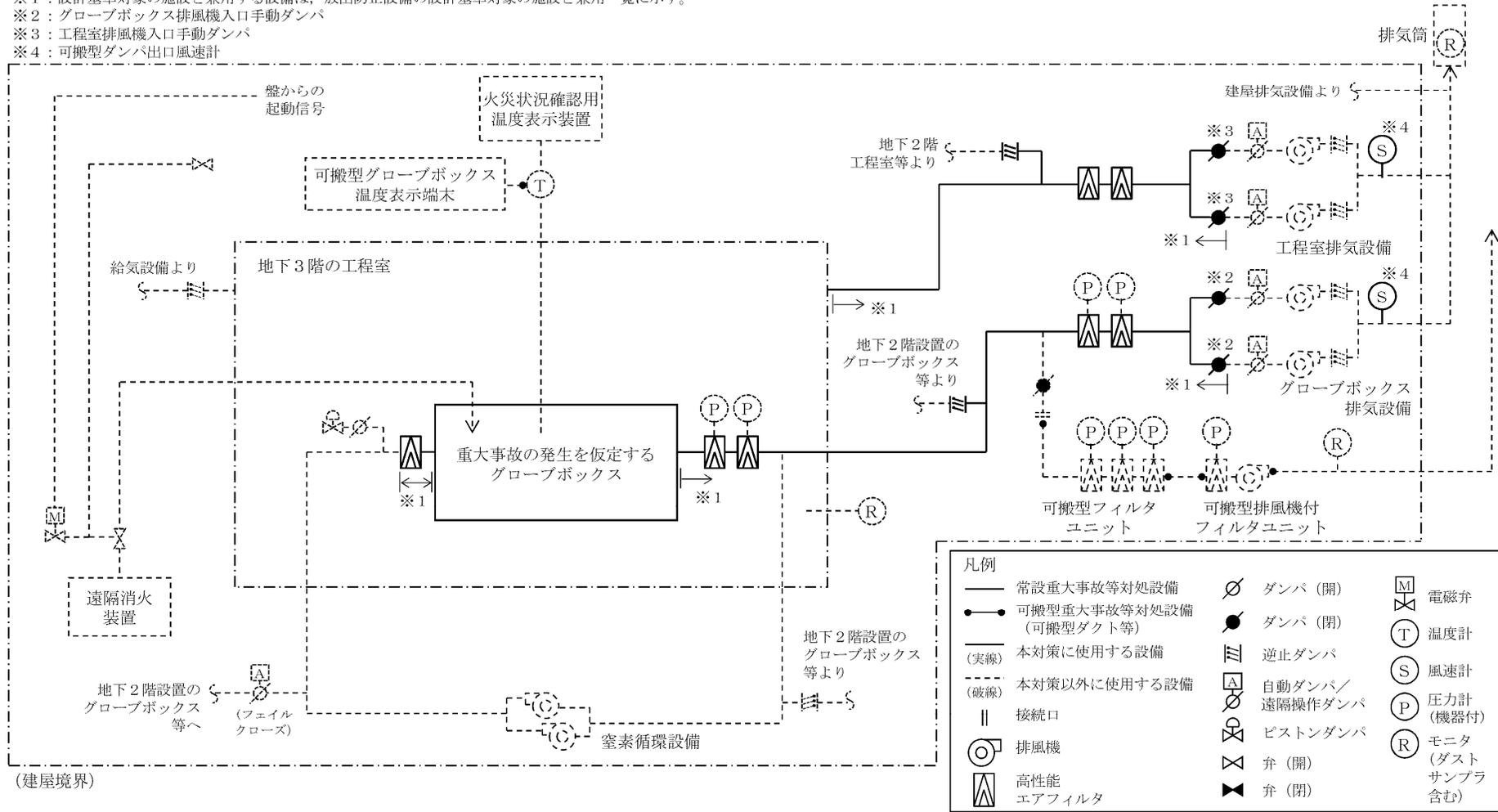
第2. 1. 2-3図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図 (代替消火設備) (1/2)

※1：全交流電源喪失を伴う内の事象時においては、中央監視室近傍の弁操作により遠隔消火装置を起動する。
 ※2：火災状況確認用温度計



第2. 1. 2-4図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図 (代替消火設備) (2/2)

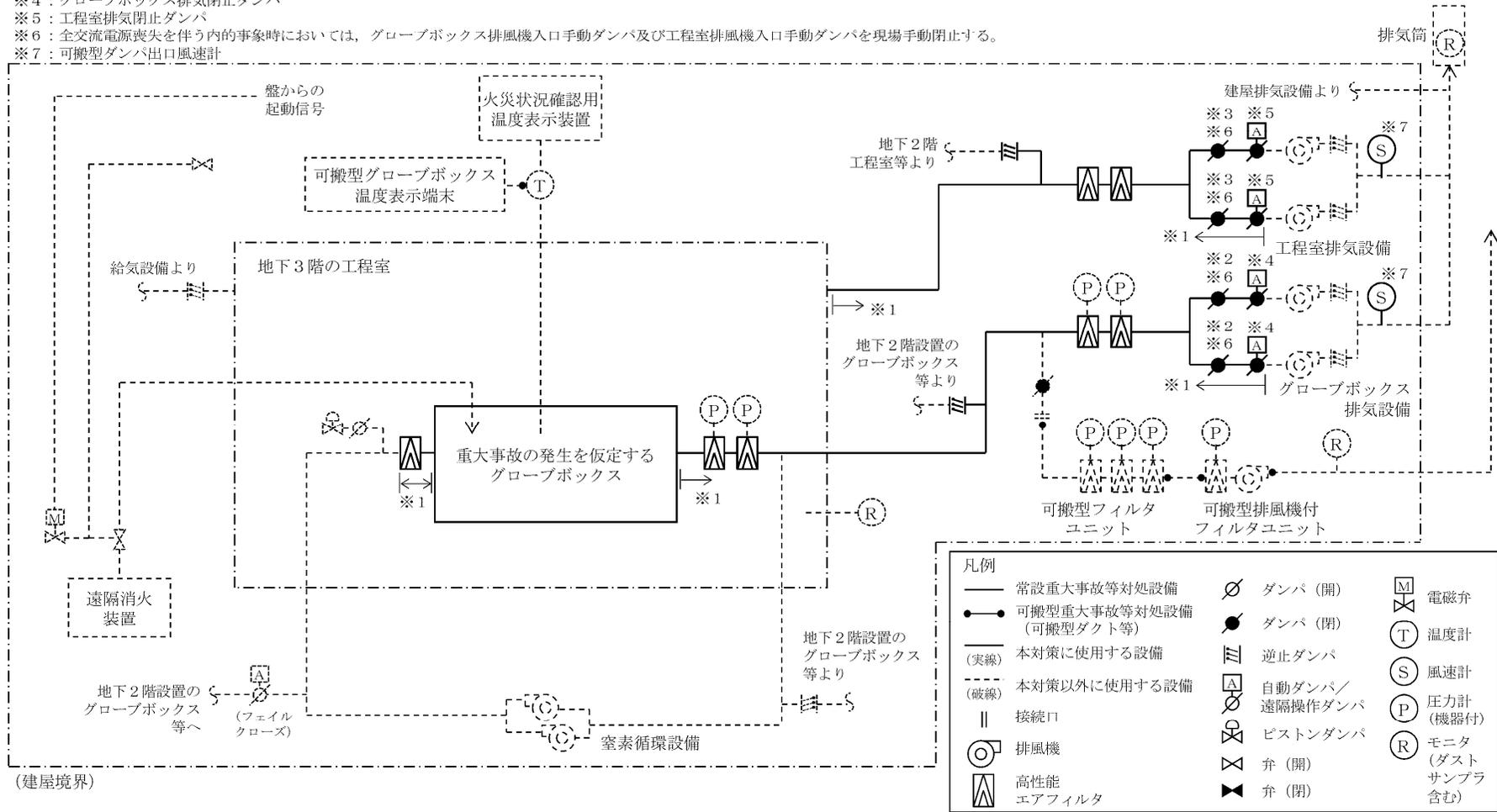
- ※1：設計基準対象の施設と兼用する設備は、放出防止設備の設計基準対象の施設と兼用一覧に示す。
- ※2：グローブボックス排風機入口手動ダンパ
- ※3：工程室排風機入口手動ダンパ
- ※4：可搬型ダンパ出口風速計



2.1.2-69

第2. 1. 2-5図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図
(代替換気設備 放出防止設備) (1/2)

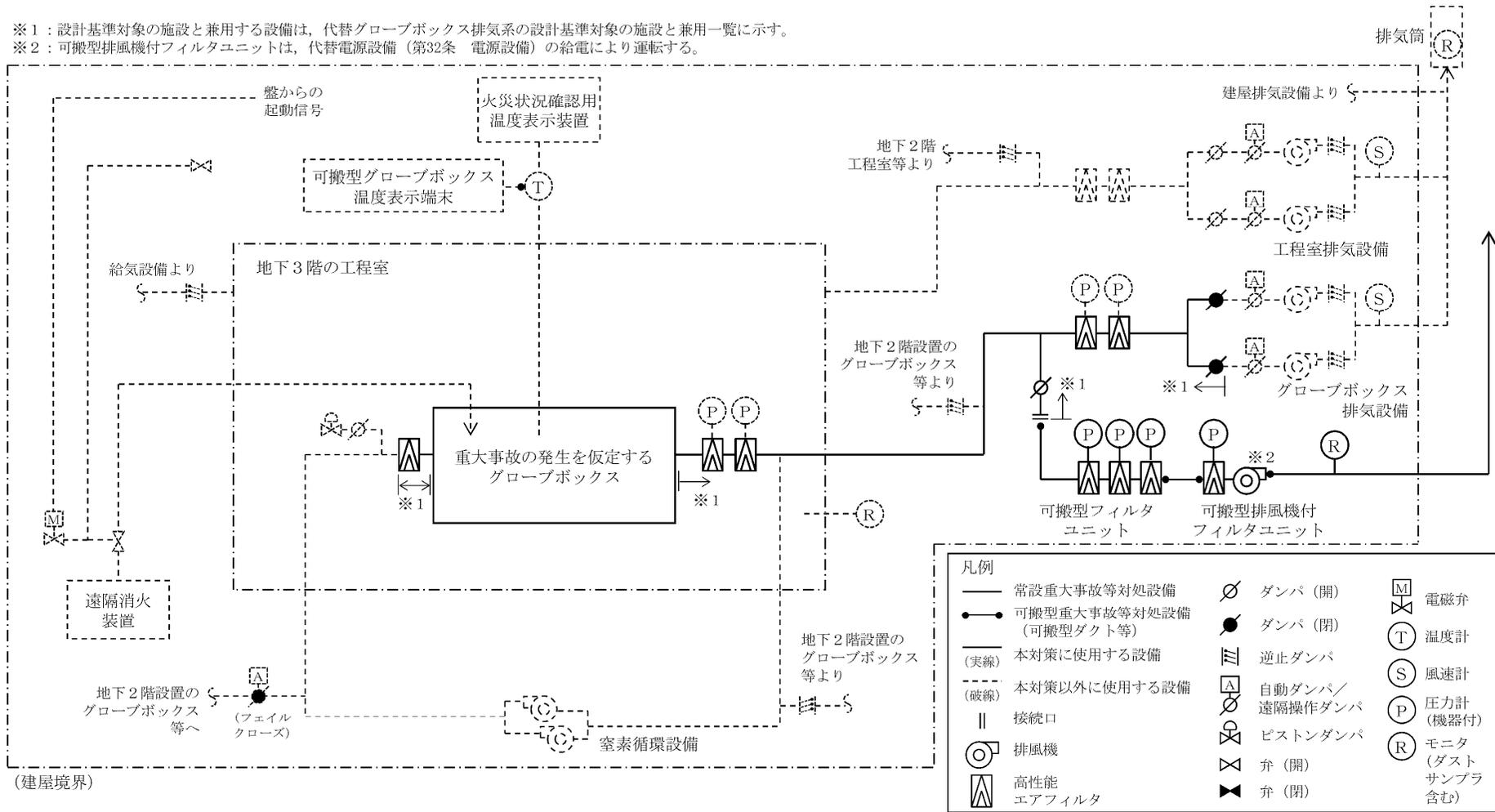
- ※1：設計基準対象の施設と兼用する設備は、放出防止系の設計基準対象の施設と兼用一覧に示す。
- ※2：グローブボックス排風機入口手動ダンパ
- ※3：工程室排風機入口手動ダンパ
- ※4：グローブボックス排気閉止ダンパ
- ※5：工程室排気閉止ダンパ
- ※6：全交流電源喪失を伴う内的事象時には、グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを現場手動閉止する。
- ※7：可搬型ダンパ出口風速計



2.1.2-70

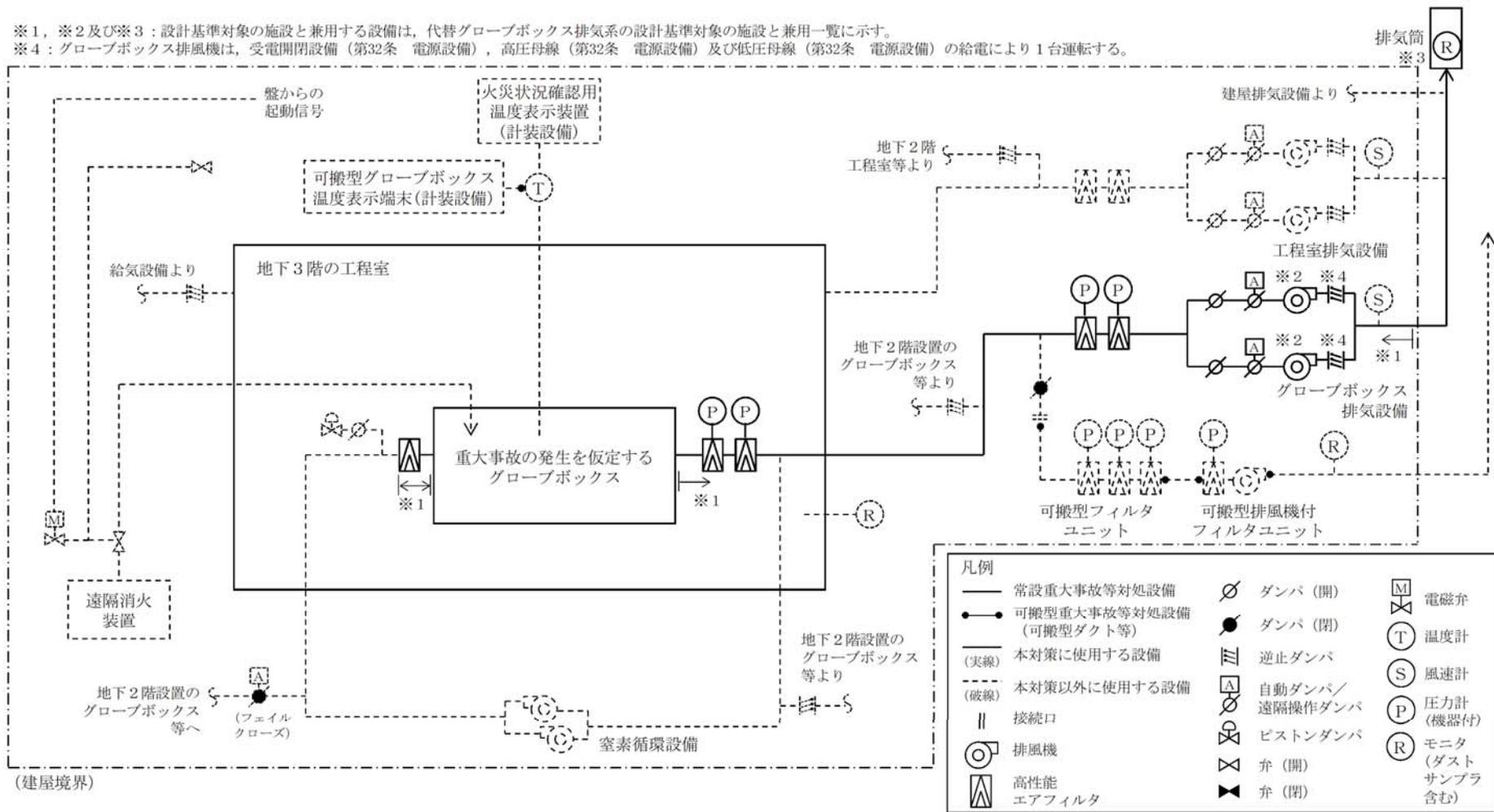
第2. 1. 2-6図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図
(代替換気設備 放出防止設備) (2/2)

※1：設計基準対象の施設と兼用する設備は、代替グローブボックス排気系の設計基準対象の施設と兼用一覧に示す。
 ※2：可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備（第32条 電源設備）の給電により運転する。

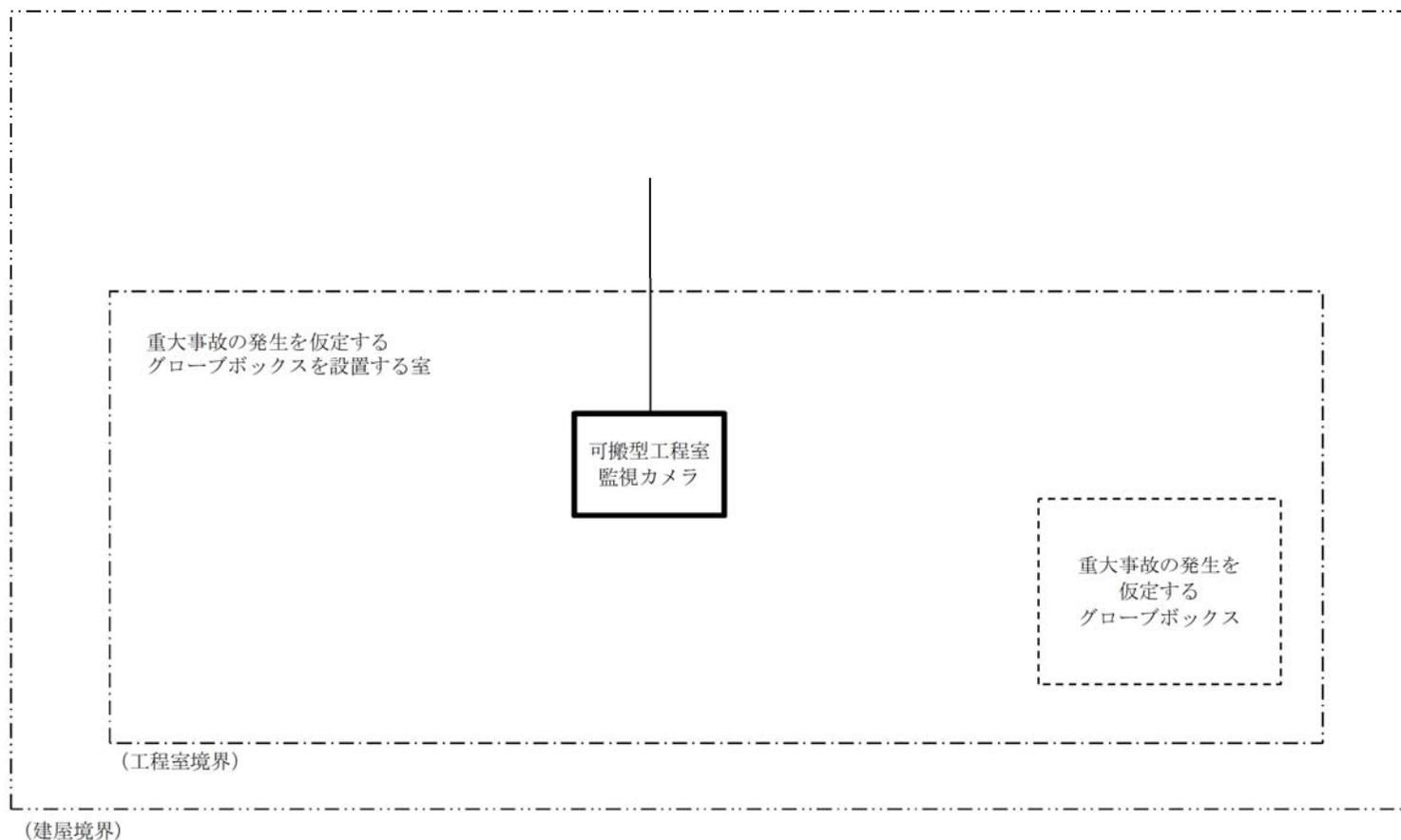


第2. 1. 2-7図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図
 (代替換気設備 代替グローブボックス排気系) (1/2)

※1, ※2及び※3：設計基準対象の施設と兼用する設備は、代替グローブボックス排気系の設計基準対象の施設と兼用一覧に示す。
 ※4：グローブボックス排風機は、受電開閉設備（第32条 電源設備）、高圧母線（第32条 電源設備）及び低圧母線（第32条 電源設備）の給電により1台運転する。



第2. 1. 2-8図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図
 (代替換気設備 代替グローブボックス排気系) (1/2)



凡 例

- (太い実線) 重大事故等対処施設
- - - (破線) 本設備以外の設備

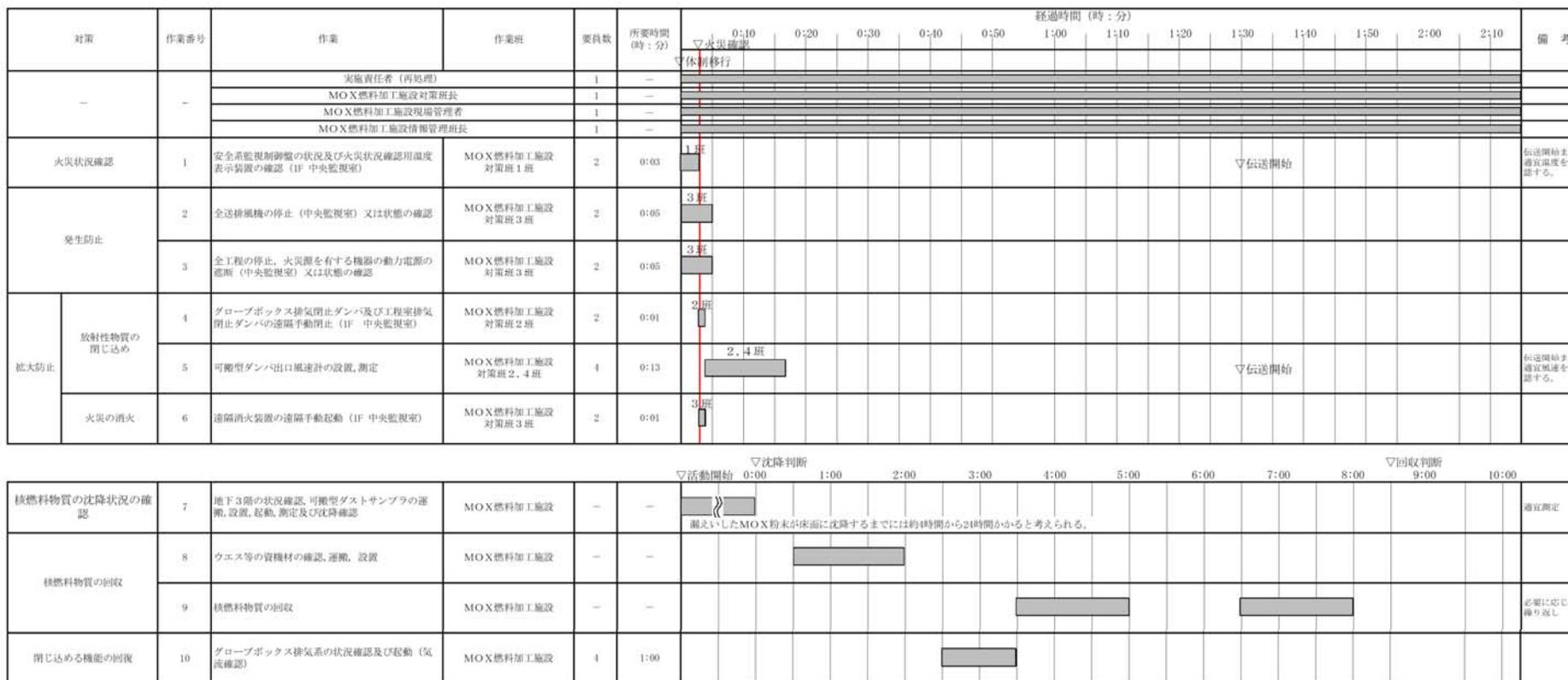
第2. 1. 2-9図 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の系統概要図
(核燃料物質の回収前の確認)

対策	作業番号	作業	作業班	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間 (時:分)												備考		
						0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00		2:10	
-	-	実施責任者(再処理)		1	-	▽地震発生 (全交流電源喪失・火災発生)														
		MOX燃料加工施設対策班長		1	-	体制移行														
		MOX燃料加工施設現場管理者		1	-															
		MOX燃料加工施設情報管理班長		1	-															
火災状況確認	1	安全監視制御盤の状況確認、可搬型グローブボックス温度表示端末の運搬、接続及び確認 (1F 中央監視室)	MOX燃料加工施設対策班1班	2	0:05	1班												▽伝送開始	伝送開始まで適宜温度を確認する。	
発生防止	2	全送排風機の停止 (中央監視室) 又は状態の確認	MOX燃料加工施設対策班3班	2	0:05	3班														
	3	全工程の停止、火災源を有する機器の動力電源の遮断 (中央監視室) 又は状態の確認	MOX燃料加工施設対策班3班	2	0:05	3班														
拡大防止	核燃料物質の閉じ込め	4	グローブボックス排風機入口手動ダンパの現場手動閉止 (3F 排風機室)	MOX燃料加工施設対策班2班	2	0:10	2班													移動時間含む
		5	工程室排風機入口手動ダンパの現場手動閉止 (3F 排風機室)	MOX燃料加工施設対策班4班	2	0:10	4班													移動時間含む
	6	可搬型ダンパ出口風速計の設置、測定	MOX燃料加工施設対策班2,4班	4	0:10	2,4班												▽伝送開始	伝送開始まで適宜温度を確認する。	
火災の消火	7	遠隔消火装置の遠隔手動起動 (1F 中央監視室近傍)	MOX燃料加工施設対策班3班	2	0:05	3班														

対策	作業番号	作業	作業班	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間 (時:分)												備考
						0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00		
核燃料物質の沈降状況の確認	8	地下3階の状況確認、可搬型ダストサンプラの運搬、設置、起動、測定及び沈降確認	MOX燃料加工施設	-	-	〽️活動開始 〽️沈降判断 〽️回収判断 漏えいしたMOX粉末が床面に沈降するまでには約6時から24時間からと考えられる。												適宜測定
核燃料物質の回収	9	ウェス等の資機材の確認、運搬、設置	MOX燃料加工施設	-	-	7:00 - 8:00												
	10	核燃料物質の回収	MOX燃料加工施設	-	-	9:00 - 10:00												必要に応じて繰り返し
閉じ込める機能の回復	11	可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの運搬	MOX燃料加工施設	6	0:30	0:30 - 1:00												
	12	可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの設置	MOX燃料加工施設	6	4:00	4:00 - 5:00												
	13	グローブボックス排気系の状況確認及び起動 (気流確認)	MOX燃料加工施設	6	3:30	〽️活動開始 〽️沈降判断 〽️回収判断 6:00 - 7:00, 9:00 - 10:00												

※ 閉じ込める機能の回復及び核燃料物質の回収は、火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後に、工程室内にグローブボックスから漏えいしたMOX粉末が沈降し、工程室内空気質が安定した状態であることを確認した場合に実施する。
 なお、火災の消火及び燃料加工建屋外への経路放出の閉止完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

第2. 1. 2-10 図 閉じ込める機能の喪失への対処タイムチャート (1/2)



※ 閉じ込める機能の回復及び核燃料物質の回収は、火災の消火及び燃料加工建屋外への放出経路の閉止完了後に、工程室内にグローブボックスから漏えいしたMOX粉末が沈降し、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認した場合に実施する。
 なお、火災の消火及び燃料加工建屋外への経路放出の閉止完了後に実施し、事象進展を伴うものではないため、作業時間に制限はない。

第2. 1. 2-11 図 閉じ込める機能の喪失への対処タイムチャート (2/2)

2.1.7 電源の確保に関する手順等

< 目次 >

2.1.7.1 概要

2.1.7.1.1 電源の確保のための措置

2.1.7.1.2 燃料給油のための措置

2.1.7.1.3 自主対策設備

2.1.7.2 電源の確保に関する手順等

2.1.7.2.1 対応手段と設備の選定

2.1.7.2.1.1 対応手段と設備の選定の考え方

2.1.7.2.1.2 対応手段と設備の選定の結果

2.1.7.3 重大事故等時の手順

2.1.7.3.1 全交流電源喪失時において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順

2.1.7.3.2 全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順

2.1.7.3.3 燃料給油のための対応手順

2.1.7.3.4 その他の手順項目について考慮する手順

2.1.7.1 概要

2.1.7.1.1 電源の確保のための措置

(1) 全交流電源喪失時において重大事故等に対処するために必要な電源の確保に関する手順

外部電源系統からの電気の供給が停止し、かつ、非常用所内電源設備からの電源が喪失（以下「全交流電源喪失」という。）した場合に、可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを用いて電源系統を構築する手順を整備する。

可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルによる電源系統の構築を行う手順とする。

燃料加工建屋においては、実施責任者、MOX燃料加工施設対策班長、MOX燃料加工施設情報管理班長、MOX燃料加工施設現場管理者の4人、MOX燃料加工施設対策班の班員4人の合計8人にて、作業着手後、可搬型発電機の起動完了まで1時間30分以内を実施する。

制御建屋においては、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の4人の合計12人にて作業着手後、制御建屋可搬型発電機の起動完了まで3時間以内を実施する。

(2) 全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する手順

外部電源系統及び非常用所内電源設備からの電源（以下「全交流電源」という。）が健全な状態において重大事故等においては、常用所内電源設備及び非常用所内電源設備の一部を兼用し、重大事故等対処設備として電力を供給する。全交流電源が健全な状態において重大事故等が発生した場合は、通常時と同じ系統構成とし、全工程停止及び全送排風機停止を行うとともに、重大事故等への対処に必要なとなる設備へ給電する。

2.1.7.1.2 燃料補給のための措置

(1) 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用燃料補給のための手順

重大事故等の対処に可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリを使用する場合は、補機の運転継続のため、燃料補給の手順に着手する。

可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機及び代替通信連絡設備可搬型発電機の初期の燃料が満タンであることの確認を可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機及び代替通信連絡設備可搬型発電機の起動に対応する班員にて実施する手順とする。

軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給を、軽

油用タンクローリ 3 台使用し， 1 台当たり実施責任者， 建屋対策班長， 要員管理班， 情報管理班（以下「実施責任者等」という。） 8 人， 建屋外対応班の班員（再処理） 3 人の合計11人にて， 軽油用タンクローリ準備， 移動後から 1 時間15分以内で実施する手順とする。

軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給を， 軽油用タンクローリ 1 台使用し， 実施責任者等 8 人， 建屋外対応班の班員（MOX） 1 人の合計 9 人にて， 軽油用タンクローリ準備， 移動後から 1 時間15分以内で実施する手順とする。

軽油用タンクローリから可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給を， 実施責任者等 8 人， 建屋外対応班の班員（再処理） 2 人の合計10人にて， 軽油用タンクローリの準備， 移動作業開始から 9 時間55分以内で実施する手順とする。 2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は， 実施責任者等 8 人， 建屋外対応班の班員（再処理） 1 人の合計 9 人にて， 9 時間15分以内で実施する手順とする。

軽油用タンクローリからMOX燃料加工施設の可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給を， 実施責任者等 8 人， 建屋外対応班の班員（MOX） 1 人の合計 9 人にて， 軽油用タンクローリの準備， 移動作業開始から 2 時間以内で実施する手順とする。 2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への補給は， 約16時間以内で実施する。

軽油用タンクローリから大型移送ポンプ車の近傍のドラ

ム缶への補給を，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員（MOX）1 人の合計 9 人にて，軽油用タンクローリ準備，移動後から 1 時間 20 分以内で実施する手順とする。2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員（MOX）1 人の合計 9 人にて，3 時間以内で実施する手順とする。

2.1.7.1.3 自主対策設備

重大事故等において，非常用所内電源設備の非常用配電設備が復旧により機能維持している場合，自主対策設備及び手順等を以下のとおり整備する。

(1) 電源車による非常用所内電源設備へ給電するための手順

a. 設備

重大事故等において，復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合，電源車を非常用配電設備に接続し，MOX 燃料加工施設の機能を確保するために必要な電力を確保する。

電源車に必要な燃料は，非常用発電機の燃料タンクから補給する。

b. 手順

電源車による非常用所内電源設備への給電手順を整備する。

第2.1.7.1表 重大事故等対処における手順の概要

2.1.7 電源の確保に関する手順等		
方針目的	<p>全交流電源喪失した場合において，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備する。</p> <p>また，重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため，補機駆動用燃料補給設備により燃料補給する手順等を整備する。</p>	
対応手段等	<p>全交流電源喪失時において重大事故等に対処するために必要な電源の確保</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備による給電</p> <p>【着手判断】 外部電源が喪失し，非常用所内電源設備の非常用発電機2台が同時に自動起動せず，燃料加工建屋において電源供給が確認できない場合，手順に着手する。</p> <p>【可搬型発電機の起動】 各可搬型発電機から可搬型分電盤まで可搬型電源ケーブルを敷設し，接続する。 なお，可搬型分電盤を設置しない場合は直接重大事故等対処設備へ接続する。 各可搬型発電機及び重大事故等対処設備について異臭，発煙，破損等の異常がないことを外観点検により確認する。 各可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。 可搬型発電機を起動し，当該可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により健全であることを確認する。 手順の成否は，可搬型発電機が正常に起動し，可搬型分電盤まで必要な電源が確保できていることを検電器等にて確認する。</p>

2.1.7 電源の確保に関する手順等

対応手段等	全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する手順	常設重大事故等対処設備による給電	全交流電源が健全な状態において発生する重大事故等の対処に用いる閉じ込める機能の喪失に対処するための設備，監視測定設備及び通信連絡設備が必要となる場合は，全交流電源が健全な環境の条件において対処するため，受電開閉設備，高圧母線，低圧母線の一部を兼用し，電源を確保する。
-------	--	------------------	---

2.1.7 電源の確保に関する手順等

考慮すべき事項	負荷容量	全交流電源喪失時において重大事故等に対処するために必要な電源の確保に関する手順	可搬型発電機は、必要な負荷が最大となる全交流電源喪失時における対処のために必要な設備へ給電する。
		全交流電源が健全な状態の確保において重大事故等	代替設備による機能の確保，修理等の対応，全工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を維持する。

2.1.7 電源の確保に関する手順等

配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	全交流電源喪失時において重大事故等に対処するために必要な電源の確保に関する手順	全交流電源が喪失した場合には、燃料補給のための対応手順及び可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機による給電の対応手順に従い、電源を確保することにより、重大事故等時の対処に必要な電源を確保する。 これらの対応手段の他に復旧により非常用所内電源設備が機能維持し、対処に必要な要員が確保できた場合には、自主対策設備を用いた対応を選択することができる。
		全交流電源が健全な状態における重大事故等に対処するために必要な電源の確保に関する手順	全交流電源が健全な状態における重大事故等に対しては、設計基準事故に対処するための設備と一部を兼用し、電源を確保する。

2.1.7 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	作業性	<p>全交流電源喪失時において重大事故等に対処するために必要な電源の確保に関する手順</p>	<p>【悪影響防止】 代替電源設備による対処は、設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。</p> <p>【成立性】 可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機により対策が確実に可能である。</p>
		<p>全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する手順</p>	<p>【悪影響防止】 通常時と同じ系統構成とする。</p> <p>【成立性】 全交流電源が健全な状態において発生する重大事故等の対処は、中央監視室等にて速やかに確認する。</p>

2.1.7 電源の確保に関する手順等			
<p>配慮すべき事項</p>	<p>作業性</p>	<p>燃料給油のための対応手順</p>	<p>【悪影響防止】 補機駆動用燃料補給設備による対処は、設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。</p> <p>【成立性】 各可搬型発電機，可搬型中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展開車，運搬車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆動用の燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリにより必要な量を補給する。</p> <p>運転開始後に，可搬型発電機の近傍に設置したドラム缶の燃料が枯渇するまでに燃料補給を実施する。</p> <p>可搬型発電機等の軽油を貯蔵する軽油貯槽は，想定する事象の進展を考慮し，約 100m³の地下タンク 8 基により対処に必要な容量を確保する。</p>

2.1.7 電源の確保に関する手順等		
配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央監視室等との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>

第2.1.7.2表 重大事故等対処における操作の成立性

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間
電源の確保に関する手順等	可搬型発電機による給電	実施責任者等の要員	4人	1時間30分以内
		建屋対策班の班員	4人	
	制御建屋における可搬型発電機による給電	実施責任者等の要員	8人	3時間以内
		建屋対策班の班員	4人	
	設計基準対象の施設と一部兼用する重大事故等対処設備からの給電	全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、中央監視室にて速やかに確認する。		
	軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給	実施責任者等の要員	8人	1時間15分以内
		建屋外対応班の班員(再処理)	3人	
		実施責任者等の要員	8人	1時間15分以内
		建屋外対応班の班員(MOX)	1人	
	軽油用タンクローリから可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等の要員	8人	9時間55分以内 2回目以降 9時間15分以内
		建屋外対応班の班員(再処理)	2人 2回目以降 1人	
		実施責任者等の要員(MOX)	8人	2時間以内 2回目以降 16時間以内
建屋外対応班の班員		1人		
軽油用タンクローリから大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等の要員	8人	15時間55分以内 2回目以降 12時間25分以内	
	建屋外対応班の班員(MOX)	2人		

2.1.7.2 電源の確保に関する手順等

【要求事項】

M O X 燃料加工事業者において、外部電源系からの電気の供給が停止し、かつ、非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

外部電源系からの電気の供給が停止し、かつ、非常用所内電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

2.1.7.2.1 対応手段と設備の選定

2.1.7.2.1.1 対応手段と設備の選定の考え方

全交流電源喪失時に重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する必要がある。

また、重大事故等となった場合でも、非常用所内電源設備及び常用所内電源設備が健全であれば、重大事故等の対処に用いる。このため、フォールトツリー分析上で、想定する故障に対処できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。（第2.1.7.2-1図）

重大事故等対処設備の他に，柔軟な事故対応を行うための対応手順，自主対策設備及び資機材※1を選定する。

※1 資機材：防護具（全面マスク等）及び出入管理区画設営用資機材，ドラム缶，簡易ポンプについては，資機材であるため重大事故等対処設備としない。

また，選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく，事業許可基準規則第三十二条及び技術基準規則第二十八条（以下「基準規則」という。）の要求事項を満足する設備が網羅していることを確認するとともに，自主対策設備との関係を明確にする。

2.1.7.2.1.2 対応手段と設備の選定の結果

上記「2.1.7.2.1.1 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段並びに審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材を以下に示す。

全交流電源喪失時に，閉じ込める機能の回復に使用する設備，監視測定設備，情報把握計装設備及び通信連絡設備に必要な電源を供給する重大事故等対処設備として，可搬型重大事故等対処設備を選定する。また，全交流電源喪失時において，復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合，MOX燃料加工施設の状況に応じて，自主対策設備と

して電源車を選定し，M O X 燃料加工施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。（第2.1.7.2-2表）

a . 全交流電源喪失時において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備

(a) 可搬型重大事故等対処設備による給電

(i) 対応手段

全交流電源喪失時に，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，非常用発電機を代替する代替電源設備として，可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを配備する。

可搬型重大事故等対処設備による対処は，設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。

可搬型発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。

i) 代替電源設備

a) 可搬型重大事故等対処設備

- ・ 可搬型発電機
- ・ 制御建屋可搬型発電機
- ・ 代替通信連絡設備可搬型発電機
- ・ 可搬型分電盤
- ・ 可搬型電源ケーブル

(b) 電源車による給電

(i) 対応手段

全交流電源喪失において、復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、電源車を燃料加工建屋の6.9 k V 非常用母線に接続し、燃料加工建屋へ給電する。

電源車による給電は、MOX燃料加工施設の状況に応じて、電源車による給電によりMOX燃料加工施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。

電源車に必要な燃料は、非常用発電機の燃料油貯蔵タンクから移送し補給する。

燃料加工建屋の6.9 k V 非常用母線への電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 電源車
- ・ 可搬型電源ケーブル（電源車用）
- ・ 燃料加工建屋の6.9 k V 非常用母線
- ・ 燃料加工建屋の460 V 非常用母線

(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

(i) 対応手段

代替電源設備による給電で使用する設備を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求している設備を全て網羅している。

以上の重大事故等対処設備により，設計基準事故に対処するための電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する。

また，以下の設備は地震要因の重大事故時機能維持設計としておらず，地震により機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置づけないが，加工施設の状況によっては事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として位置付ける。あわせて，その理由を示す。

- ・電源車

設計基準事故に対処するための電源喪失において，以下の設備が使用できない場合，対処に必要な電源を供給できないが，加工施設の状況によっては，重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

- ・燃料加工建屋の6.9 k V 非常用母線

- ・燃料加工建屋の460 V 非常用母線

【補足説明資料2.1.7-1，2】

b. 全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する手順及び設備

(a) 常設重大事故等対処設備からの給電

(i) 対応手段

重大事故等においては，常用所内電源設備及び非常

用所内電源設備の一部を兼用し，重大事故等対処設備として電力を供給する。全交流電源が健全な状態において重大事故等が発生した場合は，通常時と同じ系統構成とし，工程の停止を行うとともに，重大事故等への対処に必要な設備へ給電する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

i) 常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と一部兼用）

- ・ 受電開閉設備
- ・ 受電変圧器
- ・ 非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線
- ・ ユーティリティ建屋の6.9 k V 常用主母線
- ・ ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線
- ・ 第2ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線
- ・ 第2ユーティリティ建屋の6.9 k V 常用主母線
- ・ 制御建屋の6.9 k V 非常用母線
- ・ 制御建屋の6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 常用母線
- ・ 低レベル廃棄物処理建屋の6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 燃料加工建屋の6.9 k V 非常用母線
- ・ 燃料加工建屋の6.9 k V 運転予備用母線

- ・ 燃料加工建屋の6.9 k V 常用母線
- ・ 制御建屋の 460 V 非常用母線
- ・ 制御建屋の 460 V 運転予備用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460 V 非常用母線
- ・ 低レベル廃棄物処理建屋の 460 V 運転予備用母線
- ・ 燃料加工建屋の460 V 非常用母線
- ・ 燃料加工建屋の460 V 運転予備用母線
- ・ 燃料加工建屋の460 V 常用母線

(b) 重大事故等対処設備

全交流電源が健全な状態において重大事故等に対処するための設備は，非常用所内電源設備及び常用所内電源設備の一部を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付ける。これらの設備は，審査基準及び基準規則に要求している設備を全て網羅している。

c . 燃料給油のための対応手段及び設備

(a) 重大事故等の対処に用いる設備への補給

(i) 対応手段

可搬型発電機，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆動用の燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリにより，必要な量を確保する。

可搬型発電機の軽油を貯蔵する軽油貯槽は、想定する事象の進展を考慮し、約100m³の地下タンク8基により対処に必要な容量を確保する。

可搬型発電機，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリへの燃料補給で使用する設備は以下のとおり。

補機駆動用燃料補給設備

- i) 常設重大事故等対処設備
 - ・ 第1軽油貯槽
 - ・ 第2軽油貯槽
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・ 軽油用タンクローリ

(b) 電源車への給油

自主対策の対処で使用する電源車を運転するため、設計基準対象の施設である非常用発電機の燃料タンクを兼用して燃料を補給する。非常用発電機の燃料タンクへの補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 非常用発電機の燃料タンク

(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

軽油貯槽から重大事故等の対処に用いる設備への補給で使用する設備のうち、軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、重大事故等対処設備として位置付ける。

電源車への補給で使用する設備のうち、非常用所内電源設備の非常用発電機の燃料タンクは、自主対策設備として位置付ける。

全交流電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失している場合は、以下の設備が損傷し、対処に必要な電源を供給できないが、設計基準対象の施設が健全である場合においては、電源車からの給電により使用できる。電源車の運転に必要なとなる燃料は、非常用所内電源設備の非常用発電機の燃料タンクから補給する。

- ・非常用所内電源設備の非常用配電設備

【補足説明資料2.1.7-1】

d. 手順等

「a. 全交流電源喪失時において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備」、 「b. 全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する手順及び設備」及び「c. 燃料給油のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故時における一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」等にて整備する。（第2.1.7.2-1表）

2.1.7.3 重大事故等時の手順

2.1.7.3.1 全交流電源喪失時において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順

(1) 可搬型発電機による給電

重大事故等が発生した場合、可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、代替通信連絡設備可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを用いて、閉じ込める機能の喪失に対処するための設備、監視測定設備、情報把握計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に給電を行う手段がある。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

a. 手順着手の判断基準

外部電源が喪失し、非常用所内電源設備の非常用発電機2台が同時に自動起動せず、燃料加工建屋において電源供給が確認できない場合。（第2.1.7.3-1表）

b. 操作手順

可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機及び代替通信連絡設備可搬型発電機による給電の手順の概要は以下のとおり。

手順の概要を第2.1.7.3-1図に、系統図を2.1.7.3-2

～4図に、タイムチャートを第2.1.7.3-1表に、監視一覧を第2.1.7.2-3表に、手順等の判断基準として用いる補助パラメータを第2.1.7.3-4表に示す。

- ① 実施責任者は、MOX燃料加工施設の電源が機能喪失し、全交流電源喪失と判断した場合、重大事故等対処設備への給電開始を指示する。
- ② MOX燃料加工施設対策班、建屋対策班の班員は、給電に必要な資機材を準備のうえ可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機保管場所へ移動し、可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機の健全性を確認する。
- ③ MOX燃料加工施設対策班、建屋対策班の班員は、必要により可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機を移動する。
- ④ MOX燃料加工施設対策班、建屋対策班の班員は、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを敷設し、重大事故等対処設備へ接続する。
- ⑤ MOX燃料加工施設対策班、建屋対策班の班員は、可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、各重大事故等対処設備について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑥ MOX燃料加工施設対策班、建屋対策班の班員は、可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。

~~⑧~~⑦ M O X 燃料加工施設対策班，建屋対策班の班員は，実施責任者に可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機による重大事故等対処設備への給電準備が完了したことを報告する。

~~⑨~~⑧ 実施責任者は，可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機による重大事故等対処設備への給電開始を指示する。

~~⑩~~⑨ M O X 燃料加工施設対策班，建屋対策班の班員は，可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機を起動し，当該可搬型発電機が健全であることを確認する。また，異臭，発煙，破損等の異常ないことを確認し，実施責任者へ給電準備が完了したことを報告する。

~~⑪~~⑩ M O X 燃料加工施設対策班，建屋対策班の班員は，可搬型重大事故等対処設備への給電を実施し，実施責任者へ給電が完了したことを報告し，可搬型重大事故等対処設備の監視を行う。

なお，火山の影響により，対処中に降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，外部保管エリアより可搬型発電機の予備機を運搬し，屋内に設置する。設置後の手順については，上記の④～⑩と同じである。

c. 操作の成立性

可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルによる電源系統の構築を行う。

燃料加工建屋においては、実施責任者、M O X 燃料加工施設対策班長、M O X 燃料加工施設情報管理班長、M O X 燃料加工施設現場管理者の4人、M O X 燃料加工施設対策班の班員4人の合計8人にて、作業着手後、可搬型発電機の起動完了まで1時間30分以内に実施する。

制御建屋においては、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の4人の合計12人にて作業着手後、制御建屋可搬型発電機の起動完了まで3時間以内に実施する。

2.1.7.3.2 全交流電源が健全な状態において重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順

(1) 常設重大事故等対処設備からの給電

動的機器の多重故障を要因として発生する重大事故等の対処において、監視測定設備、計測制御装置及び通信連絡を行うために必要な設備が必要となる場合は、全交流電源が健全な状態において対処するため、受電開閉設備、受電変圧器、高圧母線、低圧母線の一部を兼用し、電源を確保する手順に着手する。

a. 手順着手の判断基準

M O X 燃料加工施設の所内電源設備の下記項目を確認し、全交流電源が健全な状態を確認した場合。

- 1) 非常用所内電源設備及び常用所内電源設備の異常を示す警報が発報していないこと。
- 2) 非常用発電機2台及び第1非常用ディーゼル発電機2

台が待機状態であり，故障警報が発報していないこと。

- 3) 非常用発電機 1 台又は第 1 非常用ディーゼル発電機 1 台が点検等により待機除外時であっても，残りの 1 台は待機状態で故障警報が発報していないこと。

なお，対処に用いる系統は，警報の確認により，対処可能な系統を選択する。

b. 操作手順

非常用所内電源設備及び常用所内電源設備が健全な場合，通常運転を維持するために下記項目を確認する。手順の概要を第 2.1.7.3-1 図に示す。

- ・非常用所内電源設備及び常用所内電源設備の異常を示す警報が発報していないこと。
- ・非常用発電機 2 台及び第 1 非常用ディーゼル発電機 2 台が待機状態であり，故障警報が発報していないこと。
- ・非常用発電機 1 台又は第 1 非常用ディーゼル発電機 1 台が点検等により待機除外時であっても，残りの 1 台は待機状態で故障警報が出ていないこと。

c. 操作の成立性

全交流電源が健全な状態における重大事故等の対処は，中央監視室等にて速やかに確認する。

重大事故等の対処時においては，中央監視室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては，確実に移動ができるよ

う，可搬型照明を配備する。

2.1.7.3.3 燃料給油のための対応手順

(1) 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用燃料補給設備による補給手順

重大事故等の対処に用いる可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車に燃料を補給するため，軽油貯槽と軽油用タンクローリを接続し，軽油用タンクローリの車載タンクへ軽油を補給する。また，軽油用タンクローリから可搬型発電機，大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶へ燃料を補給した後，ドラム缶から可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車へ燃料を補給する。なお，可搬型発電機の初期の燃料は満タンであり，大型移送ポンプ車の初回の燃料補給は，当該設備の運搬時に軽油貯槽から行う前提とする。

可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリへの燃料の補給は，軽油貯槽から随時行う。

a. 手順着手の判断基準

[軽油貯槽から軽油用タンクローリへの補給]

重大事故等において，可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車を使用する場合。

[ドラム缶から可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車への補給]

可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車の運転開始前に燃料が規定油量以上であることを確認した上で，運転を行う。運転開始後は，燃料保有量と消費量を考慮し，定期的に燃料補給を行う。

b. 操作手順

軽油用タンクローリから可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車への燃料の補給手順は以下のとおり。手順の概要を第2.1.7.3-1図に，系統概要図を2.1.7.3-5図に，タイムチャートを第2.1.7.3-3表に示す。

[軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給]

- ① 実施責任者は全交流電源喪失した場合，可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車を用いて重大事故等への対処を行うにあたり，軽油貯槽から軽油用タンクローリへの軽油の補給開始を指示する。
- ② 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，補給操作に必要な資機材を準備のうえ車両保管場所へ移動し，軽油用タンクローリの健全性を確認する。
- ③ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，軽油貯槽の注油計量器の注油ノズルを軽油用タンクローリの車載タンクに挿

入する。

- ④ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，軽油用タンクローリ付属の各バルブ等进行操作し，軽油用タンクローリの車載タンクへの補給を開始する。
- ⑤ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，車載タンクへの給油量を目視等により確認し，補給を停止する。
- ⑥ 屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，軽油用タンクローリ付属の各バルブ等进行操作し，補給を完了する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，実施責任者に，軽油貯槽から軽油用タンクローリへの補給完了を報告する。

〔軽油用タンクローリから可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車への燃料の補給〕

- ⑧ 実施責任者は，可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車を用いて重大事故等への対処を行うにあたり，建屋外対応班の班員（再処理，MOX）に軽油用タンクローリによる燃料の供給開始を指示する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，大型移送ポンプ車の近傍に準備したドラム缶付近へ軽油用タンクローリを配備する。
- ⑩ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，ドラム缶の蓋を開放し，ピストルノズルをドラム缶の給油口に挿入する。
- ⑪ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は，車載ポンプを作

動し、軽油用タンクローリからドラム缶へ燃料の補給を開始する。

- ⑫ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は、給油量を目視で確認し、車載ポンプを停止する。
- ⑬ 建屋外対応班の班員（再処理，MOX）は、軽油用タンクローリの各バルブの操作を実施し、ドラム缶の蓋を閉止する。
- ⑭ 建屋対策班の班員，建屋外対応班の班員（再処理，MOX）及びMOX燃料加工施設建屋対策班の班員は、ドラム缶の蓋を開け、可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。
- ⑮ 建屋対策班の班員，建屋外対応班の班員（再処理，MOX）及びMOX燃料加工施設建屋対策班の班員は、附属タンクの油面計等により、給油量（満タン）を目視で確認し、燃料の補給を終了する。
- ⑯ 建屋対策班の班員，建屋外対応班の班員（再処理，MOX）及びMOX燃料加工施設建屋対策班の班員は、可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，代替通信連絡設備可搬型発電機，大型移送ポンプ車に附属する燃料タンクの蓋及びドラム缶の蓋を閉止し、実施責任者に補給対象設備への補給完了を報告する。

※可搬型発電機等の7日間連続運転を継続させるために、軽油用タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型発電機等の運転時の補給間隔に応じて、操作手順②～⑯を繰り返す。

c. 操作の成立性

軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給を，軽油用タンクローリ 3 台使用し，1 台当たり実施責任者，建屋対策班長，要員管理班，情報管理班，通信班長及び建屋外対応班長（以下「実施責任者等」という。）8 人，建屋外対応班の班員 3 人の合計 11 人にて，軽油用タンクローリ準備，移動後から 1 時間 15 分以内で実施する。

軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給を，軽油用タンクローリ 1 台使用し，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて，軽油用タンクローリ準備，移動後から 1 時間 15 分以内で実施する。

軽油用タンクローリから可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給を，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 2 人の合計 10 人にて，軽油用タンクローリの準備，移動作業開始から 9 時間 55 分以内で実施する。2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて，9 時間 15 分以内で実施する。

整理中

軽油用タンクローリから MOX 燃料加工施設の可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給を，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて，軽油用タンクローリの準備，移動作業開始から 2 時間以内で実施する手順とする。2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への補給は，約 16 時間以内で実施する。

軽油タンクローリから大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶への補給を，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて，軽油用タンクローリ準備，移動後から 1 時間 20 分以内で実施する。2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて，3 時間以内で実施する。

2.1.7.3.4 その他の手順項目について考慮する手順

電源設備からの電源供給を受ける閉じ込める機能の喪失に対処するための設備の詳細については，「2.1.2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける監視測定設備に必要となる設備の詳細については，「2.1.8 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける情報把握設備に必要となる設備の詳細については，「2.1.9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける通信設備に必要となる設備の詳細については，「2.1.10 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第 2.1.7.2-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備

と整備する手順

対応手順，対処設備，手順書一覧

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手順	対処設備	手順書
全交流電源喪失時における重大事故等の対処	非常用所内電源設備の非常用発電機	可搬型重大事故等対処設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型発電機 ・制御建屋可搬型発電機 ・代替通信連絡設備可搬型発電機 ・可搬型分電盤 ・可搬型電源ケーブル ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ・軽油用タンクローリ 	重大事故等発生時対応手順書等に整備する

対応手順，対処設備，手順書一覧

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手順	対処設備	手順書
全交流電源が健全な環境状況における重大事故等の対処	—	常設重大事故等対処設備からの給電	<ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 ・非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線 ・ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線 ・ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線 ・第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線 ・第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線 ・制御建屋の 6.9 k V 非常用母線 ・制御建屋の制御建屋の 6.9 k V 運転予備用母線 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 非常用母線 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 常用母線 ・低レベル廃棄物処理建屋の 6.9 k V 運転予備用母線 ・MOX 燃料加工施設の 6.9 k V 非常用母線 ・MOX 燃料加工施設の 6.9 k V 運転予備用母線 ・MOX 燃料加工施設の 6.9 k V 常用母線 ・制御建屋の 460 V 非常用母線 ・制御建屋の 460 V 運転予備用母線 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 460 V 非常用母線 ・低レベル廃棄物処理建屋の 460 V 運転予備用母線 ・MOX 燃料加工施設の 460 V 非常用母線 ・MOX 燃料加工施設の 460 V 運転予備用母線 ・MOX 燃料加工施設の 460 V 常用母線 	常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と一部兼用） 重大事故等発生時対応手順等にて整備する

対応手順，対処設備，手順書一覧

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手順	対処設備		手順書
自主対策設備による対処	非常用所内電源設備の非常用発電機	電源車による非常用所内電源設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> ・電源車 ・可搬型電源ケーブル（電源車用） ・MOX燃料加工施設の6.9kV非常用母線 ・MOX燃料加工施設の460V非常用母線 ・非常用発電機の燃料タンク 	—	—

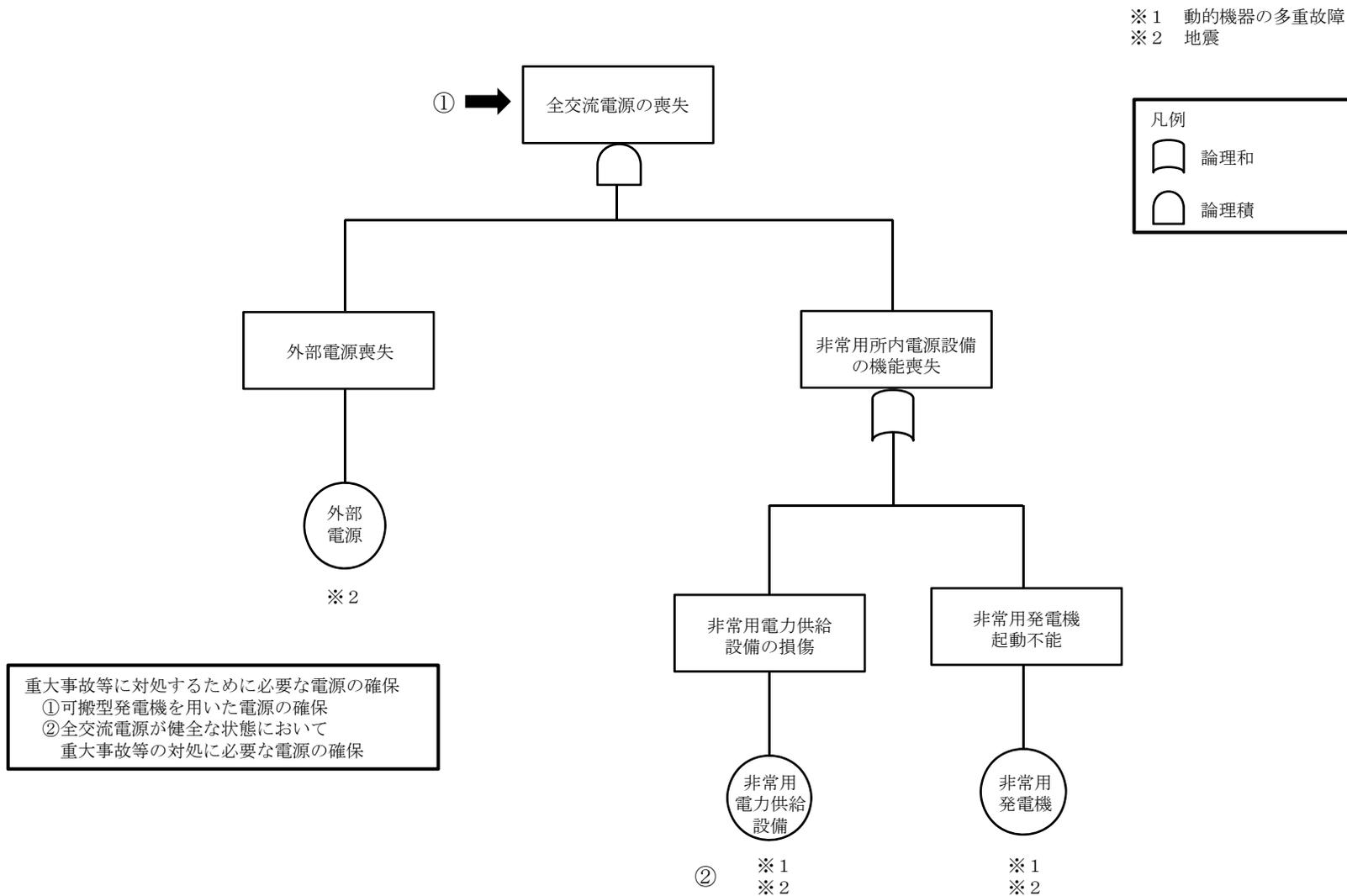
第2.1.7.2-2表 各条文における電源設備整理表

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置																						
			29条 閉じ込める機能の喪失に 対処するための設備			33条 監視測定設備			34条 緊急時対策所			35条 通信連絡を行うために必要な設備			32条 電源設備			常設重大事故等対処設備による給電			可搬型重大事故等対処設備による給電		補機駆動用燃料補給設備による補給		
	設備名称	構成する機器	全交流電源喪失時における対処設備	全交流電源が健全な状態における対処設備	自主対策設備 電源車からの給電による対応	全交流電源喪失時における対処設備	全交流電源が健全な状態における対処設備	自主対策設備 電源車からの給電による対応	全交流電源喪失時における対処設備	全交流電源が健全な状態における対処設備	自主対策設備 電源車からの給電による対応	全交流電源喪失時における対処設備	全交流電源が健全な状態における対処設備	自主対策設備 電源車からの給電による対応	全交流電源喪失時における対処設備	全交流電源が健全な状態における対処設備	自主対策設備 電源車からの給電による対応	全交流電源喪失時における対処設備	全交流電源が健全な状態における対処設備	自主対策設備 電源車からの給電による対応	全交流電源喪失時における対処設備	自主対策設備	全交流電源喪失時における対処設備	自主対策設備	
受電開閉設備			受電開閉設備	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
	受電変圧器	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
高圧母線	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	制御建屋の6.9kV非常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	×	×	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×
	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
低圧母線	制御建屋の460V非常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	制御建屋の460V運転予備用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	燃料加工建屋の460V非常用母線	×	×	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	
	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
	燃料加工建屋の460V常用母線	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
代替電源設備	可搬型発電機	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
	代替通信連絡設備可搬型発電機	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
	制御建屋可搬型発電機	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
	可搬型分電盤	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
	可搬型電源ケーブル	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
補機駆動用燃料補給設備	第1軽油貯槽	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
	第2軽油貯槽	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
	軽油用タンクローリ	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	

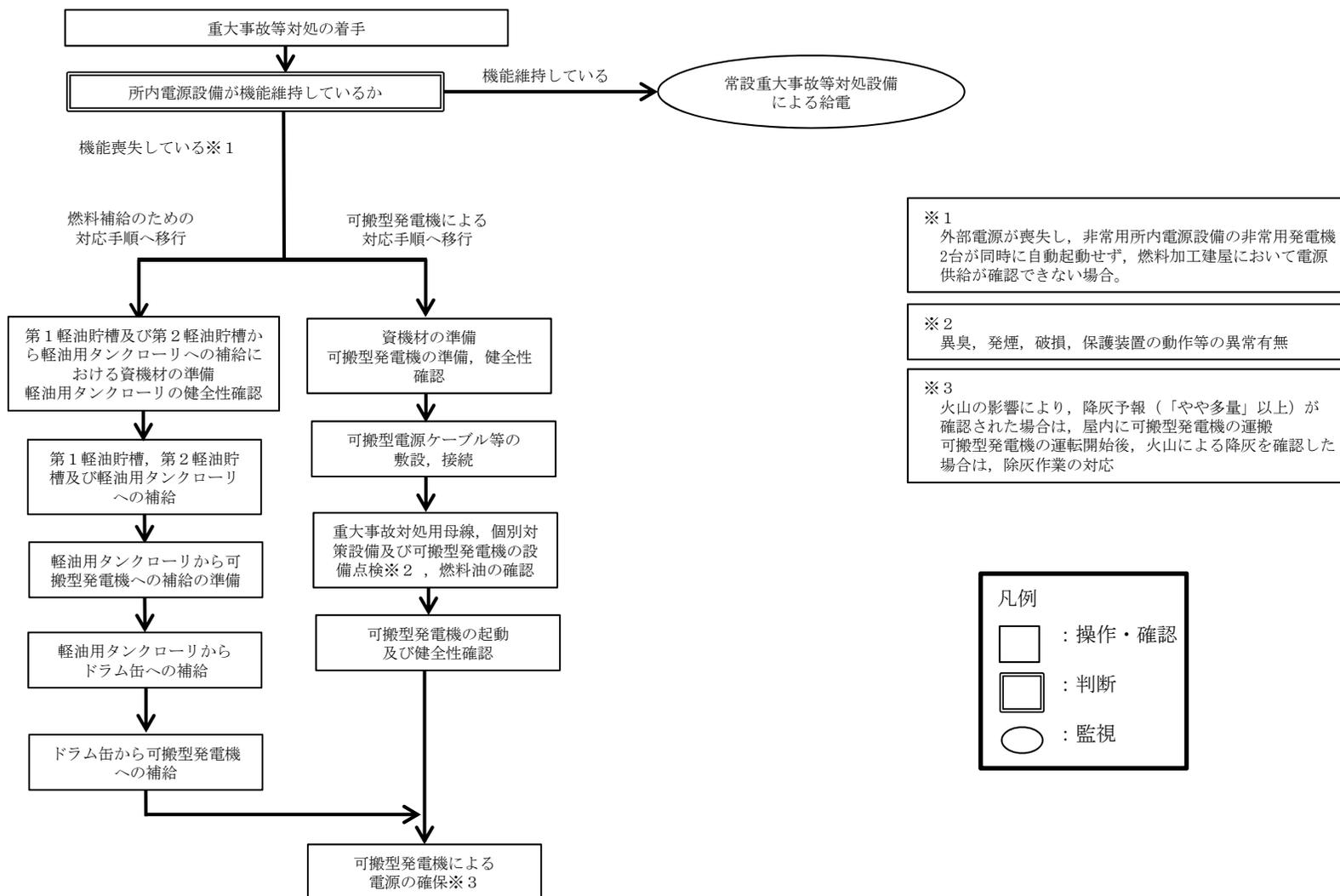
第2.1.7.2-3表 重大事故等対処に係る監視一覧

監視一覧

手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視一覧
可搬型発電機による給電		
重大事故等発生時対応手順書等	判断基準	外部電源が喪失し、非常用所内電源設備の非常用発電機2台が同時に自動起動せず、燃料加工建屋において電源供給が確認できない場合
	操作	可搬型発電機による電源供給先 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル
	給電中の監視	可搬型発電機 可搬型発電機電圧 燃料油の残量



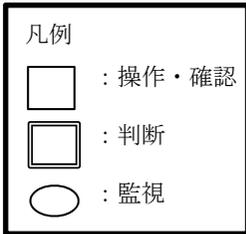
第2. 1. 7. 2-1 図 全交流電源喪失のフォールトツリー分析



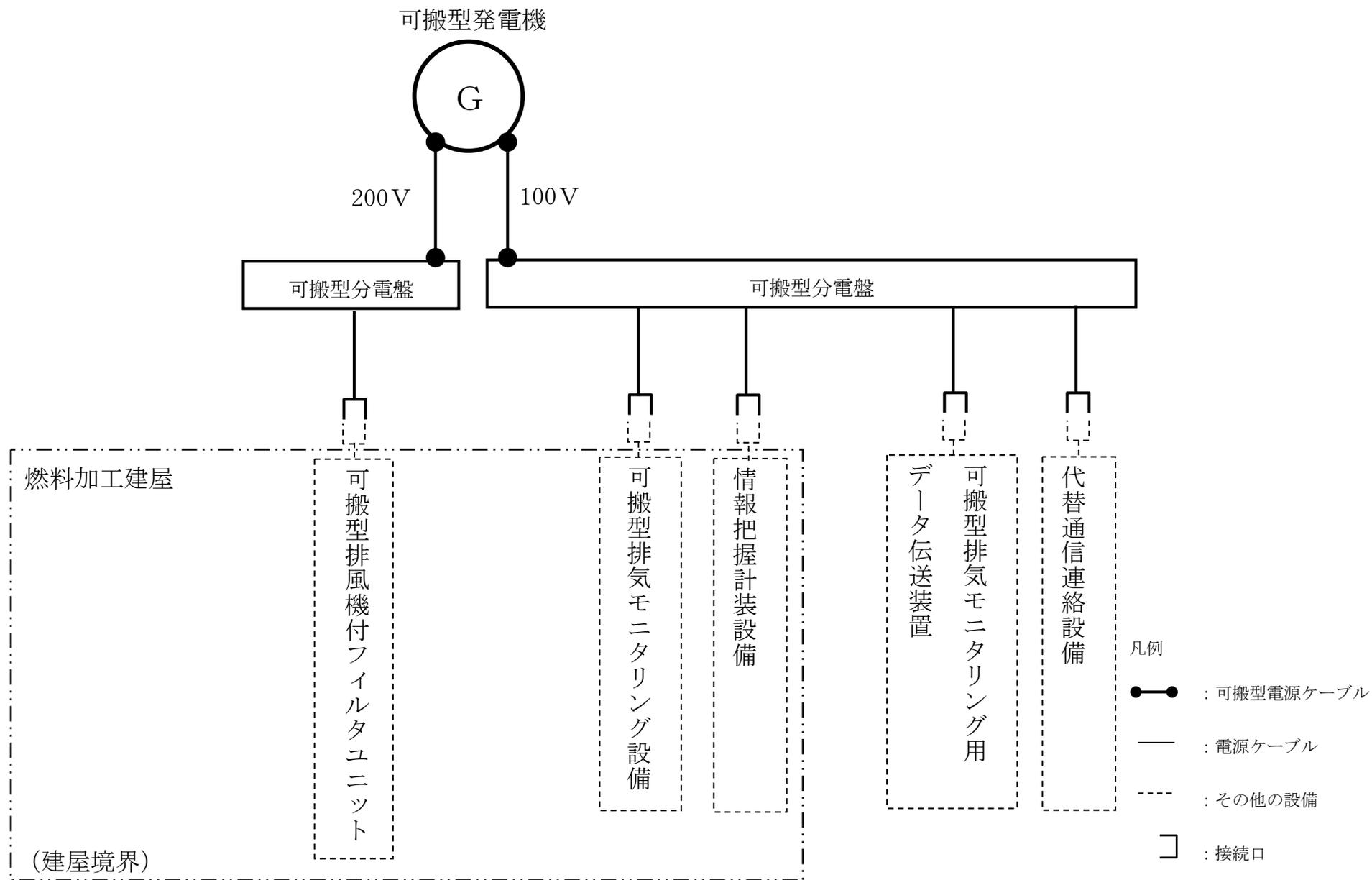
※1
外部電源が喪失し、非常用所内電源設備の非常用発電機2台が同時に自動起動せず、燃料加工建屋において電源供給が確認できない場合。

※2
異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常有無

※3
火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）が確認された場合は、屋内に可搬型発電機の運搬可搬型発電機の運転開始後、火山による降灰を確認した場合は、除灰作業の対応

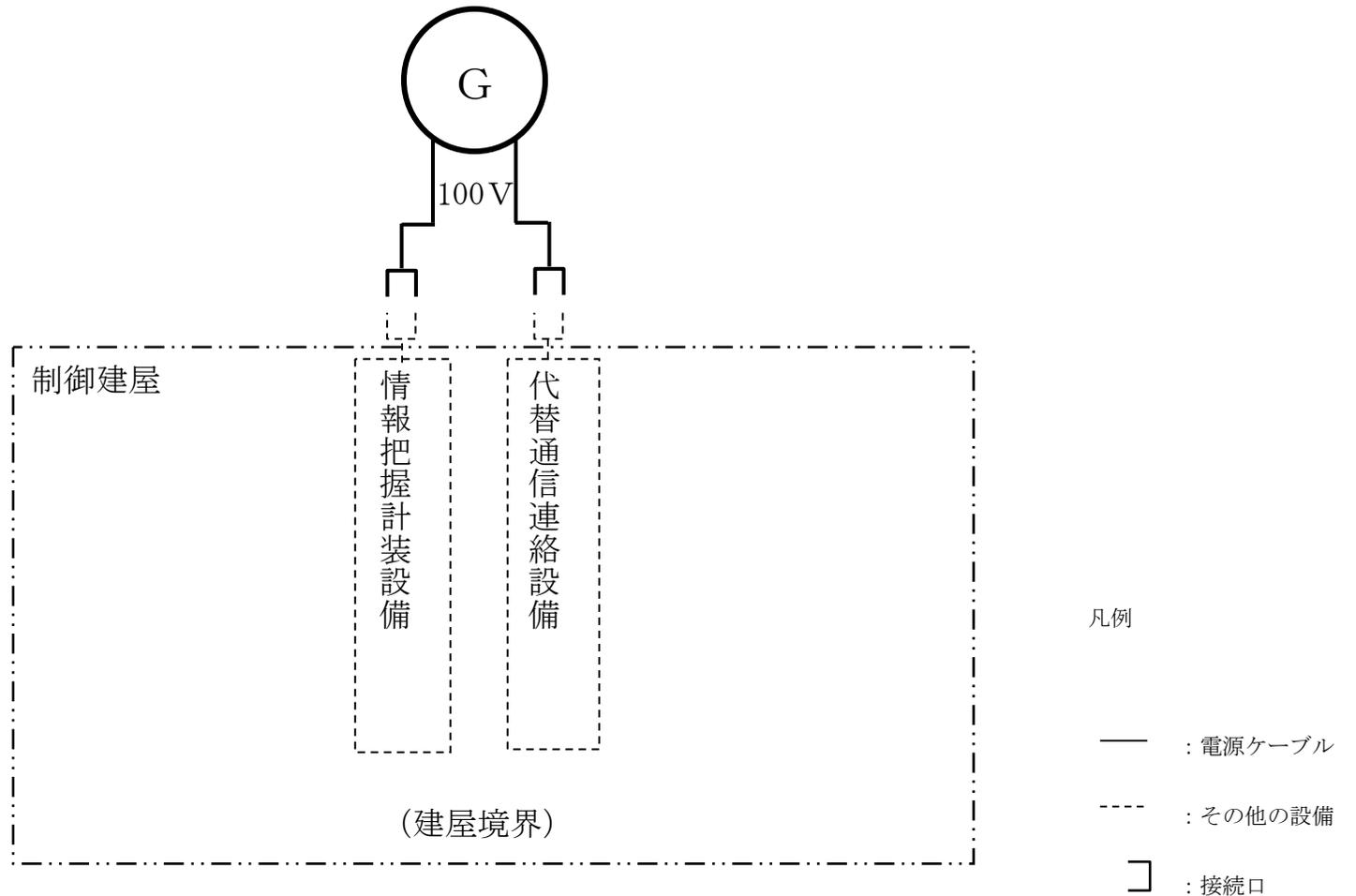


第2.1.7.3-1 図 電源給電確保の手順の概要

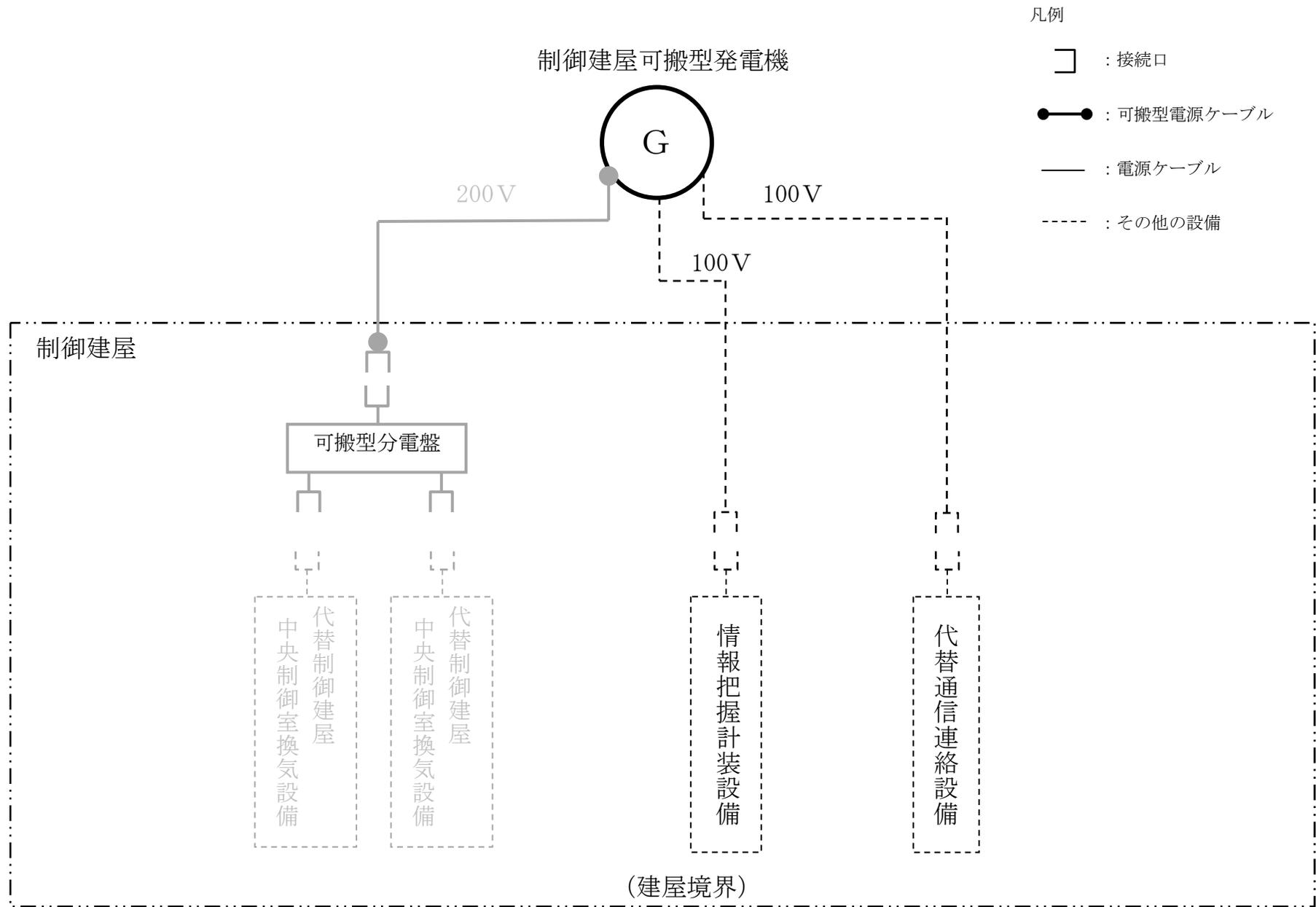


第 2.1.7.3-2 図 系統図（閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策）

代替通信連絡設備可搬型発電機



第 2.1.7.3-3 図 系統図 (代替通信連絡設備可搬型発電機)



第 2.1.7.3-4 図 系統図 (制御建屋可搬型発電機)

第2.1.7.3-1表 各対策での判断基準

分類	手順	手順着手判断	実施判断の基準		停止の判断基準	その他の判断 (系統選択の判断)		備考
			判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	
全交流電源喪失時に必要な電源の確保等	可搬型発電機による電源の確保	以下①～③により全交流動力電源喪失した場合 ①外部電源喪失 ②非常用発電機の全台故障 ③電気設備の損傷	以下を確認後、直ちに実施する。 ①燃料油 既定量以上 ②可搬型発電機電圧 正常 ③異音, 異臭, 破損等の異常なし	-	-	-	-	可搬型発電機 代替通信連絡設備 可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機
	火山の影響による降灰に対する電源の確保	火山の降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合	確認後、直ちに実施する。	-	-	-	-	
	火山の影響による降灰に対する除灰	可搬型発電機の運転開始後、1時間30分以内に巡視し、火山の影響による降灰を確認した場合	確認後、直ちに実施する。	-	-	-	-	
重大事故電源等の健全な状態に必要なお電	常設重大事故等対処設備による電力の確保	以下①～④により電源設備が健全であることを確認した場合 ①外部電源が健全であること ②非常用所内電源設備の電圧が正常であること ③非常用発電機及び第1非常用ディーゼル発電機が待機状態(健全)であること ④非常用発電機1台又は第1非常用ディーゼル発電機が点検等により待機除外時であっても、他の非常用発電機1台が待機状態で故障警報が発報していないこと	①～③について電気設備の健全性を確認後、直ちに実施する。 ①6.9kV非常用母線 正常 ②非常用発電機関連の故障警報発報無し ③非常用発電機が点検等により待機除外時であっても、他の非常用発電機1台は待機状態で故障警報が発報無し	-	-	系統の警報を確認し、対処可能な系統を選択する。	-	常設重大事故等対処設備
重大事故等燃料の処補のために	軽油用タンクローリへの注油	重大事故等の対処のため可搬型発電機を使用する場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-
	可搬型発電機への給油	可搬型発電機の運転開始後、燃料が減少していた場合	以下を目視確認後、直ちに実施する。 ①燃料既定量以下	-	-	-	-	-

第2.1.7.3-2表 可搬型発電機による給電のタイムチャート

対策	作業番号	作業		要員数		所要時間 (時:分)	経過時間 (時間)											
							1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00		
可搬型 発電機による 給電	1	—		実施責任者	1人	—	[Shaded bar from 1:00 to 10:00]											
	2	—		MOX燃料加工施設対策班長, MOX燃料加工施設情報管理班長, MOX燃料加工施設現場管理者	各1人	—	[Shaded bar from 1:00 to 10:00]											
	3	可搬型発電機による可搬型重大事故等対処設備への給電準備	可搬型電源ケーブル敷設・接続	MOX燃料加工施設対策班	4人	1:00	▽作業着手 [Shaded bar from 1:00 to 1:00]											
	4	可搬型発電機による可搬型重大事故等対処設備への給電	可搬型発電機起動	MOX燃料加工施設対策班	2人	0:30	[Shaded bar from 1:30 to 1:30]											
制御建屋可搬型発電機による給電	5	—		実施責任者, 建屋対策班長	各1人	—	[Shaded bar from 1:00 to 10:00]											
	6	—		要員管理班, 情報管理班	各3人	—	[Shaded bar from 1:00 to 10:00]											
	7	可搬型発電機による制御建屋への給電準備	制御建屋可搬型発電機起動準備	制御室4班, 制御室2班	4人	2:50	▽作業着手 [Shaded bar from 2:50 to 2:50]											
	8	可搬型発電機による制御建屋への給電	制御建屋可搬型発電機起動	制御室2班	2人	0:10	[Shaded bar from 3:00 to 3:00]											

第2.1.7.3-3表 軽油貯槽からの燃料の移送のタイムチャート（1/2）

※建屋外対応班員が機器の監視を行いながら、燃料の補給を継続する。

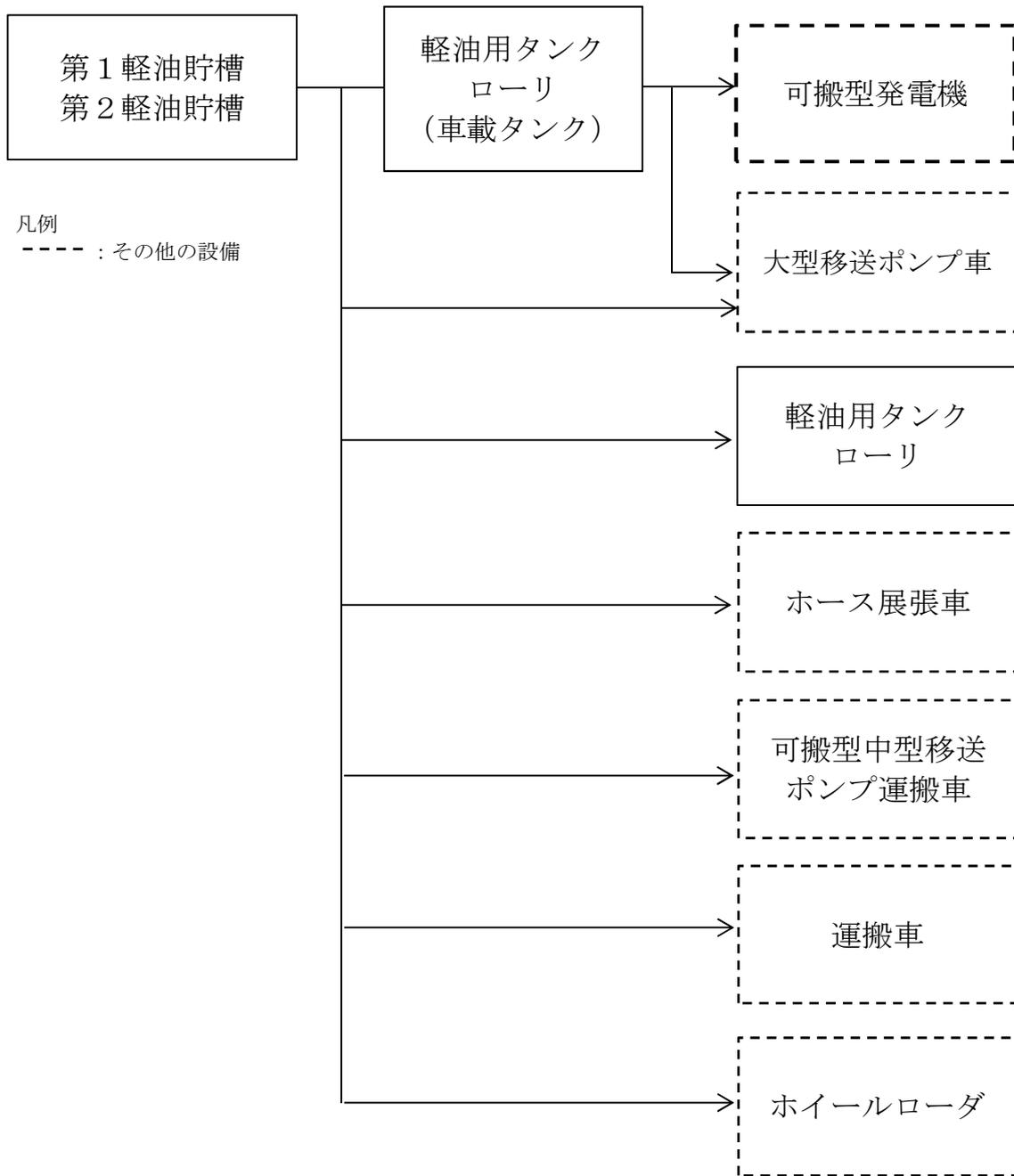
※軽油タンクローリーにて、軽油を要する設備用の容器（ドラム缶等）へ燃料を補給する。補給完了後は、設備設置場所を巡回し、燃料の補給を継続する。

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間(時:分)	経過時間(時間)														備考
					▽事象発生	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	
2.1.7.45 軽油貯槽からの燃料の移送	1	-	実施責任者、建屋外対応班員 各1人	-	[Timeline bars for task 1]														
	2	-	要員管理班、排気管理班 各3人	-	[Timeline bars for task 2]														
	3	容器(ドラム缶等)の運搬	建屋外5班、建屋外3班 4人	9:30	[Timeline bars for task 3]														
	4	第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽から可搬型中型移送ポンプ用容器(ドラム缶等)への燃料の補給及び可搬型中型移送ポンプ用容器(ドラム缶等)の運搬(使用済燃料受入れ・貯蔵機使用1台、分働機、精製機及びクラン・プラットフォーム混合脱脂機排水用1台、高レベル廃液ガラス固化機排水用1台並びに前処理機排水用1台)	建屋外1班 1人	-	[Timeline bars for task 4]														初回の燃料補給は中型移送ポンプの運転時に行う。
	5	容器(ドラム缶等)から可搬型中型移送ポンプへの燃料の補給(使用済燃料受入れ・貯蔵機使用1台、分働機、精製機及びクラン・プラットフォーム混合脱脂機排水用1台、高レベル廃液ガラス固化機排水用1台並びに前処理機排水用1台)	建屋外1班 1人	-	[Timeline bars for task 5]														
	6	軽油用タンクローリー準備・移動	燃料給油班① 1人	0:30	[Timeline bars for task 6]														
	7	軽油用タンクローリーのタンクへの燃料補給及び軽油用タンクローリーの移動	燃料給油班① 1人	-	[Timeline bars for task 7]														
	8	軽油用タンクローリーから大型移送ポンプ車用容器(ドラム缶等)への燃料の補給及び軽油用タンクローリーの移動(第1貯水槽取水用3台並びに建物放水用2台)	燃料給油班① 1人	-	[Timeline bars for task 8]														初回の燃料補給は大型移送ポンプ車の運転時に行う。
	9	容器(ドラム缶等)から大型移送ポンプ車への燃料の補給(第1貯水槽取水用3台並びに建物放水用2台)	建屋外1班 2人	-	[Timeline bars for task 9]														設備の使用開始後、容器(ドラム缶等)から燃料を補給する。設備の使用開始後は、1時間に10分の間隔でドラム缶からの給搬を実施する。
	10	容器(ドラム缶等)の運搬	建屋外2班、建屋外3班 4人	9:30	[Timeline bars for task 10]														
	11	軽油用タンクローリー準備・移動	燃料給油班② 1人	0:30	[Timeline bars for task 11]														
	12	軽油用タンクローリーのタンクへの燃料補給及び軽油用タンクローリーの移動	燃料給油班② 1人	-	[Timeline bars for task 12]														
	13	軽油用タンクローリーから可搬型発電機用容器(ドラム缶等)への燃料の補給及び軽油用タンクローリーの移動(排気監視測定設備用1台、気象監視測定設備用1台、緊急時対策機用1台、環境監視測定設備用9台及び情報把握計測設備可搬型発電機2台)	燃料給油班② 1人	2:10	[Timeline bars for task 13]														初回の燃料補給のみ、定期的な燃料補給は、他の軽油用タンクローリーで実施。
	14	容器(ドラム缶等)から可搬型発電機への燃料の補給(排気監視測定設備用1台、気象監視測定設備用1台、緊急時対策機用1台、環境監視測定設備用9台及び情報把握計測設備可搬型発電機2台)	建屋外1班、建屋外2班、建屋外3班 6人	-	[Timeline bars for task 14]														初回の燃料補給のみ、定期的な燃料補給は、他の軽油用タンクローリーで実施。
	15	軽油用タンクローリーから可搬型中型移送ポンプ用容器(ドラム缶等)への燃料の補給及び軽油用タンクローリーの移動(分働機、精製機及びクラン・プラットフォーム混合脱脂機排水用1台、高レベル廃液ガラス固化機排水用1台並びに前処理機排水用1台)	燃料給油班② 1人	1:00	[Timeline bars for task 15]														
	16	容器(ドラム缶等)から可搬型中型移送ポンプへの燃料の補給(分働機、精製機及びクラン・プラットフォーム混合脱脂機排水用1台、高レベル廃液ガラス固化機排水用1台並びに前処理機排水用1台)	建屋外2班、建屋外3班 4人	-	[Timeline bars for task 16]														
	17	軽油用タンクローリーから大型移送ポンプ車用容器(ドラム缶等)への燃料の補給及び軽油用タンクローリーの移動(第1貯水槽取水用1台、建物放水用1台及び基地外水源から貯水槽への水補給用2台)	燃料給油班② 1人	-	[Timeline bars for task 17]														初回の燃料補給は大型移送ポンプ車の運転時に行う。
	18	容器(ドラム缶等)から大型移送ポンプ車への燃料の補給(第1貯水槽取水用1台、建物放水用1台及び基地外水源から貯水槽への水補給用2台)	建屋外2班 2人	-	[Timeline bars for task 18]														設備の使用開始後、容器(ドラム缶等)から燃料を補給する。設備の使用開始後は、1時間に10分の間隔でドラム缶からの給搬を実施する。

第 2.1.7.3-3 表 重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータ

〔重大事故等対処設備〕

事象分類	設備	補助パラメータ
全交流動力電源喪失	可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	代替通信連絡設備可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	制御建屋可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	燃料加工建屋の電気設備	6.9 k V 非常用母線 電圧
	第 1 軽油貯槽	燃料油液位計
第 2 軽油貯槽	燃料油液位計	
軽油用タンクローリ	燃料油液位計	



第2.1.7.3-5図 補機駆動用燃料補給設備の系統概要図

2 . 1 . 8 監視測定等に関する手順等

< 目 次 >

2. 1. 8. 1 概要

- 2. 1. 8. 1. 1 排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定のための措置
- 2. 1. 8. 1. 2 可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定のための措置
- 2. 1. 8. 1. 3 放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定のための措置
- 2. 1. 8. 1. 4 可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定のための措置
- 2. 1. 8. 1. 5 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のための措置
- 2. 1. 8. 1. 6 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のための措置
- 2. 1. 8. 1. 7 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度，線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定のための措置

- 2 . 1 . 8 . 1 . 8 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 9 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 10 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 11 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 12 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 13 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 14 気象観測設備による気象観測項目の測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 15 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 16 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定のための措置
- 2 . 1 . 8 . 1 . 17 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電

のための措置

- 2. 1. 8. 1. 18 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制のための措置
- 2. 1. 8. 1. 19 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のための措置
- 2. 1. 8. 1. 20 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策のための措置
- 2. 1. 8. 1. 21 可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策のための措置
- 2. 1. 8. 1. 22 自主対策設備

2. 1. 8. 2 監視測定に関する手順等

2. 1. 8. 2. 1 対応手段と設備の選定

2. 1. 8. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方

2. 1. 8. 2. 1. 2 対応手段と設備の選定の結果

(1) 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備

① 加工施設における放射性物質の濃度の測定

② 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定

(2) 風向，風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備

(3) 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復

の対応手段及び設備

(4) 手順等

2. 1. 8. 2. 2 重大事故等時の手順等

2. 1. 8. 2. 2. 1 放射性物質の濃度及び線量の
測定の手順等

- (1) 加工施設における放射性物質の濃度の測定
 - ① 排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定
 - ② 可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定
 - ③ 放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定
 - ④ 可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定
- (2) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定
 - ① 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定
 - ② 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定
 - ③ 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度，線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定
 - ④ 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度

及び線量の測定

- ⑤ 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定
- ⑥ 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定
- ⑦ 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定
- ⑧ 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定
- ⑨ 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定

2. 1. 8. 2. 2. 2 風向，風速その他の気象条件
の測定の手順等

- (1) 気象観測設備による気象観測項目の測定
- (2) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定
- (3) 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定

2. 1. 8. 2. 2. 3 環境モニタリング設備の電源
を環境モニタリング用代替電
源設備から給電する手順等

- (1) 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電

2. 1. 8. 2. 2. 4 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制

2. 1. 8. 2. 2. 5 バックグラウンド低減対策の手順

- (1) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策
- (2) 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策
- (3) 可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策

2. 1. 8. 1 概要

2. 1. 8. 1. 1 排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定のための措置

重大事故等時に排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視，測定及びその結果を記録するため，通常時と同じ手順に着手する。

本手順では，常設の設備を使用するため，排気モニタリング設備による監視の継続を3人により，速やかに対応が可能である。測定値は中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に自動伝送される。

2. 1. 8. 1. 2 可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定のための措置

重大事故等時に排気モニタリング設備が機能喪失した場合は，可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定の手順に着手する。

本手順では，可搬型排気モニタリング設備の運搬，設置等を7人により，本対策実施判断後1時間30分以内に実施する。測定値は再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に自動伝送され，記録される。

2. 1. 8. 1. 3 放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定のための措置

重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合、排気中の放射性物質の濃度を測定及び記録するため、通常時と同じ手順に着手する。

本手順では、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料の測定を4人により、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備の試料採取実施判断後から40分以内に実施する。測定データは無線により、再処理施設の中央制御室へ連絡する

2. 1. 8. 1. 4 可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定のための措置

重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失した場合は、排気中の放射性物質濃度を測定するために可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定の手順に着手する。

本手順では、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料の測定を4人により、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備の試料採取実施判断後から40分以内に実施する。測定データは無線により、再処理施設の中央制御室へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 5 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のための措置

重大事故等時に環境モニタリング設備による放射線量及び放射性物質の濃度の監視，測定及びその結果を記録するため，通常時と同じ手順に着手する。

本手順では，常設の設備を使用するため，環境モニタリング設備による監視の継続を3人により，速やかに対応が可能である。測定値は中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に自動伝送される。

2. 1. 8. 1. 6 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のための措置

重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合，可搬型環境モニタリング設備による放射線量及び放射性物質の濃度の代替測定の手順に着手する。

本手順では，可搬型環境モニタリング設備を9台配置するための運搬，設置等を12人により，本対策実施判断後から可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は5時間以内に実施する。測定値は再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に自動伝送され，記録される。

2. 1. 8. 1. 7 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度，線量及び放射性物質

によって汚染された物の表面密度の代替測定 のための措置

重大事故等時に可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定の手順に着手する。

本手順では、可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定及び記録するために、4人により、本対策実施判断後から可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定は1時間以内に実施する。測定データは無線により、再処理施設の中央制御室へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 8 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のための措置

重大事故等時に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定及びその結果を記録するため、通常時と同じ手順に着手する。

本手順では、放射能観測車による測定を4人により、本対策実施判断後から2時間以内に実施する。測定データは無線により、再処理施設の中央制御室へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 9 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のための措置

重大事故等時に放射能観測車（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）が機能喪失した場合に、可搬型放射能観測設備により放射線量及び放射性物質の濃度の代替測定の手順に着手する。

本手順では、可搬型放射能観測設備による運搬、測定等を4人により、本対策実施判断後から2時間以内に実施する。測定データは無線により、再処理施設の中央制御室へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 10 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のための措置

重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合、環境試料中の放射性物質の濃度を測定及び記録するため、通常時と同じ手順に着手する。

本手順では、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料の測定を3人により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタの試料採取実施判断後から2時間50分以内に実施する。測定データは無線により、緊急時対策所へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 11 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定のための措置

重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合、環境試料中の放射性物質の濃度を測定及び記録するため、通常時と同じ手順に着手する。

本手順では、水試料又は土壌試料の測定を3人により、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後から2時間以内に実施する。

測定データは無線により，緊急時対策所へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 12 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定のための措置

重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合，空気中の放射性物質濃度を測定するために，可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の代替測定の手順に着手する。

本手順では，ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料の測定を計7人により，ダストモニタ又は可搬型ダストモニタの試料採取実施判断後から2時間50分以内に実施する。測定データは無線により，緊急時対策所へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 13 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定のための措置

重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合，敷地内において，可搬型試料分析設備により，水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する手順に着手する。

本手順では，試料採取，測定及び記録を7人により，水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後から2時間以内に実施する。測定データは無線により，緊急時対策所へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 14 気象観測設備による気象観測項目の測定のための措置

重大事故等時に気象観測設備による気象観測項目の測定及びそ

の結果を記録するため、通常時と同じ手順に着手する。

本手順では、常設の設備を使用するため、気象観測設備による観測の継続を3人により、速やかに対応が可能である。観測値は、中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に自動伝送され、記録される。

2. 1. 8. 1. 15 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定のための措置

重大事故等時に気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量のいずれかの測定機能が喪失した場合、可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象観測条件の代替測定の手順に着手する。

本手順では、装置の配置等を8人により、本対策実施判断後から2時間以内を実施する。観測値は、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に自動伝送され、記録される。

2. 1. 8. 1. 16 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定のための措置

重大事故時に、気象観測設備が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を設置するまでの間、可搬型風向風速計による風向及び風速を測定する手順に着手する。

本手順では、可搬型風向風速計での測定は4人により、本対策実施判断後から可搬型風向風速計による風向及び風速の測定は1時間以内に実施する。観測値は、無線により再処理施設の中央制

御室へ連絡する。

2. 1. 8. 1. 17 環境モニタリング用可搬型発電機による環境
モニタリング設備への給電のための措置

重大事故時に、環境モニタリング設備の非常用所内電源系統が喪失した場合、専用の無停電電源装置から給電を開始する。給電状況は中央監視室において確認する。また、環境モニタリング用可搬型発電機から環境モニタリング設備へ給電するための手順に着手する。環境モニタリング用可搬型発電機から環境モニタリング設備への給電が開始された場合には、専用の無停電電源設備から環境モニタリング用可搬型発電機に切り替える。

本手順では、環境モニタリング用可搬型発電機による給電のための運搬、設置等を12人により、作業開始の判断をしてから5時間以内に実施する。

2. 1. 8. 1. 18 敷地外でのモニタリングにおける他の機関と
の連携体制のための措置

敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国及び地方公共団体が連携して策定するモニタリング計画に従って実施する。

2. 1. 8. 1. 19 モニタリングポストのバックグラウンド低減
対策のための措置

事故後の周辺汚染により測定できなくなることを避けるため、

バックグラウンド低減対策の手順に着手する。なお、モニタリングポストについては、検出器カバーの養生、局舎壁等の除染、周辺の土壌撤去及び樹木の伐採を行う。

本手順では、モニタリングポスト9台分の養生は3人により、作業開始を判断してから5時間以内実施する。

2. 1. 8. 1. 20 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策のための措置

事故後の周辺汚染により測定できなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策の手順に着手する。可搬型環境モニタリング設備については、検出器のカバーの養生、周辺の土壌の撤去及び樹木の伐採を行う。

本手順では、可搬型環境モニタリング設備9台分の養生は3人により、作業開始を判断してから5時間以内実施する。

2. 1. 8. 1. 21 可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策のための措置

重大事故等時に可搬型放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、燃料加工建屋を基本とする。また、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、再処理施設の主排気筒管理建屋を基本とする。

ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。

2. 1. 8. 1. 22 自主対策設備

重大事故等の対処を確実に実施するためフォールトツリー分析等により機能喪失の原因分析を行った上で対策の抽出を行った結果，加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するための自主対策設備及び手順等を以下のとおり整備する。

(1) 排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に排気モニタリング設備の機能が維持されている場合は，排気モニタにより放射性物質の濃度を監視する。排気モニタの測定値は，中央監視室において指示及び記録し，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，警報を発する。また，排気モニタの測定値は，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する。

② 手順

排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定の主な手順は以下のとおり。

重大事故等時に，排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を継続する手順に着手する。中央監視室における排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視の継続は3人にて，常設の設備を使用することから，速やかに実施する。

(2) 放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物

質の濃度の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合は、放出管理分析設備により加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定する。

② 手順

放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定の主な手順は以下のとおり。

重大事故等時に、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度を測定する手順に着手する。放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定は4人にて、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備の試料採取実施判断後から40分以内に実施する。

(3) 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されている場合は、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の測定値は、中央監視室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の測定値は、再

処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する。

② 手順

環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。

重大事故等時に、環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を継続は、3人にて、常設の設備を使用することから、速やかに実施する。

(4) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されている場合は、放射能観測車により敷地周辺の空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。

② 手順

放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定の主な手順は以下のとおり。

重大事故等時に、最大濃度地点又は風下方向において、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する手順に着手する。放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は、4人にて、本対策実施判断後から2時間以内に実施する。

(5) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、環境試料測定設備により空気中の放射性物質の濃度を測定する。

② 手順

環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定の主な手順は以下のとおり。

重大事故等時に、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料の採取、環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度を測定する手順に着手する。環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定は、3人にて、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタの試料採取実施判断後から2時間50分以内に実施する。

(6) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、環境試料測定設備により水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する。

② 手順

環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の主な手順は以下のとおり。

重大事故等時に、水試料及び土壌試料の採取、環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する手順に着手する。環境試料測定設備による水中及び土壌中の

放射性物質の濃度の測定は、計 2 人にて、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後から 2 時間以内に実施する。

(7) 気象観測設備による気象観測項目の測定のための設備及び手順

① 設備

重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されている場合は、気象観測設備により風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を測定し、その観測値を中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

② 手順

気象観測設備による気象観測項目の測定の主な手順は以下のとおり。

重大事故等時に、気象観測設備による気象観測項目の監視を継続する手順に着手する。中央監視室における気象観測設備による気象観測項目の監視の継続は、3 人にて、常設の設備を使用することから、速やかに実施する。

2. 1. 8-1 表 重大事故等対処における手順の概要

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等		
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。</p>	
対応手段等	設計基準対象の施設	<p>設計基準対象の以下の施設を重大事故等対処設備として位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[排気モニタリング設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気モニタ ・排気筒 ・グローブボックス排気ダクト ・工程室排気ダクト <p>[放出管理分析設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ線用放射能測定装置 ・ベータ線用放射能測定装置 <p>[環境モニタリング設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト ・ダストモニタ <p>[環境試料測定設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核種分析装置 <p>[環境管理設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備 ・放射能観測車

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	<p>排気モニタリング設備は、通常時から排気モニタにより放射性物質の濃度を監視している。重大事故等時に排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して排気モニタにより放射性物質の濃度を監視する。排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気モニタの測定値は、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>排気モニタによる放射性物質の濃度の測定は継続されているため、排気モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	<p>重大事故等時に排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ダストモニタ）を代替換気設備の可搬型ダクトに接続し、加工施設から放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定し、記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、再処理施設の中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>代替電源設備の可搬型発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	<p>放出管理分析設備（アルファ線用放射能測定装置及びベータ線用放射能測定装置）は、通常時から排気モニタリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して放出管理分析設備により、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、加工施設から放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により再処理施設の中央制御室に連絡する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	<p>重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型放出管理分析設備（可搬型放射能測定装置）により、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、加工施設から放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により再処理施設の中央制御室に連絡する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	<p>モニタリングポストは、通常時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、通常時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、放射性物質を連続的に捕集及び測定している。重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の測定値は、中央監視室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の測定値は、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>モニタリングポストによる空間放射線量率の測定並びにダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	<p>重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計，ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により，周辺監視区域境界付近において，線量を測定するとともに，空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し，測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は，再処理施設の中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により，監視及び記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い，放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型建屋周辺放射性物質による汚染された空気中の表面放射性物質の濃度、線量及び	<p>重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））により、燃料加工建屋周辺における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するとともに、燃料加工建屋開口部の表面密度の測定を行い、建屋外への漏えいの有無を確認する。</p> <p>線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種を設定する。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備により再処理施設の中央制御室に連絡する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	<p>放射能観測車は、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、放射能観測車により、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備により再処理施設の中央制御室に連絡する。</p>
		可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	<p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により、加工施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。</p> <p>可搬型放射能観測設備による測定結果は、通信連絡設備により再処理施設の中央制御室に連絡する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	環境放射線測定設備による空气中の測定	<p>環境試料測定設備（核種分析装置）は、通常時から加工施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して環境試料測定設備により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p>
		環境試料測定設備による水中及び土壌中の測定	<p>環境試料測定設備（核種分析装置）は、通常時から加工施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、また、排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、環境試料測定設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、環境試料測定設備により、加工施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	<p>重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の放射能を測定する。</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	<p>重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、また、排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、環境試料測定設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、加工施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	風向、風速その他の気象条件の測定の手順等	気象観測設備項目による測定	<p>気象観測設備は、敷地内において、風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、気象観測設備により風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、その観測値を中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。</p> <p>気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため、測定及びその結果の記録を継続する。</p>
		可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	<p>重大事故等時に気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）により、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定する。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し、観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した観測値は、再処理施設の中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。</p> <p>可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	風向，風速その他の気象条件の測定の手順等	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	<p>重大事故等時に気象観測設備が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，可搬型風向風速計により，敷地内において風向及び風速を測定する。</p> <p>可搬型風向風速計による測定結果は，通信連絡設備により再処理施設の中央制御室に連絡する。</p>
	環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等	環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリングへの給電	<p>重大事故等時に，第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し，無停電電源装置により給電され，環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，環境モニタリング用可搬型発電機により，環境モニタリング設備へ給電する。</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	バックグラウンド低減対策の手順	バックグラウンドポストの低減対策	<p>重大事故等時に、加工施設から放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、事故後の周辺汚染により、モニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止し、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。</p> <p>また、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じてモニタリングポスト局舎の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>
		可搬型環境モニタリング設備の低減対策	<p>重大事故等時に、加工施設から放射性物質の放出により、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、事故後の周辺汚染により、可搬型環境モニタリング設備による測定ができなくなることを避けるため、可搬型環境モニタリング設備を設置する際にあらかじめ検出器カバーに養生シートを被せた後、可搬型環境モニタリング設備を設置する。検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。</p> <p>また、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じて可搬型環境モニタリング設備の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	バックグラウンド低減対策の手順	可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策	重大事故等時に可搬型放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、燃料加工建屋を基本とする。また、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、再処理施設の主排気筒管理建屋を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。
	配慮すべき事項	作業性	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。
電源確保		全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。	
燃料給油		配慮すべき事項は、2. 1. 7-1表「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。	

2. 1. 8 監視測定等に関する手順等		
配慮すべき事項	放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>
	他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p>

2. 1. 8 - 2 表 重大事故等対策における操作の成立性

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	
監視測定等に関する手順等	1	排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長 MOX燃料加工施設 現場管理者	3人	速やかに対応が可能
	2	可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 MOX燃料加工施設 現場管理者	3人	1時間30分以内
			MOX燃料加工施設 対策班の班員	4人	
	3	放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	40分以内
			放射線対応班の班員 (MOX)	2人	
	4	可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	40分以内
			放射線対応班の班員 (MOX)	2人	
	5	環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長 MOX燃料加工施設 現場管理者	3人	速やかに対応が可能
	6	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	5時間以内
			放射線対応班の班員 (再処理)	6人	
建屋外対応班の班員 (再処理)			3人		
7	可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	
		放射線対応班の班員 (MOX)	2人		
8	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	2時間以内	
		放射線対応班の班員 (再処理)	2人		
9	可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	2時間以内	
		放射線対応班の班員 (再処理)	2人		
10	環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長	1人	2時間50分以内	
		放射線管理班の班員	2人		

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間
監視測定等に関する手順等	11 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長	1人	2時間以内
		放射線管理班の班員	2人	
	12 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班長 建屋外対応班長	2人	2時間50分以内
		放射線管理班の班員	2人	
		建屋外対応班の班員 (再処理)	3人	
	13 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長 建屋外対応班長	2人	2時間以内
		放射線管理班の班員	2人	
		建屋外対応班の班員 (再処理)	3人	
	14 気象観測設備による気象観測項目の測定	実施責任者 放射線対応班長 MOX燃料加工施設 現場管理者	3人	速やかに対応が可能
	15 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	2時間以内
放射線対応班の班員 (再処理)		2人		
建屋外対応班の班員 (再処理)		3人		
16 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	
	放射線対応班の班員 (MOX)	2人		
17 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	5時間以内	
	放射線対応班の班員 (再処理)	6人		
	建屋外対応班の班員 (再処理)	3人		
18 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班長	1人	5時間以内	
	放射線管理班の班員	2人		
19 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策	放射線管理班長	1人	5時間以内	
	放射線管理班の班員	2人		

2. 1. 8. 2 監視測定等に関する手順等

【要求事項】

- 1 MOX燃料加工事業者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）においてMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。
- 2 MOX燃料加工事業者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 第1項に規定する「MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。
 - b) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。

c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。

2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

2. 1. 8. 2. 1 対応手段と設備の選定

2. 1. 8. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

(第2. 1. 8-1図から第2. 1. 8-3図)

また、重大事故等が発生した場合に、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。(第2. 1. 8-4図)

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業許可基準規則第三十三条及び技術基準規則第三十七条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認すると

ともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。

2. 1. 8. 2. 1. 2 対応手段と設備の選定の結果

上記「2. 1. 8. 2. 1. 1 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段及び技術的能力審査基準、事業許可基準規則第三十三条及び技術基準規則第三十七条からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、資機材及び自主対策設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第2. 1. 8-3表に整理する。

(1) 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備

① 加工施設における放射性物質の濃度の測定

a. 対応手段

重大事故等が発生した場合に、加工施設において放射性物質の濃度を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、代替電源設備の可搬型発電機を放射性物質の濃度の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。

放射性物質の濃度の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり。

代替電源設備の可搬型発電機に必要な燃料は、補機駆動

用燃料補給 設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第2. 1. 8－5図に示す。

(a) 排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・排気モニタ
- ・排気筒
- ・グローブボックス排気ダクト
- ・工程室排気ダクト

(b) 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・アルファ線用放射能測定装置
- ・ベータ線用放射能測定装置

(c) 代替モニタリング設備

- ・可搬型排気モニタリング設備
- 可搬型ダストモニタ
- ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置
- ・可搬型データ表示装置

(d) 代替試料分析関係設備

- ・可搬型放出管理分析設備
- 可搬型放射能測定装置

(e) 受電開閉設備

- ・受電開閉設備（第32条 電源設備）
- ・受電変圧器（第32条 電源設備）

(f) 高圧母線

- ・6.9kV運転予備用主母線（第32条 電源設備）

- ・ 6.9kV 運転予備用母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 常用主母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 常用母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 非常用母線（第32条 電源設備）

(g) 低圧母線

- ・ 460V 非常用母線（第32条 電源設備）
- ・ 460V 常用母線（第32条 電源設備）

(h) 代替電源設備

- ・ 可搬型発電機（第32条 電源設備）

(i) 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽（第32条 電源設備）
- ・ 軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

b. 重大事故等対処設備と自主対策設備

加工施設において放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、排気モニタリング設備（排気モニタ、排気筒、グローブボックス排気ダクト及び工程室排気ダクト）及び放出管理分析設備（アルファ線用放射能測定装置及びベータ線用放射能測定装置）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備（可搬型ダストモニタ）、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、代替試料分析関係設備の可搬型放出管理分析設備（可搬型放射能測定装置）を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

加工施設において放射性物質の濃度の測定で使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備、高圧母線、低圧母線を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、代替電源設備の可搬型発電機を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

代替電源設備の可搬型発電機に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業許可基準規則第三十三条及び技術基準規則第三十七条に要求される設備として全て網羅されている。

(補足説明資料2. 1. 8-1)

以上の重大事故等対処設備により、加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。

また、以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。

- ・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備

② 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定

a. 対応手段

重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、可搬型環境モニタリング用発電機を放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備へ接続して対処に必要な電力を確保する。

放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり。

可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第2. 1. 8－5図に示す。

(a) 環境モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）

モニタリングポスト

ダストモニタ

(b) 環境試料測定設備（設計基準対象の施設と兼用）

核種分析装置

(c) 環境管理設備

放射能観測車（搭載機器：空間放射線量率測定器中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素

サンプラ及び放射能測定器) (設計基準対象の施設と兼用)

(d) 代替モニタリング設備

- ・可搬型環境モニタリング設備

可搬型線量率計

可搬型ダストモニタ

- ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置

- ・可搬型データ表示装置

- ・監視測定用運搬車

- ・可搬型環境モニタリング用発電機

- ・可搬型建屋周辺モニタリング設備

ガンマ線用サーベイメータ (S A)

中性子線用サーベイメータ (S A)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)

可搬型ダストサンプラ (S A)

(e) 代替試料分析関係設備

- ・可搬型試料分析設備

可搬型放射能測定装置

可搬型核種分析装置

- ・可搬型排気モニタリング用発電機

(f) 代替放射能観測設備

- ・可搬型放射能観測設備

ガンマ線用サーベイメータ (N a I (T l) シンチ
レーション) (S A)

ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A）

中性子線用サーベイメータ（S A）

アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）

可搬型ダスト・よう素サンプラ（S A）

（g） 受電開閉設備

- ・ 受電開閉設備（第32条 電源設備）
- ・ 受電変圧器（第32条 電源設備）

（h） 高圧母線

- ・ 6.9kV 非常用主母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 非常用母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 運転予備用主母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 運転予備用母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 常用主母線（第32条 電源設備）
- ・ 6.9kV 常用母線（第32条 電源設備）

（i） 低圧母線

- ・ 460V 非常用母線（第32条 電源設備）

（j） 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽（第32条 電源設備）
- ・ 軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

b. 重大事故等対処設備と自主対策設備

周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備のうち、環境モニタリング設備（モニタリングポスト及びダストモニタ）及び環境試料測定設備（核種分析装置）を、常設重大事故等対処設備として位置付け

る。また、放射能観測車を、可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。

周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備のうち、代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計，ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ），可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，監視測定用運搬車，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A），中性子線用サーベイメータ（S A），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）），代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置），可搬型排気モニタリング用発電機及び代替放射能観測設備の可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（N a I（T l）シンチレーション）（S A），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A），中性子線用サーベイメータ（S A），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（S A））を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備，高圧母線及び低圧母線を、常設重大事故等対処

設備として位置付ける。

可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業許可基準規則第三十三条及び技術基準規則第三十七条に要求される設備として全て網羅されている。

(補足説明資料2. 1. 8-1)

以上の重大事故等対処設備により、加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。

また、以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。

- ・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備

(2) 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備

① 対応手段

重大事故等が発生した場合に、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、可搬型気象観測用発電機を風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。

風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり。

可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第2. 1. 8－5図に示す。

a. 環境管理設備

- ・気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）（設計基準対象の設備と兼用）

b. 代替気象観測設備

- ・可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）
- ・可搬型風向風速計
- ・可搬型気象観測用データ伝送装置
- ・可搬型データ表示装置
- ・監視測定用運搬車
- ・可搬型気象観測用発電機

- c. 受電開閉設備
 - ・ 受電開閉設備（第32条 電源設備）
 - ・ 受電変圧器（第32条 電源設備）
- d. 高圧母線
 - ・ 6.9kV 運転予備用主母線（第32条 電源設備）
 - ・ 6.9kV 運転予備用母線（第32条 電源設備）
 - ・ 6.9kV 常用主母線（第32条 電源設備）
 - ・ 6.9kV 常用母線（第32条 電源設備）
 - ・ 6.9kV 非常用母線（第32条 電源設備）
- e. 低圧母線
 - ・ 460V 運転予備用母線（第32条 電源設備）
 - ・ 460V 非常用母線（第32条 電源設備）
- f. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・ 軽油貯槽（第32条 電源設備）
 - ・ 軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

② 重大事故等対処設備と自主対策設備

敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち，環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。また，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，監視測定用運搬車及び可搬型気象観測用発電機を，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定に使用

する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業許可基準規則第三十三条及び技術基準規則第三十七条に要求される設備として全て網羅されている。

(補足説明資料 2. 1. 8-1)

以上の重大事故等対処設備により、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。

また、以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。

・気象観測設備

- (3) 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復の対応手段及び設備

① 対応手段

環境モニタリング設備の電源が喪失した際に、環境モニタリング用可搬型発電機により、電源を回復させるための手段がある。

なお、環境モニタリング設備の電源を回復しても環境モニタリング設備の機能が回復しない場合は、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型データ表示装置により代替測定する手順がある。

環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとおり。

可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第2.1.8-5図に示す。

a. 環境モニタリング用代替電源設備

- ・環境モニタリング用可搬型発電機

b. 代替モニタリング設備

- ・可搬型環境モニタリング設備
- 可搬型線量率計
- 可搬型ダストモニタ
- ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置
- ・可搬型データ表示装置
- ・監視測定用運搬車

- ・可搬型環境モニタリング用発電機
- ・可搬型建屋周辺モニタリング設備
- ガンマ線用サーベイメータ（S A）
- 中性子線用サーベイメータ（S A）
- アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）
- 可搬型ダストサンプラ（S A）

c. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯槽（第32条 電源設備）
- ・軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

② 重大事故等対処設備

環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復で使用する設備のうち、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機、代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、監視測定用運搬車、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

環境モニタリング用可搬型発電機、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設

備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業許可基準規則第三十三条及び技術基準規則第三十七条に要求される設備として全て網羅されている。

(補足説明資料2. 1. 8-1)

以上の重大事故等対処設備により、非常用所内電源系統からの電源が喪失した場合においても、環境モニタリング設備の電源又は機能を回復し、周辺監視区域境界付近において空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。

(4) 手順等

上記「(1) 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備」、 「(2) 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備」及び「(3) 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故等時におけるMOX燃料加工施設対策班の班員、MOX燃料加工施設の放射線対応班の班員（以下「放射線対応班の班員(MOX)」という。）、再処理施設の放射線対応班の班員（以下「放射線対応班の班員(再処理)」という。）及び放射線管理班の班員による一連の対応として重大事故等発生時対応手順等に定める。

重大事故等時に監視が必要となる項目及び給電が必要となる設備についても整備する（第2.1.8-4表，第2.1.8-5表）。

2.1.8.2.2 重大事故等時の手順等

2.1.8.2.2.1 放射性物質の濃度及び線量の測定の手 等

重大事故等が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するため，以下の手段を用いた手順を整備する。

重大事故等における排気モニタリング設備（排気モニタ）又は可搬型排気モニタリング設備（可搬型ダストモニタ）を用いた放射性物質の濃度の測定，モニタリングポスト又は可搬型線量率計を用いた線量の測定及びダストモニタ又は可搬型ダストモニタを用いた放射性物質の濃度の測定は，連続測定を行う。また，放射性物質の濃度の測定頻度は，定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合（ダストモニタの指示値上昇等）とする。

放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備に対して，代替電源設備の可搬型発電機及び可搬型環境モニタリング用発電機により必要な負荷へ電力を供給する。

(1) 加工施設における放射性物質の濃度の測定

- ① 排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定

排気モニタリング設備は、通常時から排気モニタにより放射性物質の濃度を監視している。重大事故等時に排気モニタリング設備の機能が維持されている場合は、継続して排気モニタにより放射性物質の濃度を監視する。排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気モニタの測定値は、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する。

排気モニタによる放射性物質の濃度の測定は継続されているため、排気モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-6図に示す。

なお、排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、以下の対応を行う。

- ・可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。（第2.

1. 8-6表）

b. 操作手順

排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。

(a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射

線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者に排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を指示する。

(b) 放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者は、排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を継続する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者の3人にて実施し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

② 可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に、排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合であって、閉じ込める機能の回復に係る対策を行う場合は、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ダストモニタ）を代替換気設備の可搬型ダクト（第29条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）に接続し、加工施設から放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定し、記録する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、再処理施設の中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所にお

いても緊急時対策建屋情報把握設備（第34条 緊急時対策所）により監視及び記録する。

代替電源設備の可搬型発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

上記給電を継続するために代替電源設備の可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-6図及び第2. 1. 8-7図に示す。

排気モニタリングに係るアクセスルートを第2. 1. 8-27図及び第2. 1. 8-28図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 8-6表）

b. 操作手順

可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2.1.8-8図に示す。

- (a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、MOX加工施設対策班の班員に可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- (b) MOX燃料加工施設対策班の班員は、燃料加工建屋に保管している可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の健全性を確認する。
- (c) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を燃料加工建屋近傍まで運搬する。
- (d) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を代替電源設備の可搬型発電機に接続し、給電する。
- (e) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を代替換気設備の可搬型ダクト（第29条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）に接続し、閉じ込める機能の回復に係る対策を行う場合は、加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定する。
- (f) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モ

モニタリング設備について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを確認する。

(g) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モニタリング設備の設置状況を通信連絡設備（第35条通信連絡を行うために必要な設備）により定期的に再処理施設の中央制御室に連絡する。

(h) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定値は、再処理施設の制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を再処理施設の中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備（第34条 緊急時対策所）により監視及び記録する。火山の影響により降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

(i) MOX燃料加工施設対策班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

(j) 可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電電池と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者の3人、MOX燃料加工施設対策班の班員4人の合計7人にて実施し、本対策実施判断後可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定及び測定値の伝送は1時間30分以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

③ 放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定

放出管理分析設備（アルファ線用放射能測定装置及びベータ

タ線用放射能測定装置)は、通常時から排気モニタリング設備により捕集した試料の放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合は、継続して放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定する。

排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料は、定期的(1日ごと)又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、加工施設から放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備(第35条 通信連絡を行うために必要な設備)により再処理施設の中央制御室に連絡する。この手順のフローチャートを第2.1.8-6図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。(第2.1.8-6表)

b. 操作手順

放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2.1.8-9図に示す。

(a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員(MOX)に排気モニタリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採

取，放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定を指示する。

(b) 放射線対応班の班員（MOX）は，排気モニタリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取，放出管理分析設備による放射性物質の濃度を測定する。

(c) 放射線対応班の班員（MOX）は，測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し，保存する。測定結果及び評価結果は，通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

c. 操作の成立性

上記の対応は，実施責任者，放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員（MOX）2人の合計4人にて実施し，排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備の試料採取実施判断後40分以内で可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処

時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

④ 可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に、放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合は、可搬型放出管理分析設備（可搬型放射能測定装置）により、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。

排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、加工施設から放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

可搬型放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8－6図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 8－6表）

b. 操作手順

可搬型放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定
についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャー
トを2. 1. 8－10図に示す。

- (a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（MOX）に排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集された試料の採取、可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- (b) 放射線対応班の班員（MOX）は、燃料加工建屋に保管している可搬型放出管理分析設備の健全性を確認する。
- (c) 放射線対応班の班員（MOX）は、可搬型放出管理分析設備の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。
- (d) 放射線対応班の班員（MOX）は、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料を回収する。
- (e) 放射線対応班の班員（MOX）は、可搬型放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定する。
- (f) 放射線対応班の班員（MOX）は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員（MOX）2人の合計4人にて実施し、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備の試料採取実施判断後40分以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(2) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定

① 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定

モニタリングポストは、通常時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、通常時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、放射性物質を連続的に捕集及び測定している。

重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されて

いる場合は、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の測定値は、中央監視室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の測定値は、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する。

モニタリングポストによる空間放射線量率の測定並びにダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第2.1.8-11図に示す。

なお、環境モニタリング設備が機能喪失した場合は、以下の対応を行う。

- ・可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定
- ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。（第2.

1.8-6表）

b. 操作手順

環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。

(a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者に環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を指示する。

(b) 放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者は、環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を継続する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者の3人にて実施し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

② 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定

重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により、周辺監視区域境界付近において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。

可搬型環境モニタリング設備データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測

定値は、再処理施設の中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備（第34条 緊急時対策所）により監視及び記録する。

可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型環境モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、

「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機を設置場所に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型環境モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-7図及び第2. 1. 8-11図に示す。

可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点について

は、測定値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。

ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の監視測定用運搬車で運搬できる範囲に設置場所を変更する。

可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例を第2.1.8-12図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2.1.8-6表）

b. 操作手順

可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2.1.8-13図に示す。

(a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（再処理）に可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。

(b) 可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点については、測定値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。

ただし、地震、火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の監視測定用

運搬車で運搬できる範囲に設置場所を変更する。

- (c) 放射線対応班の班員（再処理）は、第1保管庫・貯水所に保管している可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置の健全性を確認する。
- (d) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を監視測定用運搬車に積載し，設置場所まで運搬する。
- (e) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング用発電機に接続し，可搬型環境モニタリング用発電機を起動し，給電する。可搬型環境モニタリング用発電機に必要となる軽油は，軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し，給油することにより，給電開始から7日以上稼働が可能である。
- (f) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型環境モニタリング設備を設置し，周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続測定するとともに，空気中の放射性物質を捕集及び測定する。
- (g) 放射線対応班の班員（再処理）は，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機について，異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常が

ないことを外観点検により確認する。

- (h) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により定期的に再処理施設の中央制御室に連絡する。
- (i) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定値は、再処理施設の制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を再処理施設の中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備（第34条 緊急時対策所）により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境モニタリング設備が復旧した場合は、環境モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を測定、監視及び記録する。
- (j) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型環境モニ

タリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

- (k) 可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電池を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電池と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員（再処理）6人並びに再処理施設の建屋外対応班の班員（以下「建屋外対応班の班員（再処理）」という。）3人の合計12人にて実施し、本対策実施判断後から可搬型環境モニタリング設備（9台）による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は5時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を

確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

- ③ 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度，線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定

重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））により、燃料加工建屋周辺における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するとともに、燃料加工建屋開口部の表面密度の測定を行い、建屋外への漏えいの有無を確認する。

線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種を設定する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備により空気中の放射性物質の濃度，線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-11図に示す。

環境モニタリングに係るアクセスルートを第2. 1. 8-29図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 8-6表）

b. 操作手順

可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8-14図に示す。

(a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（MOX）に可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定の開始を指示する。

(b) 放射線対応班の班員（MOX）は、燃料加工建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備の健全性を確認する。

(c) 放射線対応班の班員（MOX）は、可搬型建屋周辺モニタリング設備の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。

(d) 放射線対応班の班員（MOX）は、燃料加工建屋に

保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）及び中性子線用サーベイメータ（SA）により、線量当量率を測定するとともに、可搬型ダストサンプラ（SA）にダストろ紙をセットし試料捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）により、空気中の放射性物質の濃度を測定する。また、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）により燃料加工建屋開口部の表面密度の測定を行い、建屋外への漏えいの有無を確認する。

（e）放射線対応班の班員（MOX）は、可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定を、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、定期的を実施し、測定結果を記録し、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員（MOX）2人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後1時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作

業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

④ 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定

放射能観測車は、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されている場合は、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。

放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備（第 35 条通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

放射能観測車により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 2. 1. 8-11 図に示す。

なお、放射能観測車が機能喪失した場合は、可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定を行う。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放射能観測車の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。（第2.1.8-6表）

b. 操作手順

放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを2.1.8-15図に示す。

- (a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（再処理）に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。
- (b) 放射線対応班の班員（再処理）は、最大濃度地点又は風下方向において、放射能観測車（搭載機器：空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器）により、空気中の放射性物質の濃度及び線量率を測定する。
- (c) 放射線対応班の班員（再処理）は、放射能観測車による測定結果を記録し、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員（再処理）2人の合計4人にて実

施し，本対策実施判断後2時間以内で可能である。重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては，再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

⑤ 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定

重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）した場合，可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA），中性子線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により，加工施設及びその周辺において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。

可搬型放射能観測設備による測定結果は，通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理

施設の中央制御室に連絡する。

可搬型放射能観測設備により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-11図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放射能観測車の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 8-6表）

b. 操作手順

可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8-16図に示す。

(a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（再処理）に可搬型放射能観測設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。

(b) 放射線対応班の班員（再処理）は、第1保管庫・貯水所に保管している可搬型放射能観測設備の健全性を確認する。

(c) 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型放射能観測設備の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。

(d) 放射線対応班の班員（再処理）は、最大濃度地点又は風下方向において、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーショ

ン) (S A) , ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (S A) 及び中性子線用サーベイメータ (S A) により, 線量当量率を測定するとともに, 可搬型ダスト・よう素サンプラ (S A) にダストろ紙をセットし試料採取し, ガンマ線用サーベイメータ (N a I (T 1) シンチレーション) (S A) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) により, 空気中の放射性物質の濃度を測定する。

(e) 放射線対応班の班員 (再処理) は, 可搬型放射能観測設備による測定結果を記録し, 通信連絡設備 (第35条 通信連絡を行うために必要な設備) により再処理施設の中央制御室に連絡する。なお, 放射能観測車が復旧した場合は, 放射能観測車により放射性物質の濃度を測定する。

c. 操作の成立性

上記の対応は, 実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員 (再処理) 2人の合計4人にて実施し, 本対策実施判断後2時間以内で可能である。重大事故等の対処においては, 通常的安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し, 1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては, 作業場所の線量率の把握及

び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

- ⑥ 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定
- 環境試料測定設備（核種分析装置）は、通常時から加工施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、継続して環境試料測定設備によりダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定する。

ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。この手順のフローチャートを2.1.8-11図に示す。

なお、環境試料測定設備が機能喪失した場合は、以下の対応を行う。

- ・可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定

- a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。（第2.

1. 8－6表）

b. 操作手順

環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8－17図に示す。

- (a) 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- (b) 放射線管理班の班員は、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料を回収する。
- (c) 放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。
- (d) 放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタの試料採取実施判断後作業開始を判断してから2時間50分以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に

応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

⑦ 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定

環境試料測定設備（核種分析装置）は、通常時から加工施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、環境試料測定設備により、加工施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。

なお、環境試料測定設備が機能喪失した場合は、「可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定」を行う。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。また、排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、環境試料測定設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合（第2.

1. 8－6表）。

b. 操作手順

環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8－18図に示す。

- (a) 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- (b) 放射線管理班の班員は、放射線管理班長が指示した場所に移動し、水試料又は土壌試料を採取する。
- (c) 放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。
- (d) 放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うた

めに必要な設備)により緊急時対策所に連絡する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後 2 時間以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

⑧ 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の放射能を測定する。

ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1 日ごと）又は放射性物質の放出のおそれがある場

合に回収し、可搬型試料分析設備により放射能を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、

「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8－7図及び第2. 1. 8－11図に示す。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 8－6表）

b. 操作手順

可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを

第2. 1. 8-19図に示す。

- (a) 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- (b) 放射線管理班の班員は、再処理施設の主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。
- (c) 放射線管理班の班員は、必要に応じて第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、再処理施設の主排気筒管理建屋まで運搬する。
- (d) 放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。
- (e) 放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- (f) 放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。
- (g) 放射線管理班の班員は、ダストモニタ又は可搬型ダ

ストモニタで捕集した試料を回収する。

- (h) 放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。
- (i) 放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境試料測定設備が復旧した場合は、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人、放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員（再処理）3人の合計7人にて実施し、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタの試料採取実施判断後2時間50分以内で可能である。重大事故等の対応においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業

当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

⑨ 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定

重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、加工施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、

「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型試料分析設備により水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。また、排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、環境試料測定設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合。（第2. 1. 8-6表）

b. 操作手順

可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8-20図に示す。

- (a) 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- (b) 放射線管理班の班員は、再処理施設の主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第1保管

庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。

- (c) 放射線管理班の班員は、必要に応じて第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、再処理施設の主排気筒管理建屋まで運搬する。
- (d) 放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。
- (e) 放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- (f) 放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。
- (g) 放射線管理班の班員は、放射線管理班長が指示した場所へ移動し、試料を採取する。
- (h) 放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。
- (i) 放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評

価結果は、通信連絡設備（第 35 条 通信連絡を行うために必要な設備）により緊急時対策所に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境試料測定設備が復旧した場合は、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の 2 人、放射線管理班の班員 2 人並びに建屋外対応班の班員（再処理） 3 人の合計 7 人にて実施し、水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定は、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後 2 時間以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間

及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2. 1. 8. 2. 2. 2 風向，風速その他の気象条件の測定の手順等

重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向，風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。

重大事故等時における気象観測設備又は可搬型気象観測設備による風向，風速その他の気象条件の測定を行う。

(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定

気象観測設備は、敷地内において、風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されている場合は、気象観測設備により風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，その観測値を中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため，測定並びにその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-23 図に示す。

なお，気象観測設備が機能喪失した場合は，以下の対応を行う。

- ・可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定
- ・可搬型風向風速計による風向及び風速の測定

① 手順着手の判断基準

重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。（第2.1.8-6表）

② 操作手順

気象観測設備による気象観測についての手順の概要は以下のとおり。

- a. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者に気象観測設備による気象観測を指示する。
- b. 放射線対応班長及びMOX燃料加工施設現場管理者は、気象観測設備による気象観測を継続する。

③ 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長、MOX燃料加工施設現場管理者の合計3人にて実施し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

(2) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定

重大事故等時に気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）により、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定する。

可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し、観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した観測値は、再処理施設

の中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備（第34条 緊急時対策所）により記録する。

可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型気象観測用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機を設置場所に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型気象観測設備により敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-7図及び第2. 1. 8-23図に示す。

可搬型気象観測設備は、敷地内の大きな障害物のない開けた場所に設置することとする。可搬型気象観測設備の設置場所の例を第2. 1. 8-24図に示す。

① 手順着手の判断基準

重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。(第2.1.8-6表)

② 操作手順

可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2.1.8-25図に示す。

- a. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定の開始を指示する。
- b. 可搬型気象観測設備は、敷地内の大きな障害物のない開けた場所に設置することとし、速やかに設置できるように、あらかじめ候補場所を選定しておく。ただし、建屋外アクセスルートの整備状況及び候補場所の状況に応じて、設置場所を変更することもある。
- c. 放射線対応班の班員（再処理）は、第1保管庫・貯水所に保管している可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用発電機及び可搬型気象観測用データ伝送装置の健全性を確認する。
- d. 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用発電機及び可搬型気象観測用データ伝送装置を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。
- e. 放射線対応班の班員（再処理）は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測用

発電機に接続し，可搬型気象観測用発電機を起動し，給電する。可搬型気象観測用発電機に必要な軽油は，軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し，給油することにより，給電開始から7日以上の稼動が可能である。

- f. 放射線対応班の班員（再処理）は，可搬型気象観測設備を設置し，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測する。
- g. 放射線対応班の班員（再処理）は，可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用発電機について，異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- h. 放射線対応班の班員（再処理）は，可搬型気象観測設備の設置状況及び測定結果を記録し，緊急時対策所への伝送が確立するまでの間，通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により定期的に再処理施設の中央制御室に連絡する。
- i. 放射線対応班の班員（再処理）は，可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し，観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また，伝送した観測値は，再処理施設の制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を再処理施設の中央制御室に設置し，記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備（第34条 緊急時対策所）により記録する。火山の影響により，降灰予報（「や

や多量」以上)を確認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、気象観測設備が復旧した場合は、気象観測設備により気象観測項目を測定、監視及び記録する。

j. 放射線対応班の班員(再処理)は、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

k. 可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電電池とすることで、重大事故等の必要な期間使用できる。

③ 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員(再処理)2人並びに建屋外対応班の班員(再処理)3人の合計8人にて実施し、本対策実施判断後2時間以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業に

においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(3) 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定

重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を設置するまでの間、可搬型風向風速計により、敷地内において風向及び風速を測定する。

可搬型風向風速計による測定結果は、通信連絡設備（第35条 通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

可搬型風向風速計により敷地内において風向及び風速を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-23図に示す。

気象観測に係るアクセスルートを図2. 1. 8-29図に示す。

① 手順着手の判断基準

重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。（第2. 1. 8-6表）

② 操作手順

可搬型風向風速計による風向及び風速の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1.

8-14図に示す。

- a. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（MOX）に可搬型風向風速計による風向及び風速の測定の開始を指示する。
- b. 放射線対応班の班員（MOX）は、燃料加工建屋に保管している可搬型風向風速計の健全性を確認する。
- c. 放射線対応班の班員（MOX）は、可搬型風向風速計により、敷地内の大きな障害物のない開けた場所にて風向及び風速を測定する。

可搬型風向風速計は電源を必要としない。

- d. 放射線対応班の班員（MOX）は、可搬型風向風速計による測定を、可搬型気象観測設備を設置するまでの間、定期的を実施し、測定結果を記録し、通信連絡設備（第35条通信連絡を行うために必要な設備）により再処理施設の中央制御室に連絡する。

③ 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員（MOX）2人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後1時間以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業

においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2. 1. 8. 2. 2. 3 環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等

非常用所内電源系統からの給電が喪失した際は、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。

環境モニタリング用可搬型発電機から給電することにより、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定並びにダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定を開始する。

環境モニタリング設備に対して、可搬型環境モニタリング用発電機により必要な負荷へ電力を供給する。

(1) 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電

重大事故等時に、第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備の機能が維持されている場合、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。

上記給電を継続するために環境モニタリング用可搬型発電

機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、
「2. 1. 7 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

環境モニタリング用可搬型発電機をモニタリングポスト局舎近傍に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

環境モニタリング用可搬型発電機から給電するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第2. 1. 8-11図に示す。

① 手順着手の判断基準

重大事故等時に、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備が機能維持されていると判断した場合。

（第2. 1. 8-6表）

② 操作手順

環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備へ給電する手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8-26図に示す。

- a. 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員（再処理）に環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電の開始を指示する。
- b. 放射線対応班の班員（再処理）は、第1保管庫・貯水所

に保管している環境モニタリング用可搬型発電機の健全性を確認する。

- c. 放射線対応班の班員（再処理）は、環境モニタリング用可搬型発電機を監視測定用運搬車に積載し、モニタリングポスト局舎近傍まで運搬及び設置する。
- d. 放射線対応班の班員（再処理）は、環境モニタリング設備と環境モニタリング用可搬型発電機をケーブルで接続し、環境モニタリング用可搬型発電機を起動する。

環境モニタリング用可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。

- e. 放射線対応班の班員（再処理）は、環境モニタリング設備の受電状態において、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、非常用所内電源系統からの給電が再開した場合は、非常用所内電源系統からの給電に切り替える。

③ 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員（再処理）6人並びに建屋外対応班の班員（再処理）3人の合計12人にて実施し、作

業開始を判断してから5時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

2. 1. 8. 2. 2. 4 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制

重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。

また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。

2. 1. 8. 2. 2. 5 バックグラウンド低減対策の手順

事故後の周辺汚染による測定ができなくなることを避けるため、以下の手段を用いた手順を整備する。

(1) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策

事故後の周辺汚染により、モニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。

① 手順着手の判断基準

重大事故等時に、加工施設から放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合。（第2. 1. 8-6表）

② 操作手順

モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8-21図に示す。

- a. 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員にモニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポストの検出器カバーを養生するよう指示する。
- b. 放射線管理班の班員は、モニタリングポストの汚染の防止に必要な養生シートを準備する。
- c. 放射線管理班の班員は、車両等によりモニタリングポストに移動し、モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止する。

- d. 放射線管理班の班員は、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。
- e. 放射線管理班の班員は、必要に応じて検出器カバーの養生シートを交換する。
- f. 放射線管理班の班員は、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じてモニタリングポスト局舎の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。

③ 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、モニタリングポスト 9 台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから 5 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(2) 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策
事故後の周辺汚染により，可搬型環境モニタリング設備による測定ができなくなることを避けるため，可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。

① 手順着手の判断基準

重大事故等時に，加工施設から放射性物質の放出により，可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合。（第2. 1. 8－6表）

② 操作手順

可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第2. 1. 8－22図に示す。

- a. 放射線管理班長は，手順着手の判断基準に基づき，放射線管理班の班員に可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策として，可搬型環境モニタリング設備の検出器カバーを養生するよう指示する。
- b. 放射線管理班の班員は，可搬型環境モニタリング設備の汚染の防止に必要な養生シートを準備する。
- c. 放射線管理班の班員は，車両等により可搬型環境モニタリング設備の設置場所に移動し，可搬型環境モニタリング設備を設置する際にあらかじめ養生を行っていた場合は，養生シートを取り除いた後，検出器カバーに養生シートを被せ，養生する。

- d. 放射線管理班の班員は，必要に応じて検出器カバーの養生シートを交換する。
- e. 放射線管理班の班員は，バックグラウンドが通常より高い場合には，必要に応じて可搬型環境モニタリング設備の除染，周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。

③ 操作の成立性

上記の対応は，放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し，可搬型環境モニタリング設備 9 台分の検出器カバーの養生作業は，作業開始を判断してから 5 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し，1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに，支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては，再処理施設の中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

(3) 可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策

重大事故等時に可搬型放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、燃料加工建屋を基本とする。また、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、再処理施設の主排気筒管理建屋を基本とする。

ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。

第 2 . 1 . 8 - 3 表 機能喪失を想定する設備と整備する対応

手段, 対処設備, 手順書一覧 (1 / 5)

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
加工放射線濃度の測定	放射性物質の捕集及び濃度の測定	—	排気モニタリング設備 ・排気モニタ ・排気筒 ・グローブボックス排気ダクト ・工程室排気ダクト	重大事故等対処設備 (内的事象) 自主対策設備 (外的事象)	重大事故等発生時対応手順書等にて整備する
	放射性物質の捕集及び濃度の測定	排気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型ダストモニタ	重大事故等対処設備	
	測定値の伝送, 監視及び記録		可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置		
	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電		可搬型発電機 (第 32 条電源設備)		
	捕集した放射能測定	—	放出管理分析設備 ・アルファ線用放射能測定装置 ・ベータ線用放射能測定装置	重大事故等対処設備 (内的事象) 自主対策設備 (外的事象)	
	捕集した放射能測定	放出管理分析設備	可搬型放出管理分析設備 ・可搬型放射能測定装置	重大事故等対処設備	

第2.1.8-3表 機能喪失を想定する設備と整備する対応

手段，対処設備，手順書一覧（2 / 5）

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
周辺区域の放射率及び中性物質の濃度の測定 監視における空間放射線の濃度の測定	空間放射線量率及び空気中の放射性物質の捕集及び測定	—	環境モニタリング設備 ・モニタリングポスト ・ダストモニタ	重大事故等対処設備（内的事象） 自主対策設備（外的事象）	重大事故等発生時対応手順書等にて整備する
	空間放射線量率及び空気中の放射性物質の捕集及び測定	環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計 ・可搬型ダストモニタ	重大事故等対処設備	
	測定値の伝送，監視及び記録		可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置		
	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電		可搬型環境モニタリング用発電機		
	可搬型環境モニタリング設備等の運搬		監視測定用運搬車		
	採取した環境試料の放射性物質濃度の測定	—	環境試料測定設備 ・核種分析装置	重大事故等対処設備（内的事象） 自主対策設備（外的事象）	

第2.1.8-3表 機能喪失を想定する設備と整備する対応

手段，対処設備，手順書一覧（3 / 5）

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
周辺監視区域における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定	採取した環境試料の放射性物質の濃度の測定	環境試料測定設備	可搬型試料分析設備 ・可搬型放射能測定装置 ・可搬型核種分析装置	重大事故等対処設備	重大事故等発生時対応手順書等にて整備する
	可搬型試料分析設備への給電		可搬型排気モニタリング用発電機		
建屋周辺の放射線量率，空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定（※1）		環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・ガンマ線用サーベイメータ（SA） ・中性子線用サーベイメータ（SA） ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） ・可搬型ダストサンプラ（SA）	重大事故等対処設備	
敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定		—	放射能観測車	重大事故等対処設備（内的事象） 自主対策設備（外的事象）	
		放射能観測車	可搬型放射能観測設備 ・ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ・ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） ・中性子線用サーベイメータ（SA） ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） ・可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	重大事故等対処設備	

第2.1.8-3表 機能喪失を想定する設備と整備する対応
手段，対処設備，手順書一覧（4 / 5）

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
敷地内の 気象条件 の測定	風向，風速 その他気象 条件の測定	—	気象観測設備 ・風向風速計 ・日射計 ・放射収支計 ・雨量計	重大事故等 対処設備 （内的 事象） 自主対 策設備 （外的 事象）	重大事故等 発生時対応 手順書等にて 整備する
	風向，風速 その他気象 条件の測定	気象観測 設備	可搬型気象観測設備 ・風向風速計 ・日射計 ・放射収支計 ・雨量計	重大事 故等対 処設備	
	観測値の伝 送，監視及 び記録		可搬型気象観測用デー タ伝送装置 可搬型データ表示装置		
	可搬型気象 観測設備及 び可搬型気 象観測用デー タ伝送装置への給電		可搬型気象観測用発電 機	重大事 故等対 処設備	
	可搬型気象 観測設備等 の運搬		監視測定用運搬車	重大事 故等対 処設備	
敷地内の風向及び風速 の測定（※2）		気象観測 設備	可搬型風向風速計	重大事 故等対 処設備	

第2.1.8-3表 機能喪失を想定する設備と整備する対応
手段，対処設備，手順書一覧（5 / 5）

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
環境モニタリング設備への環境モニタリング用代替電源からの給電	環境モニタリング設備への給電	第1非常用ディーゼル発電機B	環境モニタリング用可搬型発電機	重大事故等対処設備	重大事故等発生時対応手順書等にて整備する
	環境モニタリング用可搬型発電機の運搬		監視測定用運搬車	重大事故等対処設備	
バックグラウンド低減対策		—	養生シート	資機材	

- ※1 環境モニタリング設備が機能喪失した場合，可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間，実施する。
- ※2 気象観測設備が機能喪失した場合，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，実施する。

第 2 . 1 . 8 - 4 表

重大事故等の対処に必要な監視項目 (1 / 4)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
2 . 1 . 8 . 3 . 1 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 (1) 加工施設における放射性物質の濃度の測定			
① 排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	排気モニタリング設備 ・排気モニタ	$1 \sim 10^5 \text{min}^{-1}$
② 可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型ダストモニタ	$0 \sim 9999.9 \text{min}^{-1}$
③ 放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	放射性物質の濃度 (粒子)	アルファ線用放射能測定装置	$\text{B. G.} \sim 999.9 \text{kmin}^{-1}$
		ベータ線用放射能測定装置	$\text{B. G.} \sim 999.9 \text{kmin}^{-1}$
③ 可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	$\text{B. G.} \sim 100 \text{kmin}^{-1}$ (アルファ線) $\text{B. G.} \sim 300 \text{kmin}^{-1}$ (ベータ線)

第 2 . 1 . 8 - 4 表

重大事故等の対処に必要な監視項目 (2 / 4)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
2 . 1 . 8 . 3 . 1 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 (2) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定			
① 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	線量率	モニタリングポスト	低レンジ $10^{-2} \sim 10^1 \mu \text{Gy/h}$ 高レンジ $10^0 \sim 10^5 \mu \text{Gy/h}$
	放射能レベル (粒子)	ダストモニタ	アルファ線, ベータ線 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$ (連続集塵, 連続測定時)
② 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	線量率	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計	B. G. $\sim 100 \text{mSv/h}$ 又は mGy/h
	放射能レベル (粒子)	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型ダストモニタ	B. G. $\sim 99.9 \text{kmin}^{-1}$
③ 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度, 線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定	線量率	可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・ガンマ線用サーベイメータ (S A)	$0.0001 \sim 1000 \text{mSv/h}$
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・中性子線用サーベイメータ (S A)	$0.01 \sim 10000 \mu \text{Sv/h}$
	放射性物質の濃度 (粒子) 表面密度	可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)	B. G. $\sim 100 \text{kmin}^{-1}$ (アルファ線) B. G. $\sim 300 \text{kmin}^{-1}$ (ベータ線)

第 2 . 1 . 8 - 4 表

重大事故等の対処に必要な監視項目 (3 / 4)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
2 . 1 . 8 . 3 . 1 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 (2) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定			
④ 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	線量率	空間放射線量率測定器 (Na I (T l) シンチレーション)	B. G. ~ 10 μ Gy/h
		空間放射線量率測定器 (電離箱)	1 ~ 300000 μ Gy/h
		中性子線用サーベイメータ	0. 01 ~ 10000 μ Sv/h
	放射性物質の濃度 (粒子)	放射能測定器 (ダスト)	0. 01 ~ 999999 s ⁻¹ (アルファ線) 0. 1 ~ 999999 s ⁻¹ (ベータ線)
	放射性物質の濃度 (放射性よう素)	放射能測定器 (よう素)	0. 1 ~ 999999 s ⁻¹
⑤ 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	線量率	ガンマ線用サーベイメータ (Na I (T l) シンチレーション) (S A)	B. G. ~ 30 μ Sv/h
		ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (S A)	0. 001 ~ 300 mSv/h
		中性子線用サーベイメータ (S A)	0. 01 ~ 10000 μ Sv/h
	放射性物質の濃度 (粒子)	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)	B. G. ~ 100 km ⁻¹ (アルファ線) B. G. ~ 300 km ⁻¹ (ベータ線)
⑥ 環境試料測定設備による空気中放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	核種分析装置 (ガンマ線)	30 ~ 10000 keV
⑦ 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	核種分析装置 (ガンマ線)	30 ~ 10000 keV

第 2 . 1 . 8 - 4 表

重大事故等の対処に必要な監視項目 (4 / 4)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
2 . 1 . 8 . 3 . 1 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 (2) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定			
⑧ 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	B. G. ~ 99.9kmin ⁻¹
		可搬型核種分析装置 (ガンマ線)	27.5 ~ 11000keV
⑨ 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	B. G. ~ 99.9kmin ⁻¹
		可搬型核種分析装置 (ガンマ線)	27.5 ~ 11000keV
2 . 1 . 8 . 3 . 2 風向, 風速その他の気象条件の測定の手順等			
(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定	風向, 風速その他 気象条件	気象観測設備 ・ 風向風速計	地上 10m 風向 : 16 方位 風速 : 0 ~ 90m / s 地上 150m 風向 : 16 方位 風速 : 0 ~ 30m / s
		気象観測設備 ・ 日射計	0 ~ 1.50kW / m ²
		気象観測設備 ・ 放射収支計	-0.3 ~ 1.2kW / m ²
		気象観測設備 ・ 雨量計	0.5mm ごとの計測
(2) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	風向, 風速その他 気象条件	可搬型気象観測設備 ・ 風向風速計	風向 : 16 方位 風速 : 0 ~ 90m / s
		可搬型気象観測設備 ・ 日射計	0 ~ 2.00kW / m ²
		可搬型気象観測設備 ・ 放射収支計	-0.714 ~ 1.50kW / m ²
		可搬型気象観測設備 ・ 雨量計	0.5mm 毎の計測
(3) 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	風向及び風速	可搬型風向風速計	風向 : 8 方位 風速 : 2 ~ 30m / s

第 2. 1. 8 - 5 表

審査基準における要求事項ごとの給電対策設備

対象条文	供給対象設備	給電元
2. 1. 8 監視測定等に関する手順等	代替モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	代替電源設備 ・可搬型発電機
	代替試料分析関係設備 ・可搬型核種分析装置	代替試料分析関係設備 ・可搬型排気モニタリング用発電機
	代替モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	代替モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング用発電機
	代替気象観測設備 ・可搬型気象観測設備 ・可搬型気象観測用データ伝送装置	代替気象観測設備 ・可搬型気象観測用発電機
	環境モニタリング設備 ・モニタリングポスト ・ダストモニタ	・環境モニタリング用可搬型発電機 ・非常用所内電源系統

第2.1.8-6表 各手順の判断基準（1 / 5）

手順		着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
加工施設における放射性物質の濃度の測定	排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	排気モニタリング設備の機能が維持されている場合	監視を継続する。	—	
	可搬型排気モニタリング設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	以下のいずれかにより、排気モニタリング設備が機能喪失した場合 ①排気モニタリング設備の電源が喪失（放射線監視盤にて確認） ②排気モニタリング設備の故障警報が発生（放射線監視盤にて確認） ③放射線監視盤の電源が喪失	準備完了後、閉じ込める機能の回復に係る対策を行う場合に実施する。	排気モニタリング設備が復旧した場合	
	放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	放出管理分析設備の機能が維持されている場合	試料採取後、測定を実施する。	—	
	可搬型放出管理分析設備による加工施設から放出される放射性物質の濃度の代替測定	以下のいずれかにより、放出管理分析設備が機能喪失した場合 ①放出管理分析設備の電源が喪失 ②放出管理分析設備が故障	代替設備の準備完了及び試料採取後測定を実施する。	放出管理分析設備が復旧した場合	

第2.1.8-6表 各手順の判断基準（2/5）

手順		着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
周視による放射性物質の濃度及び線量の測定	環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	環境モニタリング設備の機能が維持されている場合。	監視を継続する。	—	
	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	以下のいずれかにより、環境モニタリング設備が機能喪失した場合 ①モニタリングポスト又はダストモニタの電源が喪失（環境監視盤にて確認） ②モニタリングポスト又はダストモニタの故障警報が発生（環境監視盤にて確認） ③環境監視盤の電源が喪失（環境監視盤にて確認）	準備完了後、直ちに実施する。	環境モニタリング設備が復旧した場合	
	可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の代替測定	以下のいずれかにより、環境モニタリング設備が機能喪失した場合 ①モニタリングポスト又はダストモニタの電源が喪失（環境監視盤にて確認） ②モニタリングポスト又はダストモニタの故障警報が発生（環境監視盤にて確認） ③環境監視盤の電源が喪失（環境監視盤にて確認）	準備完了後、直ちに実施する。	可搬型環境モニタリング設備の設置が完了した場合	
	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	放射能観測車の機能（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）が維持されている場合。	放射性物質の放出のおそれの確認された場合、実施する。	—	
	可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	以下のいずれかにより、放射能観測車が機能喪失した場合 ①放射能観測車に搭載している機器の測定機能が喪失 ②放射能観測車の走行機能が喪失	代替設備の準備完了後、放射性物質の放出のおそれの確認された場合、実施する。	放射能観測車が復旧した場合	
	環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定	環境試料測定設備の機能が維持されている場合。	試料採取後、測定を実施する。	—	

第2.1.8-6表 各手順の判断基準 (3/5)

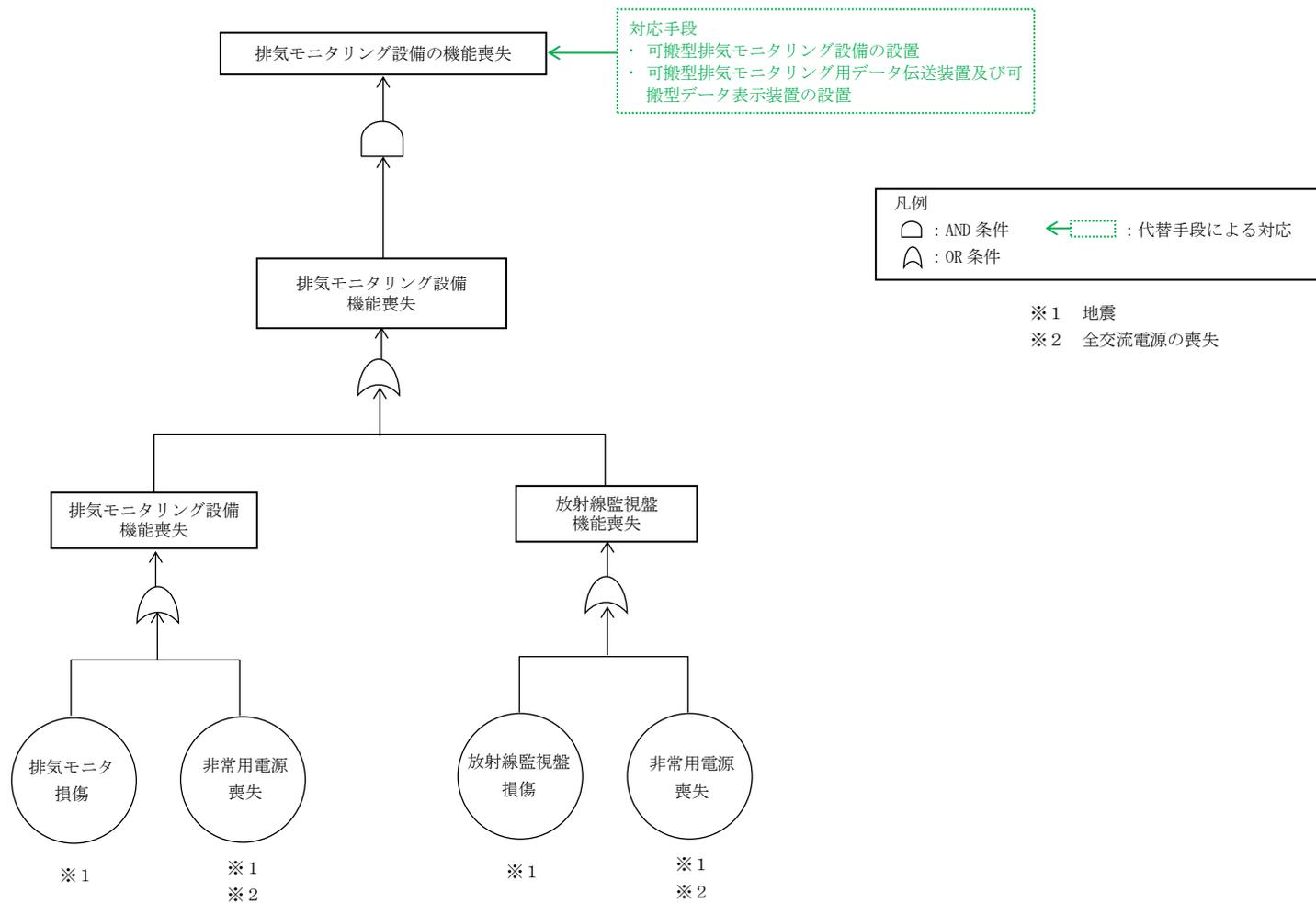
手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考	
周辺区域における放射性物質の濃度の測定 周辺区域における放射性物質の濃度の測定 周辺区域における放射性物質の濃度の測定	可搬型試料分析設備による周辺監視区域における空気中の放射性物質の濃度の代替測定	以下のいずれかにより、環境試料測定設備が機能喪失した場合 ①環境試料測定設備の電源が喪失 ②環境試料測定設備が故障	代替設備の準備完了後及び試料採取後、測定を実施する。	環境試料測定設備が復旧した場合	
	環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	環境試料測定設備の機能が維持されている場合。 また、排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合。	加工施設及びその周辺において、水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、実施する。	-	
	可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	以下のいずれかにより、環境試料測定設備が機能喪失した場合。 ①環境試料測定設備の電源が喪失 ②環境試料測定設備が故障 また、排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合。	加工施設及びその周辺において、水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、実施する。	環境試料測定設備が復旧した場合	

第2.1.8-6表 各手順の判断基準（4/5）

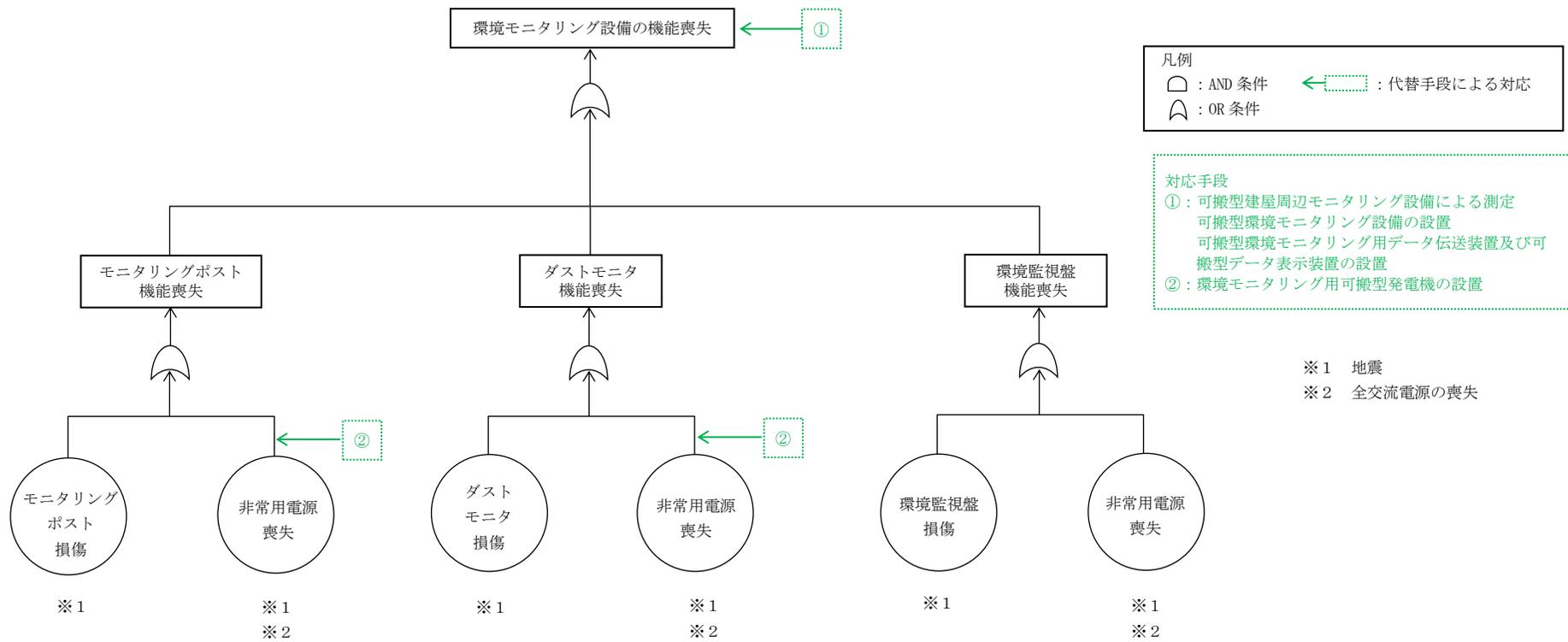
手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考	
風向，風速 その他の気象条件の測定	気象観測設備による気象観測項目の測定	気象観測設備の機能が維持されている場合。	監視を継続する。	—	
	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	以下のいずれかにより，気象観測設備が機能喪失した場合 ①気象観測設備の電源が喪失（ <u>気象盤にて確認</u> ） ②気象観測設備の故障警報が発生（ <u>気象盤にて確認</u> ） ③環境監視盤の電源が喪失（ <u>気象盤にて確認</u> ）	準備完了後，直ちに実施する。	気象観測設備が復旧した場合	
	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	以下のいずれかにより，気象観測設備が機能喪失した場合 ①気象観測設備の電源が喪失（ <u>環境監視盤にて確認</u> ） ②気象観測設備の故障警報が発生（ <u>環境監視盤にて確認</u> ） ③環境監視盤の電源が喪失（ <u>環境監視盤にて確認</u> ）	準備完了後，直ちに実施する。	可搬型気象観測設備の設置が完了した場合	
環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電	環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電	非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し，無停電電源装置により給電され，環境モニタリング設備の機能が維持されている場合	準備完了後，直ちに実施する。	非常用所内電源系統からの給電が再開した場合	

第 2 . 1 . 8 - 6 表 各手順の判断基準 (5 / 5)

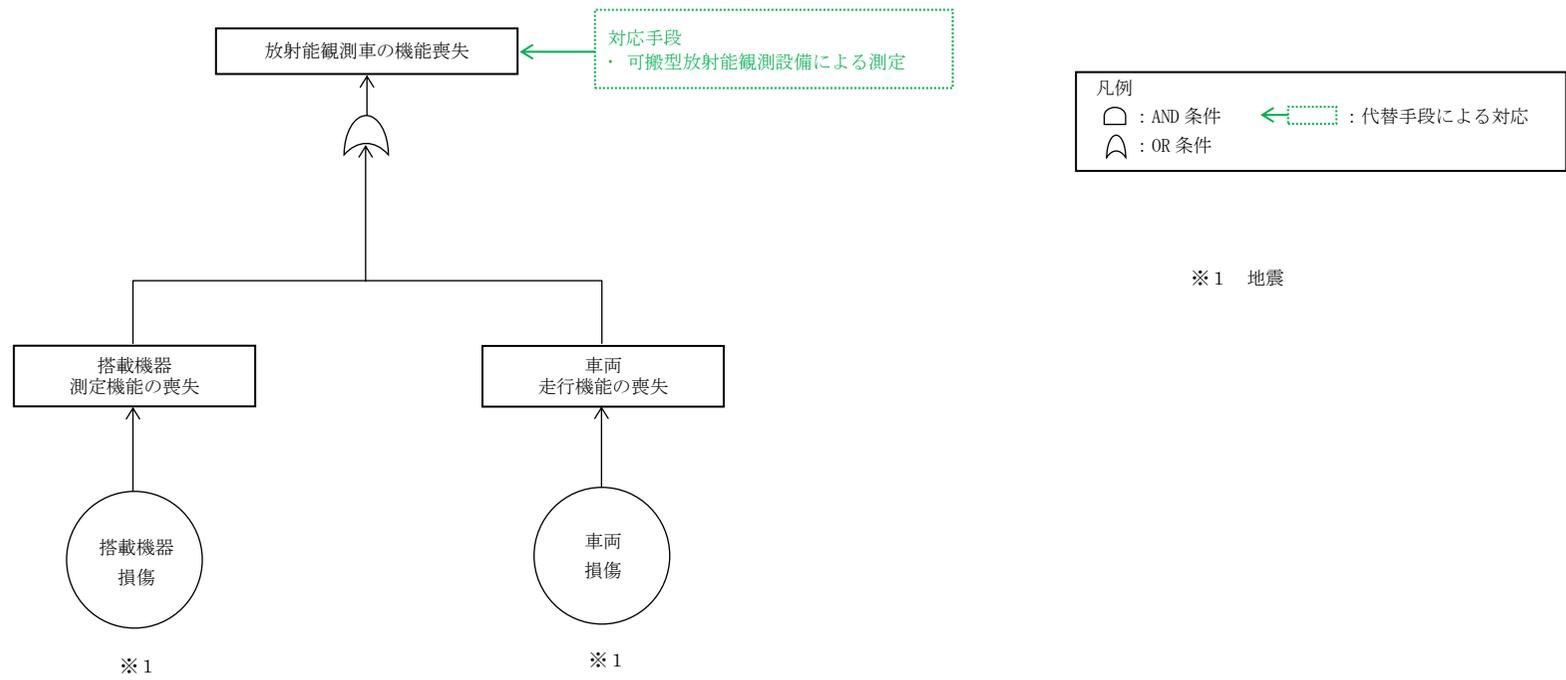
手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	加工施設から放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合。	準備完了後、直ちに実施する。	加工施設から放射性物質の放出が収まった場合	
可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策	加工施設から放射性物質の放出により、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合。	空間放射線量率の上昇後、実施する	加工施設から放射性物質の放出が収まった場合	



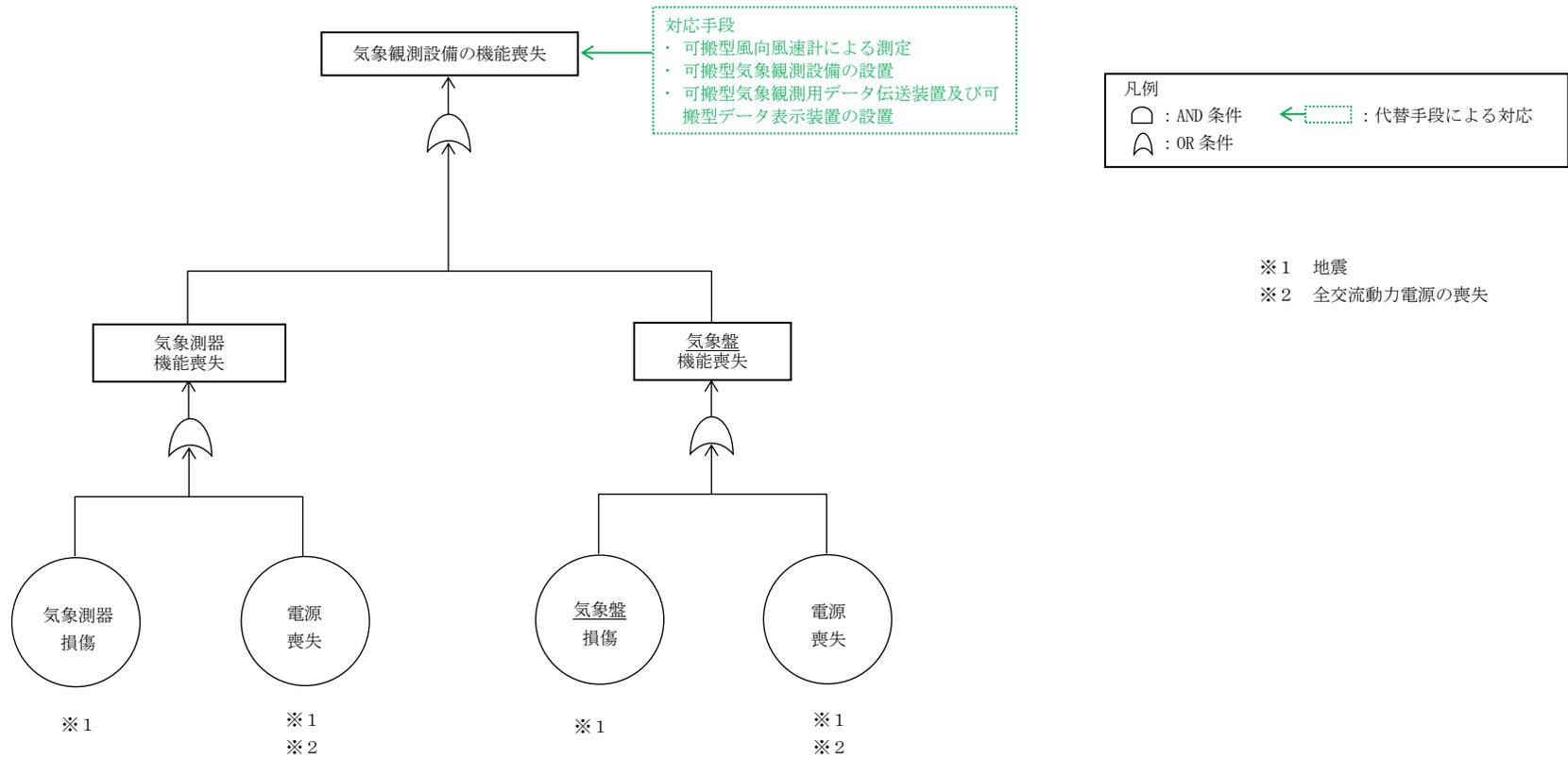
第2. 1. 8 - 1 図 機能喪失原因対策分析 (排気モニタリング設備)



第2. 1. 8 - 2 図 機能喪失原因対策分析 (環境モニタリング設備)



第2. 1. 8 - 3 図 機能喪失原因対策分析 (放射能観測車)



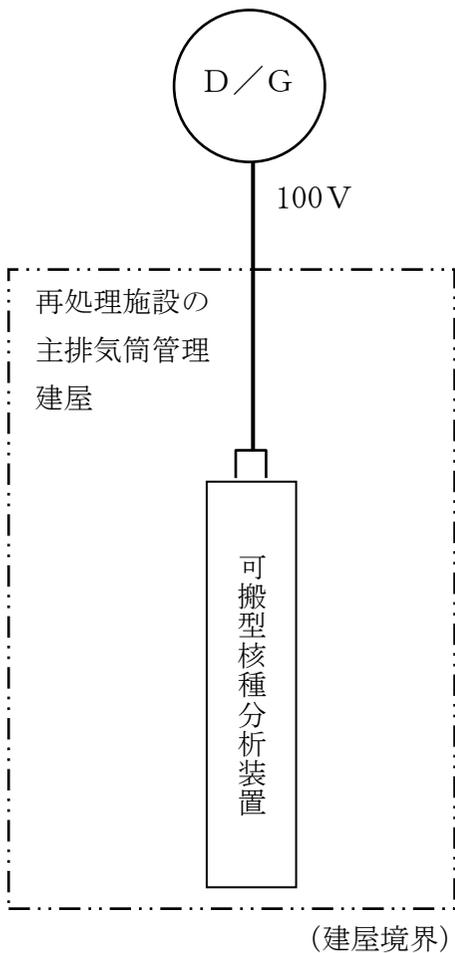
第2. 1. 8 - 4 図 機能喪失原因対策分析（気象観測設備）

凡例

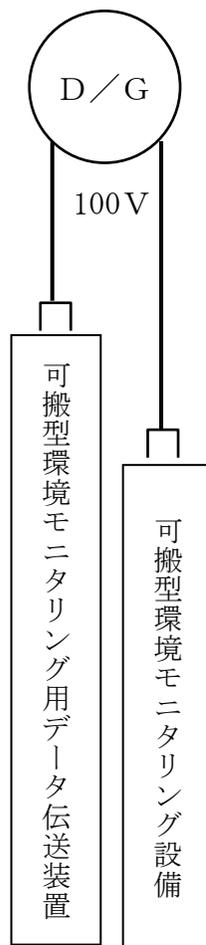
□ : 接続口

— : 電源ケーブル

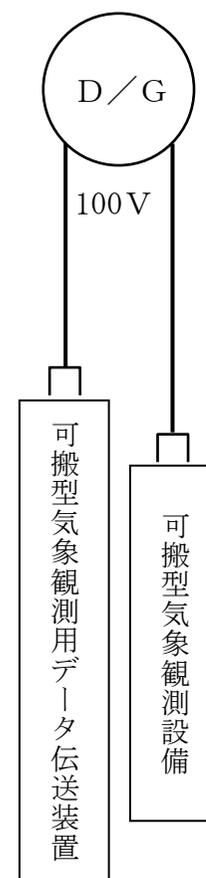
代替試料分析関係設備
可搬型排気モニタリング用発電機



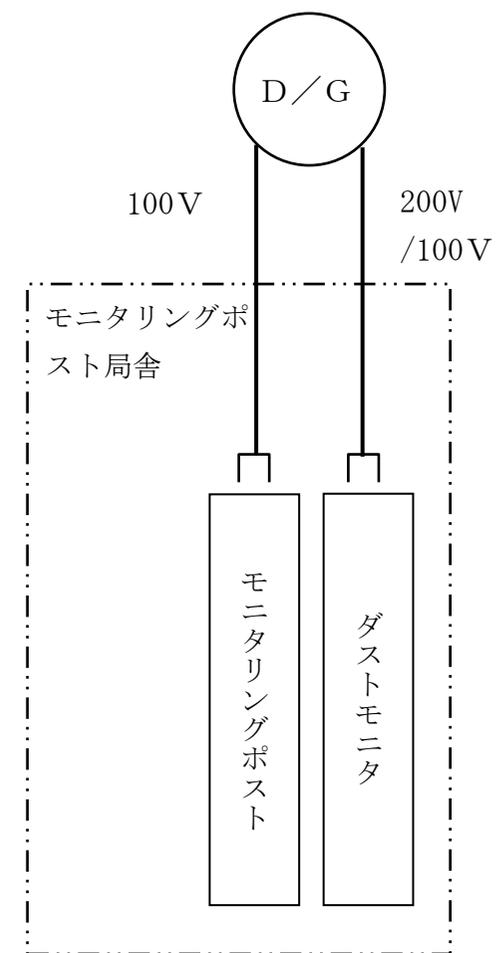
代替モニタリング設備
可搬型環境モニタリング用発電機



代替気象観測設備
可搬型気象観測用発電機

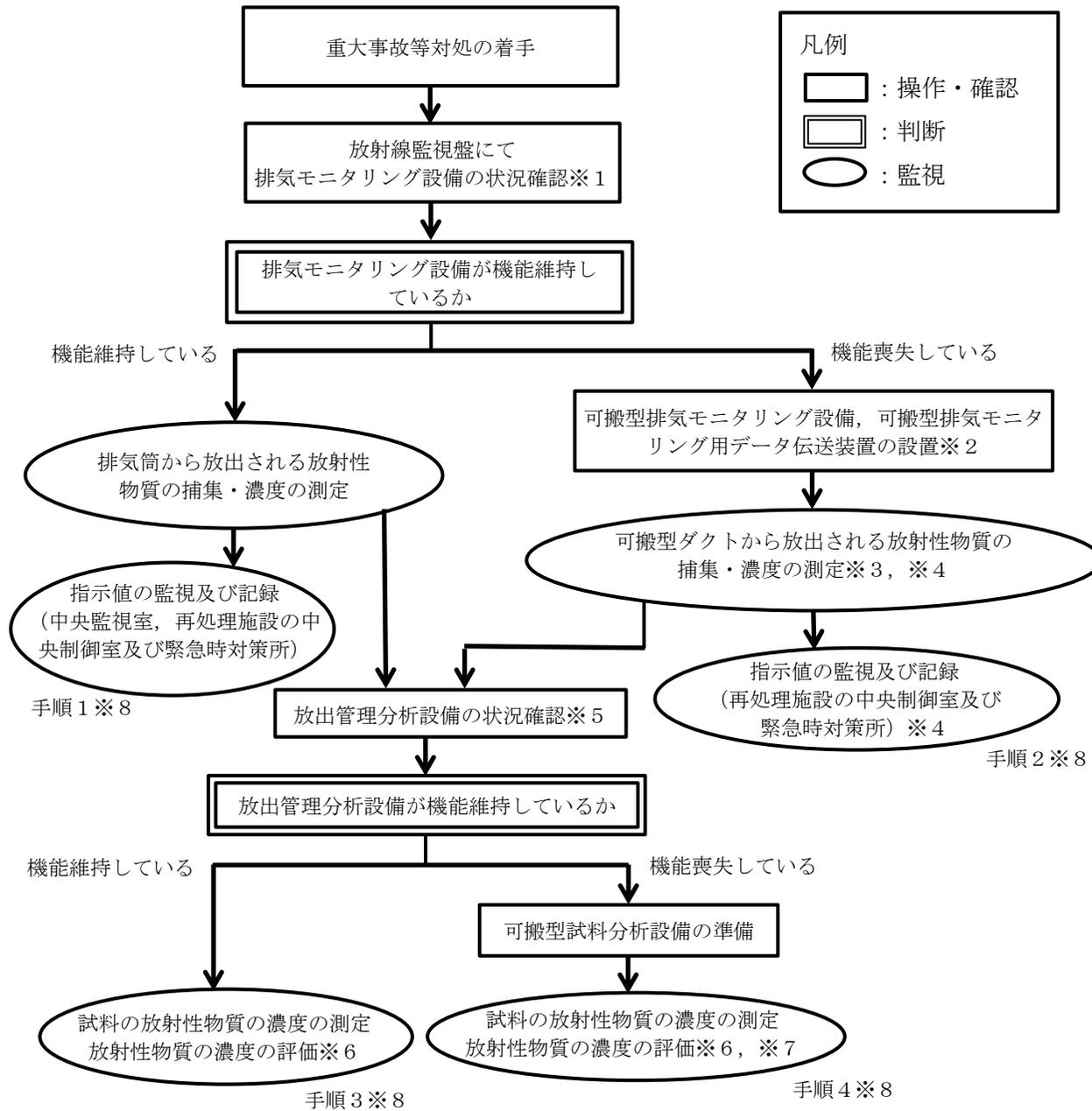


環境モニタリング用
可搬型発電機



第2.1.8-5図 可搬型発電機接続時の系統図

(可搬型発電機, 環境モニタリング用可搬型発電機接続時)



凡例

- : 操作・確認
- : 判断
- : 監視

※1
・放射線監視盤の状況を確認し、電源が喪失している又は故障警報が発生している場合は、排気モニタリング設備が機能喪失したと判断する。

※2
・可搬型排気モニタリング設備を可搬型ダクトに接続する。

※3
・閉じ込める機能の回復に係る対策を行う場合に実施する。

※4
・排気モニタリング設備が復旧した場合、排気モニタリング設備により、測定、監視及び記録を行う。

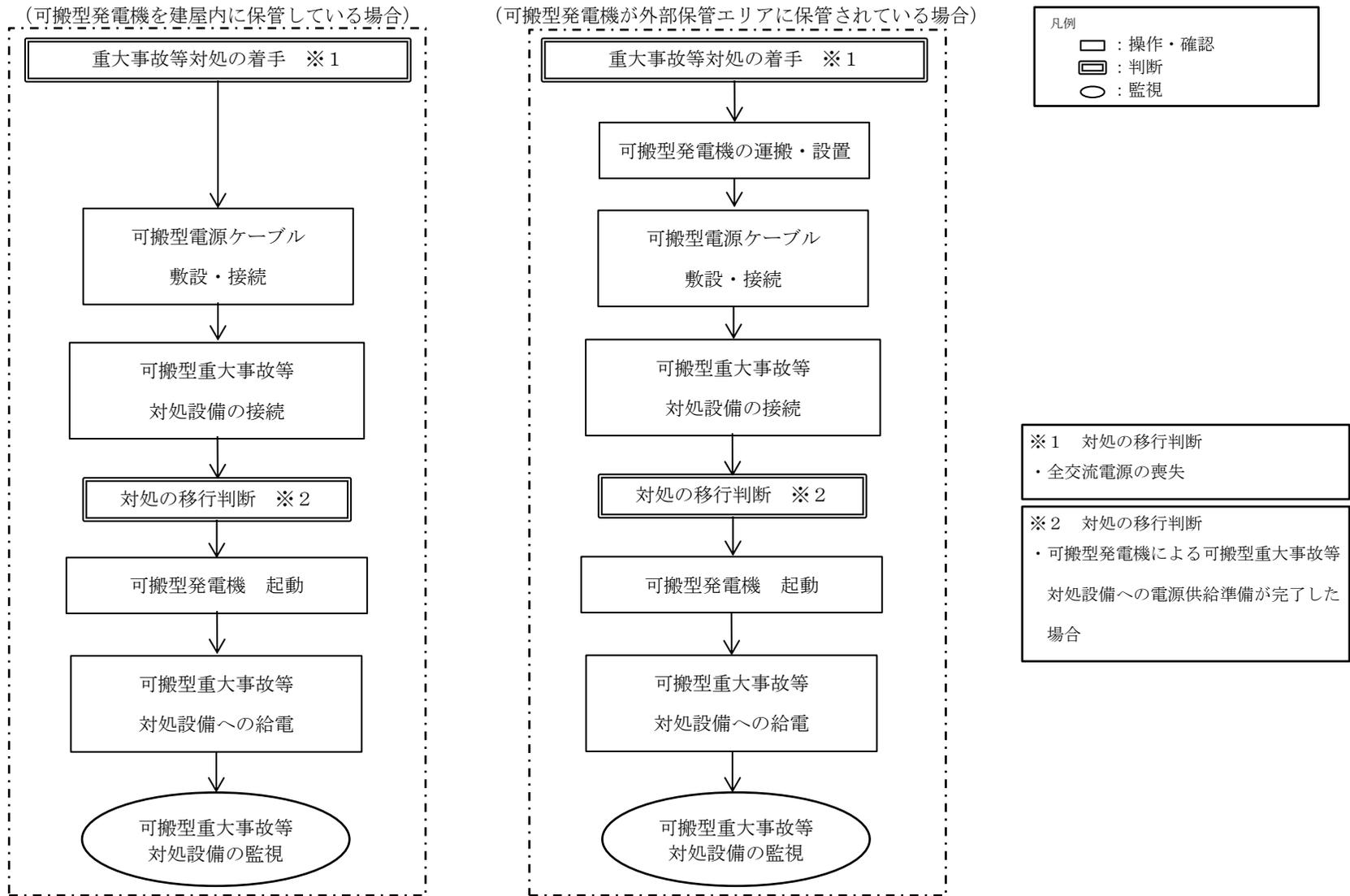
※5
・放出管理分析設備の状況を確認し、電源が喪失している又は故障している場合は、当該設備が機能喪失したと判断する。

※6
・排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備で捕集した試料は、定期的又は放射性物質の放出のおそれがある場合に、回収して測定する。

※7
・放出管理分析設備が復旧した場合、放出管理分析設備により測定を行う。

※8
・2.1.8-2表の手順等の番号。

第2.1.8-6図 排気モニタリングの手順の概要



第2.1.8-7図 可搬型発電機による給電手順の概要

	作業番号	作業	対応要員・要員数		所要時間 (時:分)	経過時間(時:分)										備考		
						0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40		1:50	2:00
						▽活動開始					▽1時間30分 設置完了							
加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定	1	対策活動の指揮	実施責任者	1	1:30													
	2	要員の指揮等	放射線対応班長	1	1:30													
	3	要員の指揮等	MOX燃料加工施設現場管理者	1	1:30													
	4	可搬型排気モニタリング設備設置	MOX燃料加工施設対策班の班員	2	1:00													
	5	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置設置	MOX燃料加工施設対策班の班員	2	1:30													

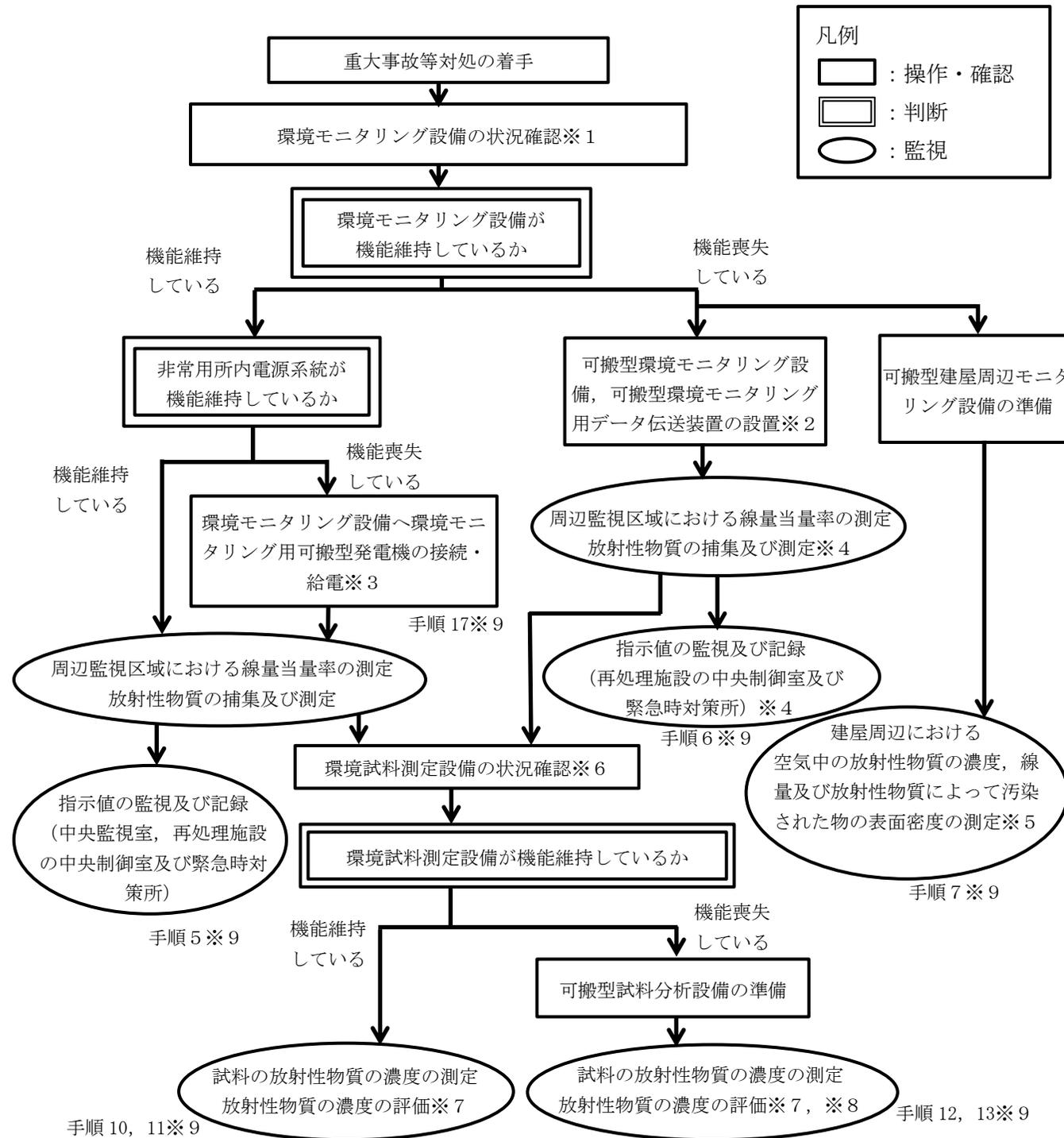
第 2 . 1 . 8 - 8 図 可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の代替測定のタイムチャート

作業番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0:05	0:10	0:15	0:20	0:25	0:30	0:35	0:40	0:45	0:50	0:55	1:00		
				▽ 40分 測定完了													
排気モニタリング設備 又は可搬型排気モニ タリング設備で捕集し た放射性物質の濃度 の測定	1 対策活動の指揮	実施責任者	1	0:40	[Activity bar from 0:00 to 0:40]												
	2 要員の指揮等	放射線対応班長	1	0:40	[Activity bar from 0:00 to 0:40]												
	3 試料回収	放射線対応班の班員 (MOX)	2	0:30	[Activity bar from 0:00 to 0:30]												
	4 試料測定	放射線対応班の班員 (MOX)	2	0:10	[Activity bar from 0:00 to 0:10]												

第2.1.8-9図 放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート

作業番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0:05	0:10	0:15	0:20	0:25	0:30	0:35	0:40	0:45	0:50	0:55	1:00		
1	対策活動の指揮	実施責任者	1	0:40													
2	要員の指揮等	放射線対応班長	1	0:40													
3	試料回収	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:30													
4	試料測定	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:10													

第2.1.8-10図 可搬型放出管理分析設備による放射性物質の濃度の代替測定のタイムチャート



凡例

- : 操作・確認
- : 判断
- : 監視

※1
 ・環境監視盤の状況確認により、電源が喪失している又は故障警報が発生している場合は、環境モニタリング設備が機能喪失したと判断する。

※2
 ・可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）による代替測定地点については、指示値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。
 ・設置の順番は、風下方向を優先する。
 環境モニタリング設備により風下方向が監視できている場合は、監視できていない方角を優先的に設置する。

※3
 ・環境モニタリング用可搬型発電機の設置位置である環境モニタリング設備の近傍への移動ルートが通行できない場合は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定を可搬型環境モニタリング設備により実施する。
 その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、環境モニタリング設備の近傍に設置する。
 なお、非常用所内電源系統からの給電が再開した場合は、非常用所内電源系統からの給電に切り替える。

※4
 ・環境モニタリング設備が復旧した場合、環境モニタリング設備により、測定、監視及び記録を行う。

※5
 ・可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、定期的に測定する。

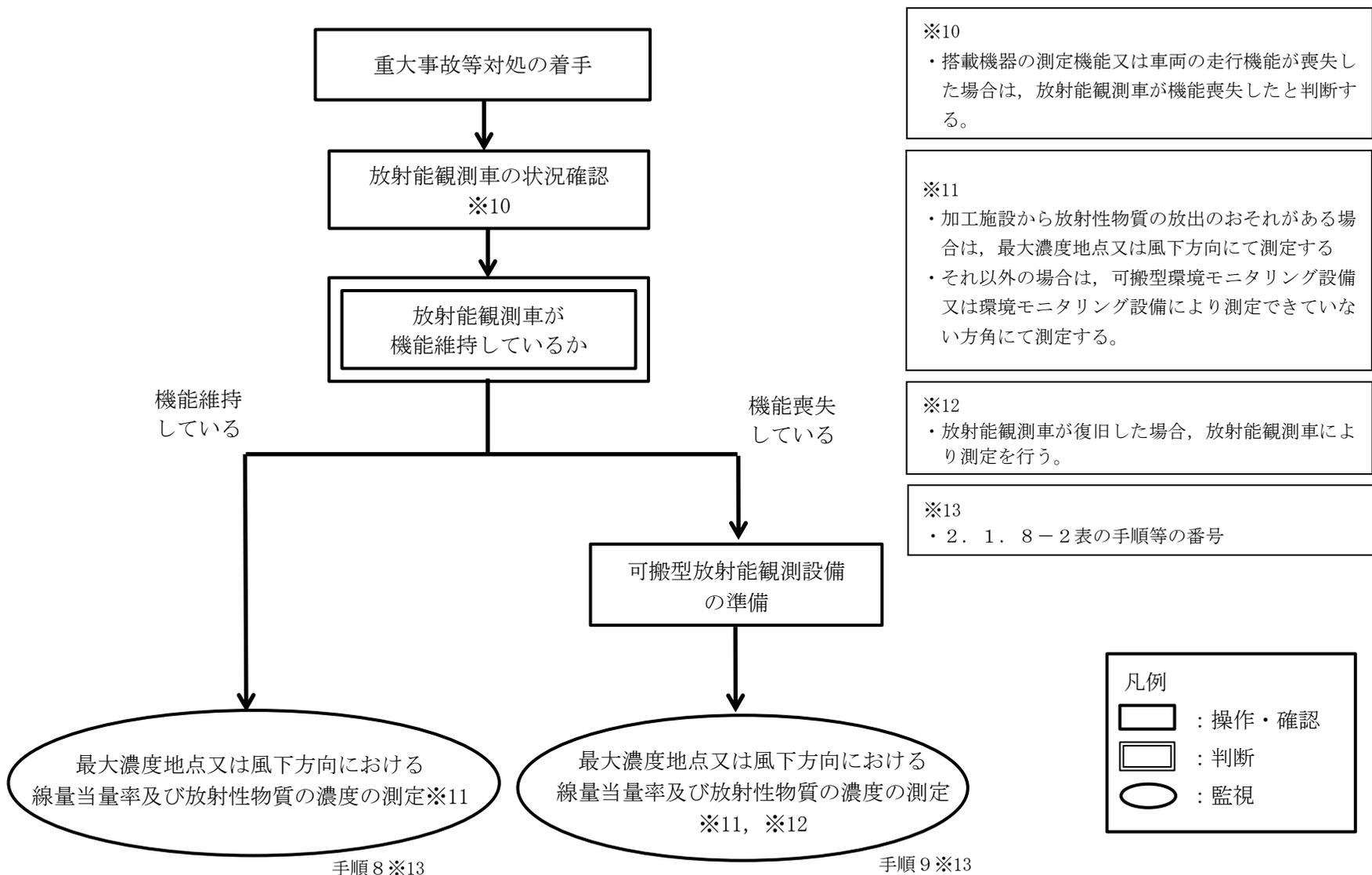
※6
 ・環境試料測定設備の状況を確認し、電源が喪失している又は故障している場合は、当該設備が機能喪失したと判断する。

※7
 ・ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的又は放射性物質の放出のおそれがある場合に試料を回収して、測定する。
 ・加工施設及びその周辺における水試料及び土壌試料は、加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあり、放射性物質の濃度の測定が必要な場合に採取し、測定する。

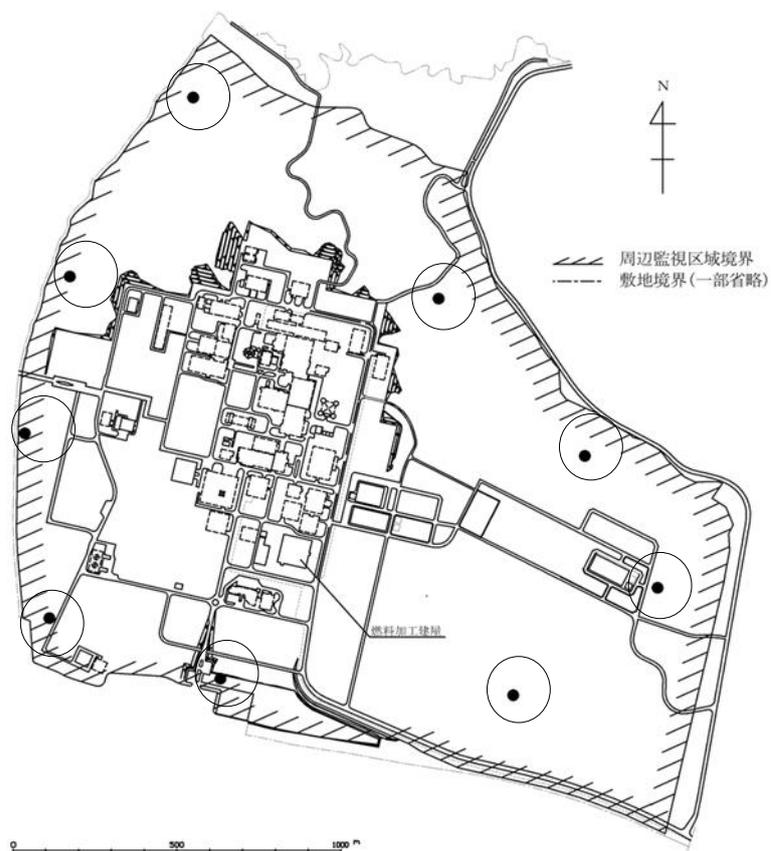
※8
 ・環境試料測定設備が復旧した場合、環境試料測定設備により測定を行う。

※9
 ・2.1.8-2表の手順等の番号。

第2.1.8-11 図 環境モニタリングの手順の概要 (1/2)



第2.1.8-11図 環境モニタリングの手順の概要 (2/2)



- 可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例
- 環境モニタリング設備

第 2 . 1 . 8 - 12 図 可搬型環境モニタリング設備の設置場所
の例

作業番号	作業	要員数	所要時間(時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30	6:00		
				▽ 活動開始													
1	対策活動の指揮	実施責任者	1	-													
2	要員の指揮等	放射線対応班長	1	-													
3	要員の指揮等	建屋外対応班長	1	-													
4	重大事故等対応設備への燃料補給	建屋外対応班の班員(再処理)	3	-													
5	事前打合せ	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
6	制御建屋→外部保管エリアへ移動	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:10													
7	監視測定用運搬車及び資機材準備、積載	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:30													
8	外部保管エリア→MP1へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
9	MP1へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
10	MP1→MP2へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
11	MP2へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
12	MP2→MP3へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
13	MP3へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
14	MP3→緊急時対策所へ移動	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
15	緊急時対策所へ伝送装置設置、指示値の受信、監視及び記録	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
16	事前打合せ	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
17	制御建屋へケーブル敷設、表示装置設置	放射線対応班の班員(再処理)	2	1:00													
18	制御建屋→外部保管エリアへ移動	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:10													
19	監視測定用運搬車及び資機材準備、積載	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:30													
20	外部保管エリア→MP6へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
21	MP6へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
22	MP6→MP7へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
23	MP7へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
24	MP7→MP8へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
25	MP8へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
26	事前打合せ	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
27	制御建屋→外部保管エリアへ移動	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:10													
28	監視測定用運搬車及び資機材準備、積載	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:30													
29	外部保管エリア→MP9へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:30													
30	MP9へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
31	MP9→MP5へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:30													
32	MP5へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													
33	MP5→MP4へ移動、荷卸	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:30													
34	MP4へ設置及び測定開始、指示値の伝達	放射線対応班の班員(再処理)	2	0:20													

第2.1.8-13 図 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のタイムチャート

作業番号	作業	要員数	所要時間(時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0:05	0:10	0:15	0:20	0:25	0:30	0:35	0:40	0:45	0:50	0:55	1:00		
				▽活動開始													▽1時間測定完了
建屋周辺の空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定 敷地内の風向及び風速の測定	1 対策活動の指揮	実施責任者	1	1:00	[Bar chart showing activity from 0:00 to 1:00]												※:大規模損壊発生時は、線量率(ガンマ線、中性子線)を測定する。
	2 要員の指揮等	放射線対応班長	1	1:00	[Bar chart showing activity from 0:00 to 1:00]												
	3 燃料加工建屋玄関線量率(ガンマ線)の測定 放射性物質の捕集・測定	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:15	[Bar chart showing activity from 0:00 to 0:15]												
	4 燃料加工建屋(北)移動表面密度等の測定※	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:10	[Bar chart showing activity from 0:10 to 0:20]												
	5 燃料加工建屋(西)移動表面密度等の測定※	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:10	[Bar chart showing activity from 0:20 to 0:30]												
	6 燃料加工建屋(南)移動表面密度等の測定※	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:10	[Bar chart showing activity from 0:30 to 0:40]												
	7 燃料加工建屋(東)移動表面密度等の測定※	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:10	[Bar chart showing activity from 0:40 to 0:50]												
	8 風向・風速の測定	放射線対応班の班員(MOX)	2	0:05	[Bar chart showing activity from 0:50 to 1:00]												

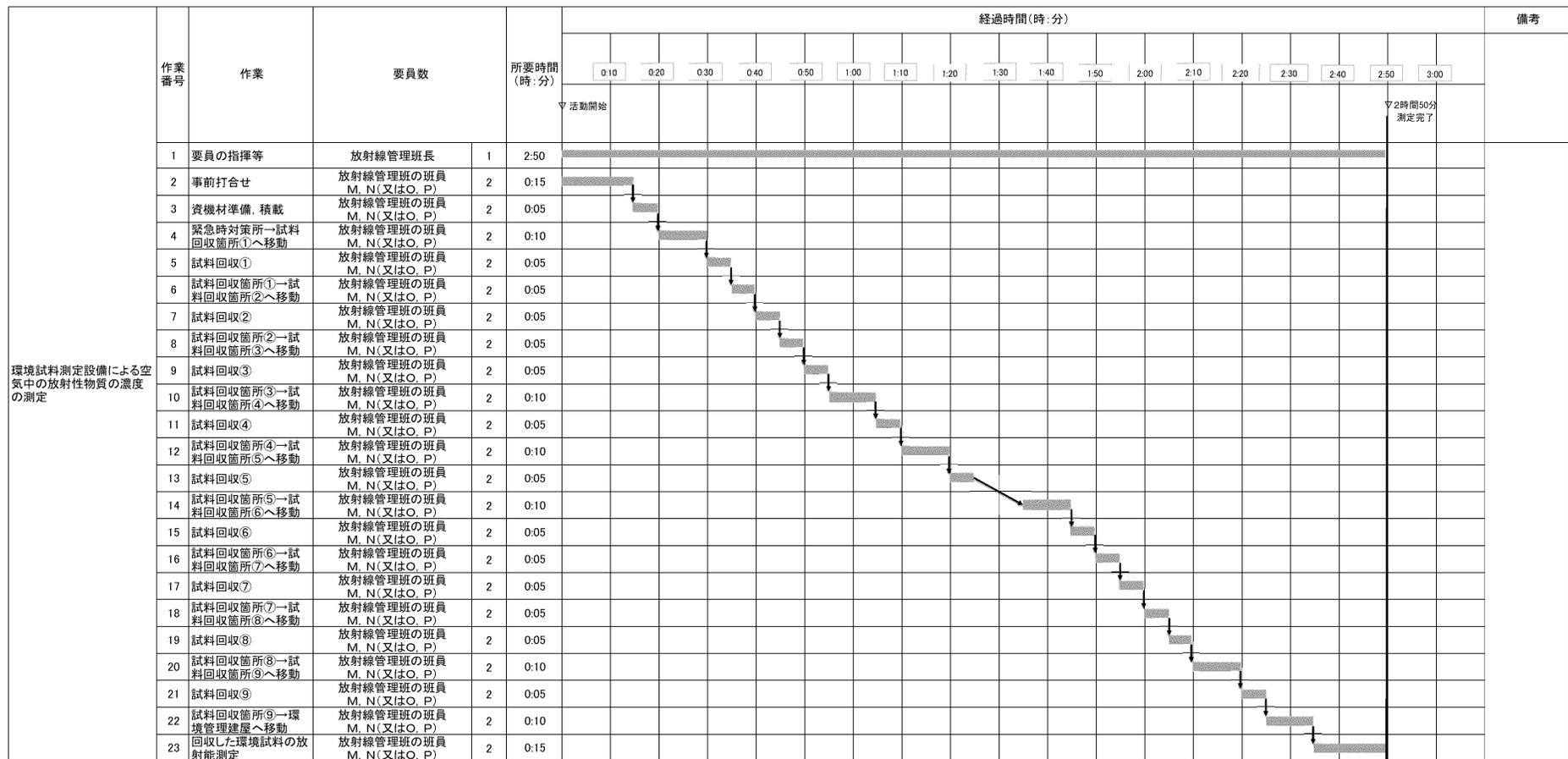
第2. 1. 8-14 図 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度、線量及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定及び可搬型風向風速計による風向及び風速の測定のタイムチャート

	作業番号	作業	要員数	所要時間(時:分)	経過時間(時:分)														備考	
					0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00	2:10			
					<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ▽活動開始 ▽2時間測定完了 </div>															
放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	1	対策活動の指揮	実施責任者	1	-	[Activity bar from 0:00 to 2:00]														
	2	要員の指揮等	放射線対応班長	1	-	[Activity bar from 0:00 to 2:00]														
	3	事前打合せ	放射線対応班の班員(再処理) A, B	2	0:20	[Activity bar from 0:20 to 0:30]														
	4	測定場所の決定	放射線対応班の班員(再処理) A, B	2	0:20	[Activity bar from 0:30 to 0:40]														
	5	制御建屋→環境管理建屋近傍へ移動	放射線対応班の班員(再処理) A, B	2	0:15	[Activity bar from 0:40 to 0:55]														
	6	放射能観測車準備	放射線対応班の班員(再処理) A, B	2	0:05	[Activity bar from 0:55 to 1:00]														
	7	環境管理建屋近傍→測定場所へ移動	放射線対応班の班員(再処理) A, B	2	0:10	[Activity bar from 1:00 to 1:10]														
	8	測定及び試料採取	放射線対応班の班員(再処理) A, B	2	0:50	[Activity bar from 1:10 to 2:00]														

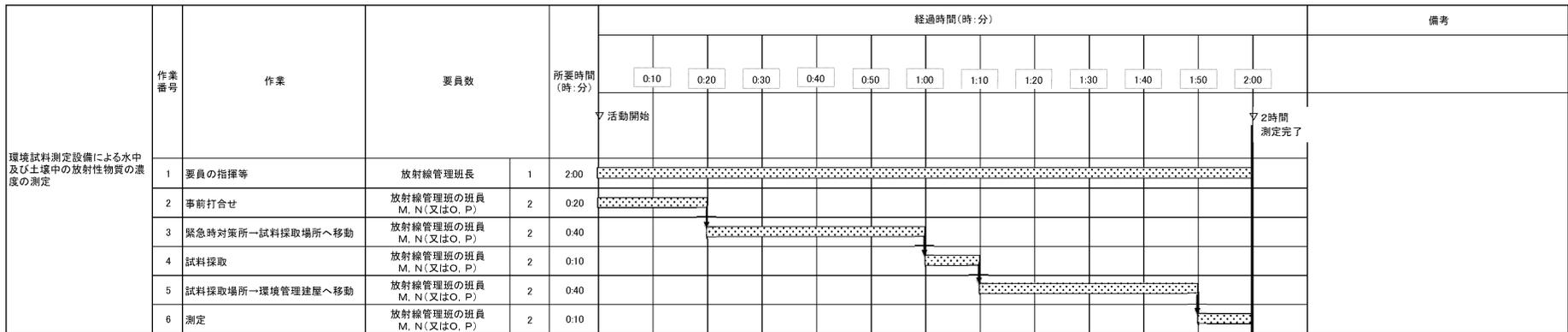
第2. 1. 8-15 図 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のタイムチャート



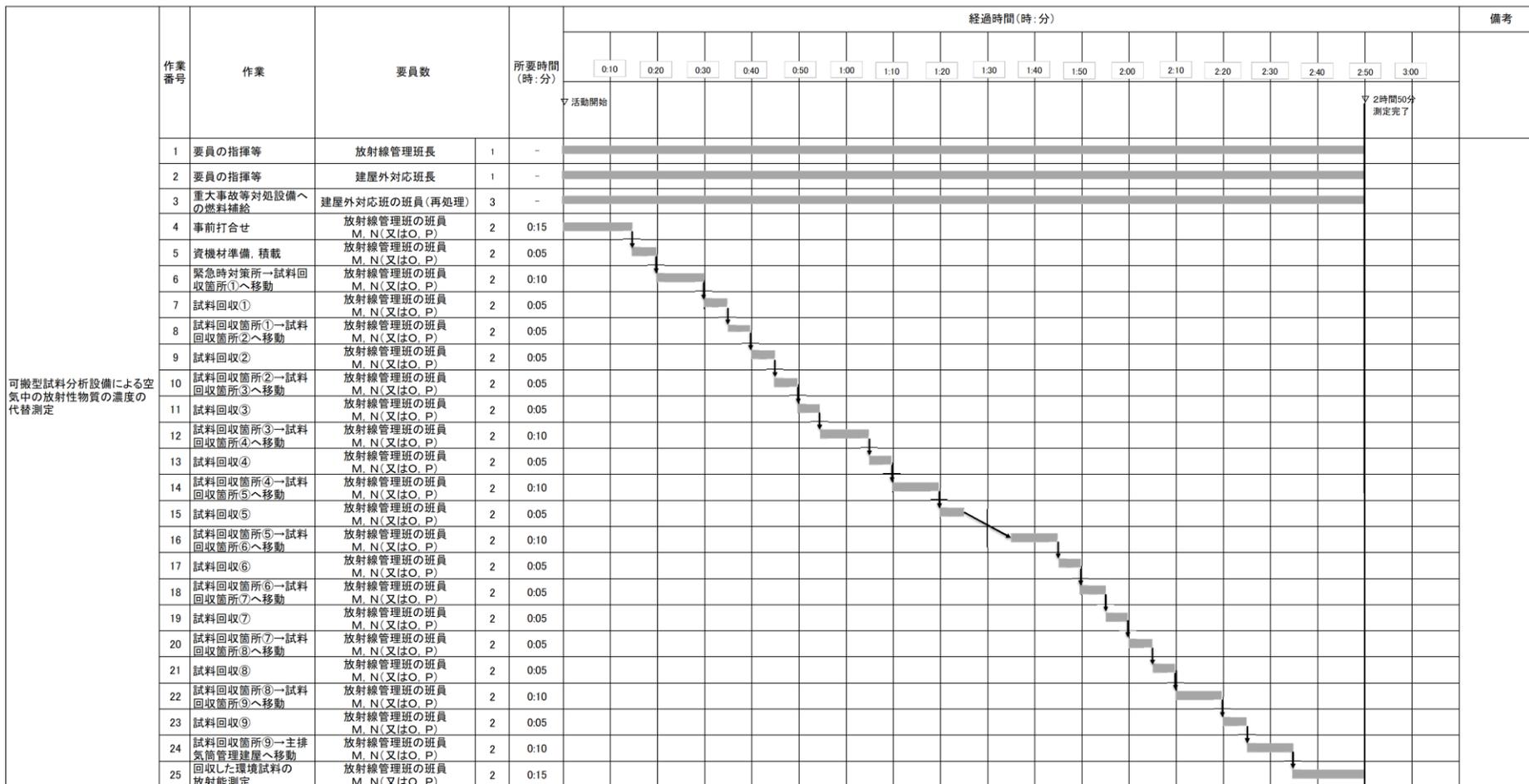
第2. 1. 8-16 図 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のタイムチャート



第2. 1. 8-17 図 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート



第2. 1. 8-18 図 環境試料測定設備による水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート



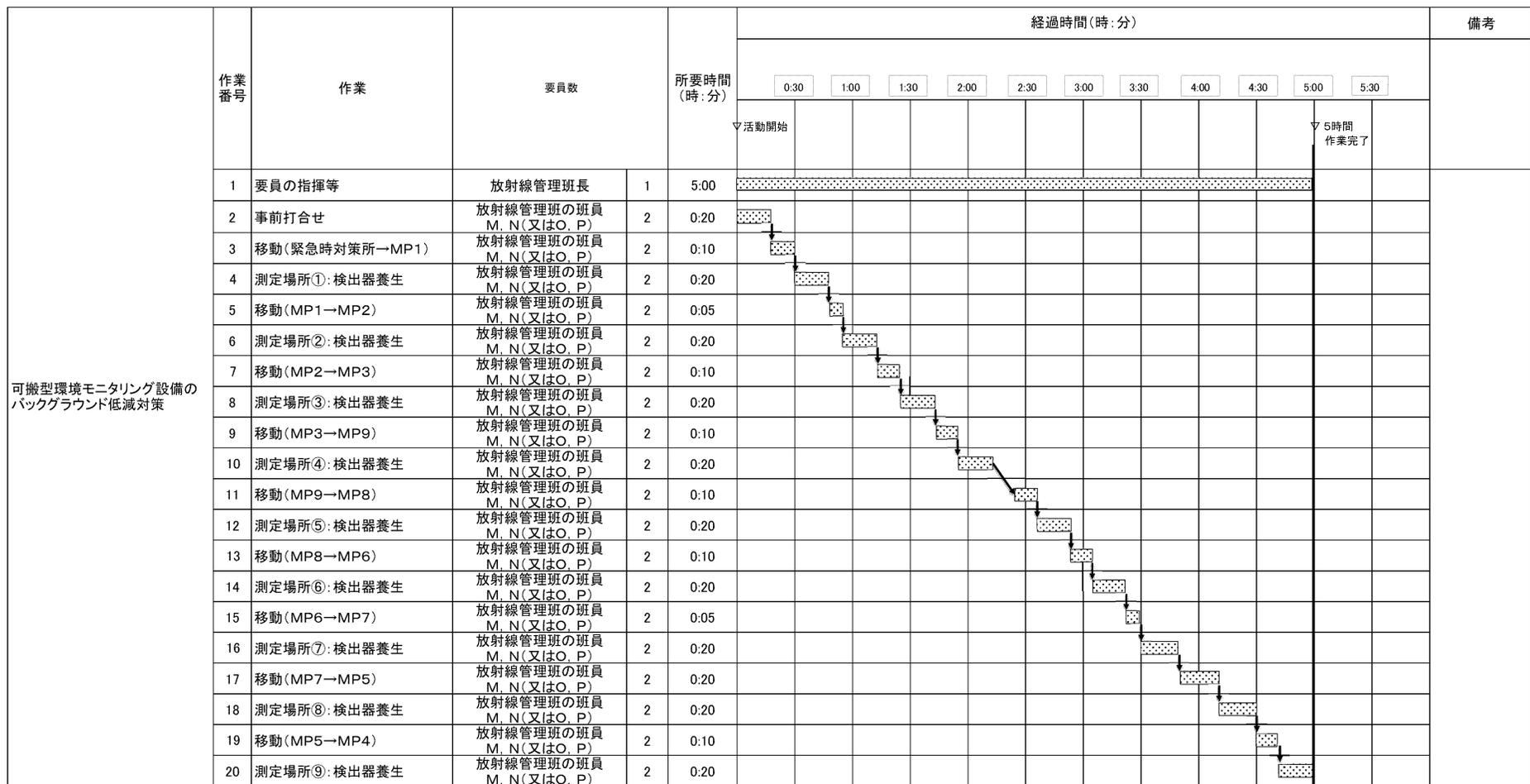
第2. 1. 8-19 図 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定のタイムチャート

作業番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00		
				▽活動開始													▽2時間 測定完了
可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	1 要員の指揮等	放射線管理班長	1	-	[Activity bar from 0:10 to 2:00]												
	2 要員の指揮等	建屋外対応班長	1	-	[Activity bar from 0:10 to 2:00]												
	3 重大事故等対応処設備への燃料補給	建屋外対応班の班員(再処理)	3	-	[Activity bar from 0:10 to 2:00]												
	4 事前打合せ	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Activity bar from 0:20 to 0:30]												
	5 緊急時対策所→試料採取場所へ移動	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:40	[Activity bar from 0:40 to 1:00]												
	6 試料回収	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Activity bar from 1:10 to 1:20]												
	7 試料採取場所→主排気筒管理建屋へ移動	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:40	[Activity bar from 1:40 to 1:50]												
	8 測定	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Activity bar from 1:50 to 2:00]												

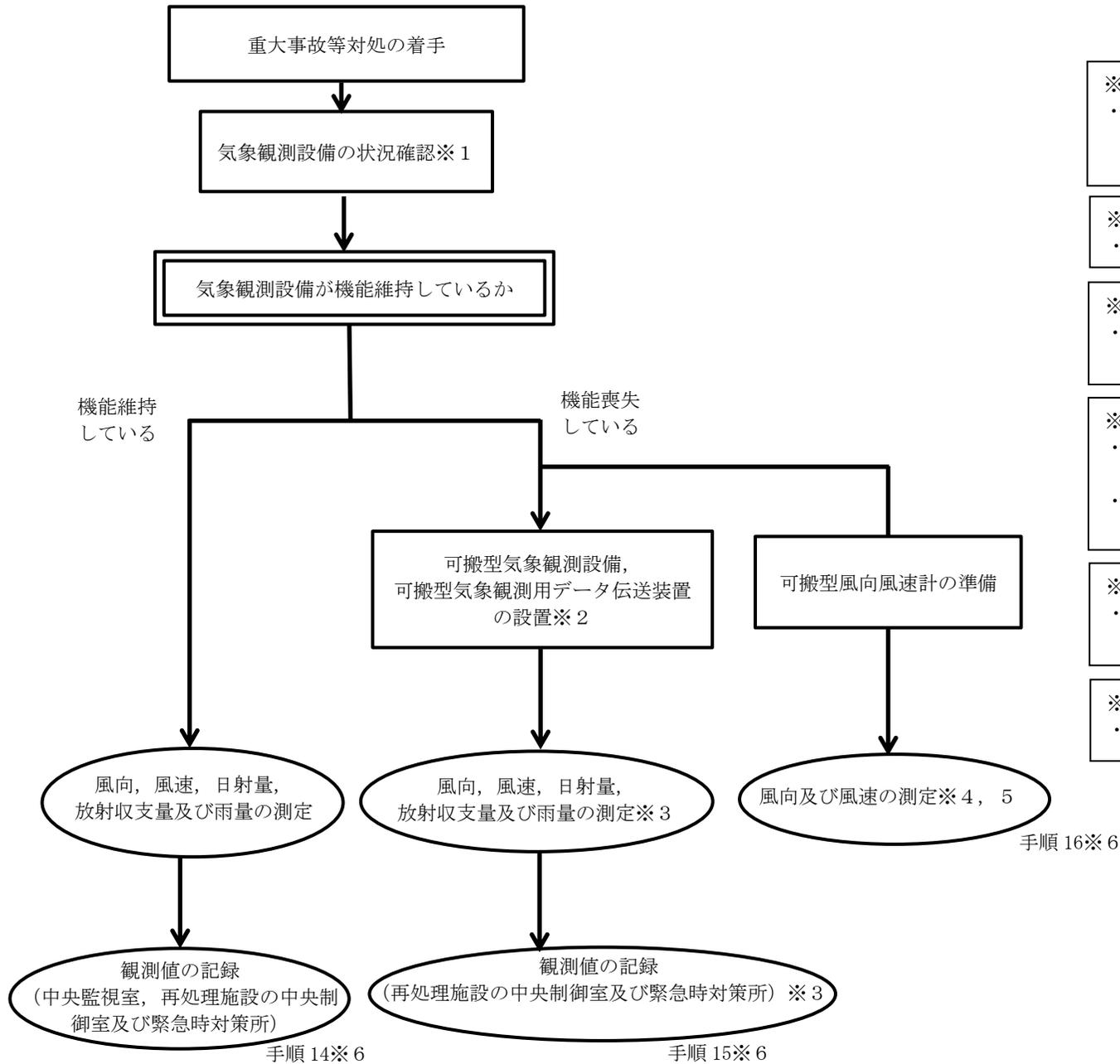
第2. 1. 8-20 図 可搬型試料分析設備による水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート

作業番号	作業	要員数	所要時間(時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30			
				▽活動開始													▽5時間作業完了
1	要員の指揮等	放射線管理班長	1	5:00	[Dotted bar from 0:00 to 5:00]												
2	事前打合せ	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 0:00 to 0:20]												
3	移動(緊急時対策所→MP1)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Dotted bar from 0:10 to 0:20]												
4	MP1: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 0:20 to 0:40]												
5	移動(MP1→MP2)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:05	[Dotted bar from 0:25 to 0:30]												
6	MP2: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 0:30 to 0:50]												
7	移動(MP2→MP3)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Dotted bar from 0:40 to 0:50]												
8	MP3: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 0:50 to 1:10]												
9	移動(MP3→MP9)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Dotted bar from 1:00 to 1:10]												
10	MP9: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 1:10 to 1:30]												
11	移動(MP9→MP8)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Dotted bar from 1:20 to 1:30]												
12	MP8: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 1:30 to 1:50]												
13	移動(MP8→MP6)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Dotted bar from 1:40 to 1:50]												
14	MP6: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 1:50 to 2:10]												
15	移動(MP6→MP7)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:05	[Dotted bar from 2:05 to 2:10]												
16	MP7: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 2:10 to 2:30]												
17	移動(MP7→MP5)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 2:30 to 2:50]												
18	MP5: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 2:50 to 3:10]												
19	移動(MP5→MP4)	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:10	[Dotted bar from 3:00 to 3:10]												
20	MP4: 検出器養生及び換気停止	放射線管理班の班員 M, N(又はO, P)	2	0:20	[Dotted bar from 3:10 to 3:30]												

第2. 1. 8-21 図 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート



第2. 1. 8-22 図 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策のタイムチャート



※1
 ・環境監視盤又は気象盤の状況確認により、電源が喪失している又は故障警報が発生している場合には、気象観測設備が機能喪失したと判断する。

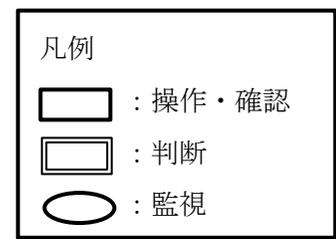
※2
 ・周囲に大きな障害物のない開けた場所に設置する。

※3
 ・気象観測設備が復旧した場合、気象観測設備により、測定及び記録を行う。

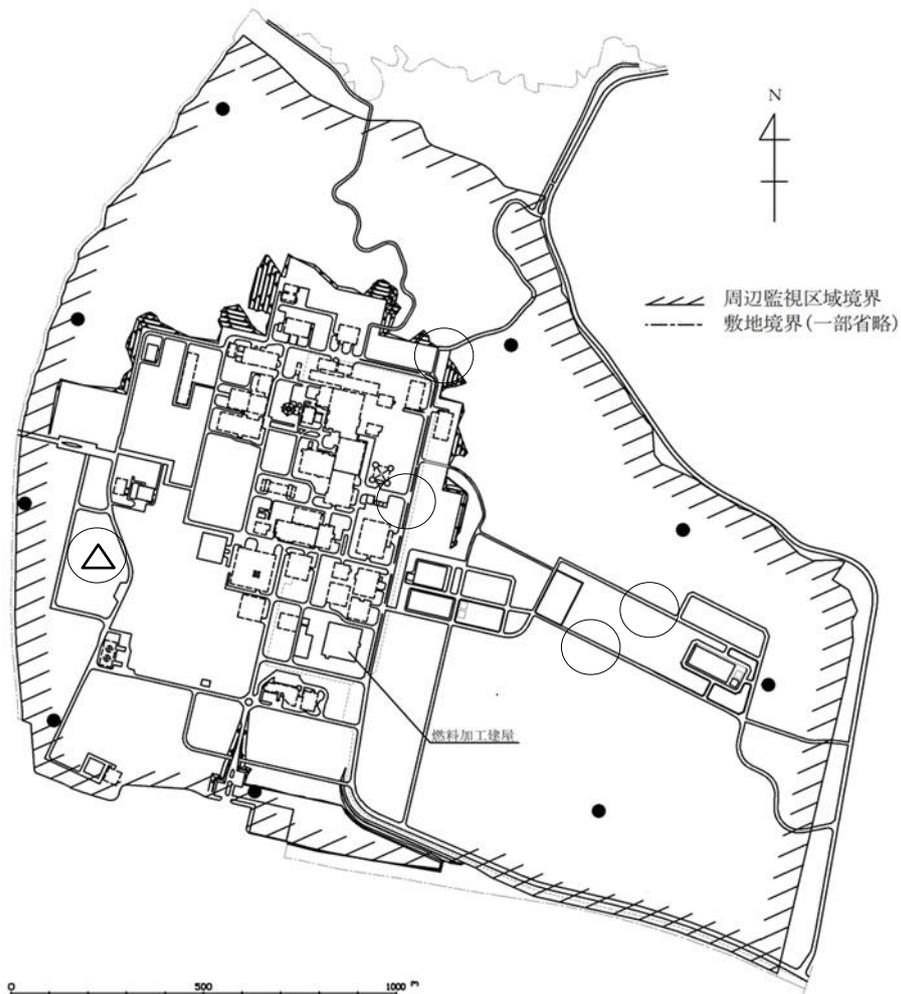
※4
 ・周囲に大きな障害物のない開けた場所にて測定する。
 ・可搬型気象観測設備を設置するまでの間、定期的に測定する。

※5
 ・外部からの気象情報の取得が可能な場合は、活用する。

※6
 ・2.1.8-2表の手順等の番号。



第2.1.8-23図 気象観測の手順の概要



○ 可搬型気象観測設備の設置場所の例

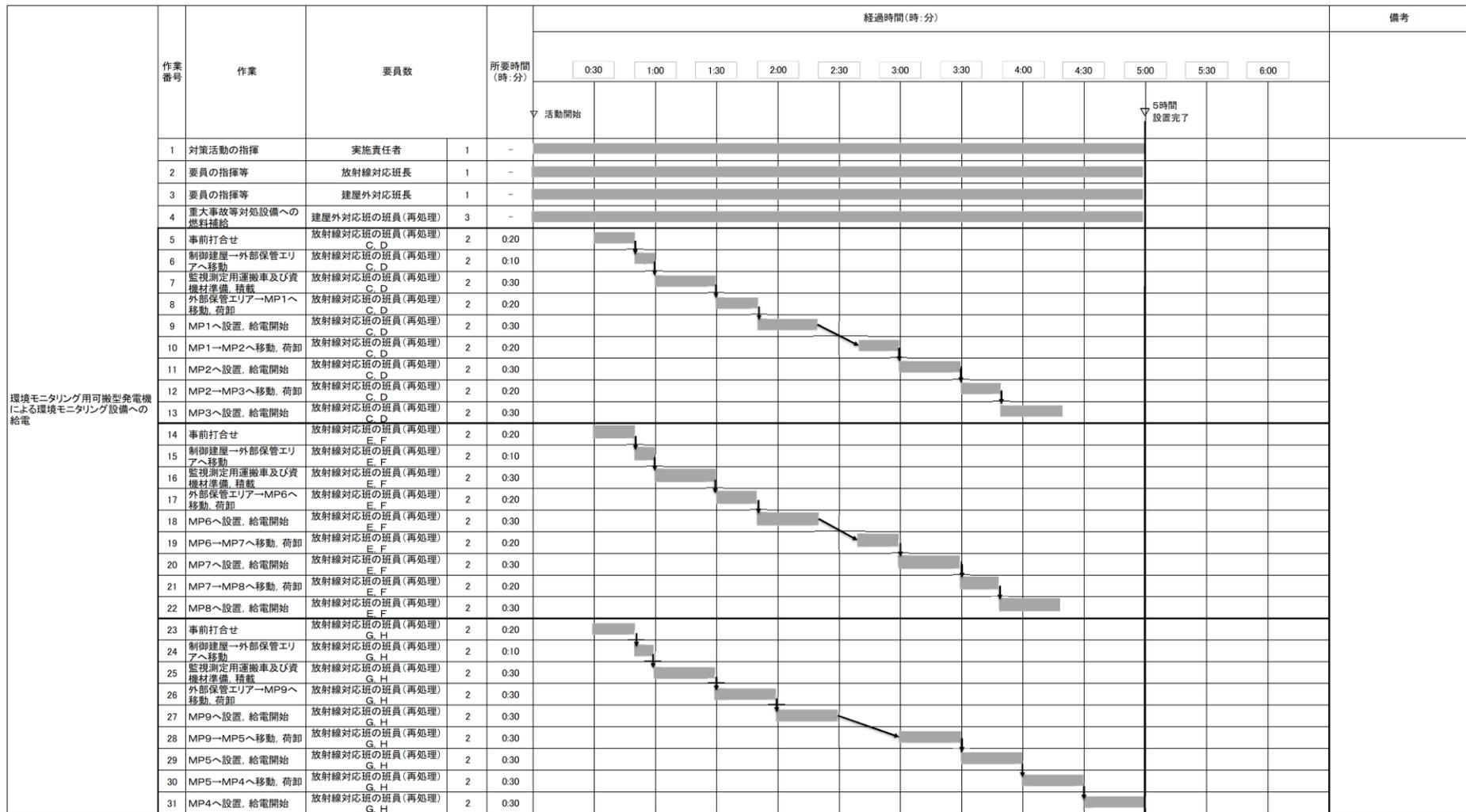
△ 気象観測設備

● 環境モニタリング設備

第 2 . 1 . 8 - 24 図 可搬型気象観測設備の設置場所の例



第2.1.8-25 図 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定のタイムチャート



第2.1.8-26 図 環境モニタリング用可搬型発電機によるモニタリングポスト等へ給電のタイムチャート



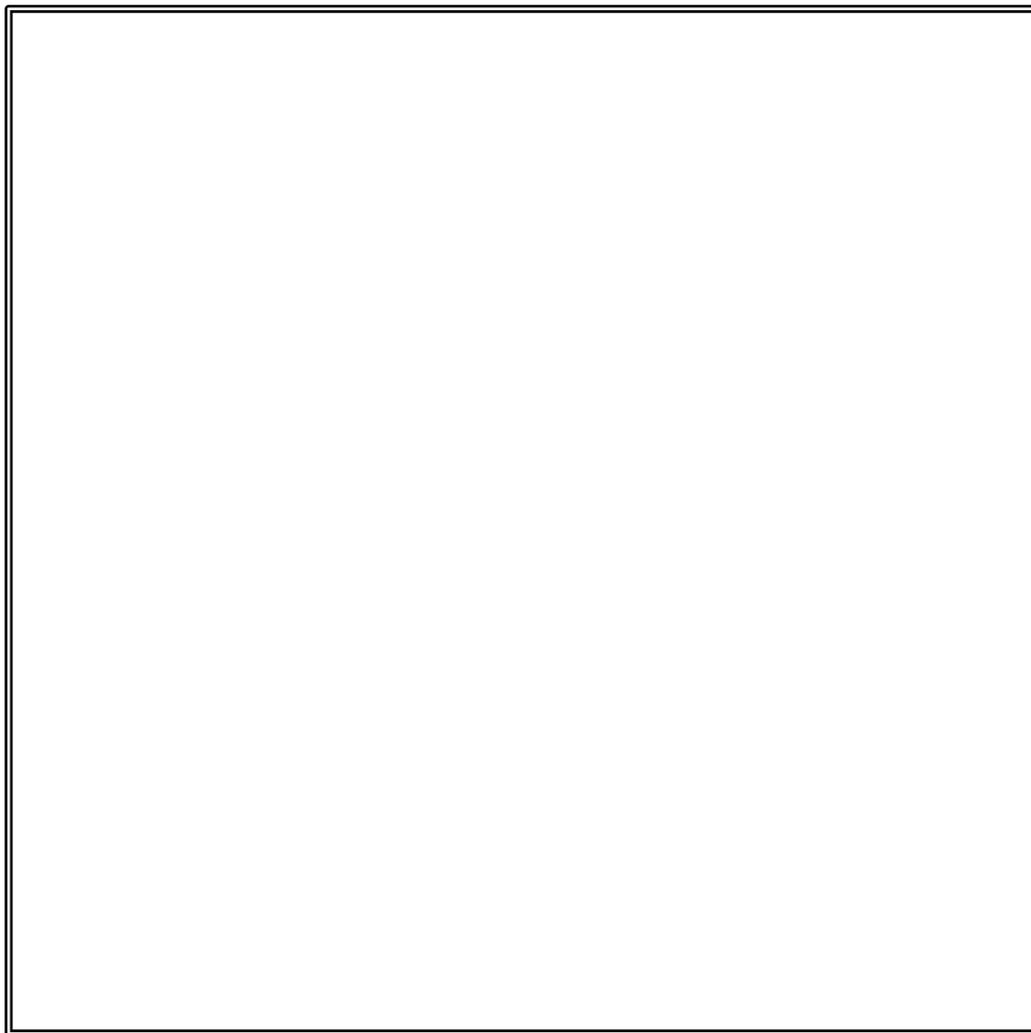
【凡例】

- : アクセスルート (第1ルート)
- : アクセスルート (第2ルート)
-  : 可搬型重大事故等対処設備
保管場所

※1 排気モニタリングの実施

2.1.8-27 図 「監視測定設備」排気モニタリングのアクセスルート (燃料加工建屋 地下1階)

 は核不拡散上の観点から公開できません。



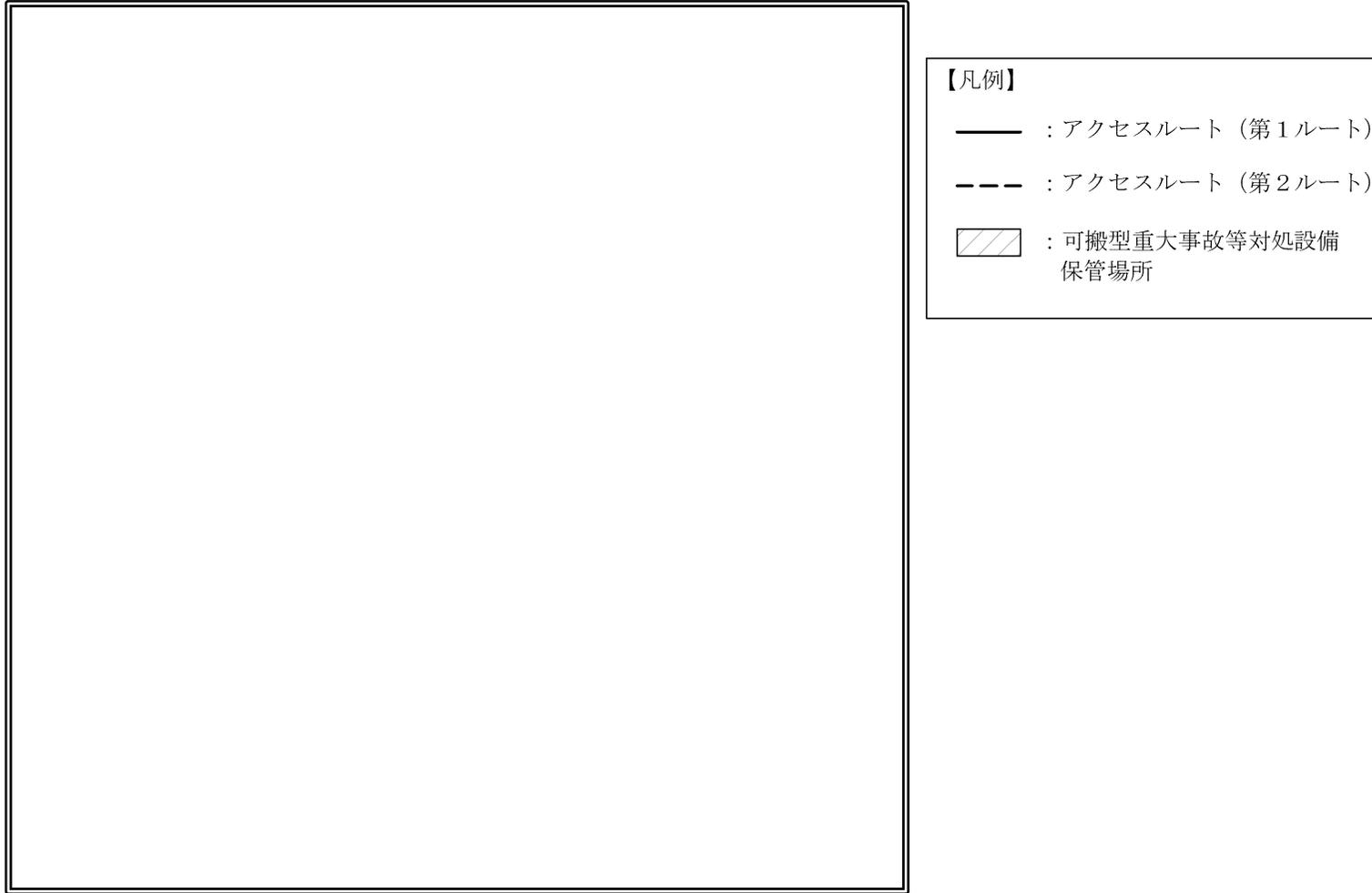
【凡例】

—— : アクセスルート (第1ルート)

---- : アクセスルート (第2ルート)

2.1.8-28 図 「監視測定設備」排気モニタリングのアクセスルート (燃料加工建屋 地上1階)

 は核不拡散上の観点から公開できません。



2.1.8-29 図 「監視測定設備」環境モニタリング及び気象観測のアクセスルート
(燃料加工建屋 地上1階)

□ は核不拡散上の観点から公開できません。

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
技術的能力(2.1.2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等)

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2.1.2-1	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	7/17	5	
補足説明資料2.1.2-2	自主対策設備仕様	7/17	5	
補足説明資料2.1.2-3	重大事故対策の成立性	7/17	5	
補足説明資料2.1.2-4	重大事故等対処施設を用いた対応と自主対策を並行して実施した場合の悪影響の防止について	7/17	5	

令和2年7月17日 R5

補足説明資料2. 1. 2-1

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（1 / 6）

技術的能力審査基準（2. 1. 2）	番号	事業許可基準規則（第 29 条）	技術基準規則（第 25 条）	番号
<p>【本文】 MOX燃料加工事業者において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な以下の手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	—	<p>【本文】 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p>	<p>【本文】 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。</p>	—
<p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等</p>	①	<p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備</p>	<p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備</p>	⑥
<p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な手順等</p>	②	<p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p>	<p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p>	⑦
<p>【解釈】 1 「核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等」とは、例えば、飛散又は漏えいの原因が火災であれば消火設備の配備及び建物内に飛散又は漏えいした核燃料物質を回収する手段の配備等の、核燃料物質等の建物内への飛散又は漏えい防止するための手順等及び核燃料物質を回収するための手順等をいう。</p>	③	<p>【解釈】 1 第1号に規定する「核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備」とは、例えば、飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するための設備や、核燃料物質を回収するためのサイクロン集塵機等をいう。</p>	—	⑧
		<p>2 1号に規定する「設備」の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p>	—	⑨
<p>2 「核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な手順等」とは、例えば、換気設備の代替の高性能エアフィルタ付き局所排気設備の配備等の核燃料物質等を閉じ込める機能が喪失した建物及び換気設備の機能回復のための手順等をいう。</p>	④	<p>3 第2号に規定する「核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備」とは、例えば、換気設備の代替となる高性能エアフィルタ付き局所排気設備等をいう。</p>	—	⑩
		<p>4 第2号に規定する「設備」の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p>	—	⑪
<p>3 上記の1、2の手段等には、対策を実施するために必要となる電源及び施設の状態を監視するための手順等を含む。</p>	⑤	—	—	—

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（2／6）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火	遠隔消火装置	新設	①③⑥⑧⑨	—	核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火	グローブボックス局所消火装置
	予備混合装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		火災状況確認用カメラ
	均一化混合装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	造粒装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	添加剤混合装置Aグローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	プレス装置A(プレス部)グローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	添加剤混合装置Bグローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	プレス装置B(プレス部)グローブボックス	新設	①③⑥⑧⑨	—		—
	可搬型グローブボックス温度表示端末	新設 (可搬)	①③⑤⑥⑧	—		—
	火災状況確認用温度計	新設	①③⑤⑥⑧⑨	—		—
	火災状況確認用温度表示装置	新設	①③⑤⑥⑧	—		—
燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策	ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ	新設	①③⑥⑧	—	核燃料物質を燃料加工建屋内に閉じ込めるための対策	—
	グローブボックス排風機入口 手動ダンパ	新設	①③⑥⑧	—		—
	工程室排風機入口手動ダンパ	新設	①③⑥⑧	—		—
	グローブボックス排気閉止ダンパ	新設	①③⑥⑧	—		—
	工程室排気閉止ダンパ	新設	①③⑥⑧	—		—
	予備混合装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	均一化混合装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	造粒装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	添加剤混合装置Aグローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	プレス装置A(プレス部)グローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	添加剤混合装置Bグローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	プレス装置B(プレス部)グローブボックス	新設	①③⑥⑧	—		—
	可搬型ダンパ出口風速計	新設 (可搬)	①③⑤⑥⑧	—		—

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（3 / 6）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
核燃料物質の回収	可搬型ダストサンプラ	新設 (可搬)	①③⑥⑧	—	核燃料物質の回収	可搬型工程室監視カメラ
	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	新設 (可搬)	①③⑥⑧	—		—

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（4／6）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
閉じ込める機能の回復	ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ	新設	②④⑦⑩	—	閉じ込める機能の回復	<u>グローブボックス排風機</u>
	可搬型排風機付フィルタユニット	新設 (可搬)	②④⑦⑩	—		<u>排気筒</u>
	可搬型フィルタユニット	新設 (可搬)	②④⑦⑩	—		<u>受電開閉設備</u>
	可搬型ダクト	新設 (可搬)	②④⑦⑩	—		<u>受電変圧器</u>
	予備混合装置グローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</u>
	均一化混合装置グローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線</u>
	造粒装置グローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>MOX燃料加工施設の6.9kV運転予備用母線</u>
	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>MOX燃料加工施設の6.9kV常用母線</u>
	添加剤混合装置Aグローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>MOX燃料加工施設の6.9kV非常用母線</u>
	プレス装置A(プレス部)グローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>MOX燃料加工施設の460V非常用母線</u>
	添加剤混合装置Bグローブボックス	新設	②④⑦⑩	—		<u>MOX燃料加工施設の460V非常用母線</u>
プレス装置B(プレス部)グローブボックス	新設	②④⑦⑩	—	<u>排気モニタ</u>		

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（5／6）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
閉じ込める機能の回復	可搬型発電機	新設 (可搬)	②④⑤⑦⑩	—	閉じ込める機能の回復	—
	可搬型分電盤	新設 (可搬)	②④⑤⑦⑩	—		—
	可搬型電源ケーブル	新設 (可搬)	②④⑤⑦⑩	—		—
	第1軽油貯槽	新設	②④⑦⑩	—		—
	第2軽油貯槽	新設	②④⑦⑩	—		—
	軽油用タンクローリ	新設 (可搬)	②④⑦⑩	—		—
	可搬型放出管理分析設備 放射能測定装置	新設	②④⑦⑩	—		—
	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	新設 (可搬)	②④⑦⑩	—		—

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（6 / 6）

技術的能力審査基準（2. 1. 2）	適合方針
<p>【本文】 MOX燃料加工事業者において、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な以下の手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	—
<p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等</p>	<p>火災による核燃料物質の飛散又は漏えいを未然に防止するための手段として、閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な計装設備及びを用いた火災の感知及び消火並びに漏えい防止設備を用いた核燃料物質を燃料加工建屋内に閉じ込めるために必要な手順等を整備する。 上記の対策の完了後に工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な手順等</p>	<p>工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の回収時の作業環境を改善するために、MOX燃料加工施設の閉じ込める機能を回復するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>【解釈】 1 「核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な手順等」とは、例えば、飛散又は漏えいの原因が火災であれば消火設備の配備及び建物内に飛散又は漏えいした核燃料物質を回収する手段の配備等の、核燃料物質等の建物内への飛散又は漏えい防止するための手順等及び核燃料物質を回収するための手順等をいう。</p>	—
<p>2 「核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な手順等」とは、例えば、換気設備の代替の高性能エアフィルタ付き局所排気設備の配備等の核燃料物質等を閉じ込める機能が喪失した建物及び換気設備の機能回復のための手順等をいう。</p>	—
<p>3 上記の1、2の手段等には、対策を実施するために必要となる電源及び施設の状態を監視するための手順等を含む。</p>	—

令和2年7月17日 R5

補足説明資料 2. 1. 2-2

自主対策設備仕様（1 / 2）

対応手段	機器名称	常設／ 可搬	耐震重要度 分類	個数
核燃料物質等の飛散 又は漏えいの原因と なる火災の消火	グローブボックス局所消 火装置	常設	Cクラス	1式
	火災状況確認用温度計	常設	Cクラス	1式
核燃料物質の回収	可搬型工程室監視カメラ	可搬	—	1式

自主対策設備仕様（2 / 2）

対応手段	機器名称	常設／可搬	耐震重要度分類	個数
閉じ込める機能の回復	グローブボックス排風機	常設	Sクラス	2基
	排気筒	常設	Cクラス	1基
	受電開閉設備	常設	Cクラス	1式
	受電変圧器	常設	Cクラス	1式
	<u>第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>MOX燃料加工施設の6.9kV運転予備用母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>MOX燃料加工施設の6.9kV常用母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>MOX燃料加工施設の6.9kV非常用母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>MOX燃料加工施設の460V非常用母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>MOX燃料加工施設の460V非常用母線</u>	常設	Cクラス	1式
	<u>排気モニタ</u>	常設	Cクラス	1式

令和2年7月17日 R5

補足説明資料2. 1. 2-3

重大事故対策の成立性

1. 火災による閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策の対応手段

(1) 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火

① 所要時間

作業内容	想定作業時間	備考
安全系監視制御盤の状況確認 火災状況確認用温度表示装置の確認, 可搬型グローブボックス温度表示端末 の運搬, 接続及び確認	<u>最短3分</u> (最大15分*)	簡易な操作である。 ※地震による不感時間(10分) を含む。
遠隔消火装置の中央監視室からの盤の 操作による遠隔手動起動又は遠隔消火 装置の中央監視室近傍からの弁の操作 による遠隔手動起動	<u>最短1分</u> (最大5分)	簡易な操作である。

② 操作の成立性

作業環境：建屋内の照明消灯時においても，可搬型照明及びヘッドライトを携行している。

移動経路：可搬型照明及びヘッドライトを携行しており近接可能である。また，アクセスルートにおける火災，溢水及び放射性物質の影響等の対処の阻害要因については，その状況に応じて，適切なアクセスルートの選定，対処の阻害要因の除去を行うため，アクセスルートに支障はない。

操作性：操作は簡易な操作，盤操作，弁操作及び接続操作であり容易に操作可能である。

連絡手段：中央監視室又は中央監視室近傍での作業であるため，現場作業をする対策作業員は中央監視室のMOX燃料加工施設対策班長との連絡が可能であ

る。

(2) 燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策

① 所要時間

作業内容	想定作業時間	備考
グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの遠隔手動閉止又は グローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパの現場手動閉止	<u>最短 1 分</u> <u>最大 20 分</u>	簡易な操作である。 全送排風機の停止後に実施する。 ※地震による不感時間（10分）を含む。
<u>可搬型ダンパ出口風速計の接続，風速の確認</u>	<u>10 分</u>	<u>簡易な操作である。</u>

② 操作の成立性

作業環境：建屋内の照明消灯時においても、可搬型照明及びヘッドライトを携行している。また、適切な防護具（呼吸器，アノラックスーツ，線量計等）を着用又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明及びヘッドライトを携行しており近接可能である。また、アクセスルートにおける火災，溢水及び放射性物質の影響等の対処の阻害要因については、その状況に応じて、適切なアクセスルートの選定，対処の阻害要因の除去を行うため、アクセスルートに支障はない。

操作性：操作は盤操作，ダンパ操作及び接続操作であり容易に操作可能である。

連絡手段：現場作業をする対策作業員は現場への移動時に可

搬型通話装置又は所内携帯電話を携行するため、中央監視室のMOX燃料加工施設対策班長との連絡が可能である。

(3) 核燃料物質の回収

① 所要時間

作業内容	想定作業時間	備考
ウエス等の資機材の確認,運搬, 設置	1 時間 30 分	—
核燃料物質の回収	1 時間 30 分	必要に応じて繰り返し

② 操作の成立性

作業環境：建屋内の照明消灯時においても、可搬型照明及びヘッドライトを携行している。また、適切な防護具（呼吸器、アノラックスーツ、線量計等）を着用又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明及びヘッドライトを携行しており近接可能である。また、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火の対策及び燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策の完了後に実施することから、状況に応じた移動経路の選定及び移動の阻害要因の除去を行う。

連絡手段：現場作業をする対策作業員は現場への移動時に可搬型通話装置又は所内携帯電話を携行するため、中央監視室のMOX燃料加工施設対策班長との連

絡が可能である。

(4) 閉じ込める機能の回復

① 所要時間

作業内容	想定作業時間*	備考
地下3階の状況確認,可搬型ダストサンプラの運搬,設置,起動,測定及び沈降確認	—	工程室に漏えいしたMOX粉末が床面に沈降するまでには約43分から3.5時間かかると考えられる。
可搬型ダクト, 可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの運搬	30分	—
可搬型ダクトの接続並びに可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの設置	2時間30分	—
グローブボックス排気系の状況確認	1時間30分	—
可搬型排風機付フィルタユニットの起動(気流確認) 又は グローブボックス排風機の起動(気流確認)	30分	—

※ 対策作業のみに必要となる時間であり, 作業場所への移動時間及び要員の装備の装着時間を含まない。

② 操作の成立性

作業環境：建屋内の照明消灯時においても, 可搬型照明及びヘッドライトを携行している。また, 適切な防護具(呼吸器, アノラックスーツ, 線量計等)を着用又は携行して作業を行う。

移動経路：可搬型照明及びヘッドライトを携行しており近接可能である。また, 核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災の消火の対策及び燃料加工建屋外への放出経路を閉止するための対策の完了後に実施することから, 状況に応じた移動経路の選定及び移動の阻害要因の除去を行う。

操作性　：操作は簡易な操作及び接続操作であり容易に操作可能である。

連絡手段　：現場作業をする対策作業員は現場への移動時に可搬型通話装置又は所内携帯電話を携行するため、中央監視室のMOX燃料加工施設対策班長との連絡が可能である。

令和2年7月17日 R5

補足説明資料2. 1. 2-4

重大事故等対処設備を用いた対応と自主対策を並行して実施した場合 の悪影響の防止について

1. 火災に対する自動的な消火剤の放出による消火

(1) 要員への悪影響防止

本対策は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス近傍に設置するグローブボックス局所消火装置が、火災による熱により自動的に消火剤を放出することにより、火災を消火するものである。

本対策は、対策作業員の操作を要するものではないため、対策作業員に悪影響を与えることはない。

(2) 設備への悪影響防止

本対策は、重大事故対処設備と独立した異なる設備を使用することから、重大事故等対処設備に悪影響を与えることはない。

2. 中央監視室からの工程室内の状況の確認

(1) 要員への悪影響防止

本対策は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスを設置する工程室に設置するカメラの映像を、中央監視室にて確認する作業である。

本対策は、重大事故等対処設備を用いた対処の補助的なものであることから、対策作業員に悪影響を与えない。

(2) 設備への悪影響防止

本対策は、重大事故対処設備と独立した異なる設備を使用することから、重大事故等対処設備に悪影響を与えることはない。

3. 核燃料物質を回収する前の確認

(1) 要員への悪影響防止

本対策は、核燃料物質を回収する際に、火災によりグローブボックス内及び工程室内に飛散又は漏えいした核燃料物質の状況をカメラにより確認する作業である。

本対策は、重大事故等対処設備を用いた対処に係る要員及び作業時間を考慮して、本対策を実施するための要員及び作業時間を確保可能な場合に着手することとしていることから、対策作業員に悪影響を与えない。

(2) 設備への悪影響防止

本対策は、重大事故対処設備と独立した異なる設備を使用することから、重大事故等対処設備に悪影響を与えることはない。

4. 常設の排風機を用いた閉じ込める機能の回復

(1) 要員への悪影響防止

本対策は、常設であるグローブボックス排風機を使用して閉じ込める機能の回復を行う作業である。

閉じ込める機能の回復については、対策自体に時間制限がなく、本対策を実施できる環境である場合に着手することとしていることから、対策作業員に悪影響を与えない。

(2) 設備への悪影響防止

本対策は、重大事故等対処設備を使用した閉じ込める機能の回復に係る対策と同時に行うことはないことから、重大事故等対処設備に悪影響を与えることはない。

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

令和2年7月17日 R6

2.1.7 電源の確保に関する手順等

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2.1.7-1	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	<u>7/15</u>	<u>5</u>	
補足説明資料2.1.7-2	給電対象負荷リスト	<u>7/17</u>	<u>5</u>	

補足説明資料 2.1.7-2

給電対象負荷リスト

可搬型発電機から給電する負荷

【燃料加工建屋】

- 可搬型排風機付フィルタユニット
- 可搬型排気モニタリング設備
- 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置
- 代替通信連絡設備
- 情報把握計装設備

代替通信連絡設備可搬型発電機から給電する負荷

【制御建屋】

- 代替通信連絡設備
- 情報把握計装設備

制御建屋可搬型発電機の負荷

【制御建屋】

- 代替通信連絡設備
- 情報把握計装設備

閉じ込める機能の喪失に対処に使用する設備

【ユーティリティ建屋】

受電変圧器（1号，2号）
6.9 k V 運転予備用主母線

【第2ユーティリティ建屋】

受電変圧器（3号，4号）
6.9 k V 運転予備用主母線
6.9 k V 常用主母線

【制御建屋】

6.9 k V 運転予備用母線
460 V 運転予備用母線
燃料加工建屋データ収集装置（制御建屋設置）
燃料加工建屋用データ表示装置（制御建屋設置）

【燃料加工建屋】

6.9 k V 非常用母線
6.9 k V 運転予備用母線
460 V 非常用母線
460 V 運転予備用母線
グローブボックス温度監視装置
グローブボックス負圧・温度監視装置
燃料加工建屋データ収集装置（燃料加工建屋設置）